

令和7年度 川崎市包括外部監査の結果報告書

公園緑地等の整備・維持管理等に関する財務事務
の執行及び関連業務を行う公益財団法人川崎市公
園緑地協会の出納その他の事務の執行について

**令和8年2月
川崎市包括外部監査人
公認会計士 松原 創**

目 次

第1 外部監査の概要 · · · · ·	1
1. 外部監査の種類 · · · · ·	1
2. 選定した特定の事件（テーマ） · · · · ·	1
3. 監査対象期間 · · · · ·	1
4. 監査対象部局等名 · · · · ·	1
5. 監査実施期間 · · · · ·	2
6. 監査補助者 · · · · ·	2
7. 特定の事件の選定理由 · · · · ·	2
8. 監査の視点 · · · · ·	6
9. 主な監査手続等 · · · · ·	6
10. 監査の結果 · · · · ·	7
11. 利害関係 · · · · ·	7
第2 事業の概要 · · · · ·	8
1. 川崎市の公園緑地の現況について · · · · ·	8
(1) 公園緑地の整備について · · · · ·	8
(2) 公園緑地の設置状況について · · · · ·	9
(3) 公園緑地等の維持管理について · · · · ·	11
2. 公園緑地に係る計画について · · · · ·	13
(1) 公園緑地に係る計画の体系について · · · · ·	13
(2) 川崎市緑の基本計画について · · · · ·	13
(3) 川崎市緑の実施計画について · · · · ·	14
(4) パークマネジメント推進方針について · · · · ·	16
3. 公園緑地に係る事務を所掌する組織の状況について · · · · ·	18
(1) 建設緑政局の組織及び所掌事務について · · · · ·	18
(2) 区役所道路公園センターの所掌事務について · · · · ·	20
4. 公園緑地に係る決算額の推移について · · · · ·	22
第3 外部監査結果の総括 · · · · ·	23
1. 包括外部監査の特徴と留意事項について · · · · ·	23
2. 監査結果について · · · · ·	25
3. 監査結果の総括 · · · · ·	31
第4 各論としての外部監査結果 · · · · ·	37
I 公園緑地事業の監査結果について · · · · ·	37
1. 富士見公園の監査結果について · · · · ·	37
(1) 概 要 · · · · ·	37

(2) 手 続	43
(3) 結 果	43
① 公園内の施設損壊等の迷惑行為への対応について	43
② 指定管理業務における労働環境の評価について	46
③ 南側の樹木管理の情報共有について	48
④ 指定管理者による備品等の管理業務について	49
⑤ 相撲場の状況について	52
⑥ 駐車場の利用状況について	55
⑦ Park-PFI 事業の収支報告について	58
2. 大師公園の監査結果について	62
(1) 概 要	62
(2) 手 続	66
(3) 結 果	66
① 公有財産の管理について	66
② 故障中のエンジン刈払機（2台）について	68
③ 砂場の管理状況と対応について	69
④ 園内除草業務の要求水準の見直しについて	72
⑤ 案内板・掲示板の外国語表記について	74
⑥ 指定管理者の収支計画・実績に対するモニタリングについて	77
⑦ 指定管理業務の評価・モニタリング内容について	79
⑧ 濑秀園の管理負担と収益化について	81
⑨ Park-PFI 制度の導入可能性の検討について	83
3. 御幸公園の監査結果について	86
(1) 概 要	86
(2) 手 続	87
(3) 結 果	87
① 設置許可について	87
② 通勤・通学目的での駐輪について	89
③ 周辺地域の就業者による園内喫煙所の利用について	91
④ シェアサイクルポートの占用料の計算について	92
⑤ 行為許可使用料の設定について	94
4. 中原平和公園の監査結果について	96
(1) 概 要	96
(2) 手 続	99
(3) 結 果	99
① 備品管理について	99

② 公園施設の安全管理及び施設損壊事案への対応について ······	100
③ 出入口階段の転倒リスクについて ······	102
④ 公園内ベンチの汚れ及び劣化について ······	103
⑤ 公園のバリアフリー対応について ······	104
⑥ 野外音楽堂における私物放置への対応について ······	106
5. 等々力緑地の監査結果について ······	108
(1) 概 要 ······	108
(2) 手 続 ······	118
(3) 結 果 ······	118
① 什器・備品等保守管理業務について ······	118
② 遊具の維持管理業務について ······	124
③ 施設設備の不具合の周知方法について ······	128
④ 使用料のキャンセルに係る管理について ······	129
⑤ 減免申請書の記載について ······	132
⑥ プロフィットシェアリングについて ······	133
⑦ 駐車場の待機列解消施策と料金体系のあり方について ······	137
⑧ 指定管理者による社会的価値向上の取組について ······	140
6. 生田緑地の監査結果について ······	144
(1) 概 要 ······	144
(2) 手 続 ······	155
(3) 結 果 ······	155
① 生田緑地内に残置された不明設備の取扱いについて ······	156
② 売店の設置許可について ······	157
③ 東口駐車場の大型バス駐車スペースの取扱いについて ······	160
④ 指定管理者従業員の執務状況について ······	164
⑤ グリーンアドベンチャーについて ······	165
⑥ 枢形山展望台能舞台の状況と多様な方法による利活用の促進について ···	169
⑦ 土地買収の検討について ······	171
7. 川崎国際生田緑地ゴルフ場の監査結果について ······	174
(1) 概 要 ······	174
(2) 手 続 ······	179
(3) 結 果 ······	180
① 備品の管理について ······	180
② ゴルフ場内に残置された故障品の扱いについて ······	183
③ 公有財産の管理について ······	184
④ 指定管理者の総務・経理の体制について ······	186

⑤ 他の公園施設の紹介につながる取組の展開について	187
⑥ 利用料金体系のあり方について	189
⑦ 緑化等協力金の現状について	190
⑧ 納付金の算定根拠について	193
⑨ 中長期的視点での利益還元の方法について	194
8. 生田緑地ばら苑の監査結果について	197
(1) 概 要	197
(2) 手 続	203
(3) 結 果	203
① 未許可の募金行為について	203
② 委託した事実を確認できない駐車場管理業務について	204
③ 再委託の承諾手続について	206
④ 一般開放時を含む業務実施報告について	207
9. 王禅寺ふるさと公園の監査結果について	209
(1) 概 要	209
(2) 手 続	212
(3) 結 果	212
① 公有財産台帳に登載されていない建築物について	212
② 公園敷地から伸長する植物への対応について	213
③ 管理事務所の施錠管理について	215
④ 苦情処理対応簿の年度内未処理事案の管理方法について	215
⑤ 公園内の施設の修繕計画について	216
10. 多摩川緑地の監査結果について	218
(1) 概 要	218
(2) 手 続	230
(3) 結 果	230
① 多摩川緑地パークボール場について	231
ア. 不用物品について	231
イ. 場内設備の整備について	234
ウ. アンケート回収方法の検討について	236
エ. 広報等に関する業務について	238
② 多摩川緑地バーベキュー広場について	240
ア. 多摩川緑地バーベキュー広場における物品管理について	240
イ. 四半期毎の事業報告書の入手について	242
ウ. 月次報告及び年次報告における収支報告書の相違把握について	244
エ. 無断キャンセル時における違約金の把握について	245

③ 二ヶ領せせらぎ館及び大師河原水防センターについて ······	248
ア. プロポーザル方式の採用目的について ······	248
イ. 大師河原水防センターに係る決算書における金額の確認について ······	249
ウ. 大師河原水防センターに係るホームページの更新及び情報発信体制について ······	251
エ. 二ヶ領せせらぎ館に係るアンケートの実施について ······	252
④ 多摩川河川敷駐車場について ······	254
ア. 募集要項における重要情報の不備について ······	254
イ. 許可使用料の免除と利益還元の考え方について ······	255
⑤ 個人からの土地の賃借について ······	258
11. 夢見ヶ崎動物公園の監査結果について ······	260
(1) 概 要 ······	260
(2) 手 続 ······	263
(3) 結 果 ······	264
① 園内の施設改修及び更新の遅れについて ······	264
② 公園施設の維持管理における道路公園センターとの連携について ······	268
③ 設置許可手続の不適切な取扱いについて ······	270
④ 園内での占有的利用に関する対応について ······	271
⑤ 期限切れ動物用医薬品の管理について ······	272
⑥ ブリーディングローンに係る動物の貸与手續について ······	274
⑦ 剥製や骨格標本の管理について ······	276
⑧ 動物舎の面積配置における課題について ······	277
⑨ 清掃業務委託における仕様書及び予定価格設定の妥当性について ······	279
⑩ 持続的運営に向けた新たな財源確保に向けた取組について ······	280
⑪ 地域協働・外部連携の推進について ······	282
12. 緑化センターの監査結果について ······	285
(1) 概 要 ······	285
(2) 手 続 ······	291
(3) 結 果 ······	292
① 公有財産台帳の更新管理について ······	292
② 販売用商品の物理的な管理方法について ······	293
③ 販売用商品の受払管理について ······	294
④ 商品販売における販売単価の設定について ······	295
⑤ アンケート調査結果に対する取組のマーケティングについて ······	296
⑥ ホームページにおいて公表する情報の管理について ······	297
⑦ 危険物の管理について ······	298

⑧ 管理棟天井の修繕計画について ······	300
13. 橋公園の監査結果について ······	302
(1) 概 要 ······	302
(2) 手 続 ······	307
(3) 結 果 ······	307
① Park-PFI 事業の事業収支に関するモニタリングについて ······	307
② Park-PFI 事業の持続可能性に対するリスク対応について ······	310
③ Park-PFI 事業に係る事業評価シートの運用について ······	311
④ 公園内における禁止事項についての看板の設置について ······	315
14. 稲田公園の監査結果について ······	317
(1) 概 要 ······	317
(2) 手 続 ······	320
(3) 結 果 ······	320
① 設置許可を受けていない倉庫等について ······	320
② 自動販売機に附属する空き缶等回収容器の衛生景観面への配慮について ···	322
③ 公園内の危険箇所の点検と注意喚起について ······	324
④ 稲田児童プールの管理状況について ······	325
⑤ 稲田児童プール管理業務等委託料の積算について ······	330
⑥ 稲田児童プールの売店管理に係る許可手続について ······	332
⑦ 稲田公園駐車場の管理許可使用料の免除について ······	333
⑧ 未取得地及び取得済未利用地（未整備部分）への対応について ······	334
15. 公園不法占拠者に対する損害金に係る監査結果について ······	338
(1) 概 要 ······	338
(2) 手 続 ······	339
(3) 結 果 ······	339
① 債権管理の経過について ······	339
② 債務者の特定について ······	340
③ 債権管理の方針について ······	341
II 靈園事業の監査結果について ······	342
1. 事業全般について ······	342
(1) 概 要 ······	342
(2) 手 続 ······	349
(3) 結 果 ······	349
① 高齢者向け電動車両（シニアカー）の管理について ······	349
② 券売機の管理について ······	351
③ 現金取扱いマニュアルの周知について ······	351

④ 緑ヶ丘霊園内の走行車両の速度抑制のための施策について ······	352
⑤ 早野聖地公園の集合個別型墓所の植栽について ······	353
2. 墓地使用料及び墓地管理料に係る未収債権の管理について ······	354
(1) 概 要 ······	354
(2) 手 続 ······	355
(3) 結 果 ······	356
① 管理料滞納者に対する利用許可の取消しについて ······	356
② 法的手続の履践について ······	356
③ 指定管理者による管理料滞納者への電話催告及び対応について ······	357
④ 滞納債権の回収に係る専門業者の活用について ······	358
III 公益財団法人川崎市公園緑地協会の監査結果について ······	359
1. 概 要 ······	359
2. 手 続 ······	366
3. 結 果 ······	366
① 釣り銭準備金の保有について ······	366
② 使用する予定のない預金口座の取扱いについて ······	367
③ 使用する予定のない郵便ハガキの取扱いについて ······	368
④ 耕運機の備品登録漏れについて ······	368
⑤ 財産の運用方法について ······	369
⑥ 稲田公園駐車場の管理運営業務に係る収益計上方法について ······	372
⑦ 旧事務所建物取り壊し費用の引当計上について ······	374
⑧ 満期到来が 1 年以内の定期預金の貸借対照表の計上区分について ······	375
⑨ 役員の業務実態と役員報酬の按分比率との整合性について ······	376
⑩ 王禅寺ふるさと公園の駐車場の人員配置について ······	378
⑪ 緑化推進事業の見直しについて ······	380

注

外部監査報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び川崎市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定による包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

公園緑地等の整備・維持管理等に関する財務事務の執行及び関連業務を行う公益財団法人川崎市公園緑地協会の出納その他の事務の執行について

3. 監査対象期間

令和6年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部令和7年度

4. 監査対象部局等名

(1) 建設緑政局

① 緑政部に属する次の課等

みどりの管理課、みどり・多摩川事業推進課、みどりの保全整備課、霊園事務所、夢見ヶ崎動物公園、生田緑地整備事務所

② グリーンコミュニティ推進室

③ 富士見・等々力再編整備室

④ 緑化フェア推進室

(2) 川崎区役所 道路公園センター

(3) 幸区役所 道路公園センター

(4) 中原区役所 道路公園センター

(5) 高津区役所 道路公園センター

(6) 宮前区役所 道路公園センター

(7) 多摩区役所 道路公園センター

(8) 麻生区役所 道路公園センター

(9) 公益財団法人川崎市公園緑地協会

5. 監査実施期間

令和 7 年 6 月 27 日から令和 8 年 1 月 31 日まで

6. 監査補助者

(1) 監査実証手続等実施補助者

草薙 信久 (公認会計士)
柳原 翼 (公認会計士)
岡田 裕人 (公認会計士)
田村奈央子 (公認会計士)
名手 芳隆 (公認会計士)
井之下 健 (公認会計士)
三田 浩史 (公認会計士)
豊田 泰士 (弁護士)

(2) 監査品質管理担当補助者

川口 明浩 (公認会計士)

7. 特定の事件の選定理由

公園緑地は住民福祉の向上に直接的に寄与する様々な機能を有しており、市民の憩いの場であるとともに、健康づくりや生涯学習の場、コミュニティ形成の場、子育て・教育の場でもあり、災害時の避難場所としても利用されている。近年では、多発する自然災害の影響等により、市民の生活や社会状況が大きく変容する中で、公園緑地がこれまで有してきた機能に加え、防災性の向上や脱炭素社会の実現、生物多様性の確保など、社会全体が抱えるさまざまな課題の解決に資する、より多面的な機能を最大限発揮することが求められている。SDGs (持続可能な開発目標)との関連においても、公園緑地に関するものは、「ゴール 3：すべての人に健康と福祉を」「ゴール 6：安全な水とトイレを世界中に」「ゴール 11：住み続けられるまちづくりを」「ゴール 13：気候変動に具体的な対策を」「ゴール 15：陸の豊かさも守ろう」があり、公園緑地に関する事業は全世界レベルでも大きな期待が寄せられている分野であると言える。

川崎市においても、市民アンケートの調査結果では、市政の仕事で今後特に力を入

れてほしいこととして「道路、公園、広場の美化・維持管理や自然・緑の保全」が毎年上位に位置しており、公園緑地に関する事業は市民からの期待が特に大きい行政分野の1つと言える。また、令和6年度には、川崎市市制100周年記念事業の一環として、「全国都市緑化かわさきフェア」が史上初の秋・春2回開催で盛大に行われたことで、都市緑化の推進に関する市民の関心もこれまで以上に高まっているものと考えられる。

川崎市では、公園緑地のもつ多面的な機能を活かし、「持続可能な最幸のまち」を実現するべく、「川崎市総合計画第3期実施計画」において公園緑地の整備を重要な戦略的分野として位置付け、様々な事業を実施するための予算の確保と事業の適切な執行・進捗管理に努めている（表1）。川崎市の公園緑地に関する事業を所管する緑政部門の令和6年度の一般会計予算は132億1,573万円であるが（表2）、これは市全体の一般会計当初予算8,712億3,370万円の1.5%に相当するものであり、金額的に見ても重要性の高い事業であると言える。また、川崎市の公園に係る資産の令和5年度末簿価合計額は7,812億1,523万円であるが（表3）、これは一般会計等の貸借対照表資産合計3兆4,084億円の23%を占めており、ストックの規模としても非常に重要である。

一方で、公園緑地に関する分野には解決すべき課題も多く見受けられる。例えば、整備後長期間が経過した公園については、公園の魅力や利用満足度の低下が懸念されるほか、バリアフリーやユニバーサルデザイン対応が図られていないことで、あらゆる市民による公平・平等な利用環境の確保等の点で問題となり得る。また、公園緑地の維持管理が十分かつ適切に行われていないと、単に景観を損ねるにとどまらず、遊具等の公園施設の劣化・破損等が放置されることによる事故のリスクや、照度不足・死角の発生等による防犯上のリスクといった市民生活の安全性を阻害するリスクが生じる。身近な公園については、日常的な維持管理活動が地域団体に支えられていることが多いが、高齢化の進展や市民の地域に対する帰属意識の低下等によって担い手不足が懸念されている。そこで、前述したような公園緑地に関する多額の予算の執行が、実際にこのような課題の解決に寄与し、もって市民生活の質の向上のために効果を挙げるものになっているか、その経済性・効率性に改善の余地はないかといった点について、外部監査を実施する意義は大きいと考える。

また、厳しさを増す財政状況や市役所職員の人材難の中で、これらの課題を解決するためには、民間活力の活用が不可欠である。近年では、指定管理者制度のほか、設置許可や管理許可、Park-PFIといった多様な手法を積極的に取り入れることで、事業者が単に公園施設を「管理」するにとどまらず、公園の持つポテンシャルを最大限に発揮させる工夫を行い、収益を獲得し市に還元すること、言わば、公園を「経営」することまでもが期待されている状況にある。このような中で、民間活力の活用を成功させるためには、所管課が事業者に対して適切な支援を行うとともに、事業の実施

状況について適時かつ適切なモニタリングとフィードバックを行うことが重要であると考えられる。そこで、事業者に対する支援体制や事業評価・モニタリング体制に改善の余地がないかといった点についても外部監査によって検証する意義は大きいと考える。

このように、川崎市の公園緑地に関する事業は、市がめざすまちの姿である「持続可能な最幸のまち」の実現のために重要な行政分野であり、財務的にも重要性が高い事業であるものの、市は多くの課題に直面していると言える。そのため、公園緑地に関する事業をテーマとして外部監査を実施する意義は大きいものと判断し、特定の事件として選定するものである。また、川崎市の公園緑地に関する事業は、外郭団体である公益財団法人川崎市公園緑地協会（以下「公園緑地協会」という。）が大きく関与していることから、同法人の出納その他の事務についても今回の特定の事件に含めることとする。

【表1：実施計画に掲げられている公園緑地に関する施策と事務事業】

施策	事務事業	
協働の取組による緑の創出と育成	全国都市緑化フェア事業 都市緑化推進事業 公園緑地公民連携推進事業 緑化協議による緑のまちづくりの推進事業	緑の基本計画推進事業 市民150万本植樹運動事業 グリーンコミュニティ形成事業
魅力ある公園緑地等の整備	富士見公園整備事業 生田緑地整備事業 市営霊園の整備 長期未整備公園緑地の見直し事業 菅生緑地整備事業 公園緑地の適正管理運営事業	等々力緑地再編整備事業 魅力的な公園整備事業 公園施設長寿命化事業 夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業 公園緑地維持管理事業 街路樹適正管理事業
多摩丘陵の保全	緑地保全管理事業	協働による里山管理事業
多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進	多摩川プラン推進事業 多摩川緑地維持管理事業	多摩川市民協働推進事業
災害・危機事象に備える対策の推進	公園防災機能向上事業	

出典：「川崎市総合計画第3期実施計画」に基づき監査人作成

【表2：緑政部門の令和6年度予算】

(単位：千円)

	令和6年度 当初 予算額	財源内訳						
		国庫支出金	県支出金	市債	使用料・ 手数料	その他	繰入金	繰越金
建設緑政費	10,083,539	1,606,650	95	2,676,000	287,090	379,791	1,336,127	0
緑化費	2,693,030	236,000	0	21,000	0	236,955	1,177,681	0
緑化推進費	2,693,030	236,000	0	21,000	0	236,955	1,177,681	0
自然保護対策費	733,295	186,800	95	369,000	0	2,226	0	0
自然保護対策費	733,295	186,800	95	369,000	0	2,226	0	0
公園費	6,657,214	1,183,850	0	2,286,000	287,090	140,610	158,446	0
公園緑地施設費	6,134,415	1,183,850	0	2,237,000	77,055	121,633	158,446	0
霊園費	259,376	0	0	0	205,673	165	0	0
多摩川施策推進費	263,423	0	0	49,000	4,362	18,812	0	0
区役所費	3,132,186	200,000	0	539,000	165,085	30,140	206,170	0
区政振興費	3,132,186	200,000	0	539,000	165,085	30,140	206,170	0
区政総務費	2,342,267	200,000	0	539,000	161,697	20,140	59,112	0
川崎区づくり推進費	187,083	0	0	0	518	10,000	0	0
幸区づくり推進費	59,530	0	0	0	0	0	0	0
中原区づくり推進費	71,575	0	0	0	620	0	0	0
高津区づくり推進費	47,945	0	0	0	2,250	0	0	0
宮前区づくり推進費	71,983	0	0	0	0	0	0	0
多摩区づくり推進費	242,189	0	0	0	0	0	147,058	0
麻生区づくり推進費	109,614	0	0	0	0	0	0	0
特別会計	891,811	0	0	24,000	315,321	395,123	114,796	42,571
墓地整備事業	435,147	0	0	0	315,321	5,029	114,796	1
生田緑地ゴルフ場事業	456,664	0	0	24,000	0	390,094	0	42,570
合計	14,107,536	1,806,650	95	3,239,000	767,496	805,054	1,657,093	42,571
							5,789,577	

出典：令和6年度 みどりと公園 緑政事業概要

【表3：公園に係る資産残高】

(単位：千円)

区分	主管課名称	令和5年度末簿価
公園	公共土地	みどりの管理課
		657,426,838
	みどりの保全整備課	689,117
	夢見ヶ崎動物公園	3,528,794
	霊園事務所	75,241,851
	公共土地計	736,886,601
	公共建物	みどりの管理課
		21,294,895
	夢見ヶ崎動物公園	50,372
	霊園事務所	358,009
	公共建物計	21,703,277
公共工作物	みどりの管理課	19,522,483
	みどりの保全整備課	299,680
	夢見ヶ崎動物公園	12,607
	霊園事務所	1,700,589
	道路公園センター（7区合計）	996,852
	みどり・多摩川事業推進課	85,950
	富士見・等々力再編整備室	7,188
	公共工作物計	22,625,351
	公園合計	781,215,230

出典：「令和5年度末固定資産台帳」に基づき監査人作成

8. 監査の視点

公園緑地等の整備・維持管理等に関する財務事務の執行及び関連業務を行う公園緑地協会の出納その他の事務の執行についての主な監査の視点は次のとおりである。

- (1) 公園緑地等の整備・維持管理等に関する財務事務の執行及び関連業務を行う公園緑地協会の出納その他の事務の執行が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているかどうかについて、内部統制の整備・運用状況も含めて検証する。
- (2) 公園緑地等の整備・維持管理等に関する財務事務の執行及び関連業務を行う公園緑地協会の出納その他の事務の執行を合規性の視点で検証することと併せて、公園緑地等の整備・維持管理等に関する計画で掲げられている目標等を達成するために効果的に実施されているかどうかについて、内部統制の整備・運用状況も含めて検証する。
- (3) 公園緑地等の整備・維持管理等に関する財務事務の執行及び関連業務を行う公園緑地協会の出納その他の事務の執行が、経済性・効率性・公平性等の面でも改善の余地がないかどうかについて、内部統制の整備・運用状況も含めて検証する。

9. 主な監査手続等

公園緑地等の整備・維持管理等に関する財務事務の執行及び関連業務を行う公園緑地協会の出納その他の事務の執行を監査するために、監査対象の各所管課等に対して、必要と考えられる資料の提出を依頼し、次のような監査手続を実施した。

- (1) 公園緑地等の整備・維持管理等に関する事業に係る予算・決算の状況等について、各所管課等から説明を受け、必要な質疑応答を実施した。監査に必要と考えられる資料を閲覧・分析することで、当該事務の執行が法令、条例及び規則等に基づいて執行されているかどうか確認した。
- (2) 公園緑地等の整備・維持管理等に関する事業に係る財務事務の執行について、経済性・効率性・公平性等の面からの検証を行うため、これらの管理業務において、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて質問し、又は資料の閲覧・分析を行った。その過程で、事務の執行等の詳細を把握し、各所管課等の内部統制の状況を把握し、問題点の抽出及び検証を実施した。

なお、監査の実施過程において、川崎市内の主な公園緑地等を現場往査し、事業の執行状況等を実地で把握した。現場往査の対象とした公園緑地等は次のとおりであ

る。

公園緑地等	所管課等
富士見公園	富士見・等々力再編整備室
大師公園	川崎区役所道路公園センター
御幸公園	幸区役所道路公園センター
中原平和公園	中原区役所道路公園センター
等々力緑地	富士見・等々力再編整備室
生田緑地	生田緑地整備事務所
川崎国際生田緑地ゴルフ場	みどりの管理課
生田緑地ばら苑	みどりの管理課
王禅寺ふるさと公園	麻生区役所道路公園センター
多摩川緑地パークボール場	みどり・多摩川事業推進課
多摩川緑地バーベキュー広場	みどり・多摩川事業推進課
夢見ヶ崎動物公園	夢見ヶ崎動物公園
緑化センター	グリーンコミュニティ推進室
橘公園	高津区役所道路公園センター みどり・多摩川事業推進課
稻田公園	多摩区役所道路公園センター みどりの管理課 みどりの保全整備課
緑ヶ丘霊園	霊園事務所
早野聖地公園	霊園事務所

10. 監査の結果

監査の結果については、「第3 外部監査結果の総括」(23頁～36頁) 及び「第4 各論としての外部監査結果」(37頁～382頁) に記載しているとおりである。監査の結果として、指摘事項は43件、意見は125件であった。

11. 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 事業の概要

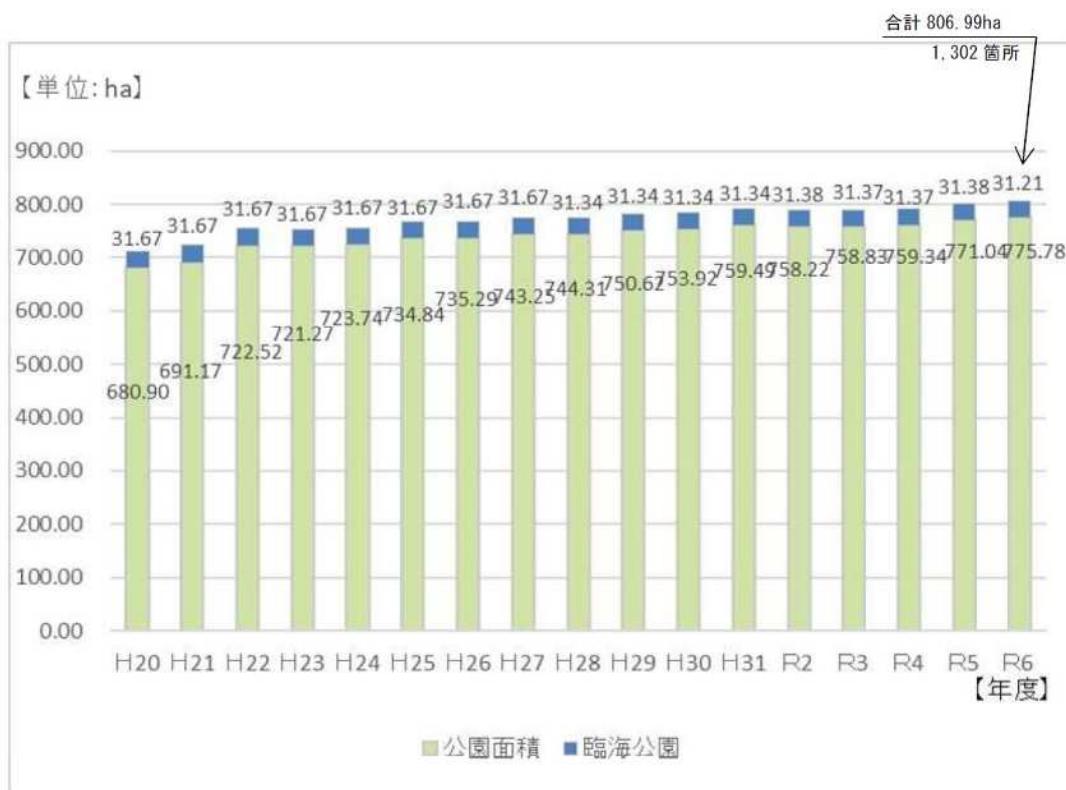
1. 川崎市の公園緑地の現況について

(1) 公園緑地の整備について

公園緑地は、都市における緑とオープンスペースの中核をなすものであり、都市の安全性の確保、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション活動の場の提供等重要な役割を果たしている。

川崎市の公園緑地の現況は、令和6年度末現在、都市公園と市営公園は、1,292か所・面積775.78haで、市民一人当たり4.99m²となっている。また、臨海公園を含めると、1,302か所・面積806.99haで、市民一人当たり5.19m²となっている。

【臨海公園を含めた公園緑地面積の推移】



出典：令和7年度みどりと公園緑政事業概要

近年、多発する自然災害の影響等により、市民の生活や社会状況が大きく変容する中で、都市における貴重な緑のオープンスペースである公園緑地の価値や重要性が再認識されており、公園緑地がこれまで有してきた機能に加え、防災性の向上や脱炭

素社会の実現、生物多様性の確保など、社会全体が抱えるさまざまな課題の解決に資する、より多面的な機能を最大限発揮することが求められている。

今後は、子どもや高齢者でも歩いて行ける身近な公園の整備に努めるとともに、総合公園の再編整備等に合わせ、まちの魅力や価値を高め、みどりやスポーツ、レクリエーション等の拠点としてふさわしい公園緑地の整備に取り組む方針である。

(2) 公園緑地の設置状況について

【公園緑地の区別設置状況】

公園種別	川崎区		幸区		中原区		高津区		宮前区		多摩区		麻生区		合計		
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	
基幹公園	街区公園	123	24.37	95	11.24	99	9.04	130	13.09	203	24.06	134	13.94	247	26.67	1,031	122.40
	近隣公園	4	7.87	2	3.94	1	1.57	3	5.14	6	9.91	3	4.29	15	28.10	34	60.82
	地区公園	2	11.61	2	9.53	1	4.07	0	0.00	0	0.00	1	3.15	0	0.00	6	28.36
	小計	129	43.84	99	24.71	101	14.69	133	18.23	209	33.97	138	21.39	262	54.77	1,071	211.58
	総合公園	1	17.22	0	0.00	1	43.59	0	0.00	0	36.92	1	93.30	1	10.47	4	201.50
	運動公園	0	7.24	0	13.19	1	32.94	0	29.42	0	0.00	1	3.26	0	0.00	2	86.05
都市基幹公園	小計	1	24.46	0	13.19	2	76.53	0	29.42	0	36.92	2	96.56	1	10.47	6	287.54
	風致公園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	13.09	0	0.00	0	0.00	1	13.09
	歴史公園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.31	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.31
	植物園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	1.24	0	0.00	1	1.24
	広場公園	0	0.00	0	0.00	1	0.11	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.11
	墓園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	49.52	0	0.00	0	0.65	1	31.81	2	81.98
特殊公園	小計	0	0.00	0	0.00	1	0.11	2	49.83	1	13.09	1	1.89	1	31.81	6	96.72
	都市林	0	0.00	0	0.00	3	2.30	12	13.86	7	4.98	10	22.36	42	74.77	74	118.27
	緑道	7	2.58	4	2.78	6	1.90	2	0.65	0	0.00	0	0.00	2	0.94	21	8.84
	都市緑地	18	4.73	8	0.79	2	0.75	14	1.00	8	11.11	16	8.62	48	25.82	114	52.83
	合計	155	75.61	111	41.47	115	96.27	163	112.99	225	100.06	167	150.81	356	198.57	1,292	775.78
	市民一人あたり公園面積(m ²)		3.25		2.37		3.59		4.79		4.27		6.61		11.04		4.99
人口(R7.3.31)		232,453		174,733		268,527		235,930		234,355		228,018		179,904		1,553,920	
臨海公園		10	31.21	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	10	31.21
合計(路線公園含む)		165	106.82	111	41.47	115	96.27	163	112.99	225	100.06	167	150.81	356	198.57	1,302	806.99
市民一人あたり公園面積(m ²)(路線公園含む)			4.60		2.37		3.59		4.79		4.27		6.61		11.04		5.19

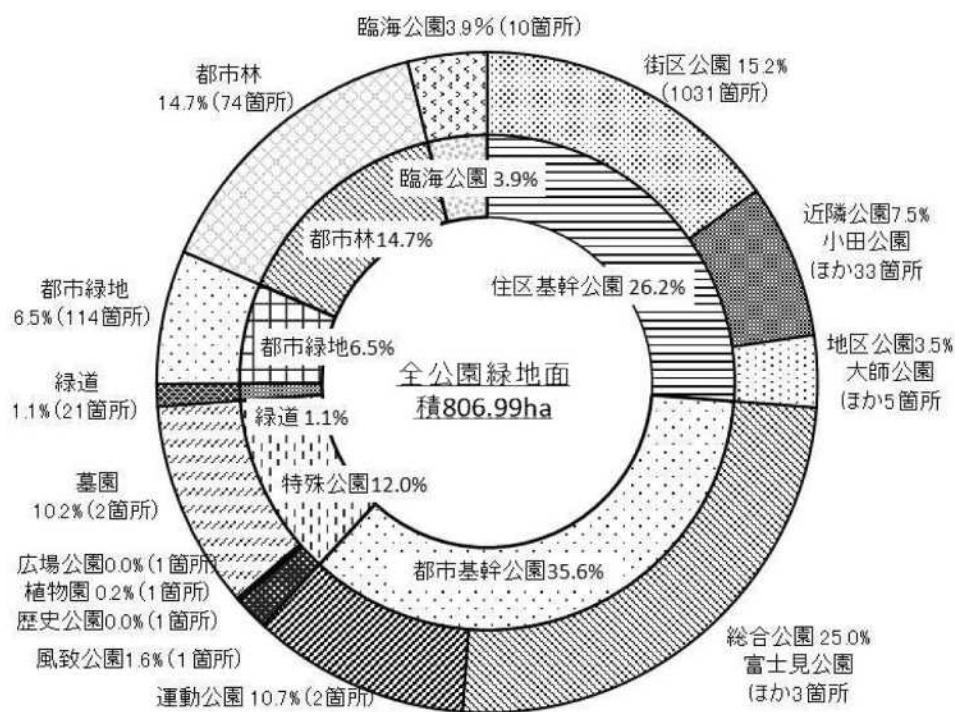
注) 1 傳数の区にまたがっている公園(生田緑地、多摩川緑地、緑ヶ丘公園等)は、面積の一番大きい区で1箇所とした。

2 面積については平方メートル(m²)で集計し、ヘクタール(ha)に換算後、四捨五入しているため、小計・合計と内訳が一致しない場合がある。

3 「市民一人あたり公園面積」の単位は平方メートル(m²)。

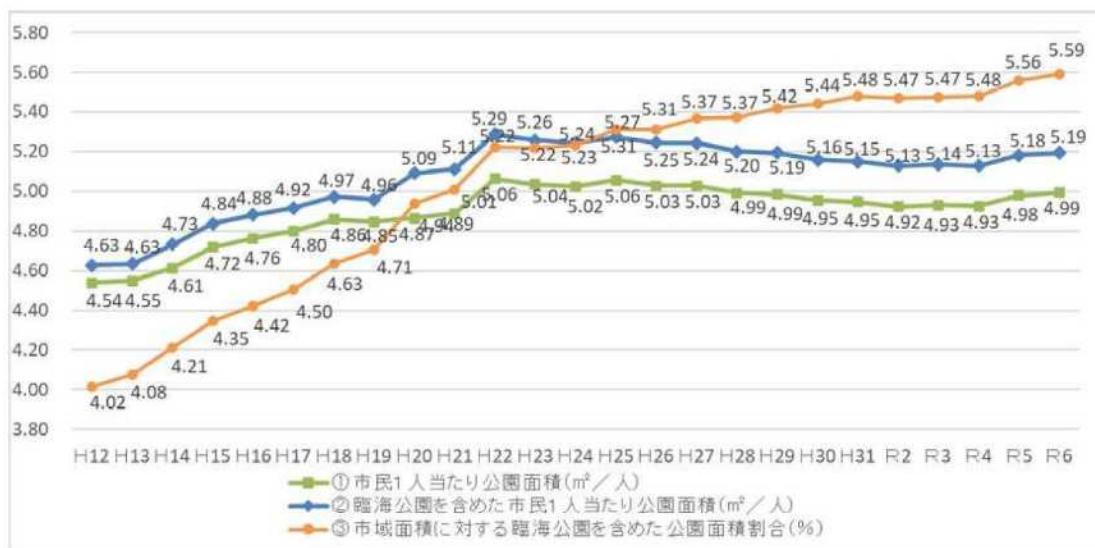
出典：川崎の公園 令和7年

【公園緑地の種別割合（令和7年3月31日現在）】



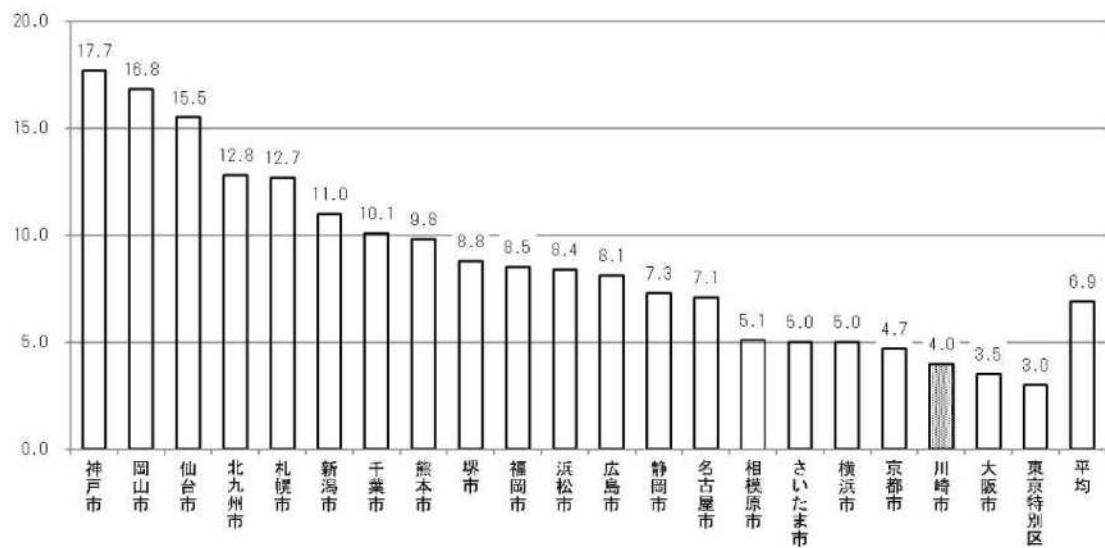
出典：令和7年度みどりと公園緑政事業概要

【市民1人当たり全公園緑地面積等の推移（令和7年3月31日現在）】



出典：令和7年度みどりと公園緑政事業概要

【市民 1 人当たり都市公園面積の大都市比較（令和 6 年 3 月 31 日現在）】



出典：令和 7 年度みどりと公園緑政事業概要

（3）公園緑地等の維持管理について

公園緑地等の維持管理には、既存施設の老朽化の進行、日常的な維持管理を支える協働の担い手の高齢化及び後継者不足や厳しい財政状況などの課題があるが、川崎市は、市民が安全、安心、快適に利用できるよう、予防保全型の維持管理や街路樹の積極的な更新等を進めるとともに、多様な主体の参画によるグリーンコミュニティの形成など、持続可能な管理運営のしくみの構築に向けた取組を進める方針である。

市内 7 箇所の各区役所道路公園センターは、公園緑地等の運営及び維持管理を行っており、その主な業務は、除草、清掃、遊具の保守点検等の一般的な管理業務のほか、公園緑地の占用使用許可、野球場やテニスコート等の運動施設の受付や維持管理、街路樹の維持管理等を行っている。

また、次の公園緑地については、指定管理者による維持管理が行われている。

【指定管理者一覧（令和7年3月31日現在）】

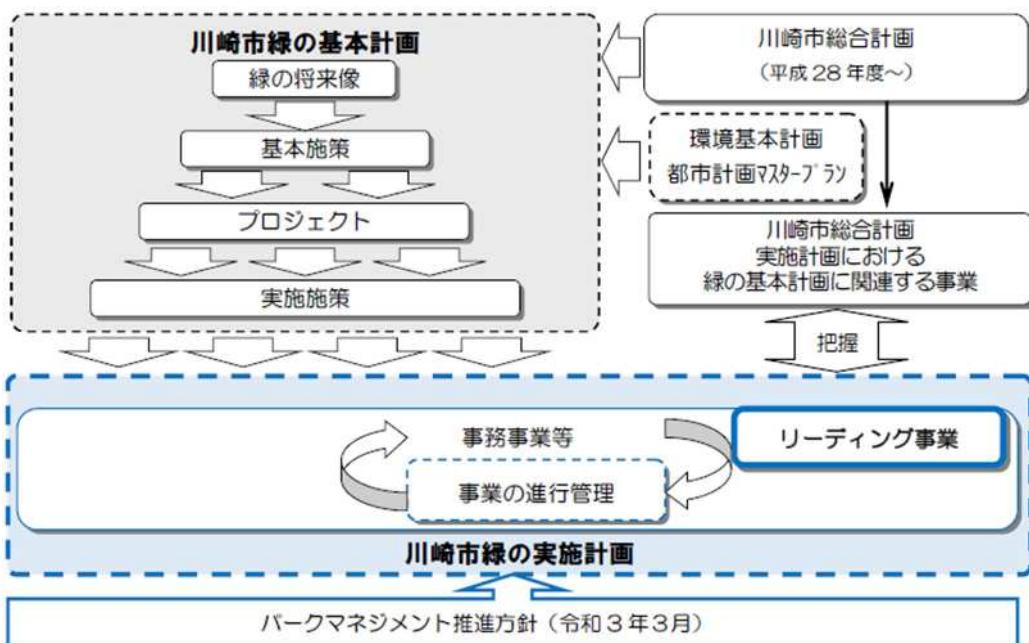
公園緑地名	主な施設	管理者	所管部局	管理委託料 (千円／年)
大師公園	芝生、流れ、テニスコート、野球場、藩秀園等	株石勝エクステリア	川崎区役所 道路公園センター	約37,600
富士見公園	富士通スタジアム 川崎、富士見球場等	川崎フロンターレ・東急コミュニケーションズ 富士見パークマネジメント 株	富士見・ 等々力再編 整備室	納付金 約28,600
緑化センター	緑の相談所、温室、イベント広場、日本庭園等	株石勝エクステリア	緑政部みどり の管理課 (R7)グリーンコミュニティ推進室	約44,400
王禅寺四ツ田緑地	草地広場、草地、池、人工池、樹林地、竹林、管理棟	特定非営利活動法人国際自然大学校	緑政部みどり・ 多摩川協働推進課 (R7)グリーンコミュニティ推進室	約21,900
等々力緑地	等々力陸上競技場、等々力球場、テニスコート、釣池、第1・2サッカー場等	川崎とどろきパーク株	富士見・等々力再編整備室	約974,000
多摩川緑地 バーベキュー広場	面積:約 4ha	多摩川緑地バーベキュー 広場共同事業体	緑政部みどり・ 多摩川協働 推進課	—
多摩川緑地 パークボール場	9 ホール 2 コース 3 ホール 1 コース	株よみうりサポート&サービス	(R7)みどり・ 多摩川事業推進課	約9,400
生田緑地	公園施設、岡本太郎美術館、日本民家園、科学館等	生田緑地共同事業体	生田緑地整備 事務所	約489,000
川崎国際生田緑地 ゴルフ場	18 ホール、 6,500 ヤード 面積:約 59ha	東急リゾーツ&ステイ・石 勝エクステリア共同事業体	緑政部みどりの管理課	納付金 約390,000
緑ヶ丘霊園 早野聖地公園	墓所、霊堂、園路、広場等	川崎市営霊園パートナーズ	緑政部霊園 事務所	約221,350

出典：令和7年度みどりと公園緑政事業概要

2. 公園緑地に係る計画について

(1) 公園緑地に係る計画の体系について

【公園緑地に係る計画の体系】



出典：令和 6 年度みどりと公園緑政事業概要

(2) 川崎市緑の基本計画について

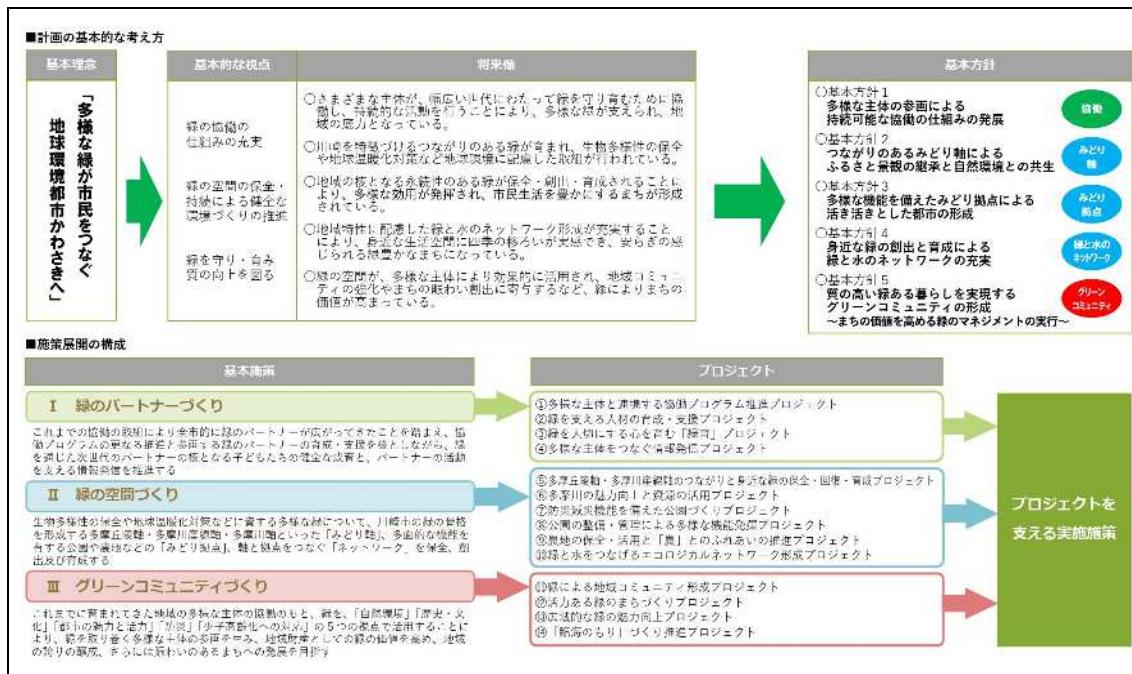
平成 6 年 6 月の都市緑地保全法の改正により、市町村による「緑地保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」の策定制度が創設されたことを受けて、川崎市では、平成 7 年 10 月に川崎市緑の基本計画「かわさき緑の 30 プラン」を策定した。その後、平成 20 年 3 月に改定し、多様な主体との連携により、緑の保全、緑化の推進、公園緑地の整備等、施策の推進を図ってきた。

近年では、少子高齢化の更なる進展や都市インフラの老朽化、災害対策や環境問題に対する意識の高まり、そして町内会・自治会の担い手の高齢化の顕在化といった社会情勢の変化が起こっており、川崎市のポテンシャルを最大限に活用し、新たな飛躍に向けたチャンスを的確に捉えるため、平成 28 年 3 月に川崎市総合計画を策定した。さらに、民間活力を最大限活かして、緑とオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することを目的に、平成 29 年 6 月に都市緑地法等の一部を改正する法律が施行され、市町村による緑の基本計画への記載事項も拡充された。

このため、これまでに進めてきた取組を踏まえながら、緑を取り巻く状況を勘案する必要があり、市民や民間企業等との協働・連携による緑ある暮らしの創造、緑の市民文化の醸成を目指して、平成 30 年 3 月に「川崎市緑の基本計画」を改定した。

「川崎市緑の基本計画」では、川崎市における全ての緑の活動や施策の支えとなる基本理念を、「多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさきへ」としている。また、計画を支える具体的な視点、計画の推進により描く将来像、そして将来像の実現のために必要となる基本方針を定め、3 つの基本施策、14 のプロジェクトを設定し、具体的な施策を展開していくこととしている。

【緑の基本計画の構成】



出典：川崎市緑の基本計画

(3) 川崎市緑の実施計画について

「川崎市緑の実施計画」は、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第 9 条に規定する川崎市独自の制度で、川崎市緑の基本計画に示された 3 つの基本施策と緑の施策目標を着実に実行していくためのアクションプログラムとその推進管理を示すものである。

川崎市緑の基本計画の計画期間は、平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間としているが、川崎市緑の基本計画を着実に推進していくために、第 1 期川崎市緑の実施計画は、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 年間、第 2 期川崎市緑の実施計画は、令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間を計画期間としている。

川崎市緑の実施計画においては、川崎市緑の基本計画における施策全体の牽引役となる取組をリーディング事業と位置づけ、それらを着実に実現させることを目指している。

【プロジェクトを支える実施施策】

基本施策	プロジェクト	実施施策
I 緑のパートナーブル	①多様な主体と連携する協働プログラム推進プロジェクト	1 緑の活動への多様な主体の参加と持続可能な活動の促進 2 民間企業・教育機関等の参画促進 3 市民や民間企業等の緑化意識の啓発
	②緑を支える人材の育成・支援プロジェクト	4 緑の人材育成と活用 5 緑の活動に対する支援の充実 6 市民・民間企業の緑の取組に対する表彰等による活動意識の高揚
	③緑を大切にする心を育む「緑育」プロジェクト	7 環境学習における「緑育」の充実
	④多様な主体をつなぐ情報発信プロジェクト	8 緑の魅力の発掘及び情報発信の推進 9 人材の交流、連携の推進
II 緑の空間づくり	⑤多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全・回復・育成プロジェクト	10 多様な機能を発揮する樹林地の保全 11 地域に残された身近な緑の継承 12 開発事業等における樹林地の保全、回復及び創出 13 保全された樹林地の適切な管理と持続的な取組 14 緑と調和した都市景観の形成
	⑥多摩川の魅力向上と資源の活用プロジェクト	15 多摩川緑地施設の利便性向上 16 多摩川緑地の適切な管理と持続的な取組
	⑦防災減災機能を備えた公園づくりプロジェクト	17 公園緑地の防災機能整備推進
	⑧公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト	18 地域特性に応じた特色のある公園緑地の整備推進 19 身近な公園の整備推進 20 安全安心な公園緑地づくりに向けた管理と機能の充実
	⑨農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進プロジェクト	21 多面的な機能を有する都市農地の保全・活用 22 持続的な営農に向けた「農」への参加と理解の促進
	⑩緑と水をつなげるエコロジカルネットワーク形成プロジェクト	23 地球環境に配慮した緑化活動の推進 24 緑化助成制度の普及と充実 25 生物多様性に配慮した公園緑地の整備 26 街路樹・グリーンベルトの充実と適正な管理 27 河川等の水辺地の保全 28 公共空間の緑化推進 29 事業所による緑化の促進
	⑪緑による地域コミュニティ形成プロジェクト	30 地域コミュニティ形成の推進 31 緑を通じた防災力の向上 32 緑を通じた子育て環境の向上と健康増進

	⑫活力ある緑のまちづくりプロジェクト	33 大規模公園緑地等における緑を核としたまちづくりの推進 34 市街地における緑とオープンスペースの確保と活用 35 公園の柔軟な運営による魅力の向上
	⑬広域的な緑の魅力向上プロジェクト	36 緑と一緒にとなった地域資源の保全・活用 37 地域連携による里地・里山の保全と利活用 38 多摩川の利活用による地域活性化
	⑭「臨海のもり」づくり推進プロジェクト	39 多様な主体との連携による風の道の形成 40 臨海部において市民が親しみ憩える良質な緑の創出

出典：第2期川崎市緑の実施計画

【リーディング事業】

リーディング事業のテーマ	事業のキーワード	関連する実施施策
緑に関わる幅広いパートナーの創出	多世代への緑のアプローチ+多様な主体の参画	1, 4, 7
樹林地と都市内農地の保全と活用	緑地保全協定締結の推進、里山の利活用+都市内農地の保全・活用	10, 11, 13, 21, 37
多摩川緑地の整備・活用と臨海部のまとまりのある緑の創出	水辺空間の整備・活用、水辺軸を活かした環境コリドー形成の推進	15, 38, 39, 40
多様な機能を備えた特色のある公園づくり	大規模公園緑地等の魅力創出	17, 18, 25, 33
地域緑化の促進による緑のまちづくり	150万市民による持続的な緑化の推進+緑と水のネットワーク形成	3, 23, 28, 29, 34
緑を核とした地域コミュニティ形成とまちの魅力創出	公園の有効活用に向けた手法の確立+パークマネジメントの推進	19, 30, 31, 32
地域課題の解決につながるみどりをツールとした仕組みづくり	官民連携によるプロジェクトの促進	2, 5, 8, 9, 35

出典：第2期川崎市緑の実施計画

(4) パークマネジメント推進方針について

川崎市では、誰もが緑を実感できる生活空間の実現を目指して、市民との協働や民間企業等の多様な主体との連携による、緑の保全や創出、育成、活用に取り組んできた。一方で、維持管理に係る行政負担の増大や日常的な維持管理を支える協働の担い手の高齢化や後継者不足に直面している。また、社会状況が大きく変容する中で、公園緑地を含む緑とオープンスペースの、日常生活に溶け込んだ様々な活動の場としての利活用が求められている。

このような状況の変化に柔軟に対応し、公園緑地の新たな価値の創出による質の向上とさらなる魅力向上を図るために、令和2年3月に「パークマネジメント推進方針」を策定した。

【パークマネジメントの推進に向けた基本的な考え方】

【視点1】柔軟な利活用の促進と利用の多様化

- ・運用基準の緩和等による柔軟かつ多様な目的での利活用のより一層の促進
- ・多様な利活用ニーズに対応した公園緑地等の機能の拡大
- ・地域住民が快適に利用できる公園緑地の日常的な利用の仕組みの構築

#1 民間事業者等の主体による多様な目的での利活用の拡大

#2 保全緑地における利活用と保全の好循環の創出

#3 多様な分野の取組と連携した利活用の促進

#4 様々な機会を捉えた地域が主体となった利用ルールづくりの促進

【視点2】利用者の視点・経営的な視点に立った維持管理・運営

- ・新たな協働の担い手となる活動主体の確保・育成
- ・多様な管理運営手法の活用・導入による持続可能な管理運営の仕組みの構築
- ・公園緑地における収益性の確保・向上と収益還元による維持管理水準の維持・向上

#5 市民創発型の取組との連携による協働の裾野の拡大

#6 包括型管理運営手法等の導入や新技術等の積極的な活用

#7 運用基準の構築や基準緩和等による公園緑地の利便性の向上

#8 公園緑地における収益性の確保・向上と維持管理に係る財政負担の軽減

【視点3】柔軟な利活用と効率的な管理運営を見据えた公園づくり

- ・民間事業者等がもつ柔軟な発想や専門的なノウハウを活かした特色のある魅力的な公園づくり
- ・適正な維持管理を考慮した公園づくり

#9 民間のアイデア、ノウハウの効果的な導入の促進

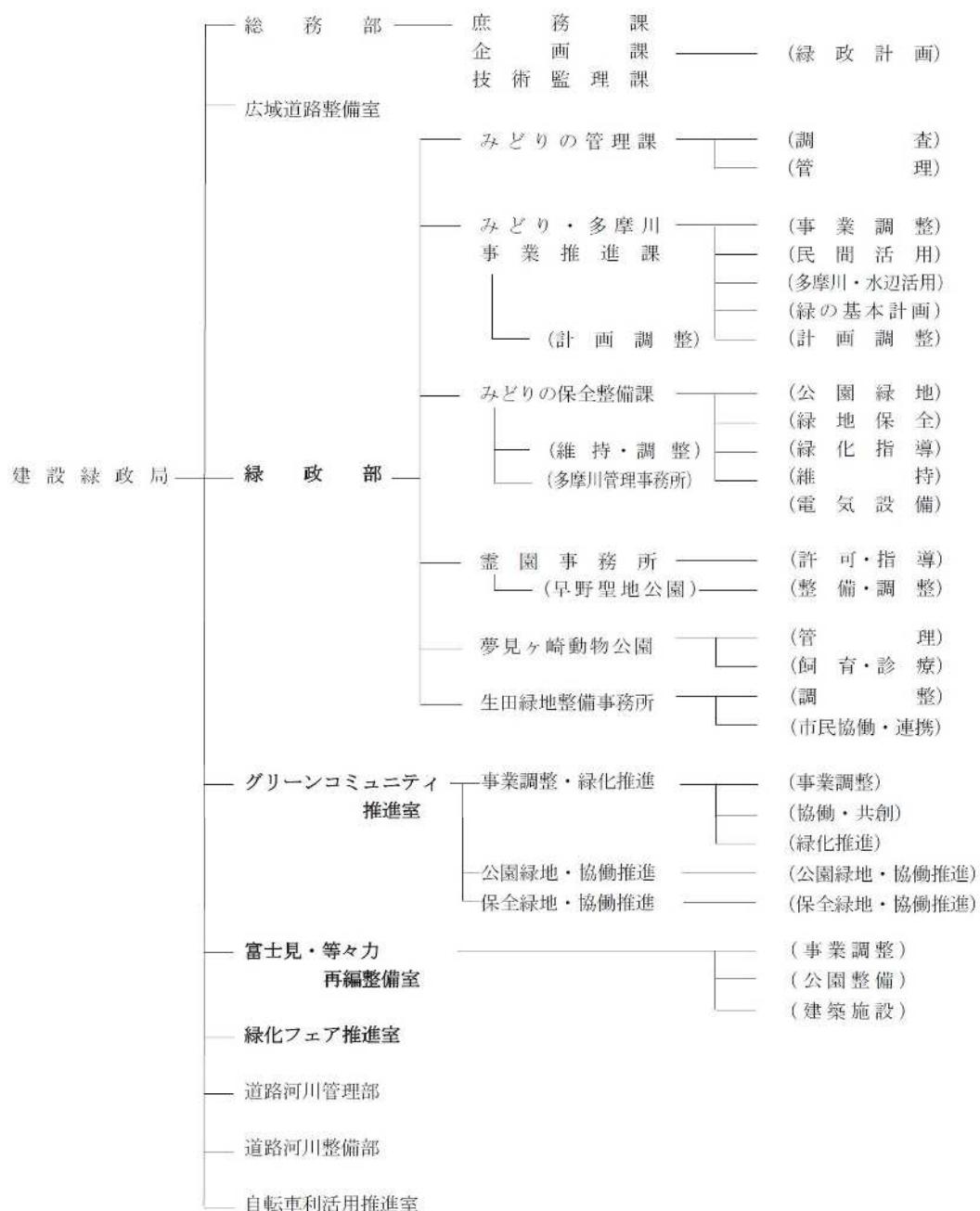
出典：令和6年度みどりと公園緑政事業概要

3. 公園緑地に係る事務を所掌する組織の状況について

(1) 建設緑政局の組織及び所掌事務について

建設緑政局の組織及び緑政部門の所掌事務は次のとおりである。

【機構図（令和7年4月1日現在）】



出典：令和7年度みどりと公園緑政事業概要

【建設緑政局事務分掌（緑政部門）】

建設緑政局	
総務部	
企画課 (緑政計画)	(9) 公園、緑地等に係る施策の企画、調整及び計画に関すること（みどり・多摩川事業推進課の所管に属するものを除く。）。
緑政部	
みどりの管理課	(1) 公園、緑地等に係る管理及び調整に関すること。 (2) 都市公園台帳に関すること。 (3) 公園、緑地等の財産管理の総括に関すること。 (4) 公園施設の設置及び管理許可に関すること（区役所道路公園センターの所管に属する業務を除く。）。 (5) 靈園事務所、夢見ヶ崎動物公園及び生田緑地整備事務所との連絡調整に関すること。
みどり・多摩川事業推進課	(1) 公園、緑地等に係る事業の総合調整及び総括に関すること。 (2) 公園、緑地等への民間活力の導入に係る調整等に関すること。 (3) 公園、緑地等に係る事業の国庫補助等の協議、手続及び連絡調整に関すること。 (4) 緑の基本計画の改定に関すること。 (5) 多摩川の市民利用の推進及び広域連携に関すること。 (6) 公募対象公園施設設置等予定者選定委員会に関すること。 (7) 公園緑地等整備計画推進委員会に関すること。 (8) 多摩川プラン推進会議に関すること。
みどりの保全整備課	(1) 公園、緑地等の整備計画に関すること（富士見・等々力再編整備室の所管に属するものを除く。）。 (2) 緑の保全に係る地区の指定等に関すること。 (3) 工事設計等の調整及び総括に関すること。 (4) 工事の設計及び監督に関すること（富士見・等々力再編整備室の所管に属するものを除く。）。 (5) 公園、緑地等の維持管理についての調整に関すること。 (6) 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく開発事業等における緑化の手続に関すること。 (7) 都市計画法に基づく開発行為、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業等に伴う公園及び緑地に係る協議及び指導に関すること。 (8) 都市計画施設としての公園、緑地等における建築等の規制及び建築許可に関すること。 (9) 多摩川管理事務所及び関係機関との連絡調整に関すること。
靈園事務所	(1) 所の維持管理に関すること。 (2) 墓地の利用許可及び使用料の徴収に関すること。 (3) 緑ヶ丘靈園及び靈堂並びに早野聖地公園の管理運営に関すること。 (4) 工事の設計及び監督に関すること。

	夢見ヶ崎動物公園	(1) 園の維持管理に関すること。 (2) 園の占用許可及び使用許可並びに占用料及び使用料の徴収に関すること。 (3) 動物の収集、飼育及び展示に関すること。 (4) 動物に係る調査研究に関すること。
	生田緑地整備事務所	(1) 所の維持管理に関すること。 (2) 生田緑地の管理運営に関すること。
	グリーンコミュニティ推進室	(1) グリーンコミュニティの推進に係る事業の企画及び総合調整に関すること。 (2) 緑化の推進及び普及啓発並びに樹木等の保全に関すること。 (3) 公園、緑地等の協働・共創型事業の推進に係る企画及び調整に関すること。 (4) 公園、緑地等の利用活性化に関すること。 (5) 国際園芸博覧会への出展に係る企画及び総合調整並びに公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会との連携に関すること。 (6) 緑化センターに関すること。 (7) 公益財団法人川崎市公園緑地協会に関すること。
	富士見・等々力再編整備室	(1) 富士見公園及び等々力緑地に係る整備計画及び調整に関すること。 (2) 富士見公園及び等々力緑地の整備に関すること。 (3) 富士見公園及び等々力緑地の管理運営の調整に関すること。 (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
	緑化フェア推進室	(1) 全国都市緑化かわさきフェアの開催に係る企画及び総合調整に関すること。

出典：「川崎市事務分掌規則」及び「川崎市事業所事務分掌規則」に基づき監査人作成

（2）区役所道路公園センターの所掌事務について

各区役所道路公園センターの所掌事務は次のとおりである。

【道路公園センターの事務分掌】

道路公園センター	(1) センターの市税外収入に関すること。 (2) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の不法占用対策及び処理に関すること。 (3) 道路、河川、水路、駅前広場、公園、緑地及び緑道の調査、許可（河川を除く。）及び指導に関すること。 (4) 屋外広告物の調査及び許可に関すること。 (5) 自転車等の放置防止対策に関すること。 (6) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の境界確認及び権原調査に関すること。 (7) 車両制限令に関すること。 (8) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の台帳並びに公図の閲覧に関すること。
----------	--

	<p>すること。</p> <p>(9) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の監視及び指導に関すること。</p> <p>(10) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の承認工事に関すること。</p> <p>(11) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の敷地処分に係る事前審査に 関すること。</p> <p>(12) 私道舗装助成に関すること。</p> <p>(13) 開発行為及び土地区画整理事業に伴う道路及び水路の協議及び引継 審査に関すること。</p> <p>(14) 公園緑地管理運営協議会、公園緑地愛護会等との連絡調整に関する こと。</p> <p>(15) 公園緑地管理運営協議会、公園緑地愛護会等への支援、技術的指導及 び助言に関すること。</p> <p>(16) 公園、緑地等に係る多様な主体との協働及び利活用の推進に関する こと。</p> <p>(17) 道路及び駅前広場の維持補修の調査、計画及び調整に関すること。</p> <p>(18) 水路事業の調査、計画及び調整に関すること。</p> <p>(19) 道路、河川、水路、駅前広場、調整池、自転車等駐車場、保管場所、 公園、緑地及び緑道の保全及び工事の実施計画、設計及び監督に関するこ と。</p> <p>(20) 水門の操作及び維持管理に関すること。</p> <p>(21) 災害復旧工事及び受託工事の設計及び監督に関すること。</p> <p>(22) 宮前歩道橋の保全に関すること（川崎区役所に限る。）。</p> <p>(23) 公園及び緑地内施設並びに街路樹（植樹帯を含む。）の維持管理に関 すること。</p>
--	---

出典：「川崎市区役所等事務分掌規則」に基づき監査人作成

4. 公園緑地に係る決算額の推移について

川崎市の過去 5 事業年度における公園緑地に係る歳出決算額の推移は次のとおりである。

【公園緑地に係る決算額の推移】 (単位: 百万円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
建設緑政費	6,777	2,689	3,297	7,236	9,089
緑化費	153	226	606	625	2,566
自然保護対策費	606	647	740	838	381
公園費	6,017	1,814	1,950	5,772	6,140
公園緑地施設費	4,315	893	1,505	5,216	5,520
霊園費	352	279	237	341	254
多摩川施策推進費	1,348	641	207	214	365
区役所費	2,611	2,623	2,739	2,583	2,812
区政振興費	2,611	2,623	2,739	2,583	2,812
区政総務費	1,533	1,498	1,627	1,852	1,971
川崎区づくり推進費	207	209	199	183	186
幸区づくり推進費	56	58	58	58	58
中原区づくり推進費	411	457	447	67	69
高津区づくり推進費	44	45	44	44	45
宮前区づくり推進費	71	70	69	68	71
多摩区づくり推進費	174	174	182	198	300
麻生区づくり推進費	111	110	108	109	109
特別会計	815	955	586	679	813
墓地整備事業	407	535	242	318	388
生田緑地ゴルフ場事業	407	420	344	360	424
合計	10,204	6,269	6,623	10,498	12,714

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

出典：市所管課提出資料

第3 外部監査結果の総括

1. 包括外部監査の特徴と留意事項について

(1) 財務監査と行政監査の峻別の考え方について

地方自治法第252条の37第1項において、包括外部監査人は包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行を監査対象とする旨が規定されていることから、いわゆる行政監査については、包括外部監査の対象外であるというのが一般的な考え方である。

しかし、包括外部監査の対象となる「財務に関する事務」については、収入事務や支出事務、契約事務のほか、予算化され執行されている事業の業務フロー全般に関する事務についても広く対象とすべきであると考えている。そして、これらを対象とする監査の過程では、業務の流れや業務の方法を資料閲覧や担当者等へのヒアリング等により確認することになるが、その中で「こうしたほうがより効果的・効率的に業務を実施できるのではないか」という監査人の視点からの気づきを得ることがある。このような3Eの視点からの意見の提示は、従来の財務監査の枠を超えたものであつたとしても批判されるべきものではなく、むしろ包括外部監査制度導入の趣旨に適ったものであると考えている。そのため、監査の過程で気づいたことがあれば3Eの観点からの意見を積極的に発信すべきという方針のもと監査手続を実施している。

(2) 監査手続の実施と監査結果の記載に係る留意事項について

「第4 各論としての外部監査結果」においては、選定した監査対象について反証主義的に監査手続を実施した結果、問題点を認識し何らかの改善を要すると監査人が判断した事項についてのみ記載している。つまり、本報告書においては、外部監査人が監査対象として選定し、監査手続を実施した項目のすべてを記載しているわけではないという点については留意が必要である。包括外部監査は、その監査の性質上、外部監査人が事務の適正性を保証することを目的としていることから、監査対象事務に問題点がないことを実証主義的に検証する手續を実施しているわけではない。したがって、監査の結果に記載されていない監査対象課等の事務はすべて適正に行われているということを意味しているわけではないという点については留意する必要がある。外部監査結果に記載されていない事項であっても、同様の問題があると市所管課で認識した場合には自ら積極的に業務改善を実施すべきである。

(3) 改善のための措置を検討し実施する際に留意すべき事項について

市職員は日々の業務の中で多くの事務をこなしている。そして、業務フローの中では、事務ミスを防止又は適時に発見できるような組織的な仕組みとしての内部統制が構築されている。それでも、事務ミスの発生を完全に抑止することはできないため、定期的に監査等を実施すると、多くの場合、何らかの事務ミスが発見されることになる。しかし、定期的な監査等によって事務ミスが発見されたとしても、担当者の不注意という個人的・属人的な問題の認識にとどまり、組織の仕組みの問題の把握に至らないため、効果的な改善措置をとることができず、結果として同様の事務ミスが再発するということはよくある話である。

このようなケースにおいては、問題が「なぜ」発生したのか、「なぜ」それを防げなかつたのか、「なぜ」それを発見できなかつたのかという原因の深堀が足りないケースが多いと考えられる。「なぜ」の深堀が足りないと、本来解決すべき組織の問題にたどり着けないことから、「確実に行うよう周知する」、「確認を徹底する」といった個人の意識・能力に依存する属人の対応に終始することになり、結果、改善措置を講じても担当者が交代すると同じ問題が再発するという悪循環からなかなか抜け出すことができない。

例えば、今回の監査において、「自転車駐車場の占用許可使用料の算定を誤っていた」という事務ミスが発見されたが、問題の指摘を受けた道路公園センターは「担当者の不注意」を原因として挙げていた。しかし、問題点としては単に担当者の不注意という属的な問題だけでなく、その裏には組織内でのチェックが機能していなかつたという「内部統制上の問題＝本来解決すべき問題」があるはずで、組織としては、「なぜ」それを防げなかつたのか、「なぜ」それを発見できなかつたのか、といった視点で深度のある原因分析を行い、内部統制上の問題まで把握したうえで改善措置を講じることが望まれる。

【本来解決すべき組織の問題に迫る原因分析の例】

自転車駐車場の占用許可使用料の算定を誤っていた	・・・【事務ミス】
↓なぜ発生した？	
算定基礎となる台帳価額が更新されていたが、前年度と同じ方法で算定してしまったため	・・・【事務ミスの原因】
↓なぜ防げなかつた？	
(みどりの管理課が文書により注意喚起を行っていたが、) 道路公園センター担当者の注意が不足していた	・・・【属的な問題】⇒根本的な解決が難しい
↓なぜ発見できなかつた？	
道路公園センター内におけるチェックが機能しなかつた	

注意喚起を行っているみどりの管理課がチェックを行うという体制が整備されていなかった

・・・【組織の仕組みの問題】⇒本来解決すべき問題

私たちは「改善提案型の監査」を志向しており、監査の過程で問題を発見した際には、単にそれを指摘するにとどまらず、可能な限り問題の発生原因に迫り、業務改善に資するような意見を併せて述べたつもりである。

しかし、業務の改善方法の検討については基本的には被監査側の役割であることから、実際に改善措置を検討する際には、監査報告書に記載した内容を参考にしつつも、被監査側である市所管課において改めて指摘事項の発生の原因分析を主体的に実施し、問題点の根本的な改善に効果があると考えられる具体的な改善策を検討し、創意工夫しながら実際の事務に適用することを要望する。

また、特定の部門において発生した問題について、それが部門横断的な問題である場合、実際に問題が発生した部門だけで改善措置を実施したとしても、今度は別の部門で同様の問題が発生するという、いわば「もぐら叩き」のような状況に陥る可能性がある。例えば、今回の外部監査結果にもある、備品管理の問題や公有財産の台帳登録の問題等は部門横断的な問題の典型例である。

したがって、監査報告書における指摘・意見については、直接の監査対象課が措置を実施したらそれで終わりにするのではなく、今回監査対象とならなかつた部門に対しても、監査報告書の熟読を促し、自らの事務処理を見直す契機としてもらうよう要望する。

2. 監査結果について

今年度の包括外部監査の実施結果を一覧表にして示しているのが次の【外部監査の結果一覧表】である。この一覧表にまとめられた全ての指摘及び意見の内容については、外部監査人側と監査対象部門とが数回にわたって協議を重ね、今後の措置の実施についての理解を共有したものである。

ここで、「指摘」とは監査対象部門が執行する財務事務等について、法令等に反する場合や事務処理の結果等が不当であると考えられる場合に合規性違反又はそれに準ずるものとして監査結果報告書に記載しなければならないものである。一方、「意見」は、当該財務事務等が合規性違反又はそれに準ずるものではないが、経済性・効率性又は有効性の面で改善の余地が大きい場合に、監査結果報告書に記載することができるものである。指摘も意見も監査対象部門に対して改善措置を求めるものとしては同様であるが、指摘は合規性違反又はそれに準ずるものに係るものであるため、より厳格に改善措置が要求されるものである。

なお、指摘の場合は、「第4 各論としての外部監査結果」に記載している【結果】

欄の文章末尾を「～されたい。」という文言で統一している。また、意見の場合は同様に文章末尾をおおむね、「～することを要望する。」などの文言で表現している。

【外部監査の結果一覧表】

項目	指摘	意見
I 公園緑地事業の監査結果について		
1. 富士見公園の監査結果について		
① 公園内の施設損壊等の迷惑行為への対応について		3
② 指定管理業務における労働環境の評価について		1
③ 南側の樹木管理の情報共有について		1
④ 指定管理者による備品等の管理業務について	1	1
⑤ 相撲場の状況について		1
⑥ 駐車場の利用状況について		1
⑦ Park-PFI 事業の収支報告について		2
2. 大師公園の監査結果について		
① 公有財産の管理について	1	1
② 故障中のエンジン刈払機（2台）について		1
③ 砂場の管理状況と対応について		1
④ 園内除草業務の要求水準の見直しについて		1
⑤ 案内板・掲示板の外国語表記について		1
⑥ 指定管理者の収支計画・実績に対するモニタリングについて		1
⑦ 指定管理業務の評価・モニタリング内容について		1
⑧ 濱秀園の管理負担と収益化について		1
⑨ Park-PFI 制度の導入可能性の検討について		1
3. 御幸公園の監査結果について		
① 設置許可について	1	
② 通勤・通学目的での駐輪について		1
③ 周辺地域の就業者による園内喫煙所の利用について		1
④ シェアサイクルポートの占用料の計算について	1	1
⑤ 行為許可使用料の設定について		1
4. 中原平和公園の監査結果について		
① 備品管理について	1	
② 公園施設の安全管理及び施設損壊事案への対応について		1
③ 出入口階段の転倒リスクについて		2
④ 公園内ベンチの汚れ及び劣化について		1

項目	指摘	意見
⑤ 公園のバリアフリー対応について		1
⑥ 野外音楽堂における私物放置への対応について		1
5. 等々力緑地の監査結果について		
① 什器・備品等保守管理業務について	1	1
② 遊具の維持管理業務について		2
③ 施設設備の不具合の周知方法について		1
④ 使用料のキャンセルに係る管理について		2
⑤ 減免申請書の記載について	1	
⑥ プロフィットシェアリングについて		2
⑦ 駐車場の待機列解消施策と料金体系のあり方について		1
⑧ 指定管理者による社会的価値向上の取組について		2
6. 生田緑地の監査結果について		
① 生田緑地内に残置された不明設備の取扱いについて	1	1
② 売店の設置許可について	1	1
③ 東口駐車場の大型バス駐車スペースの取扱いについて		3
④ 指定管理者従業員の執務状況について		1
⑤ グリーンアドベンチャーについて		2
⑥ 枢形山展望台能舞台の状況と多様な方法による利活用の促進について		1
⑦ 土地買収の検討について		1
7. 川崎国際生田緑地ゴルフ場の監査結果について		
① 備品の管理について	1	1
② ゴルフ場内に残置された故障品の扱いについて		1
③ 公有財産の管理について	1	1
④ 指定管理者の総務・経理の体制について		1
⑤ 他の公園施設の紹介につながる取組の展開について		1
⑥ 利用料金体系のあり方について		1
⑦ 緑化等協力金の現状について	1	1
⑧ 納付金の算定根拠について		1
⑨ 中長期的視点での利益還元の方法について		1
8. 生田緑地ばら苑の監査結果について		
① 未許可の募金行為について	2	
② 委託した事実を確認できない駐車場管理業務について	1	
③ 再委託の承諾手続について	1	
④ 一般開放時を含む業務実施報告について		1

項目	指摘	意見
9. 王禅寺ふるさと公園の監査結果について		
① 公有財産台帳に登載されていない建築物について	1	
② 公園敷地から伸長する植物への対応について		1
③ 管理事務所の施錠管理について		1
④ 苦情処理対応簿の年度内未処理事案の管理方法について		1
⑤ 公園内の施設の修繕計画について		1
10. 多摩川緑地の監査結果について		
① 多摩川緑地パークボール場について		
ア. 不用物品について	2	
イ. 場内設備の整備について		1
ウ. アンケート回収方法の検討について		1
エ. 広報等に関する業務について	1	1
② 多摩川緑地バーベキュー広場について		
ア. 多摩川緑地バーベキュー広場における物品管理について		1
イ. 四半期毎の事業報告書の入手について		2
ウ. 月次報告及び年次報告における収支報告書の相違把握について		1
エ. 無断キャンセル時における違約金の把握について		1
③ 二ヶ領せせらぎ館及び大師河原水防センターについて		
ア. プロポーザル方式の採用目的について		1
イ. 大師河原水防センターに係る決算書における金額の確認について	1	
ウ. 大師河原水防センターに係るホームページの更新及び情報発信体制について	1	1
エ. 二ヶ領せせらぎ館に係るアンケートの実施について		1
④ 多摩川河川敷駐車場について		
ア. 募集要項における重要情報の不備について	1	
イ. 許可使用料の免除と利益還元の考え方について		1
⑤ 個人からの土地の賃借について		1
11. 夢見ヶ崎動物公園の監査結果について		
① 園内の施設改修及び更新の遅れについて		1
② 公園施設の維持管理における道路公園センターとの連携について		1
③ 設置許可手続の不適切な取扱いについて	1	
④ 園内での占有的利用に関する対応について	1	1
⑤ 期限切れ動物用医薬品の管理について		1
⑥ ブリーディングローンに係る動物の貸与手続について	2	

項目	指摘	意見
⑦ 剥製や骨格標本の管理について		1
⑧ 動物舎の面積配置における課題について		1
⑨ 清掃業務委託における仕様書及び予定価格設定の妥当性について		1
⑩ 持続的運営に向けた新たな財源確保に向けた取組について		1
⑪ 地域協働・外部連携の推進について		1
12. 緑化センターの監査結果について		
① 公有財産台帳の更新管理について	1	1
② 販売用商品の物理的な管理方法について		1
③ 販売用商品の受払管理について		1
④ 商品販売における販売単価の設定について		1
⑤ アンケート調査結果に対する取組のマーケティングについて		1
⑥ ホームページにおいて公表する情報の管理について	1	
⑦ 危険物の管理について		1
⑧ 管理棟天井の修繕計画について		1
13. 橋公園の監査結果について		
① Park-PFI 事業の事業収支に関するモニタリングについて		2
② Park-PFI 事業の持続可能性に対するリスク対応について		1
③ Park-PFI 事業に係る事業評価シートの運用について		3
④ 公園内における禁止事項についての看板の設置について		1
14. 稲田公園の監査結果について		
① 設置許可を受けていない倉庫等について	1	1
② 自動販売機に附属する空き缶等回収容器の衛生景観面への配慮について		1
③ 公園内の危険箇所の点検と注意喚起について		2
④ 稲田児童プールの管理状況について		2
⑤ 稲田児童プール管理業務等委託料の積算について		1
⑥ 稲田児童プールの売店管理に係る許可手続について	3	
⑦ 稲田公園駐車場の管理許可使用料の免除について		1
⑧ 未取得地及び取得済未利用地（未整備部分）への対応について		1
15. 公園不法占拠者に対する損害金に係る監査結果について		
① 債権管理の経過について		1
② 債務者の特定について	1	
③ 債権管理の方針について		1
II 靈園事業の監査結果について		
1. 事業全般について		

項目	指摘	意見
① 高齢者向け電動車両（シニアカー）の管理について	1	
② 券売機の管理について	1	1
③ 現金取扱いマニュアルの周知について		1
④ 緑ヶ丘霊園内の走行車両の速度抑制のための施策について		1
⑤ 早野聖地公園の集合個別型墓所の植栽について		1
2. 墓地使用料及び墓地管理料に係る未収債権の管理について		
① 管理料滞納者に対する利用許可の取消しについて	1	
② 法的手続の履践について	1	
③ 指定管理者による管理料滞納者への電話催告及び対応について		1
④ 滞納債権の回収に係る専門業者の活用について		1
III 公益財団法人川崎市公園緑地協会の監査結果について		
① 釣り銭準備金の保有について		1
② 使用する予定のない預金口座の取扱いについて		1
③ 使用する予定のない郵便ハガキの取扱いについて		1
④ 耕運機の備品登録漏れについて	1	
⑤ 財産の運用方法について		1
⑥ 稲田公園駐車場の管理運営業務に係る収益計上方法について	1	
⑦ 旧事務所建物取り壊し費用の引当計上について	1	
⑧ 満期到来が1年以内の定期預金の貸借対照表の計上区分について	1	
⑨ 役員の業務実態と役員報酬の按分比率との整合性について	1	1
⑩ 王禅寺ふるさと公園の駐車場の人員配置について		2
⑪ 緑化推進事業の見直しについて		1
合計	43	125

3. 監査結果の総括

川崎市における包括外部監査は平成 11 年度から始まっており、今年度で 27 回目を迎えるが、令和 6 年度までの過去 26 回の包括外部監査において、公園緑地に関する事業を直接のテーマとして監査が実施されたことはない。

また、川崎市では、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、川崎市市制 100 周年記念事業の一環として、「全国都市緑化かわさきフェア」が史上初の秋・春 2 回開催で盛大に行われた。その閉会に当たって、「みどりの KAWASAKI 宣言」を表明し、人と自然が共生する持続可能なよりよい社会の実現に向けた取組を強化しようとしているところである。

そのため、今回の監査テーマは時宜に適ったものであり、公園緑地に関する事業をテーマとして外部監査を実施する意義は大きかったものと考えている。

今年度の外部監査を実施するに当たっては、対話の重視と現場主義を基本方針として掲げた。事業が行われている現場である公園緑地に実際に足を運び、そこで実際に事業を行っている職員と対話することで現状の正確な把握に努めた。また、監査人が批判的な視点をもって認識した問題点とその改善に向けた措置のあり方については、市所管課の職員と対話を重ね、納得感をもって受け入れてもらうよう努めた。

市所管課の職員は業務の内容をよく理解しており、彼ら彼女らと一緒に現場を回り、対話を重ねることで私たちは事実の正確な把握と問題点の認識に至ることができた。また、私たちの問題認識について、当然のことながら時として意見が相違することもあったが、真摯に議論に応じていただき、改善すべき点については謙虚に受け止めていただいた。市職員 1 人 1 人の真摯かつ丁寧な対応に支えられて有意義な監査を実施することができたとともに、この場を借りて御礼申し上げたい。

その結果としてまとめたものが上表の外部監査結果の一覧表に掲載した指摘・意見である。実際に現場に足を運んで、見て、聴かなければ発見しえない事項で満たされていることがお分かりいただけるはずである。川崎市内の公園はそれぞれに多様な特徴を持っていることから、それを反映するように、そこに実際に足を運び、その場で見て聴いて感じた監査人の気づきもまた多様なものとなった。

監査結果を総括する際には、例えば、「主な問題点は次の 2 点に大別される」とか「市の課題は次の 3 点に集約することができる」といった形で、大まかにまとめられることがよくある。しかし、今回の監査結果については、実に多種多様な内容であることから、それらの全てを網羅しつつ、少数の分類項目にラベリングして簡潔にまとめることが困難である。そのような前提に立った上で、以下に、今回の監査結果の要点を監査人の主觀を交えつつ、総括的に述べることとする。

(1) 財産管理について

財産管理についての問題は包括外部監査の典型論点であり、程度の差はあるものの、どこの団体でどのような事業をテーマにしても必ずといっていいほど指摘・意見が出てくる項目である。その中でも、備品の管理に係る問題が件数としては圧倒的に多い。具体的には、台帳に登載されている備品が実在しない、又は明らかに使用不能な状態で放置されているといった問題や、逆に、現に実在し使用している備品が台帳に登載されていないといった問題が挙げられる。

川崎市では、備品の金額基準が2万円と少額であることにも起因して、市所管課が備品として台帳に登載し管理すべき物品の数が膨大になっているという現実がある。合規性の監査をする以上、現在の川崎市物品会計規則（以下「物品会計規則」という。）に準拠していない事務を発見した場合には指摘せざるを得ないが、一方で、費用対効果の観点からは、現在の規則に基づく事務手続を継続することについて違和感を覚えたことも否めない。規則に基づく所定の台帳管理を徹底することが、現場での備品管理の効率化に資することなく、職員の負担を増すばかりであるとすれば、制度の見直しを検討することも必要なのではないかと考えられる。

一方で、公園内に設置されている建物についても、現物と公有財産台帳の不整合が散見されたことについては特徴的である。この背景には、公有財産台帳を管理しているのが、現場に近い道路公園センターではなく、本庁のみどりの管理課であるという組織間の職務分掌の問題があり、かつ、みどりの管理課と道路公園センターの連携が不足していることに原因があった。

台帳管理に限った話ではないが、制度を所管する本庁の職員と現場に近い機関の職員との間の連携は非常に重要である。今後はこれまで以上に組織間の緊密な連携を図るよう要望する。

(2) 許可事務について

公園管理者以外の者が公園施設を設置・管理したり一定の行為を行う場合には、公園管理者の許可が必要である。しかし、本来許可が必要な施設の設置や行為に対して許可が行われていない事例が散見された。

このような事例を発見するためには、定期的に現場に赴いて公園の現況を注意深く確認する以外に方法はない。前述のとおり、制度を所管する本庁の職員と現場に近い機関の職員との間の連携をより緊密にするほか、時には本庁の職員が現場に赴いて実態を観察する機会を設けることも有用であると考えられる。

(3) 制度・事業のあり方の再考について

制度のあり方については一度決めたら長期間改正がされないことが多い。制度を安定的に運用するためには、頻繁に改正を行うことが必ずしも正しいとは考えていないが、近年は社会環境の変化が目まぐるしいことから、長期間改正されていない制度が現在の社会環境に適合していないということがあり得る。

川崎市都市公園条例（以下「都市公園条例」という。）及び同施行規則に定める許可使用料についても、長期間改正されていないものが多いのが実態である。今回の監査では、行為許可使用料の設定のあり方について見直しを求める意見を出しているが、他の許可使用料の設定のあり方についても見直しの要否を検討する契機としていただきたい。

また、制度が一度導入されると、その効果や運用のあり方について特に検証されることなく、前例踏襲的に続けられることがある。事業についても同様である。今回の監査では、利用が低調な一部の緑化推進事業やゴルフ場で徴収している緑化等協力金について見直しを求める意見を出しているが、長く続いている制度・事業については、それらの実態がそもそも目的・趣旨とかい離していないか、存在意義が失われていないか、改善の余地はないかといった批判的な視点で今一度確認していただきたい。

(4) 事業者のモニタリングについて

川崎市では大規模な公園を中心に、指定管理者制度や Park-PFI といった民間活力の導入が図られている。民間のノウハウを活かして、利用者満足度の向上や収益拡大・コスト削減を図るために、事業者に一定の裁量を認めるとともに、市所管課が過度に介入すべきではないと考えられる。一方で、行政の目的から逸脱した事業が行われていないか、サービス品質に問題はないか、報告された収支は適正かといった点について懐疑心をもってモニタリングを行うことは必要である。

特に、収支報告については、その背景の説明が不十分と考えられるものが散見されるが、市所管課は批判的な検証を経ずにそれを受け入れがちであるという問題を認識した。また、一部の現場では、市所管課が指定管理者に対して遠慮しているような空気感を感じ取った。

我々の外部監査とも共通するところではあるが、批判的に見るからこそ、相手に対して建設的な提案ができると考えている。具体例を交えつつ、モニタリングを行う際の視点について提案を行っていることから、今回の監査意見の内容を参考に、事業者に対する今後のモニタリングのあり方について見直しを行うよう要望する。

(5) 収益化・コスト削減について

公園利用者は普段あまり意識することはないかもしれないが、公園の維持管理にかかる財政的負担は大きいものである。一方で、公園の維持管理に割くことのできる財源は限られていることから、公園の維持管理を持続可能なものとするためには、コスト削減にとどまらず、収益化の取組が欠かせないと考えるべきである。例えば、多くの人が集い憩う公園であれば、Park-PFI制度の導入によって利用者満足度の向上と収益化の両立の可能性を模索することが考えられるが、それ以外にも、単なるオープンスペースの域を超えた付加価値をもつ公園緑地であれば、収益化の機会は存在すると考えられる。

今回の監査で、川崎市内の公園緑地に足を運び、実態を見て、職員と対話することによって、それらの公園緑地がもつ「ポテンシャル」を感じた。だからこそ、現状はそのポテンシャルを「経営的な視点」から活かしきれていない点で問題であるという認識を持った。

今回の監査意見では、ポテンシャルの高い公園の事例として、大師公園についてPark-PFI制度の導入可能性の検討を提案したり、夢見ヶ崎動物公園について数々の収益化・コスト削減の施策を提案している。

また、駐車場は公園における収益施設の代表格であるが、料金収入を公園の維持管理に充てるために、積極的に収益拡大を求める意見を出している。例えば、駐車場を無料としている夢見ヶ崎動物公園については有料化の提案をしているほか、等々力緑地については、イベント時の待機車列の解消と収益拡大の両立を狙いとした特定日料金制の導入を提案している。

さらに、財政状態が厳しい公園緑地協会に対しては、財産の効率的運用によって収益拡大を図るための具体的かつ実践可能な提案を行っている。

(6) 施設の有効利用について

利用が低調な施設については、特に修繕や維持管理の取扱いが問題になる。利用が低調な施設に対して多額の修繕支出を行うためには、市民や関係者の合意を取り付けるための困難が伴う。しかし、修繕を行わなければ美観を損なうことに加え、機能維持も難しくなることが考えられる。したがって、施設の稼働率を高めることは施設の維持管理のためにも非常に重要である。

そこで、利用が低調な施設の稼働率を高めるための方策として、利用方法の多様化が考えられる。

富士見公園の相撲場や生田緑地の舟形山展望台能舞台は、稼働率が低いが、その原因として、施設の本来の目的である相撲や能楽を行う人の数自体が少ないという問

題がある。そのような場合、本来の使用方法だけで稼働率を高めることは限界があるため、従来の発想を変えて多様な利用方法を考案し、積極的に市民に提案することで施設の利用促進を図ることが求められる。

(7) 公園の安全性の確保や機能維持・美観維持等について

財務監査の本来の趣旨からは外れるところもあるかもしれないが、公園内の安全確保や美観維持等について、多くの公園を見て回った際の監査人の視点での気づきを意見として記載している。

基本的には、直営の公園であれば道路公園センターの職員が、指定管理者制度を導入している公園であれば指定管理者職員が、それぞれの専門的な視点で定期的に点検を行い、公園内の安全確保や美観維持に努めている。そのこと自体を問題視するものではない。

しかし、日常的に公園を利用する人々は幼い子どもであったり、高齢者であったり、障害者であったり、多種多様である。当然、彼ら彼女の行動のパターンも多種多様である。そのため、道路公園センターの職員や指定管理者職員の視点では認識し得ない安全性のリスクというものが存在すると考えている。実際に現場往査の最中にも、高齢者の公園利用者から、公園の段差について職員が特に問題視していなかつた危険性を伝えられる場面に遭遇した。

そこで、市所管課の職員が、地域の幼い子どもをもつ母親や高齢者等と一緒に公園内を歩き回り、得られた気づきを共有してもらうような機会を定期的に設ける取組の提案をしている。

また、現場往査をしている中で、老朽化した公園施設をいくつも目にした。雨漏りで天井の一部が腐食している管理棟、汚れや破損により事実上機能していない遊具やベンチ、内容が視認できない看板、故障した後長期間修繕されていない設備等である。確かに予算が限られている中、全ての問題に対応することは難しいことは理解できる。しかし、将来の再編整備への過度な期待から、現状の課題の解決を先送りする姿勢があるとすれば、それは改める必要がある。

市所管課によれば、バリアフリー対応のための工事や、ユニバーサルデザイン対応のための工事というものは計画しておらず、将来的に公園を再編整備する際にバリアフリーやユニバーサルデザインに対応した設計にする方針である。しかし、実際に再編整備が予定されている公園は少ない。公園施設の機能回復や美観維持のために、将来に期待するのではなく、今から、限られた予算の中でも効果的な修繕を行う創意工夫が市職員には求められる。

最後に、今回の監査を通じて思いを強くしたのは、今そこに当たり前のようにある公園という緑のオープンスペースは、実は当たり前の存在ではないのだということである。現場では、市職員や指定管理者職員のほか、委託業者の職員やボランティアの市民とも対話する機会があった。普段なかなか目につかないかも知れないが、こうした人々の多大な努力があって公園の安全性や美観は維持され、快適に利用することができているのだということを私たちは改めて認識すべきである。

現場を回っていると、公園施設の損壊・汚損やごみの放置、タバコの吸殻ポイ捨ての事例に遭遇することがよくあるが、果たして自分の家の庭であつたらこんなことになるだろうか。公園も自分たちが負担した税金で賄われている自分たちの財産であるのだから、公園の維持管理をもっと自分事として認識してほしい、もっと公園に関わり、もっと公園を大事にしてほしい、そう願わざにはいられない。

「みどりの KAWASAKI 宣言」には 100 年先の未来への誓いが記されている。その実現のために重要なのは、行政だけでなく、川崎市というコミュニティに属する市民、企業、団体が、「私たち」という意識で同じ方向を向き、川崎市をみどり豊かなまちにしていくという意識をもって取り組むことである。今回の監査結果が市民の目に触れ、少しでも市民の当事者意識の醸成に寄与することができれば幸いである。

【みどりの KAWASAKI 宣言～100 年先の未来への誓い～】（抜粋）

- | 多摩川や丘陵地など、貴重な自然を保全・活用するとともに、まちなかにおいても、自然とふれあう、つながりのあるみどりを生み出すなど、生物多様性の豊かなまちづくりを進めます
- | 川崎らしい歴史・文化を未来につなげる魅力的なみどりの拠点づくりを進めるとともに、市民や企業など多くの皆様とグリーンコミュニティを育て、未来につなぎます
- | 身近な地域から地球規模にわたる様々な環境問題、社会課題の解決に向けて、みどりが持つ価値と川崎が誇る多様なポテンシャルを掛け合わせ、人と自然が共生する幸福な社会の実現を目指します

第4 各論としての外部監査結果

I 公園緑地事業の監査結果について

1. 富士見公園の監査結果について

(1) 概 要

① 施設の概要について

ア. 富士見公園の概要について

富士見公園は、川崎区に位置し、川崎市で最初に誕生した都市公園である。昭和11年に面積約 10.4ha が都市計画決定され、以後、運動施設等を整備した。戦後の戦災復興地区画整理事業等によって区域を拡張し、現在は面積約 17.0ha が都市計画決定され、その内約 13.2ha を都市公園として供用している。戦後の施設整備により、野球場、テニスコート等の運動施設を設置し、さらに、駐車場や遊具の設置、広場の整備等を行い、市民に親しまれる総合公園となった。また、管理運営は、平成 27 年度から公園の南側に指定管理者制度を導入し、川崎フロンターレ・東急コミュニケーションズ共同事業体が指定管理者として管理運営を行っている。同年には、川崎市初となるネーミングライツが川崎富士見球技場に導入され、富士通株式会社により「富士通スタジアム川崎」の愛称が命名されている。

イ. 富士見公園再編整備事業について

富士見公園は、市民の憩いの場やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点となっているが、緑地や広場が少ないとことや、施設の老朽化などの課題もあり、都心における総合公園としての機能回復やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化が求められていた。

これらの課題を解決するため、令和 2 年 2 月に富士見公園を含む周辺地区を対象に「富士見公園周辺地区整備推進計画」を策定し、さらに富士見公園の再編整備に向けた基本的な考え方や、具体的な整備内容、整備の進め方等について明らかにする目的として、令和 4 年 1 月に「富士見公園再編整備基本計画」を策定した。

富士見公園再編整備事業の事業契約に基づき、再編整備工事に令和 5 年 4 月から着手し、令和 5 年 12 月に立体駐車場が完成、令和 6 年 1 月から供用を開始するとともに、令和 6 年 3 月に相撲場・テニスコート・クラブハウス・平面駐車場等の公園北側エリアが完成し、令和 6 年 4 月から供用を開始した。また、再編整備工事に

よって新たに整備された施設について、富士見パークマネジメント株式会社が指定管理者となり管理運営を開始した。

今後も再編整備を推進し、緑、活気、憩い、ふれあいのある都心のオアシス・富士見公園の実現に向けて、官民連携により取組を進める方針である。

【富士見公園の施設概要】

名称	富士見公園
公園種別	総合公園
所在地	川崎市川崎区富士見1丁目、2丁目
公園面積	132,304 m ²
開設日	昭和15年5月1日
主な施設	川崎富士見球技場 17,798 m ² 市民広場（工事中） 富士見球場 8,157 m ² テニスコート 12面 8,400 m ² 相撲場 2,348 m ² 立体駐車場 291台 北側平面駐車場 85台（うち大型5台）
管理運営方法	指定管理及びPark-PFI
主な施設設置管理許可	喫茶店（2店）、ペット用品店（Park-PFI）

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

【富士見公園の平面図】

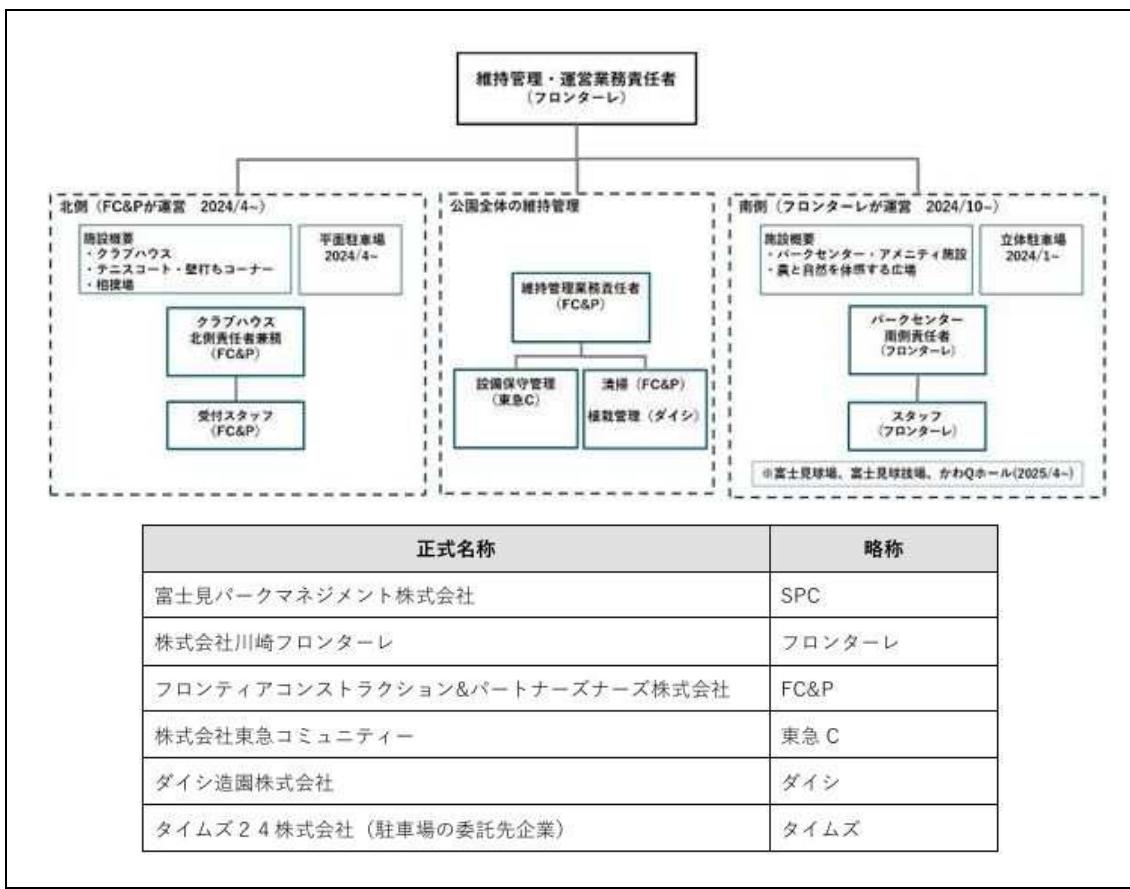


出典：市所管課提出資料

② 公の施設と指定管理者の基本情報

平成 27 年度から公園の南側に指定管理者制度を導入し、川崎フロンターレ・東急コミュニケーションズ共同事業体が指定管理者として管理運営を行っている。また、再編整備工事によって新たに整備された施設について、令和 5 年度から富士見パークマネジメント株式会社が指定管理者となり管理運営を行っている。

【業務実施体制】



出典：富士見公園再編整備事業維持管理・運営業務仕様書

ア. 公の施設の基本情報について

対象区域	主な内容
南側エリア	パークセンター アメニティ施設 東側広場、芝生広場、インクルーシブな遊びの広場、農と自然を体感する広場、多目的広場等 富士見球場 川崎富士見球技場 かわQ ホール 立体駐車場
北側エリア	クラブハウス テニスコート 相撲場 平面駐車場、駐輪場等

出典：富士見公園再編整備事業維持管理・運営業務仕様書

イ. 指定管理者の基本情報について

区分	内 容
指定管理者名	富士見パークマネジメント株式会社
主たる事業所の所在地（代表団体）	(代表企業) 株式会社川崎フロンターレ 川崎市高津区末長 4-8-52
指定期間	令和 5 年 12 月 15 日～令和 25 年 3 月 31 日 (供用準備期間を含む。)
選定方法	総合評価一般競争入札方式
管理運営費の財源	利用料金収入及び自主事業収入

出典：市所管課提供資料に基づき監査人作成

③ 指定管理業務の概要について

富士見公園再編整備事業維持管理・運営業務仕様書によると、その業務項目は下記のとおりである。

ア. 維持管理業務

- (ア) 施設・設備の保守管理業務
- (イ) 備品等の保守管理業務
- (ウ) 清掃等業務
- (エ) 警備保安業務
- (オ) 芝生・植栽管理業務
- (カ) 修繕業務

イ. 運営業務

- (ア) 公園全体に係る日常運営業務
- (イ) 各施設の運営業務
- (ウ) 広報業務

なお、令和6年度における本業務の対象範囲は下記のとおりとされている。

ア. 立体駐車場

イ. 北側エリア

- (ア) テニスコート
- (イ) 相撲場
- (ウ) クラブハウス
- (エ) 平面駐車場、駐輪場等

ウ. 南側エリア

- (ア) 園路広場
- (イ) 東側広場、芝生広場、インクルーシブな遊びの広場、農と自然を体感する広場等
- (ウ) パークセンター
- (エ) アメニティ施設

④ 指定管理業務に係る収支の状況について

指定管理者の指定期間（令和5年度から令和6年度まで）における指定管理業務に係る収支の状況は次のとおりである。

ア. 維持管理運営業務（本来業務）

【指定管理業務に係る収支の推移】（税抜、単位：千円）

項目	令和5年度	令和6年度
収入の部		
利用料金（テニスコート）	-	32,732
利用料金（相撲場）	-	25
利用料金（駐車場）	18,600	86,400
利用料金（パークセンター）	-	41
利用料金（クラブハウス）	-	318
合計	18,600	119,517
支出の部		
維持管理業務費	1,200	31,392
運営業務費	12,324	40,556
光熱水費	76	10,115
指定管理納付金	5,000	25,853
統括管理業務費	-	10,600
他	0	14
合計	18,600	118,531
収支差額	0	985

注1：令和5年度については、令和6年1月に供用開始した立体駐車場のみの管理運営であった。

注2：記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

出典：指定管理者制度活用事業評価シート（令和5年度）、令和6年度収支（実績資料）

イ. 自主事業

【指定管理業務に係る収支の推移】（税抜、単位：千円）

項目	令和5年度	令和6年度
収入の部		
北	0	1,879
南	0	1,036
合計	0	2,915
支出の部		
北	0	1,879
南	0	1,036
合計		2,915
収支差額	0	0

注：記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

出典：指定管理者制度活用事業評価シート（令和5年度）、令和6年度収支（実績資料）

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて富士見公園への現場往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 公園内の施設損壊等の迷惑行為への対応について（意見：3件）

【現状・問題点】

再編整備した富士見公園は令和6年4月に供用開始して以降、備品損壊等の悪戯が発生している。

都市公園条例では、第4条第1項において禁止行為が定められており、川崎市に損害を生じさせたとき、損害を弁償させることができる（同条第2項）。

都市公園における禁止行為（都市公園条例第4条第1項）

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
- (5) 魚鳥等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (9) 指定された場所以外の場所で喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第2号に規定する喫煙をいう。）をすること。
- (10) 公園をその用途以外に使用すること。
- (11) 前各号のほか、都市公園の管理に支障がある行為をすること。

（都市公園条例第4条第2項）

前項各号の行為をした場合市に損害を生じさせたときは、市長の認定による損害を弁償させることができる。

「事故・救急案件一覧」を閲覧したところ、都市公園条例第4条第1項に定める禁止行為に該当する案件が見られる。富士見公園南側供用開始後、令和7年9月ま

での案件のうち、禁止行為に該当すると考えられる案件は次のとおりである。

【禁止行為に該当すると考えられる案件の概要】

日時	場所	内容
令和6年 10月24日	富士見公園 「GAB側駐輪場前の インターロッキング」「人工芝広 場」	中学生らしき男女10名弱が火遊びをしていた
令和7年 1月5日	富士見公園インクルーシブな遊 びの広場、ブランコ付近	インクルーシブな遊びの広場ベンチ付近の地面に 焦げ跡のようなものがあることを発見
令和7年 1月14日	富士見公園アメニティ施設多目 的トイレ内	多目的トイレ内の鏡に銃器で引っ搔いたような傷 跡を確認
令和7年 1月27日	富士見公園パークセンター屋外 トイレ	富士見公園パークセンター屋外トイレ内の鏡に銃 器で引っ搔いたような傷
令和7年 2月21日	富士見公園アメニティ施設及び 園内全域	1 富士見公園ボール遊び広場付近から、富士通スタ ジアム川崎内への侵入行為（スタッフが何度も注 意している） 2 富士見公園芝生広場南側に設置されている自動 販売機の上部へ乗る行為 3 富士見公園アメニティトイレ内及び、園内広場に て、濡らしたトイレットペーパーを壁に投げつける などして、散乱させ、トイレ内を著しく汚す行為 4 富士見公園アメニティトイレ内水道を石やトイ レットペーパーで詰まらせる行為
令和7年 4月7日	アメニティトイレ	アメニティトイレに設置してあるPOPに燃えたあ とがあった
令和7年 4月30日	富士見公園立体駐車場階段室1 階	何者かの火気使用、及び喫煙等
令和7年 5月1日	富士見公園パークセンター屋外 多機能トイレ、スタジアム側自動 扉	富士見公園パークセンター屋外多機能トイレに閉 じこもり、スタジアム側自動扉に石を投げつける
令和7年 5月9日	みどりの遊具広場 机&椅子広 場	ウエハースを大量に燃やされたあとがあり、テー ブルにおまけシールが貼付されていた
令和7年 5月20日	富士通スタジアムバックスタն ド側壁、ボール遊び広場近くのベ ンチ	中学生6~8人該当エリアにてスケートボードを使 用。禁止エリアのため注意。その後ベンチに落書き を発見
令和7年 5月24日	富士見公園みどりの遊具広場付 近	公園と近隣建物の境にある防球ネットに大きな穴 を発見。焼け焦げた跡があった
令和7年 5月29日	富士見公園みどりの遊具広場(人 工芝&大型遊具付近の青色のゴ ムの床)	人工芝広場の芝生が焦げた跡が複数箇所あり。大 型遊具付近の青色ゴムの床に、ロープのような物 が溶けて固まっていた
令和7年 6月19日	富士見公園ワルンタ自販機近く のテーブル	テーブルの上で火気使用したことによりテーブル が焦げた

令和7年 7月12日	富士見公園 インクルーシブな遊びの広場	富士見公園「インクルーシブな遊びの広場」内に設置している遊具に、油性マジックで落書きがされていた
令和7年 7月13日	富士見公園 インクルーシブな遊びの広場	みどりの遊具広場 木製遊具エリアの『じゅうたん』支柱にマジックによる落書き
令和7年 7月14日	富士見公園インクルーシブな遊び広場植栽	中学生位の子供が、いたずらで放火し、燃え跡が残った
令和7年 8月1日	富士見公園南側 タイムズ立体駐車場	出口側ゲートバーの先端約70cmが折れている
令和7年 8月1日	富士見公園みどりの遊具広場のベンチと遊具周辺マット上	ベンチ側面と遊具周辺マット上にベンキのような塗料で落書きがあった
令和7年 8月25日	パークセンター ウッドデッキ	デッキ4箇所にタバコの跡のような焦げ跡があり(いたずら) 壁にタバコの灰を利用した落書きがあり

出展：令和6年度及び令和7年度「事故・救急案件一覧」より抜粋

ア. 損害の弁償請求について

上記の「事故・救急案件」に関して、これまで相手を断定しきれている案件がなく、弁償を求めたことはない。しかし、違反グループ数名の保護者と接点を持ったため、今後の弁償請求の可能性を伝えていることである。

上記のうち、令和7年8月1日の富士見公園南側タイムズ立体駐車場で出口側ゲートバーの先端約70cmが折れている事案は、相手方及び損害額を特定できると考えるが、当事案を調査できていないことである。

破損した施設を放置していると、さらなる破損事故が生じた場合に責任関係等の立証が難しくなるため、損害が発生した場合には、速やかに必要な調査に着手する必要があると考える。

イ. 少年による行為について

「事故・救急案件一覧」のなかには、故意による破壊等、警察に通報し被害届を提出すべき事案も見受けられる。しかし、指定管理者の説明によると、このような迷惑行為は夜間が多いこと、防犯カメラでは確認できないエリアで生じていること等により、被害届を受理してもらえないとのことである。また、事案の大半が少年による行為のため、立件には至らないことからも被害届を提出していないとのことであった。

現在では、警察による夜間巡回を増加してもらうことにより、迷惑行為は落ち着いてきているとの説明であったが、警察の巡回に依存せず、防犯カメラの設置場所

の見直しなどできることはないかという視点から、再度防犯対策の検討を要望する。

また、被害届が受理されない場合でも、警察内部の情報蓄積により類似被害が発生した場合に早期対応を可能にし、また、少年関係の事案は同一学区での再犯防止活動につながると考える。

川崎市の対応としては、少年による行為だから被害届を提出しないのではなく、管理者としての適切な初度対応を現場担当者に求める必要がある。現場担当者の判断に依存することを減らすため、現場実務における被害届提出判断や対応のマニュアル等の整備は有用と考える。

【結果①（意見）：富士見・等々力再編整備室】

都市公園条例に規定されている禁止行為が原因で施設に損害が発生した場合には、損害を放置することなく、保険請求や弁償請求に向けて必要となる調査に速やかに着手するよう要望する。

【結果②（意見）：富士見・等々力再編整備室】

施設の損害の発生を防止するために、指定管理者において実践可能かつ実効性のある対応策を検討し導入するよう、指定管理者に指導するよう要望する。例えば、巡回警備業務の外部委託や防犯カメラの増設又は設置場所の変更、警告看板の視認性の向上等が考えられる。

【結果③（意見）：富士見・等々力再編整備室】

現場担当者が施設の損害を発見した際に適切な初度対応がとれるよう、マニュアルの整備とその周知徹底を指定管理者に指導するよう要望する。

② 指定管理業務における労働環境の評価について（意見）

【現状・問題点】

再編整備した富士見公園の供用開始後、深夜に備品損壊等の悪戯が発生していること等により、現場責任者には夜間対応の必要が生じ、負荷が生じているように見受けられた。

総務省は平成22年の通知「指定管理者制度の運用について」（総行経第38号）において、指定管理者制度導入以降、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、次の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努めることを求めている。

6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。

出典：「指定管理者制度の運用について」（平成 22 年 12 月 28 日総行経第 38 号）

これに対して、川崎市は、要求水準書に次の項目を入れて対応している。

富士見公園再編整備事業要求水準書 5(1)

カ 事業実施体制の構築（人員配置）

v) 人員の配置計画や業務形態は、労働基準法、最低賃金法、公契約条例に基づく労働者の作業報酬の確保の規定のほか、労働安全衛生法等、関連法令を遵守し、かつ、施設の運営に支障がないようにすること

出典：富士見公園再編整備事業要求水準書

また、川崎市としては、この要求水準達成状況を確認する必要があるところ、市所管課は、指定管理者に要求水準書セルフモニタリングシートの提出を求め、当該内容の遵守状況を確認しているとのことである。

しかし、当該セルフモニタリングシートの様式では、「実施済」「未完」「実施していない」「非該当」の 4 抹であることから、遵守状況の程度を理解することは難しい。

適正な労働環境のもとに管理運営が行われることで市民に対して良質の公共サービスが安定的に提供されるという視点に立ち、指定管理者制度導入施設の労働環境について、第三者によるモニタリング調査を実施している自治体もあるようである。

【指定管理者施設における労働環境調査事例】

自治体	公表文書名
東京都中野区	指定管理者施設における労働環境モニタリング結果について
東京都港区	港区指定管理者制度導入施設労働環境モニタリング報告書
東京都江東区	指定管理者制度導入施設における労働環境モニタリングの実施結果について
東京都杉並区	社会保険労務士による労働関係法令遵守に関する調査（労働環境モニタリング）結果について
茨城県つくば市	つくば市公の施設指定管理者 第三者評価結果報告書

出典：各自治体ホームページより監査人作成

富士見公園をはじめ川崎市内の指定管理者制度導入施設においても、必要に応じてこのような第三者による労働環境調査の実施を検討することが望ましい。

【結果（意見）：富士見・等々力再編整備室】

指定管理者による「要求水準書セルフモニタリングシート」を確認するうえで、第三者による労働環境調査の実施も今後の選択肢の一つとして検討するよう要望する。

③ 南側の樹木管理の情報共有について（意見）

【現状・問題点】

南側敷地内の樹木のうち、隣の木同士の枝が交差しており長期間剪定されていないもの（芝生広場のサクラ）があった。繁茂した枝葉によって風通しが悪くなり病害虫が発生しやすくなるのを未然に防止するための剪定が必要と考えられる。また、枯損木化しているもの（トチノキ）、枯れかけている樹木（エントランス広場のメタセコイヤ、富士見中学校隣接のサクラ）は倒伏や落枝などによる事故を未然に防止する必要がある。

芝生広場のサクラ	トチノキ
	
エントランス広場のメタセコイヤ	富士見中学校隣接のサクラ
	

出典：監査人撮影

このような状況について、市所管課では状況を把握しており、指定管理者とも情報共有し連携しながら維持管理を行っているとの回答を得た。具体的には、枯れて倒伏の恐れがある樹木については、伐採の判断をし、また、樹木の剪定については、園内の他の樹木含め優先順位を決めながら計画的に剪定しており、落枝の危険性があるものは、見つけ次第対応しており、枯れかけている樹木については、復活できるよう維持管理を行っているとのことである。

これらについては、月次報告書及び定例会議、都度現地での立会い等で情報共有を行っているとのことであるが、先の回答を裏付ける具体的な記録は残されていなかった。枯れかけている樹木の維持管理方針や剪定計画等、指定管理者と情報共有している事項について、担当者が異動しても情報が適切に引き継がれるよう、記録しておく必要があると考える。

【結果（意見）：富士見・等々力再編整備室】

指定管理者と情報共有した事項は後任者に適切に引き継がれるよう記録整備の検討を要望する。

④ 指定管理者による備品等の管理業務について（指摘：1件、意見：1件）

【現状・問題点】

富士見公園は再編整備のため、北側については令和6年4月から、南側については令和6年10月から供用開始した。

ア. 備品の管理方法について

監査時において、南側のパークセンターでは、「備品リスト」と現物との紐付けが目に見える形で行われておらず、リストと現品を照合できるように管理されていなかった。なお、北側のクラブハウスでは、備品現物に備品リストの番号を貼付しており、リストと現物を紐付けて管理されていた。

富士見公園再編整備事業要求水準書においては次のとおり明示されている。

5 維持管理・運営業務 (2) 維持管理業務

ウ 備品等の保守管理業務

富士見公園のもつ機能を十分に発揮し、公共サービスが常に円滑に提供されるように、本施設の備品の点検、保守及び管理並びに必要な消耗品の補充・管理に係る業務を実施すること。

(ア) 業務の方針

i) 事業者に貸与する物品については、川崎市物品会計規則第6条及び第11条の規定に基

づき適切に維持管理すること。

出典：「富士見公園再編整備事業要求水準書（令和4年5月31日修正版）」（監査人下線追加）

なお、物品会計規則第6条及び第11条の規定は次のとおりである。

(物品の分類)

第6条 物品の分類は、次に掲げる区分により、品名別に整理しなければならない。

(1) 備品 比較的長期間にわたって、その品質又は形状を変えることなく、使用、保存に耐えるもの（以下省略）

(価格の記載)

第11条 物品会計に関する帳票は、価格の記入を必要としないもののほか、すべて価格を付してこれを整理しなければならない。（以下省略）

出典：「物品会計規則」より抜粋

また、要求水準書を受けて、仕様書には次のとおり記載されている。

3) 備品等の保守管理業務

イ 水準・条件等

・備品等について、備品リストを作成し適切に維持管理を行います。（川崎市及び事業者）

出典：「富士見公園再編整備事業 維持管理・運営業務仕様書」より抜粋（監査人下線追加）

上記から、川崎市が指定管理者に貸与する物品は備品リストを作成し、品名別に適切に維持管理する必要がある。また、物品会計規則第37条の2第2項及び第3項によると、備品の管理は帳簿記録と現品とを照合できるようにしておくことが求められており、川崎市の備品である以上は、指定管理者にも同様の管理を求める必要があると考える。

(備品の払出し)

第37条の2 物品管理者は、備品を使用するときは、物品出納員等に備品の払出通知をしなければならない。

2 物品出納員等は、備品を交付するときは、備品票を貼付して交付しなければならない。ただし、備品票を貼付することが困難なものは、適切な方法により表示しなければならない。

3 物品出納員等は、前項ただし書の規定により表示することが困難な場合には、その旨を物品管理者に報告しなければならない。この場合において、物品管理者は、備品整理簿に当該備品の形状、寸法等を記載し、現品と照合することができるようにしておかなければならぬ。

出典：物品会計規則

また、要求水準書では、指定期間終了時に引継ぎが求められており、このためにも、

備品現物と備品リストの紐付けが目に見えるように管理することが必須と考えられる。

5 維持管理・運営業務 (1)維持管理・運営業務総則

サ 事業期間終了時の引継ぎ業務

ii) 什器・備品等については、指定期間の終了に際し、備品及び作成した成果物等を市が指定する者に対して引き継ぐこと。

出典：富士見公園再編整備事業要求水準書（令和4年5月31日修正版）

イ. 備品リストの網羅性について

北側のクラブハウスでは、備品現物に備品リストの番号を貼付しており、リストと現物を紐付けて管理されていたが、指定管理者が作成した「富士見公園再編整備事業維持管理・運営業務計画書」の「備品リスト」と「富士見公園の指定管理業務に関する年度協定書」の「備品一覧」との照合を行ったところ、下記の備品が指定管理者の作成した「備品リスト」に登載されていなかった。

【登載されていなかった備品】

No	品名	数量	配置場所
60	水引幕一式	1	相撲場

出典：「富士見公園の指定管理業務に関する年度協定書」の「備品一覧」に基づき監査人作成

なお、当該備品については、年度協定書には貸与備品としての記載があるものの、指定管理者側での業務計画書作成において、当該備品の記載が漏れたとのことである。なお、川崎市は、「富士見公園再編整備事業の建設・工事監理、維持管理・運営、SPC関連業務のモニタリング」のために建設・工事監理業者と契約しており、「令和6年度第1回富士見公園再編事業連絡協議会記録」によると、「備品リスト」は指定管理者が作成し、建設・工事監理業者がチェックしているようであるが、このチェックでも発見されなかった。

指定管理者の備品リストへの記載が漏れると、紛失しても気づかない等、適切な管理が実施できないリスクがあることから、備品リストの網羅性を定期的に確認する必要があり、そのための実効性のある確認方法を検討することが望まれる。例えば、一般的に行われている物品調査においては、リストに登載されている物品が実在するかという「リスト→現物」の視点で確認することが通常であると考えられるが、これに加えて、現場に存在する物品がリストに登載されているかという「現物→リスト」の視点での確認も併せて行うことが、リストの網羅性を担保する上では望ましい。

【結果①（指摘）：富士見・等々力再編整備室】

物品会計規則により、備品の管理は帳簿記録と現品とを照合できるようにしておくことが求められており、川崎市の備品である以上は、指定管理者にも同様の管理を求められたい。

【結果②（意見）：富士見・等々力再編整備室】

指定管理者の備品リストへの記載が漏れると、紛失しても気づかず、結果的に適切な管理が実施できないリスクがあることから、リストの網羅性についての実効性のある確認方法を検討するよう要望する。

⑤ 相撲場の状況について（意見）

【現状・問題点】

富士見公園には屋外の相撲場が設置されている。相撲場は再編整備により立派な屋根付き土俵に建替えられ、令和6年5月の第68回川崎市こども相撲大会において土俵開きされた。

しかし、その際に、大会主催者の川崎市相撲連盟により、相撲場について次のとおり複数の不具合が指摘された。

【川崎市相撲連盟による不具合の指摘】

(不具合箇所その1)

土俵の荒木田土と通路側との境目部分に裸足で触ると、怪我をする可能性がある



(不具合箇所その 2) 相撲場の足洗い場の排水がすぐに詰まる

今日の子ども相撲大会で、同時に 4 人が足を洗うだけで、すぐに排水口が詰まり、あふれるまで溜まっていた。すぐにゴミを取りれば、解消できるがあまりにも詰まりやすい



(不具合箇所その 3)

雨水が垂れたことにより、通路の土が削れている



出典：「富士見公園再編整備事業維持管理・運営業務月次報告書令和 6 年 5 月度」より監査人作成

市所管課に確認したところ、これらの不具合に関して、土の削れ及び排水不良につ

いては、初期不具合であるため、施工者の責任で補修対応をしているとのことである。しかし、それでもなお残る不具合について、一部は令和 6 年度に対応したものとの、今後これを大幅に上回る金額の支出が見込まれるとの説明を受けた。

認識日	内容	対応状況	金額
令和 6 年 5 月	土俵回り地面改修及び仕切り板処理	令和 6 年度対応済み	2,486 千円
令和 6 年 5 月	足洗い場排水溝及び周辺地面改修	令和 8 年度予算要求中	未定

出典：市所管課提出資料より監査人作成

一方で、相撲場の利用状況及び利用収入実績は次のとおりである。なお、計画の利用者数見込はないが、利用収入は稼働率 20%を前提としている。

区分	令和 6 年度		令和 7 年度	
	年次計画	実績	年次計画	実績 (4~6 月)
利用者数	-	1,349 人	-	204 人
利用収入	700,000 円	22,800 円	700,000 円	12,300 円

出典：「富士見公園再編整備事業維持管理・運営業務月次報告書」、「利用料収入見積書」より監査人作成

個人利用料金（1 回 2 時間以内 1 人当たり料金）

18 歳以上	200 円
13 歳以上 18 歳未満	100 円

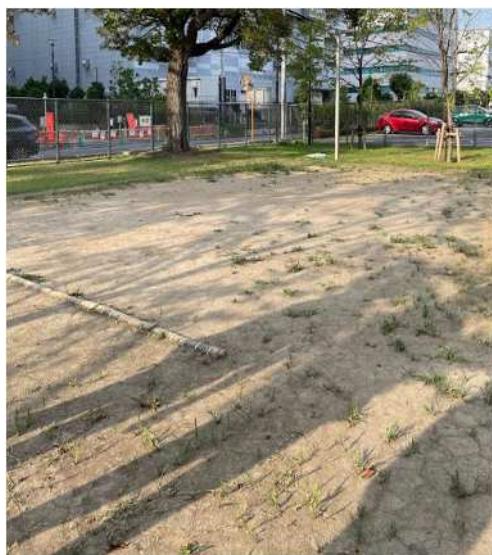
専用利用料金（1 回 4 時間以内 1 グループ料金）

入場料等を徴収しない場合	5,000 円
13 歳以上 18 歳未満	30,000 円

出典：川崎市富士見公園ホームページより監査人作成

また、指定管理者の説明によると、土俵裏手の練習場はほとんど利用されていないとのことである。現在の練習場は水はけが悪く、また草が生えやすく固くなってしまう等、維持管理が難しいため、ダスト舗装に切り替えを予定しているとのことである。

【練習場の様子（令和7年8月）】



出典：監査人撮影

相撲場は川崎市のスポーツ振興・青少年育成の場として位置づけられていることからすると、安易に中止すべきとは言えないが、完成後間もない施設に対して多額の追加支出をするのであるから、現状の利用状況のままでは、支出の正当性について広く市民の理解を得ることは難しいと考える。よって、達成すべき稼働率、利用者数等の目標を設定し、目標の達成に向けた稼働率向上施策を検討し実行することが必要であると考える。

【結果（意見）：富士見・等々力再編整備室】

相撲場については、修繕のための多額の追加支出を正当化し得るだけの高い利用目標を設定した上で、それを実現するための具体的な稼働率向上施策を検討・実施するよう要望する。

⑥ 駐車場の利用状況について（意見）

【現状・問題点】

富士見公園の駐車場は、北側に平面駐車場（85台うち大型5台）、南側に立体駐車場（291台）が整備されている。台数については、令和元年度駐車場需要量調査の結果を受けて決定されている。

当時の考え方は富士見公園再編整備基本計画に次のとおり記載されている（一部抜粋）。

駐車台数について

- ・令和元年度駐車場需要量調査の結果、現状ではイベントのある休日のピーク時においても既存駐車台数（309 台）が満車になることはない。
 - ・再編整備による需要の増加量について、イベント開催やスポーツ利用による増加、再編整備を行う労働会館の附置義務台数等による増加を鑑みて、51 台の増加を想定し、必要となる駐車台数の想定を 360 台とする。
 - ・川崎富士見球技場の附置義務台数（30 台）は現行駐車台数の中に含まれている。
- 駐車台数の振り分け
- ・平面駐車場は、川崎駅周辺におけるバス駐車スペースの不足という課題解決のため、普通車の駐車場のほかに 10 台程度のバス駐車スペースを確保する。
 - ・バス駐車スペースの面積を平面駐車場から控除すると、駐車可能な台数は 80 台と想定。したがって、残りの 280 台については、立体駐車場として整備する。

出典：富士見公園再編整備基本計画

これに対して、令和 6 年度及び令和 7 年上期までの駐車場利用実績は次のとおりである。

【南側立体駐車場（291 台）】

	令和 6 年度			令和 7 年度	
	上期	下期	合計	上期	前年同期比
総出庫台数	24,963	31,721	56,684	33,722	135%
1 日当たりの出庫台数	137	174	155	184	
利用回転数/日	0.5	0.6	0.5	0.6	

【北側平面駐車場（85 台）】

	令和 6 年度			令和 7 年度	
	上期	下期	合計	上期	前年同期比
総出庫台数	16,968	20,744	37,712	21,756	128%
1 日当たりの出庫台数	93	114	103	119	
利用回転数/日	1.2	1.4	1.3	1.4	

出典：「富士見公園再編整備事業維持管理・運営業務月次報告書」及び市所管課回答より監査人作成

これに対する市所管課の分析は次のとおりである。

- ・立体駐車場は、当初想定の 4~5 割程度の稼働状況で、競輪場の利用者が 3 割程度落ち込んでいるのが主な原因。また、右折での出入りが禁止されたことも原因。

- ・ 平面駐車場は、当初想定以上の稼働率だが、利用台数はほぼ見込みどおり。大型バスの駐車場利用が想定の3割以上となっている。

駐車場利用は、令和6年10月の富士見公園南側の供用開始に伴い、令和7年度上期は前年同期比で増加しているが、南側立体駐車場は依然として低い稼働率となっており、今後増加すると楽観視はできない状況と推察する。実際、駐車場の量的整備が進む一方、自動車保有台数は近年横ばいで推移しており、国交省が行った自治体調査では、時間貸駐車場や附置義務駐車場については、供給が需要を上回っているとの回答が増加しているとの公表もある（「駐車対策の現状」国土交通省都市局街路交通施設課令和7年1月16日）。

【自動車保有台数の推移】 (単位：千台)

年度	台数	前年比	増加率
平成26年	80,265	647	0.8%
平成27年	80,662	397	0.5%
平成28年	80,893	231	0.3%
平成29年	81,252	359	0.4%
平成30年	81,554	302	0.4%
令和元年	81,777	223	0.3%
令和2年	81,850	73	0.1%
令和3年	82,078	228	0.3%
令和4年	82,175	97	0.1%
令和5年	82,451	276	0.3%

出典：国土交通省「自動車保有台数の推移」より監査人作成

市所管課も既に分析しているとおり、観光バス等の大型バスの増加、さらに、多様化する駐車需要等、当初想定していない変化に対して柔軟に対応する前提で情報収集を継続することを要望する。

【結果（意見）：富士見・等々力再編整備室】

駐車場の利用状況に関する情報収集においては、多様化する駐車需要等、当初想定していない変化に対して柔軟に対応する前提で情報収集を継続することを要望する。

⑦ Park-PFI 事業の収支報告について（意見：2件）

【現状・問題点】

富士見公園再編整備事業はPFI(BTO)方式+Park-PFI制度の方式を採用しており、このうち、Park-PFI事業は令和4年12月に実施協定書が締結されており、主に、利便増進施設の整備・管理運営、特定公園施設としてのアメニティ施設（トイレ等）の整備である。落札したフロンターレ・フロンティアグループのPark-PFI担当企業であるフロンティアコンストラクション&パートナーズ株式会社が実施している。

当初は、北側にカフェ、南側にランドリーカフェを計画していたが、最終的に北側にカフェ（珈琲館）、南側にカフェ（G A B）とペットトリミングサロン（ペットプラス）を設置し、令和6年10月より開業している。

実施協定書には年次報告について次のとおり記載されている。

（営業報告及び事業報告）

第60条 Park-PFI事業者は、公募対象公園施設及び利便増進施設の収支状況を含む管理運営状況を記載した「事業報告書」を会計年度ごとに作成して、毎会計年度の終了日から3箇月以内に市へ提出し、評価を受けなければならない。事業報告書に記載する事項については、市及びPark-PFI事業者が協議の上決定するものとする。

出典：富士見公園再編整備事業におけるPark-PFI事業実施協定書

令和6年度の「P-PFI事業報告書」によると、収支状況は次のとおりである。

【Park-PFI 収支状況】

（単位：千円）

	計画	実績
売上	35,088	37,578
費用	60,558	48,424
経常損益	▲25,470	▲10,846

【売上の内訳】

（単位：千円）

	計画	実績
珈琲館売上	31,716	34,532
G A B 貸料	1,009	911
ペットプラス貸料	2,363	2,135
合計	35,088	37,578

出典：「令和6年度 P-PFI事業報告書」より監査人作成

売上は計画を上回っており、費用は計画を下回っていることから、一見好調にみえ

るが、計画と実績の比較により差がみられる費用の内容は次のとおりである。

【特定公園施設】		(単位：千円)	
費目	計画	実績	計画－実績
施設整備費 注1	21,300	582	20,718

【公募対象公園施設】		(単位：千円)	
費目	計画	実績	計画－実績
施設整備費 注2	3,903	6,712	▲2,809
施設運用費 注3	27,749	40,242	▲12,493
公租公課 注4	6,321	0	6,321

注1：計画は施設整備のための初期投資額であるのに対し、実績は減価償却費である。

注2：計画、実績ともに減価償却費である。

注3：施設運用費は珈琲館の運営費である。実績には、人件費と経費（開業経費及び運営経費）が含まれている。

注4：公租公課は、令和6年度中に支払いが発生しなかったとのことである。

出典：「令和6年度 P-PFI 事業報告書」に基づき監査人作成

この費用の報告については、Park-PFI 事業の収支状況を正確に把握する上で、次のような問題が認められる。

ア. 報告の様式について

令和6年度の「P-PFI 事業報告書」に含まれる収支状況の計算書は、現金主義による金額（収入又は支出）と発生主義による金額（収益又は費用）が混在しており、計画額と実績額が同一基準で測定された金額ではないため、比較の意味が損なわれている。そのため、当報告書によって Park-PFI 事業の実態を適切に把握することが困難な状況である。

まず、施設整備費については、特定公園施設の計画値が初期投資額（現金主義による「支出」）である一方で、実績値が減価償却費（発生主義による「費用」）であることから、比較する意味を欠いている。むしろ、実際の投資額が計画よりも大幅に少ない金額であったかのような誤解を招くおそれもあり、報告のあり方としては不適切と言える。（なお、公募公園施設は計画も実績も減価償却費であり、こちらは比較する意味がある。）

また、公租公課についても、現金主義と発生主義が混在している状況下では、「令和6年度中に支払いが発生しなかった」という理由だけでは、単にタイミングの

問題で令和 6 年度においては支払がなかったというだけなのか、それとも当初想定していた租税の支払義務自体が発生しなかったのか判断することが難しい。

特に、売上は計画を上回っているのに、費用は計画を下回っており、一見非常に好業績を上げているかのように見えているが、先に述べたとおり、計画と実績では数値測定の基準が異なるため、この報告に基づき Park-PFI 事業の実績を評価すると、誤った結論を導く可能性があり、好調かどうかの判断ができないどころか、全く逆の状態になっている可能性すらあると考える。

この点、実施協定書第 60 条によると、事業報告書に記載する事項については、川崎市及び Park-PFI 事業者が協議の上決定するとされているから、収支報告、特に費用の報告のあり方については早期に見直しを検討する必要があると考える。

イ. 施設運用費について

先に述べたとおり、公募対象公園施設の施設運用費は珈琲館の運営費であり、実績には、人件費と経費が含まれている。経費には開業経費と運営経費が含まれている。

令和 6 年度の施設運用費の実績値は 4,024 万円であり、計画値 2,774 万円に対して 1,249 万円超過している。珈琲館の売上は 3,453 万円であるから、運営費のみを差し引いても 571 万円の赤字である。開業初年度であり、開業経費が含まれているとはいえ、計画に対して大幅な超過が生じていることから、計画の前提が崩れた事態になっていないか、今後の状況についてより注視することが必要であると考える。

市所管課によると、Park-PFI 事業は令和 6 年度から開始していることから、現時点で Park-PFI 事業者の財務状況が悪化しているかどうかは確認できる状況ではないとのことであるが、実施協定書によると、Park-PFI 事業者の財務状況の悪化は解除事由の一つとされている。

(市の解除権)

第 79 条 市は、Park-PFI 事業者が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、Park-PFI 事業者に対し催告を行った上で当該事由が解消されない場合には、本実施協定を解除することができる。

(3) Park-PFI 事業者の財務状況が著しく悪化し、Park-PFI 事業の継続が困難と認められる場合

出典：富士見公園再編整備事業における Park-PFI 事業実施協定書

Park-PFI 事業が赤字であることそのものは解除事由ではないが、赤字が事業者に深刻な影響を与える場合には、解除検討対象となる。したがって、今後の状況を

注意深くモニタリングするためにも、実施協定書第 60 条に規定する報告として今後 Park-PFI 事業者に対して何を求めるべきか、早期に見直しを行う必要があるものと考える。なお、Park-PFI 事業者の財務状況を適切にモニタリングするためには、単年度の収支実績を確認するだけではなく、Park-PFI 事業者の財政状態を把握するための貸借対照表のような計算書を確認することが有用である。

【結 果①（意見）：富士見・等々力再編整備室】

事業報告書に含まれる計算書の様式について意味のある情報となるよう見直しを検討することを要望する。

【結 果②（意見）：富士見・等々力再編整備室】

公募対象公園施設の運営状況について、計画の前提が崩れた事態になっていないか、今後の状況についてより注視することを検討するよう要望する。

2. 大師公園の監査結果について

(1) 概要

① 施設の概要について

ア. 大師公園の概要について

大師公園は、川崎大師平間寺の東南部に隣接しており、昭和 16 年 3 月に都市計画決定され、戦後の戦災復興土地区画整理事業等により、公園用地を拡張し、昭和 24 年に一部を開設し、昭和 32 年から地区公園として整備・改修を行い、昭和 40 年 7 月に現在の面積約 8.8ha となった。

また、昭和 61 年度から 5 か年計画で、都市緑化の推進と公園機能の向上を目的に、老朽化した施設の整備に着手し、軟式野球場、少年野球場、テニスコート、プール等の運動施設の充実に加えて、新たな施設として噴水広場前に涼を呼ぶカナル（流れ）や、休息や散歩等に利用できる大芝生広場、緑陰広場、平成 15 年 3 月に大型遊具等を設置し、より一層市民から親しまれる公園に生まれ変わった。

昭和 62 年 9 月、中国の瀋陽市と本市の姉妹都市提携 5 周年を記念して寄贈された「瀋秀園」（しんしゅうえん）は、中国庭園の奥義をきわめた瀋陽市の庭園技術指導団の指導と協力のもと建設された自然山水庭園である。草木による四季の色彩、築山、滝等の景観の変化を、橋と園路により庭園内を回遊しながら楽しむことができる。管理運営は平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで株式会社石勝エクステリアが指定管理者として管理運営を行っている。

【大師公園の施設概要】

名称	大師公園
公園種別	地区公園
所在地	川崎市川崎区大師公園 1
公園面積	87,956 m ²
開設日	昭和 24 年 11 月 1 日
主な施設	芝生広場 8,300 m ² 大師球場 10,021 m ² 少年野球場 4,780 m ² テニスコート 3 面 2,097 m ² プール 3,880 m ² 駐車場 2,419 m ² (62 台)

	噴水広場・流れ 5,000 m ² 瀧秀園 4,300 m ² 管理事務所 200 m ²
管理運営方法	指定管理

出典：「令和 6 年度みどりと公園緑政事業概要」及び「川崎の公園」に基づき監査人作成

【大師公園の平面図】



出典：大師公園ホームページ

② 公の施設と指定管理者の基本情報

大師公園では、その管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、平成 18 年度から指定管理者制度を導入している。

公園緑地の管理運営の効率化を図るため複数公園緑地・施設の包括型管理運営手法や公園緑地及び公園施設の一体的管理運営手法の導入を積極的に活用することとした川崎市のパークマネジメント推進方針（令和 3 年 3 月策定）に基づき、新たに利用料金制を導入した上で、大師公園並びに桜川公園、池上新田公園及び小田公園の野球場及び駐車場を一括して管理することとし、民間事業者の創意工夫によって、より良い市民サービスの提供が図られることを期待して指定管理者を募集、選定している。

現在は第 5 期指定期間（令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）であり、株式会

社石勝エクステリアが指定管理者である。

ア. 公の施設の基本情報について

区分	内 容
運動施設	軟式野球場 1 面、少年野球場 1 面、ゲートボール場 1 面、テニスコート 3 面
修景施設	瀧秀園、噴水、カナール
園路・広場	芝生広場、緑陰広場、子供広場、わんぱく広場、園路
遊戯施設	大型複合遊具、砂場
休養施設	四阿、ベンチ
便益施設	屋外トイレ 2 か所、有料駐車場
管理施設	管理事務所 1 棟

出典：大師公園その他野球場の指定管理業務に関する年度協定書（令和 7 年 4 月 1 日）

イ. 指定管理者の基本情報について

区分	内 容
指定管理者名	株式会社石勝エクステリア
主たる事業所の所在地（代表団体）	東京都世田谷区玉川 2-2-1
指定期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
選定方法	公募型プロポーザル方式
管理運営費の財源	指定管理料、利用料金収入及び自主事業収入

出典：市所管課提供資料に基づき監査人作成

③ 指定管理業務の概要について

指定管理者が都市公園条例第 18 条の 4 に基づき行う業務は、同条例第 6 条に規定する有料で利用させる公園施設のうち、軟式野球場、テニスコート、大師公園駐車場及び大師公園少年野球場の運動施設の利用受付等の管理運営業務並びに公園施設・園内の点検、整備、清掃等の維持管理業務である。

指定管理業務の概要は次のとおりである。

- ア. 利用の禁止又は制限に関する業務
- イ. 利用の承認に関する業務
- ウ. 利用料金の収受に関する業務

- エ. 利用料金の返還に関する業務
- オ. 利用料金の減免に関する業務
- カ. 監督処分に関する業務
- キ. 施設の運営に関する業務
- ク. 施設の維持管理に関する業務
- ケ. 自主事業
- コ. その他

④ 指定管理業務に係る収支の状況について

指定管理者の令和4年度から令和6年度までの指定管理業務に係る収支の状況は次のとおりである。

ア. 維持管理運営業務（本来業務）

【指定管理業務に係る収支の推移】 (単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入の部			
指定管理料収入	37,686	38,043	37,686
有料施設使用料	24,365	25,846	25,069
合計	62,051	63,889	62,755
支出の部			
人件費	41,963	41,033	46,464
消耗品費	1,227	1,305	1,127
通信運搬費	568	616	595
備品購入費	175	125	156
委託費	10,851	9,196	8,418
原材料費	369	402	584
修繕費	1,029	967	1,216
使用料・賃借料	1,384	1,977	2,331
廃棄物処理費	1,431	1,255	1,079
広報費・印刷製本費	876	237	178
保険料	66	60	31
燃料費	81	78	68
光熱費	32	42	126
その他諸経費	341	56	366
合計	60,399	57,356	62,745
収支差額	1,652	6,533	10

注：記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

出典：「令和4～6年度大師公園その他野球場収支報告書」に基づき監査人作成

イ. 自主事業

【指定管理業務に係る収支の推移】 (単位 : 千円)

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入の部			
自動販売機・販売手数料	4,500	4,429	4,328
イベント・講座参加料収入	64	11	110
合計	4,565	4,440	4,348
支出の部			
自動販売機・販売経費	129	108	380
イベント・講座関連経費	165	116	381
地域包括ケアシステム関連	95	117	56
利益還元事業経費	183	789	234
合計	573	1,132	1,053
収支差額	3,992	3,308	3,295

注：記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

出典：「令和4～6年度大師公園その他野球場収支報告書」に基づき監査人作成

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて大師公園への現場往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 公有財産の管理について（指摘：1件、意見：1件）

【現状・問題点】

監査実施期間において建物台帳を確認したところ、建物台帳に登載されている大師公園の建物（瀬秀園を除く。）は次のとおりであった。

【建物台帳に登載されている大師公園の建物（瀧秀園を除く。）】

建物名称	構造	延床面積 (m ²)	取得年月日	取得価額 (千円)	台帳価額 (千円)
売店	軽量鉄骨造	10.80	1970/08/08	906	247
公衆便所	コンクリートブロック造	27.60	1962/03/31	1,056	1,111
中国庭園管理詰所	木造	5.00	1987/10/09	2,050	208
ポンプ室	木造	15.00	1987/09/19	260	33
管理棟	鉄筋コンクリート造	716.81	1970/07/16	39,391	11,167
棧橋室及び倉庫	コンクリートブロック造	46.61	1970/03/31	3,039	756
管理棟	鉄骨造	193.50	1989/11/10	50,324	9,209
公衆便所B	鉄筋コンクリート造	8.58	1990/03/31	8,713	2,683
売店B	非木（その他）	14.40	1991/07/06	2,575	319
倉庫A	軽量鉄骨造	38.88	1984/12/11	1,891	293

出典：「建物台帳」に基づき監査人作成

ここで、大師公園の現場往査時に建物台帳と現存する建物を照合したところ、次のとおり台帳と現物の不整合が発見された。

まず、大師公園の建物台帳には「売店」及び「売店B」という名称の建物が登載されている。1件はプール施設の中の売店であるが、もう1件については不明とのことである。すなわち、建物台帳上、存在の確認できない建物が1件あり、現存する建物も「売店」と「売店B」のいずれに該当するか不明な状況である。

また、建物台帳に登載されていない建物がある。具体的には、同じく建物台帳に「公衆便所」及び「公衆便所B」という名前の建物が登載されており、公衆便所は2件登載されているが、大師公園に現場往査した結果、公衆便所は3件存在することを確認した。

川崎市財産規則（以下「財産規則」という。）第44条では公有財産の所在、数量、価額等を明確にし、その管理の適正を図るために備え付ける帳簿の一つとして、「公有財産台帳」を規定しており、さらに、同規則第49条及び第50条では次のとおり定めている。

（帳簿価額の改定）

第49条 帳簿に記録する価額は、3年ごとに評定する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する評定は、3年ごとにその年の3月31日の現況において別に定める方法により行い、当該評定した価額により、帳簿の価額を改定するものとする。

（現在高報告書等）

第50条 財政局長は、毎年3月31日及び9月30日現在における公有財産の増減及び現在高を市長に報告し、現在高報告書を作成して会計管理者に提出しなければならない。

2 財政局長は、毎年度末において、公有財産の現在高及び現況を明らかにするため、
公有財産表を作成しなければならない。
(以下省略)

出典：財産規則

公有財産台帳が正確でない場合、これらの事務も適正に執行されないことになり、
公有財産の登載及び抹消に関する手続が漏れていたこと自体は合規性違反である。
しかしながら、これらの手續が当初の取得時に漏れた場合であっても、みどりの管理
課と道路公園センターが連携し、定期的に財産の現況を調査し、公有財産台帳と照合
していれば事後的に発見されたはずである。したがって、財産の現況と公有財産台帳
との不整合を適時に発見できなかったことは確認体制に改善の余地が認められる。

【結果①（指摘）：みどりの管理課、川崎区役所道路公園センター】

公有財産管理の適正を図り、また、公有財産の報告を正確に実施するため、公有財
産台帳について必要な搭載及び抹消手続を実施されたい。

【結果②（意見）：みどりの管理課、川崎区役所道路公園センター】

公有財産台帳の適正を担保するため、定期的に財産の現況を調査し、公有財産台
帳と照合することを要望する。

② 故障中のエンジン刈払機（2台）について（意見）

【現状・問題点】

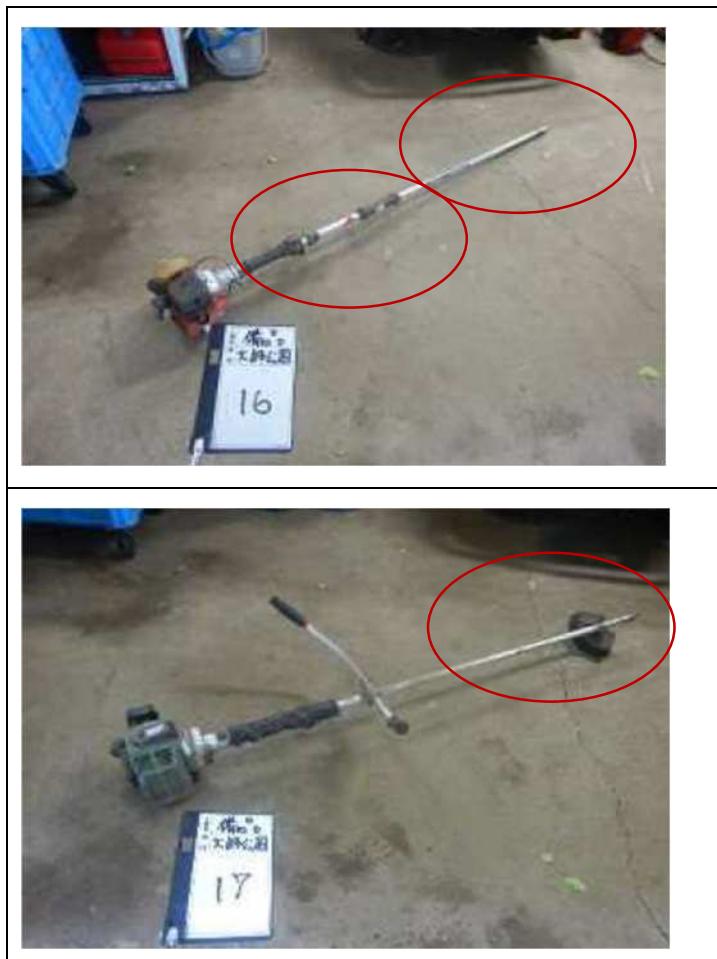
「備品一覧表（指定管理購入品）」に登載されているエンジン刈払機 5 台のうち 2
台は令和 4 年 3 月 31 日時点で既に故障中と記載されており、現場往査時においても
変わらない状況であった。現在は、修理するか処分するかについて、川崎市と指定管
理者間で協議中であり、現指定管理者との契約中には結論を出す予定であるとの説
明を受けた。なお、協議については、口頭で行っているとのことである。

【備品一覧表（指定管理購入品）の該当部分】

番号	品名	数量	使用場所	備考
16	エンジン刈払機（故障）	1	倉庫	ゼノア BC2611
17	エンジン刈払機（故障）	1	倉庫	マキタ MEM303

出典：「備品一覧表（指定管理購入品）」に基づき監査人作成

【故障中のエンジン刈払機（囲み部分は故障箇所）】



出典：「備品一覧表(指定管理購入品)」に基づき監査人作成

既に 3 年半以上故障状態であり、修理すると決定したとしても、時期が遅くなれば修理用部品が入手困難になる可能性が高まるので、速やかに意思決定すべきである。

【結 果（意見）：川崎区役所道路公園センター】

故障中の備品を長期間放置することなく、速やかに修理するか処分するか意思決定するよう要望する。

③ 砂場の管理状況と対応について（意 見）

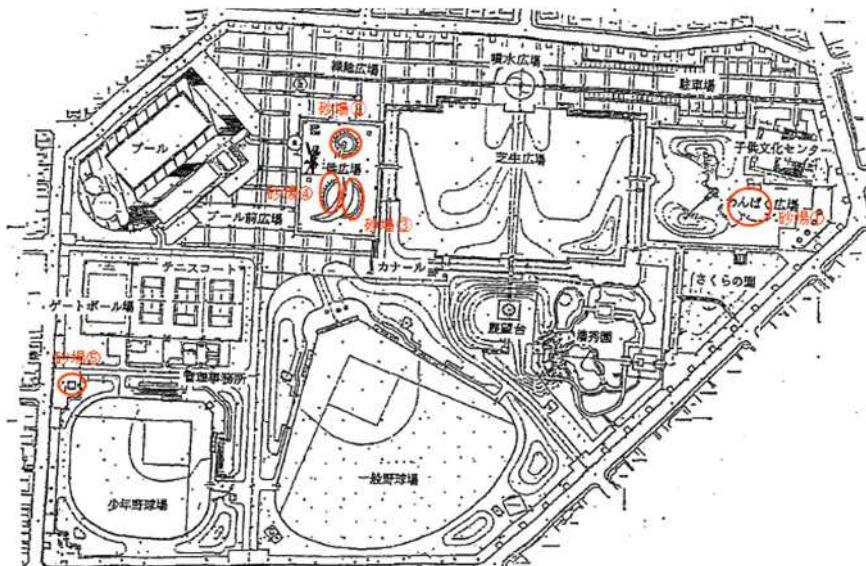
【現状・問題点】

大師公園には 5 つの砂場があるが、このうち 1 か所（以下「砂場⑤」という。）は令和 6 年 6 月の点検の結果、使用不可と判断されている。理由は、砂が少ないとこと、

雑草が大量に生えてしまっていること、砂場枠にヒビがあること、とのことである。この点検結果をもとに、市所管課が現地を確認し、今後はこの砂場の撤去を検討しているとのことである。

しかし、令和7年5月及び9月に監査人が現地を視察したところ、使用禁止措置が取られておらず、砂場⑤は放置されている状態であった。

【大師公園内の砂場の設置場所】



出典：市所管課提供資料

【砂場⑤の様子（令和7年5月現在）】



出典：監査人撮影

なお、指定管理者業務仕様書には砂場の維持管理業務について次のとおり記載されている。

(9) 施設の維持管理に関する業務

オ 遊戯施設

- ・日常的な業務として、日常点検（目視）及び砂場清掃を行うこと。
- ・定期的な業務として、定期点検（触診等）及び砂場天地返しを行うこと。
- ・隨時小破損修繕等、砂場の砂補充落書き落とし等を行うこと。

出典：大師公園その他野球場の指定管理者業務仕様書

砂場⑤が上記のような状況に至った背景について、市所管課に確認したところ、市所管課からは次のとおり説明を受けた。なお、市所管課と指定管理者の間で砂場⑤の取扱いについて協議した記録は残されていない。

「大師公園には砂場が 5 か所あるので、令和 5 年度より、指定管理者と市が協議し、子ども達に人気がありよく利用されている砂場を優先的に維持管理してきた。利用頻度の低い該当の砂場は、結果として管理が行き届いていない状況となっていた。現在は閉鎖措置を取っているが、設置位置や利用頻度等を総合的に判断した結果、現在の閉鎖を経て最終的には撤去を予定している。」

確かに、砂場⑤の現況に鑑みれば、砂場としての機能を果たしていないことは明らかであり、利用者のニーズがないのであれば、砂場としての維持管理を継続する必要がないという判断は合理的であると考えられる。しかし、維持管理を継続するか否かの判断がなされていない段階においては、点検結果を確認した令和 6 年 6 月時点でも市所管課は速やかに指定管理者と協議を行い、状況の改善などの対応策を講じる必要があったと考える。

また、業務内容の変更を口頭確認で済ませてしまうことは、伝達漏れ、誤解・勘違い、記憶の風化、担当者変更時の引継ぎミス等によって、合意した業務水準を達成できなくなるリスクが高まるほか、指定管理者が適切な業務を実施していることの説明責任を果たせなくなるリスクがある。そのため、業務内容の変更を行う場合には、その経緯や理由を記録として残しておく必要があると考える。

なお、市所管課は、現場往査実施後の令和 7 年 10 月 7 日に、該当の砂場に対して使用禁止措置を行ったことを確認した。

【砂場⑤の様子（令和7年10月現在）】



出典：市所管課提供資料

【結果（意見）：川崎区役所道路公園センター】

指定管理業務の対象となっている遊戯施設が使用不能の状態になっている場合には、速やかに指定管理者と情報を共有して対応策の協議を行い、必要な場合は使用禁止措置等を講じた上で、修繕又は廃止といった今後の対応を検討するよう要望する。また、指定管理業務内容の一部変更を行う場合等には、その経緯や理由を記録として残しておくことを徹底するよう要望する。

④ 園内除草業務の要求水準の見直しについて（意 見）

【現状・問題点】

大師公園の指定管理者の業務は「大師公園その他野球場の指定管理者業務仕様書」に定められており、指定管理者は「大師公園その他野球場 維持管理計画表」を作成し、市所管課に提出している。

【園内除草に関する維持管理計画】

分類	作業の種類	市水準書	計画	実施予定
地被管理	草地管理 園内除草	2回/年	2回/年	5~7月 8~10月

出典：「大師公園その他野球場 維持管理計画表」に基づき監査人作成

これに対して、令和6年度指定管理事業年次報告書によると、指定管理者は市の水準書以上の回数を実施している。

【園内除草の実施状況】

管理名	水準書回数	実施回数	理由
園内除草	2回/年	4回/年	苦情対策

出典：大師公園その他野球場令和6年度指定管理事業年次報告書

上記のうち、特に、園内除草は、苦情対策を理由とするものであり、対応として後手に回っている。しかも、要求水準以上の対応をしているにも関わらず、現場往査時も除草が行き届いていない状況であった。

【公園内の様子】

(令和7年5月現在)



(令和7年9月現在)



出典：監査人撮影

除草の目的には美観保持だけでなく、樹木等の生育阻害の防止、病害虫の発生抑止、火災防止等があるが、ここ数年、夏場の雑草の成長が著しいようであり、年2回の水準ではこれらの目的を達成できず、要求水準以上実施していると考えられる。そ

うであれば、要求水準書の見直しを行い、必要な水準に変更すべきである。参考までに、現在再編整備を進めている富士見公園の要求水準は下記のとおりである。

【(参考) 富士見公園における園内除草業務の要求水準】

5 芝生・植栽管理業務

業務概要		実施概要
(3) 草地管理	園内除草	5回/年

出典：「富士見公園再編整備事業要求水準書」の別紙「資料 26 主な維持管理業務項目水準一覧」に基づき監査人作成

また、指定管理者の収支報告書等を見ると、直営で要求水準以上の対応をするなどの工夫はみられるが、委託費の実績額は次の表の通り、毎年見込額を下回っている。したがって、要求水準を引き上げて除草回数を増やすことは現状の予算を前提としても可能と考えられる。

【令和 6 年度の維持管理運営費用と委託料】 (単位：千円)

費目	提案額	見込額	実績	実績-見込額
維持管理運営費用合計	62,686	65,398	62,745	▲2,653
うち、委託料	15,113	12,434	8,418	▲4,016

出典：「令和 6 年度収支状況等確認シート」に基づき監査人作成

【結 果 (意見) : 川崎区役所道路公園センター】

大師公園の園内除草業務については、要求水準の見直しを行い、仕様書の変更を行うことを検討するよう要望する。

⑤ 案内板・掲示板の外国語表記について (意 見)

【現状・問題点】

日本において外国人住民は全体的に増加傾向であるが、川崎市も人口 155 万人のうち 6 万人が外国人住民である。なかでも、川崎区は人口 23 万 2 千人のうち、外国人住民が 2 万 1 千人であり、区民の 9% を占める。

【川崎市の人口】

区分	総数	外国人住民	外国人構成比
全市	1,558,559人	60,506人	3.9%
川崎区	232,845人	21,255人	9.1%

出典：川崎市ホームページ「川崎市の世帯数・人口、区別人口動態、区別市外移動人口令和7年10

月1日」「管区別年齢別人口統計（外国人住民）令和7年9月末日」に基づき監査人作成

このような中で、川崎区では、外国人住民を対象に生活関連情報を多言語で提供しており、「川崎区外国人住民のための生活便利ガイド」は、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語の6種類を用意している。また、タッチパネル式のフロア案内を多言語表示し、区役所窓口案内の多言語化を進めていることである。さらに、生活相談・多文化交流支援のために「かわさき多文化共生プラザ」において、外国人住民向けに多言語での相談支援や情報提供を行っていることである。自ら積極的に情報を取りにいく場面での多言語化は進みつつあると評価できる。

その一方で、大師公園の案内や利用上の注意を促す掲示板は、既に指定管理者の対応により英語と絵を用いているものもあるが、日本語表記のみとなっているものが多いのが現状である。施設案内リーフレットについては日本語に加え、英語・中国語・韓国語の計4か国語対応を行っているところではあるが、園内で目にする場面での多言語化は十分に進んでいないのが実態である。

【指定管理者による対応済みの一例】



出典：大師公園その他野球場令和6年度指定管理事業年次報告書

【大師公園における日本語表記のみの案内板の一例】



出典：監査人撮影

日本語が読めない外国人にとって理解が難しいと考えられる掲示が公園内に多いという状況下においては、外国人が公園の利用を躊躇してしまう、外国人が公園内で禁止行為をしてしまうといった悪影響が考えられる。公園内掲示・案内・マナー啓発を多言語及び絵を用いて行うことによって、より多くの人が気持ちよく利用できる公園になることが期待できる。

川崎市は、政策の基本的な方向として、「多様性が可能性となるまち」を掲げており、多文化共生の価値を認め大事にしている。このような川崎市の基本姿勢に鑑みれば、特に外国人住民が多い川崎区内の大師公園において、案内・掲示の多言語化をさらに推進することが望ましい。

【結果（意見）：川崎区役所道路公園センター】

大師公園における案内板・掲示板は、外国人でも容易に理解可能なものに更新を進めるよう要望する。

⑥ 指定管理者の収支計画・実績に対するモニタリングについて（意 見）

【現状・問題点】

公の施設が指定管理者制度に移行した後も、指定管理者が提供するサービスの質や、安全性・継続性を確保するために、地方公共団体が指定管理者による適時かつ的確な業務の履行状況の確認とフィードバックを行うことができるよう、指定管理者に対するモニタリングの制度が整備されている。

指定管理者のモニタリングについて、地方自治法第 244 条の 2 は公の施設の管理に関して次のとおり定めている。

地方自治法第 244 条の 2 より抜粋

- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

これに関して、川崎市では「川崎市民間活用ガイドライン」（平成 20 年 11 月）により、個々の事務事業にマネジメントサイクルの視点を取り入れ、民間部門を適切に活用するまでの課題に対応した標準的な手順等を示している。

ここでは、モニタリングの方法として 5 つの方法が挙げられている。

- ア. モニタリングシート
- イ. 提出書類によるモニタリング
- ウ. 実地調査
- エ. 民間事業者に対するヒアリング
- オ. 利用者アンケート等

このモニタリング手続の一環として、指定管理者の収支に関する提案額、見込額、実績を比較する「収支状況確認シート」が毎年度作成されている。収支状況確認シートは、適正な支出及び収入の確保を評価するための基礎となる資料であり、計画に基づく適正な支出が行われているか、支出に見合う効果は得られているか、計画通りの収入が得られているか、利用料・使用料等を確実に徴収できているか、を把握するための重要な資料である。

収支状況確認シートにおいては、提案額、見込額、実績額の間の差額について、内

容や理由を記載する様式となっているが、大師公園の令和 6 年度の収支状況確認シートを確認したところ、内容や理由の記載がないものや、記載が不十分なものが散見された。次にその一例を示す。

- ア. 人件費について、提案額（37,600 千円）と見込額（44,260 千円）の間に 6,660 千円、17.7% の差異があるが、その要因について明確に記載するべきと考える。
- イ. 人件費について、見込額（44,260 千円）と実績額（46,464 千円）との間の差異の要因として、「前年度は職員病欠、ベースアップ、最低賃金の up 社会保険料も同様に up」と記載がある。しかし、これらは本来であれば見込額に反映すべきものであり、市所管課としては指定管理者に人件費の見込精度の向上を求めることが望ましい。
- ウ. 委託料について、提案額（15,114 千円）と見込額（12,434 千円）の間に▲2,679 千円、▲17.7% の差異がある。差異の要因として「昨年度 10,831 千円の実績から設定」という記載があるが、令和 5 年度の同資料によると、委託料の実績は 9,196 千円であることから、記載の正確性にも疑義がある。
- エ. 自主事業による経費については、提案額と見込額との間にかい離が生じている費目が散見される。それらの差異理由の多くは「提案書の予算に誤りがあった」というものである。提案額が誤りであるならば、これと見込額を比較すること自体に意味がないので、委託業務開始前に修正を求める必要があったと考える。

提案額、見込額、実績額の間の差額の要因分析に空欄又は不十分な説明があった場合は、適切な書類作成等を指導し管理・監督を行うべきと考える。先の川崎市民間活用ガイドラインでは、事業実施中のモニタリングの目的を次のとおり記載している。

モニタリングの目的は、民間事業者によって提供されるサービスが、仕様書等に定めた内容に沿って適切に履行されているか確認し、不具合の兆候をあらかじめ察知して未然に防いだり、所定の水準を充足していない場合は改善指導を行うことによって、サービスの質や安全性・継続性を確保することにあります。

出典：「川崎市民間活用ガイドライン」（平成 20 年 11 月）

提案額、見込額及び実績額の比較はモニタリング手続のなかでも客観的な測定値に基づくものであるから、計画に無理がなかったか、指定管理者の運営管理に問題がなかったか、サービスの低下につながらないか等の端緒や兆候に気付くために、慎重な検討が必要と考える。見込額と実績額のかい離の原因としては、天候・災害等の外部環境や自治体のイベントによる追加要請等もあり得るから、かい離が生じること

が必ずしも問題とは言えない。市は、見込額と実績額のかい離があった場合は、原因を明らかにした上で、その後の対応等について指定管理者への適切な指導を行う必要がある。

【結果（意見）：川崎区役所道路公園センター】

指定管理者に対するモニタリングの目的を果たすため、収支の見込・実績について深度ある比較・分析を指定管理者に求め、収支状況確認シートにおいて、比較・分析の結果を明瞭に記載するよう指導することを要望する。

⑦ 指定管理業務の評価・モニタリング内容について（意見）

【現状・問題点】

現在の指定管理者は指定管理者選定評価委員会において選定されており、「大師公園等の指定管理予定者の選定結果について」によれば、管理運営の基本方針はもとより、有料施設運営や維持管理、地域との連携等において新たな提案が評価されたようである。指定管理者が指定管理予定者として選定された際の主な提案内容は次のとおりであり、指定管理者は、各年度の事業計画書及び年次報告書においてこれらの提案内容の進捗状況を報告している。

【指定管理予定者として選定された団体の主な提案内容】

項目	事業内容
管理体制	<ul style="list-style-type: none">・統括責任者に実務経験 10 年以上の造園施工管理技士、副統括責任者に実務経験 3 年以上の公園管理運営士、その他実務経験者や有資格者等でスタッフを構成し、本部と連携しながら管理運営を行う。
公園施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none">・長寿命化を図る手段として、「施設修繕カルテ」を更新し、年度管理計画への反映とセルフモニタリングを実施する。・重点施策として推進してきた、トイレ改善プロジェクトを継続する。・「公園樹木の令和総点検」の実施〔樹木診断・樹木台帳作成〕、「大師公園芝生広場・改善プロジェクト」等を実行する。・物品購入・人材確保は、原則市内企業発注及び地域雇用を優先する。
利用者サービス向上の取組	<ul style="list-style-type: none">・WEBSITE サイトをリニューアルし、フレキシブルでデザイン性と操作性を備えたサイト構成とする。・利用満足度（CS）調査を実施し、改善措置に向けて「CS・PDCA 会議」を発足する。・「瀬秀園・魅力 UP プロジェクト」として、PR ロゴ、多言語パンフレット等を作成し、地域連携型のイベントを年 2 回以上開催する。

有料施設等の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・有料施設の利用料金支払いの大師公園窓口への集約（券売機を導入）及び指定管理専用口座への事前振り込みを採用する。 ・軟式野球場にグランドコンディションを統括するグランドキーパーを配置し、質の高い野球場管理を実現する。 ・大師公園・軟式野球場外野の開放、桜川・池上新田・小田3球場の市民開放日の実証実験と実践により、施設の有効活用に取り組む。
公園内の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全管理マニュアル」を整備し、事故の未然防止を徹底する。 ・経年により変化する施設状況や危険度等を示す「大師公園ハザードマップ」を作成し、災害時の利用制限措置等のリスク管理を行う。
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・施設特性に合わせた「危機管理マニュアル」を整備する。 ・緊急時は、川崎市内及びその周辺事業拠点からバックアップを図る。 ・大規模災害等に備え、「事業継続計画書（BCP）」で事業継続を図る。
不法行為等への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄・夜間騒音対策、ペットマナー啓発等の取組を強化する。 ・川崎大師の混雑時期に警備員を配置し、路上駐車対策を実施する。
市民参加への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・大師公園にて、こども文化センターや自治会等との協働を推進し、四季を表現するナチュラリストックガーデンを創出する。 ・地域の小学校、自然系団体と連携し、芝生広場のエリアに、昆虫の生息エリアを創出し、昆虫観察のフィールドとして運営する。
自主事業など独自の提案事項	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬秀園の35周年アニバーサリーイベントを企画、実行する。 ・自主事業として得た利益の一部を施設の管理品質の向上や魅力ある公園運営に向け、「利益還元事業」を実施する。

出典：「大師公園等の指定管理予定者の選定結果について」

一方で、川崎市では「指定管理者制度活用事業評価シート」という府内様式を用いて、所定の標準的な評価項目に従って指定管理者を評価し公表している。このため、「指定管理者制度活用事業評価シート」における評価項目と指定管理者が選定時に期待された提案の実施状況とが必ずしも結びついていない。

指定管理予定者選定時には、「指定管理予定者として選定された団体の主な提案内容」として公表しているのであるから、その後の実施状況についても評価して公表していくことが住民の期待に応えることになると考える。

【結果（意見）：川崎区役所道路公園センター】

指定管理者の評価結果の公表に当たっては、標準的な評価項目に加えて、指定管理者に期待が寄せられている提案内容の進捗状況についても、市所管課による評価結果を市民に公表することを検討するよう要望する。

⑧ 潘秀園の管理負担と収益化について（意 見）

【現状・問題点】

潘秀園は昭和 62 年 9 月に川崎市と中国の瀋陽市の姉妹都市提携 5 周年を記念して瀋陽市から贈られた中国庭園である。庭園の材料はすべて中国から取り寄せ、中国人の庭園技術者の手によって作庭された伝統的かつ本格的な山水庭園である。

【潘秀園の概要】

面積	87,956 m ²
開園時間	午前 9 時～午後 4 時
入場料	無料
休園日	毎週月曜日（祝日の場合は翌平日）

出典：川崎市ホームページに基づき監査人作成

【潘秀園の入場者数の推移】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
入場者数	116,826 人	96,812 人	87,907 人	80,882 人

出典：「大師公園その他野球場指定管理事業年次報告書」に基づき監査人作成

令和 6 年度の入場者数が減少した理由として、市所管課は、猛暑の影響及びメディアへの露出が少なかったことと分析している。

令和 4 年度に、現指定管理者が潘秀園景観形成植栽管理方針検討会を立ち上げた。作庭後 35 年を超える庭園であるため、庭園内の樹木は成長や枯損等により当時の面影が変化していたことから、改めて作庭の趣旨を理解し、景観形成上の植物管理をモニタリングし、管理方針の再構築を行う必要があるとの考え方からである。メンバーは、学識経験者として東京農業大学教授、庭園植物管理担当として 1 級造園技能士、大師公園管理事務所統括責任者、川崎区役所道路公園センター整備課担当者、指定管理者維持管理チーフで構成されており、指定管理期間の 5 年間をかけて、エリア別の景観形成方針に基づき剪定・補植・維持管理を実施している。

「大師公園その他野球場令和 6 年度指定管理事業年次報告書」によると、指定管理者は潘秀園の管理に年間を通じて力を入れていることがわかる。令和 6 年度第 4 四半期に実施したアンケート集計結果によると、潘秀園の管理については満足度が高く、3 月になると牡丹の開花についての問合せが多くなるなど、花木を楽しむ方からの関心が高いことがわかると報告されている。また、東京農業大学グリーンアカデミー学長より教授された課題に取り組むほか、草刈り回数を水準書の年 4 回から 10 回に増加、猛暑による水枯れが生じないように散水を頻繁に実施するなど非常に力

を入れている。

【牡丹開花時の藩秀園の様子】



出典：大師公園その他野球場令和6年度指定管理事業年次報告書

しかし、今後もこのような特別な取組を継続するのであれば、藩秀園の維持管理に係る費用のさらなる増加が懸念される。市所管課によると、現在の藩秀園の景観は、指定管理者のノウハウや多大な努力・協力に支えられていることであるが、今後も限られた予算内で大師公園全体を維持管理すべきことに鑑みると、現在の大師公園及び藩秀園のあり方が当然に持続可能なものであるとは言い難い。市所管課においては、藩秀園の管理に要するコストは把握されていないことであるため、まずは、藩秀園の管理に要するコスト（維持管理のための委託料のほか、藩秀園の作業に関与した工数分に相当する職員の人事費等を含む。）を試算し、今後の物価や人件費の高騰の可能性も勘案した上で、持続可能性について評価する必要がある。その上で、必要に応じて、藩秀園の魅力・価値を活用した収益化の取組を検討することが望まれる。

市所管課の方針としては、藩秀園は寄贈された庭園であるという経緯から、市民に広く親しんでもらうため無料としており、施設自体の有料化は考えていないが、今後は、季節に合わせた有料イベントの開催等を検討していくとのことであった。

一方で、川崎市内の他の公園では、夢見ヶ崎動物公園におけるクラウドファンディングの取組や、生田緑地ばら苑におけるばら募金の取組といった入園料無料を前提とした収益化の取組事例が既に存在している。これらの事例を参考にしつつ、さらに他団体の施設における取組事例も研究することで、多様な収益化の取組を積極的に推進することが望ましいと考える。

【結果（意見）：川崎区役所道路公園センター】

藩秀園の管理に要するコストを可能な限り精緻に試算した上で、持続的な維持管理に必要な収益獲得施策を検討するよう要望する。

⑨ Park-PFI制度の導入可能性の検討について（意見）

【現状・問題点】

令和6年度指定管理事業年次報告書によると、指定管理者が川崎市の要求水準以上の回数を実施している維持管理業務は次のとおりである。

【要求水準以上の管理内容の一覧】

管理名	水準書回数	実施回数	理由
藩秀園人力除草	4回/年	10回/年	美しい景観を維持するため
トイレ特殊清掃	1回/年	4回/年	臭気対策
園内除草	2回/年	4回/年	苦情対策
遊具点検	1回/年	3回/年	老朽化した遊具の安全点検

出典：大師公園その他野球場令和6年度指定管理事業年次報告書

このうち、トイレは老朽化しており、臭気対策のために要求水準以上の特殊清掃を実施している。また、遊具も老朽化のため、安全点検を要求水準以上に実施している。大師公園へ現場往査した際にも、使用禁止とされている遊具が散見された。しかし、要求水準以上の清掃や点検を実施してもなお、老朽化したものは現状維持が精一杯の状態である。

【園内のトイレや遊具の一部】



出典：監査人撮影

大師公園は多くの参拝客で賑わう川崎大師平間寺に隣接する広さ約 8.8ha の公園で、広々とした芝生公園や野球場、テニスコート、カナール、プール等があり、家族で楽しめる公園である。また、中国庭園「瀋秀園」は四季の植物や中国建築を、回遊しながら楽しむことができる。

このように、周辺に一定の集客導線があり、かつ、来園者が滞在できる環境を作りやすいため、大師公園は、Park-PFI 制度の活用に非常に適していると考えられる。一方で、老朽化したトイレや遊具が目立つことから、トイレ等の特定公園施設を再整備する必要性が高い。また、面積が広いので収益施設を設置する区域を確保しやすいと考えられる。

川崎市としては、川崎大師の仲見世・露店等、既存の商業者と Park-PFI 事業による収益施設は競合しないか、共存できるのかという懸念があるかもしれないが、大師公園が賑うことにより、公園から参道への回遊導線ができ、公園のイベントが参道の商店の来客数を押し上げる、といった好循環が生まれる可能性も高いと考えられる。例えば、公園は露店と競合する商品を扱わない等、Park-PFI 制度は条件を設計

できる制度である。地元商店等との良好な関係を継続しつつ、公園利用者の利便性向上のために公園内に収益施設を誘致する制度設計は可能と考える。

市所管課によると、大師公園の再整備の必要性はあると考えているものの、民間事業者に対するサウンディング調査を実施する等 Park-PFI 事業の実施可能性についての具体的な検討には至っていないとのことであった。そこで、まずは Park-PFI の事業化の可能性を検討するための調査に着手することを要望する。

【結 果（意見）：みどり・多摩川事業推進課】

Park-PFI 制度の導入に適した特徴を有すると考えられる大師公園の優位性を生かし、老朽化したトイレ等の特定公園施設の再整備を効率的に実施するため、民間事業者へのサウンディング調査を行う等、Park-PFI の事業化の可能性について検討するよう要望する。

3. 御幸公園の監査結果について

(1) 概 要

① 施設の概要について

御幸公園は、国道1号と多摩川河川敷に隣接する地区公園であり、昭和14年7月に都市計画決定された後、昭和25年に開設した。昭和34年に公園内に御幸球場が開設し、昭和53年には御幸球場にナイター施設が整備され、平成22年から2か年をかけた国土交通省の高規格堤防(スーパー堤防)工事によって現在の御幸公園の形状となった。また、令和6年3月にはバスケットゴールが整備された。なお、御幸公園は、地震災害及びその二次災害により、広域にわたって大きな被害が予測される場合、被害から逃れるための必要な面積を有していることから、地震等による家屋の倒壊及び火災の危険な状況が沈静化するまでの間、避難する広域避難場所と位置付けられている。

【御幸公園の施設概要】

名称	御幸公園
公園種別	地区公園
所在地	幸区東古市場1
公園面積	30,028 m ²
開設日	昭和25年4月1日
主な施設	野球場(夜間照明付)、駐車場、広場、大型遊具、トイレ・管理事務所、園路、梅の植栽、明治天皇臨幸御観梅跡碑等
管理運営方法	直営
駐車場	17台(有料施設(御幸球場)利用者専用14台、一般公園利用者3台(身障者用1台含む。))
主な行為許可	撮影、川崎市の事業(公園魅力向上等)
主な設置許可	清掃用具倉庫、自動販売機
主な占用許可	広報掲示板

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

② 御幸公園梅香事業について

御幸公園には、かつて明治天皇が行幸するほどの観梅の名所であった小向梅林の史跡として、明治天皇臨幸御観梅跡碑が残されている。平成29年2月に「御幸公園梅香事業推進計画」が策定され、「7つの基本目標」と「20の実施計画」を定め、ま

た、平成 27 年度から「御幸公園梅香事業推進会議」を通じて、地域の方々や関係企業、教育機関の協力の下、令和 7 年度までを目標に様々な取組を実施してきた。これまでの取組には、「梅林の復活」のように目標を達成した取組の他、梅林の「協働による維持管理」など達成途上の取組や、「観梅会」のように好評なイベントもあることから、さらなる魅力向上につながる 10 年後を見据えた事業として、「幸区梅香事業」として推進していくとしている。

③ 業務委託の状況について

令和 6 年度の御幸公園に直接関係する主な業務委託の状況は次のとおりである。

【御幸公園における主な業務委託の概要】				(単位：千円)
名称	契約方法	委託業者	委託料	
御幸公園運動施設運営管理及び野球場内野整備業務委託	一般競争入札	有限会社誠サービス	12, 936	

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて御幸公園への現場往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 設置許可について（指 摘）

【現状・問題点】

御幸公園の現場往査において、野球場スコアボード側に設置されている清掃用具用倉庫 2 基のうち、1 基についてはミユキ東少年野球連盟による設置許可が適切に行われていることが確認された。一方、もう 1 基は、御幸西地区子ども会に対して平成 28 年 3 月 31 日まで設置許可が付与されていたものの、その後は許可更新が行われず、さらに当該子ども会が既に存在しない状況であるにもかかわらず、倉庫は公園内に存置され続けていることが判明した。

【ミユキ東少年野球連盟の倉庫】



【御幸西地区子ども会の倉庫】



出典：監査人撮影

管理者である川崎市は、令和5年度に使用団体へ申請書の提出を依頼したものの、連絡がつかず、申請書の提出もないまま未申請状態が継続しており、設置許可の無許可状態が放置されている点に課題がある。

都市公園法及び都市公園条例では、公園施設を設置しようとするときは、公園管理者である川崎市の許可が必要とされている。簡易な倉庫であっても、地面に設置・固定されている場合や恒常的に設置されている場合には、明確に許可の対象である。今回の倉庫は、許可期限が満了した後に更新がされず、合法的な根拠を失った状態で存置されており、都市公園法上の公園施設として適切な管理手続が必要であった。

当該倉庫は平成28年3月31日で許可が満了しているが、許可更新手続の確認、設置団体の存続状況の確認、撤去指導又は再申請手続の案内が十分に行われず、結果として無許可設置物件が長期間存置されていた。また、使用団体が消滅しているにもかかわらず、倉庫が撤去されないまま残っていることは、管理責任の所在が不明であり、破損や事故時の責任関係の不明確化など、公園管理上の不適切な前例を生む懸念がある。

市所管課が新しい所有者に申請書の提出依頼を直接手渡しし、複数回の電話連絡を試みたものの連絡が取れていない状況は理解できるが、それでも無許可状態が継続している現状は適切な対応ではなく、改善の余地があると認められる。

都市公園の設置許可制度は、公園の公共性・安全性を確保するための基本的な枠組みであり、無許可状態を放置すれば、公園管理の実効性の低下、他団体への公平性の

欠如、公園利用ルールの形骸化、他の無許可設置を誘発するリスクにつながるおそれがある。

今回の事案は、設置許可制度自体が適切に運用されておらず、許可満了後の確認・対応が後追いとなったことで、管理責任の不明確な倉庫が公園内に残置されている点に問題がある。都市公園は公共空間であり、管理者には公園管理の公平性・透明性・安全性を確保する責務がある。無許可状態の倉庫が存置されている状況は、公園管理の適正性の観点から望ましくない。今後は、設置許可物件について期限管理を徹底し、許可満了前の確認、申請案内、団体との連絡体制の整備を行うことが望まれる。

【結 果（指摘）：幸区役所道路公園センター】

設置許可の期限管理と団体への連絡体制の不備により、無許可倉庫が公園内に残置されている状況が生じたものであり、公園管理の適正性の観点から改善が求められる。都市公園の公共性を確保するため、設置許可物件の管理体制を強化し、適正な許可手続の運用を徹底されたい。

② 通勤・通学目的での駐輪について（意 見）

【現状・問題点】

御幸公園の現場往査において、バスケットゴール側及び国道側の「駐輪場ではないスペース」に、通勤・通学目的と思われる複数台の自転車が、平日日中を中心に継続的に駐輪されている状況が確認された。公園施設は本来、公園利用者の利便を目的として設けられるものであり、通勤・通学目的での恒常的な駐輪は、公園本来の用途を逸脱する利用形態である。しかし、現状では当該スペースに対する注意喚起は十分ではなく、放置自転車を誘発し、公園利用者の通行への支障を生む可能性がある点が問題である。

ア. 駐車場と駐輪場運用の現状

御幸公園では、自動車駐車場については、公園利用者専用である旨を看板で明示し、有料施設利用者（野球場）用と一般利用者用の区別が明確に管理されている。そのため、自動車に関しては、利用目的が明確化され、不適正な利用の抑制に一定の効果をあげている。一方、駐輪については明確な利用規定がないため、公園利用と無関係な長時間駐輪、通勤・通学者による事実上の駐輪場化、駐輪スペース外での駐輪が放置状態になるという問題が生じていることから、定期パトロールにより警告札を貼付し注意喚起を実施しているが、根本的な抑止策には至っていない。

【通勤・通学目的と思われる駐輪の様子】



出典：監査人撮影

イ. 放置自転車としての位置付けと対応

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律及び川崎市自転車等の放置防止に関する条例では、「公共の場所であって駐車を認められた場所以外の場所」に「利用者が、当該自転車等から離れているため直ちに当該自転車等を移動することができない」自転車は放置自転車と定義される。そのため、今回確認された自転車は、放置自転車に該当するが、当該場所では3日以上継続して放置が確認されないと撤去できないため、撤去には至っていない。そのため違法駐輪が常態化し、さらなる放置を誘発するおそれがあり、通行支障・景観悪化・管理負担の増加を招く可能性がある。また、現行ルールでは撤去に至るまでに時間がかかるため、公園管理上は警告だけでは十分な抑止力を持たず、構造的に放置自転車が常態化するリスクがある。

御幸公園では、公園利用者専用であるべき空間が、通勤・通学者による事実上の駐輪場所として継続的に利用されており、公園の公共性・公平性の観点から適切とは言えない。また、駐輪ルールの不明確さにより、利用者の混乱、不適正利用の助長、放置自転車の連鎖的増加を招いている点は、公園管理体制として改善が必要である。自動車駐車場では明確な管理が行われているにもかかわらず、駐輪については管理ルールが整備されていない点は、運用の整合性を欠き、改善の余地があると認められる。

今後は、「公園利用者以外駐輪禁止」「長時間駐輪禁止」「指定場所以外の駐輪禁止」など、明確な掲示を設置し、公園利用者にルールを明示することが望まれる。

その後、市所管課から、「自転車の放置をおやめください」等と明記した注意喚起看板を令和7年12月12日に設置するとともに、定期的なパトロールを実施しており、放置自転車の台数は減少傾向にあるとの経過報告があった。

【結果（意見）：幸区役所道路公園センター】

御幸公園では、公園利用者以外の自転車駐輪が常態化しているにもかかわらず、現行の注意喚起や対応が十分でなく、公園管理の適正性を損なっている点に課題がある。今後は、駐輪ルールの明確化、掲示の設置、注意・撤去手続の強化など、引き続き、公園の公共性を維持するための適正な管理を行うことを要望する。

③ 周辺地域の就業者による園内喫煙所の利用について（意見）

【現状・問題点】

近年、事業所において屋内全面禁煙化が進んだことに伴い、御幸公園内の喫煙所が、昼休み時間帯に周辺地域の就業者によって多数利用されていることが確認された。その結果、公園利用者から「煙や臭いが園路に流れてくる」「快適に利用できない」等の苦情が寄せられており、公園本来の利用環境が損なわれている状況が認められる。都市公園は市民の休養・レクリエーションのための公共空間であり、周辺地域の就業者による特定時間帯での「独占的利用」とも言える現状は、公園の設置目的に照らして適切とは言えない。

川崎市受動喫煙防止条例及び健康増進法第25条では、公共空間での受動喫煙の防止、屋外喫煙場所の設置における周囲への配慮義務が定められている。現状では、公園内喫煙所の利用が当初想定を超えて過密化しており、煙が園路に流れる、一般利用者の快適性が損なわれる、健康被害の懸念が生じるなど、条例趣旨との整合性が十分に確保されているとは言えない。また、都市公園は、川崎市民一般が自由に利用できる空間であり、周辺地域の就業者が昼休み時間帯に集中して利用している状況は、公園の目的外使用、公園管理上の不公平、公園利用者の利益侵害に該当するおそれがある。

なお、現在までに、以下の利用状況が複数回確認されている。

- ・12:00～12:45に約10名程度が一斉に喫煙（9/9、10/9）
- ・公園利用者から「煙が園路に流れて困る」との苦情

そのため、市所管課から複数回の改善の申し入れを行っているが、抜本的な改善に

は至っていない。

本件は、周辺環境の変化（事業所の屋内禁煙化）により、公園内喫煙所の利用形態が設置当初の想定を超えてしまっているにもかかわらず、公園管理側の対応が追いついておらず、公園の利用環境の悪化を招いており、改善の余地があると認められる。特に、喫煙所の位置・構造が受動喫煙防止に十分配慮されていない可能性があること、昼休み時間帯に周辺地域の就業者による独占利用が常態化していること、公園利用者の快適性が損なわれていること、行政による注意喚起は行われているが、改善効果が限定的という状況は、公園管理の適正性の観点から改善が求められる。周辺地域の事業者への協力依頼を継続するとともに、改善が見られない場合は喫煙所の廃止も含めて検討するという川崎市の方針を具体化し、利用者へ明確に示すことが望まれる。

【結果（意見）：幸区役所道路公園センター】

御幸公園内の喫煙所が周辺地域の就業者による事実上の利用拠点となっており、公園本来の利用目的が損なわれ、受動喫煙防止の観点からも現状が適切とは言えない点に問題がある。公園は「誰もが安心して利用できる公共空間」であり、管理者は現状の利用実態を踏まえ、喫煙所の構造・運用・位置・ルールを総合的に見直すとともに、地域及び周辺地域の事業者との連携強化を図り、適正な利用環境の確保に取り組むよう要望する。

④ シェアサイクルポートの占用料の計算について（指摘：1件、意見：1件）

【現状・問題点】

御幸公園では、都市公園法第6条第1項に基づく公園管理者による許可のもと、公園敷地の一部がシェアサイクルポートとして事業者に占用されている。なお、シェアサイクルポートの占用料は川崎市都市公園条例施行規則（以下「都市公園条例施行規則」という。）第14条第1項において次のとおり規定されている。

【シェアサイクルポートに係る占用料】

種別	単位	金額
自転車駐車場	1月 1 m ² につき	当該都市公園の1 m ² 当たりの土地の価額に0.0025を乗じて得た額

出典：都市公園条例施行規則

ここで、当該都市公園の1 m²当たりの土地の価額は公有財産台帳に登載されている土地の価額、すなわち台帳価額が適用される。この台帳価額は3年に1度評価替

えが行われており、直近では令和5年3月31日を基準日として評価替えが行われている。なお、台帳更新の事務手続の関係で、実際に令和5年3月31日基準の台帳価額が公有財産台帳に反映されるまでには一定の期間を要するものの、令和6年度の占用料を計算する時点において令和5年3月31日基準の台帳価額を参照できることは明らかである。よって、令和6年度のシェアサイクルポートの占用料は令和5年3月31日基準の台帳価額に基づいて計算し、事業者に対して納入を求める必要がある。

しかし、御幸公園のシェアサイクルポートに係る占用料の計算根拠を確認したところ、占用料の計算に使用した土地の台帳価額が、公有財産台帳に登載されている令和5年3月31日基準の台帳価額と相違しており、占用料が本来あるべき金額よりも過小に計算されていることが判明した。なお、幸区役所道路公園センターでは、御幸公園の他、幸町公園、古市場第1公園、戸手第1公園及び古市場公園の計5か所のシェアサイクルポートの占用許可に係る事務を併せて行っているが、これら全ての公園について占用料の計算を誤っていた。

占用料の計算誤りの原因について、幸区役所道路公園センター及びみどりの管理課に確認したところ、みどりの管理課においては、令和6年度においては、令和5年3月31日基準の台帳価額で占用料を計算すべきことは把握しており、占用料の計算に使用する台帳価額が前年度と異なることについて、各区役所道路公園センター等シェアサイクルポートの占用許可に係る所管課長あてに通知文を発出し注意喚起していたとのことである。しかし、幸区役所道路公園センターにおいては、当時の担当者が、台帳価額を確認せずに前年度と同様の占用料を請求してしまったとのことであり、結果として占用料の計算を誤ったとのことであった。

また、占用料の誤りが適時に発見されなかつたもう一つの原因として、みどりの管理課による確認不足があったことは否めない。みどりの管理課においては、シェアサイクルポートの占用許可に係る所管課へ事前に注意喚起を行っていることから、各所管課において適切な計算が行われているという当初の認識があつたことを担当職員へのヒアリングにより確認している。

以上の幸区役所道路公園センターにおける占用料の計算誤りについては、今回の外部監査の過程で初めて発見された事項であることから、シェアサイクルポートの占用許可に係る他の所管課においても同様の誤りがないか再度確認する必要があると判断した。そこで、みどりの管理課を通じて、シェアサイクルポートの占用許可に係る所管課が占用料の計算を適切に行っているか調査を実施したところ、高津区役所道路公園センターにおいても、今回の幸区役所道路公園センターと同様の占用料の計算誤りがあつたことが判明した。

そのため、幸区役所道路公園センター及び高津区役所道路公園センターは改めて追加で納入を求める占用料の納入通知書を作成の上、令和6年度の正しい占用料と既に納入済みの占用料との差額について、事業者に納入を求める必要がある。なお、

事業者に対して追加で納入を求めるべき金額は次のとおりである。

【事業者に対して追加で納入を求めるべき占用料】 (単位：円)

区分	正しい占用料	納入済みの占用料	追加で納入を求めるべき占用料
幸区役所道路公園センター	322,620	309,216	13,404
高津区役所道路公園センター	502,500	483,840	18,660
合計	825,120	793,056	32,064

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

【結果①（指摘）：幸区役所道路公園センター、高津区役所道路公園センター】

シェアサイクルポートの占用料については、評価替え後の最新の土地の台帳価額に基づいて計算する事務を徹底されたい。

【結果②（意見）：みどりの管理課】

シェアサイクルポートの占用料については、注意喚起にとどまらず各区役所道路公園センター等が許可した公園占用許可申請書における占用料の計算の正確性をみどりの管理課でも改めて確認するなど、納入手続が適切に行われているかの把握に努めるよう要望する。

⑤ 行為許可使用料の設定について（意見）

【現状・問題点】

都市公園において、事業者が事業として写真撮影又は動画撮影を行う場合には、都市公園条例第3条第1項第2号に基づき、市長の許可を得る必要がある。また、これらの行為を行う場合には、都市公園条例施行規則第3条第1項に基づき、次に掲げる使用料を納入する必要がある。

【公園で写真撮影又は動画撮影を行う場合の許可使用料】

区分	単位	金額
業として行う写真の撮影その他これに類する行為	1日につき	5,090円
業として行う映画の撮影その他これに類する行為	1日につき	10,180円

出典：都市公園条例施行規則

ここで、御幸公園の令和6年度及び令和7年度の公園内行為許可申請書を閲覧したところ、次のような写真撮影と動画撮影の許可事例が発見された。

【写真撮影と動画撮影の許可事例】

目的	日時	参加人員	使用面積	使用料
男性俳優の写真集撮影	令和7年8月6日 午前6時～午前10時	10名	約1,000m ²	5,090円
健康器具使用動画撮影のため	令和6年12月2日 午前9時～午前10時	8名	16m ²	10,180円

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

両者を比較すると、写真撮影の事例は、御幸公園の敷地約1,000m²を10名で4時間にわたって占有するものであるのに対して、動画撮影は、御幸公園の敷地16m²を8名で1時間占有するものである。公園を占有する度合いについては、後者の方が明らかに少ないにもかかわらず、使用料は後者の方が前者の2倍の使用料を支払うことになっている。

公園は市民に開かれた存在であり、誰もが自由に使用できる施設であるところ、公園管理者の許可によって、他者の自由な利用を制限することで一時的に公園の占有を許可するというのが、写真撮影又は動画撮影の許可の趣旨であると考えられる。そのような趣旨に鑑みると、写真撮影又は動画撮影の許可使用料については、使用面積や使用時間といった公園を占有する度合いに応じて設定することが合理的であると考える。しかし、現在の施行規則の規定においては、事例で挙げたように、公園を占有する度合いは相対的に低いものの、動画撮影だからという理由だけで写真撮影の2倍の使用料が徴収されるようなケースが発生し得るが、そのような使用料の格差の合理性は見出し難い。

仮に、映画や動画の撮影について、例えば音声を発することによって他の公園利用者に対する不快感を与える可能性等に鑑みて、写真撮影よりも高額の使用料単価を設定することに一定の合理性が認められ得るとしても、使用料単位については、使用面積や参加人数といった占有する範囲等を踏まえたものになるよう見直しの余地があると考える。また、現在は、スマートフォンや小型のビデオカメラ等の設備によって動画の撮影は容易に行えることから、現行の「写真」か「映画」かという使用料区分のあり方についても見直しの余地があると考える。

【結果（意見）：みどりの管理課】

現在の都市公園条例施行規則に規定されている「業として行う写真の撮影その他これに類する行為」及び「業として行う映画の撮影その他これに類する行為」については、より合理的な区分及び単位の設定のあり方について検討するよう要望する。

4. 中原平和公園の監査結果について

(1) 概 要

① 施設の概要について

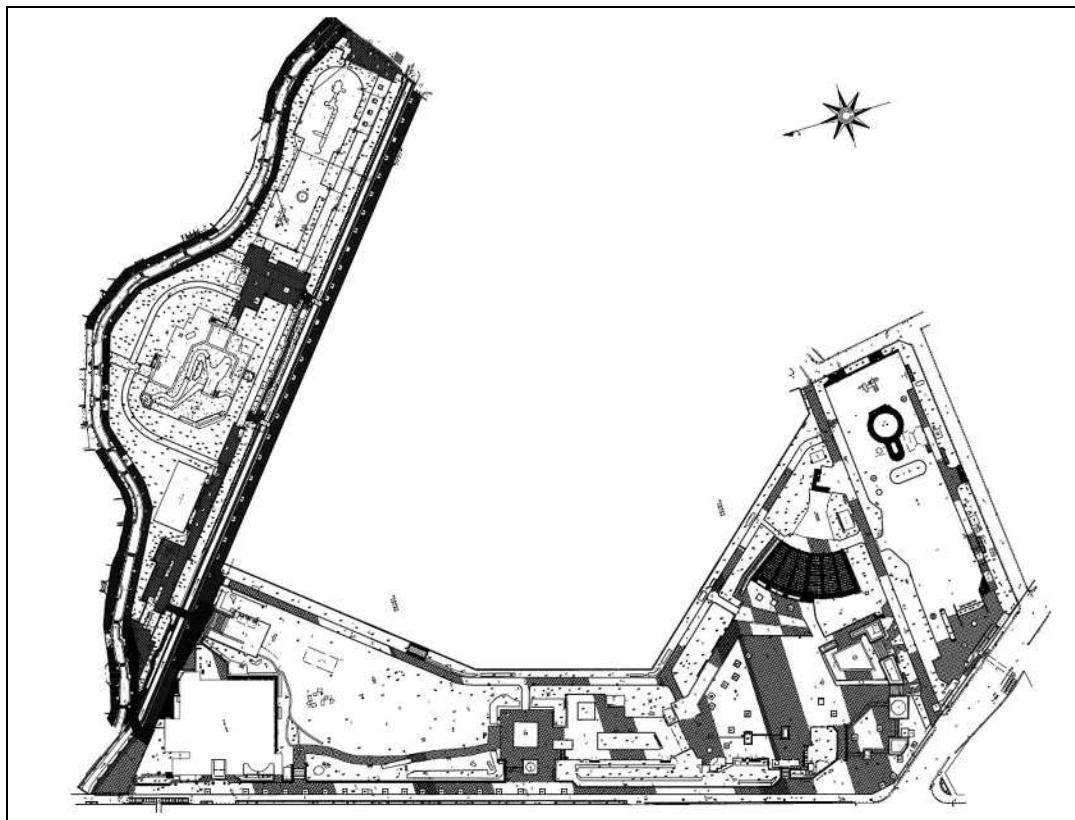
中原平和公園がある土地は、戦後長期間にわたりアメリカ合衆国陸軍の出版センターとして接収されていたが、昭和 50 年 10 月に全面返還されたのを契機に、隣接する木月住吉公園及び既に一部返還されていた中原公園を統合し、昭和 55 年 2 月に面積 4.1ha の地区公園として都市計画決定された。昭和 56 年度から 3 か年計画で整備を行い、公園の中心部の「であいの広場」にはブロンズの平和祈念像、790 席を擁する野外音楽堂等を設置し、名称は公園建設に至る沿革を考慮し、恒久平和を願い「川崎市中原平和公園」と名付け、昭和 58 年 6 月に開園した。同年 9 月には、姉妹都市のリエカ市、ボルチモア市、瀋陽市をはじめ 7 か国 9 名の著名彫刻家の参加を得て、「平和」をテーマとした国際彫刻シンポジウムを開催した。作品は、現在も彫刻広場に展示されている。また、平成 4 年 4 月には「核兵器廃絶平和都市宣言」10 周年を記念し、公園の一角に「平和館」が設置された。

【中原平和公園の主な施設（令和 6 年 3 月 31 日現在）】

施設名	敷地面積 (m ²)
であいの広場	8,000
平和祈念像	日展評議員 高橋 剛作ブロンズ像 「平和への誓い」高さ 2.7m
野外音楽堂	ステージ 幅 16m 高さ 11m 奥行 8m スタンド 790 席
展示広場	4,000 (屋外市民ギャラリー)
彫刻広場	11,000 (彫刻展示 9 点)
平和館	2,567
はだしの広場	4,500 (流れ)
冒険広場	6,500 (複合遊具)
その他	7,000 (児童コーナー他)

出典：令和 6 年度みどりと公園 緑政事業概要

【中原平和公園の平面図】



出典：市所管課提出資料

② 設置許可の状況について

中原平和公園における設置許可に係る概要は次のとおりである。

【中原平和公園における設置許可の概要】

内容	面積	申請者	設置期間	使用料
清掃倉庫	15.13 m ² 2基 (11.60 m ² + 3.53 m ²)	木月住吉町会愛護 会	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日	免除
防災倉庫	10.04 m ²	木月住吉町会	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日	免除
防災倉庫	5.46 m ²	木月二丁目町会	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日	免除
教養施設 (平和館)	2889.49 m ²	川崎市市民文化局	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日	免除

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

③ 業務委託の状況について

令和 6 年度の中原平和公園に直接関係する主な業務委託の状況は次のとおりである。

【中原平和公園における主な業務委託の概要】 (単位 : 円)

名称	契約方法	委託業者	委託料
川崎市中原平和公園清掃ほか業務委託	一般競争入札	J F E 東日本ジーエス 株式会社	5,552,800
中原平和公園維持管理業務委託	一般競争入札	セントラル総業株式会社	3,960,000
川崎市中原平和公園流れ清掃ほか業務委託	見積合せ	株式会社 ユニ機工	990,000
川崎市中原平和公園野外音楽堂空調機設置工事	見積合せ	株式会社 玉川設備	954,800
川崎市中原平和公園噴水池循環設備保守点検業務委託	見積合せ	株式会社 ユニ機工	899,800
中原平和公園野外音楽堂機械警備業務委託	随意契約	セコム 株式会社	124,080
中原平和公園野外音楽堂・平間児童プール消防用設備点検業務	見積合せ	和光産業 株式会社	110,000
川崎市中原平和公園野外音楽堂建物点検(定期)業務委託	見積合せ	株式会社 ビーエスネット	62,700
川崎市中原平和公園野外音楽堂窓ガラス修繕	随意契約	有限会社 茂木硝子工業所	60,830
中原平和公園はだしの広場循環ろ過装置修繕	随意契約	株式会社 ユニ機工	38,500
中原平和公園多機能トイレ普通便座修繕	随意契約	株式会社 櫻澤工務店	37,950

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて中原平和公園への現場往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 備品管理について（指 摘）

【現状・問題点】

中原平和公園の備品管理状況について監査を実施したところ、野外音楽堂内に川崎市が所有者であるピアノ及び音響設備（以下「ピアノ等」という。）が現物として存在するにもかかわらず、これらが川崎市の備品整理簿に登載されていなかった。

【野外音楽堂のピアノ等】



出典：監査人撮影

市所管課は、野外音楽堂内にピアノ等が存在すること自体は以前から認識していた。しかしながら、それらが川崎市の備品整理簿に登載されていないことについて特に問題視することはなく、長期間にわたり備品整理簿に登載されていない状態を看過していた。この点について、これらの備品の帰属認識及び管理方針について市所管課に質問したところ、音響設備については、野外音楽堂の工事実施時に設置されたも

のであり、川崎市の所有財産にあたるが、備品扱いしていないため備品整理簿への登載はしない旨の回答であった。また、ピアノについては、取得経緯は不明であるが、事実上川崎市の所有財産として認識しており、希望者にも利用していただいていることから、備品整理簿への登載を今後検討する旨の回答であった。

ここで、市所管課は音響設備について備品扱いしない旨の主張をしていたが、音響設備が工事時に設置されたものであり、備品購入費ではなく工事請負費として取得したものであったとしても、単体で管理ができ、かつ、物品会計規則に定める備品の定義を満たすものであれば、備品整理簿に登載し、適切に管理する必要がある。また、ピアノについては川崎市も財産として認識している以上、取得価額が不明であっても、専門家による評価額の算定等により評価額を決定し、速やかに備品整理簿に登載すべきであった。

地方自治法第232条の2及び地方自治法施行令第167条の2並びに物品会計規則においては、地方公共団体が所有する物品（備品を含む。）について、適正な管理を行うために台帳等を整備し、その状況を常に明らかにしておくことを求めている。ピアノ等はいずれも現に存在し、機能的にも使用可能な状況であるにもかかわらず、法令等に基づく備品としての管理が行われていない現状は、合規性違反に当たる。

また、備品整理簿に登載されていない資産は、川崎市として正式に維持管理責任を担う対象として整理されていない状態となり、計画的な維持管理（調律・修繕等）や更新計画の策定が困難となるだけでなく、万が一、亡失、盗難、毀損等が発生した場合にも、その事実の発見や原因究明、責任の所在の明確化、保険請求等の対応が困難となるリスクがある。川崎市が備品現物の存在を認識しながら適切な台帳管理を行っていないことは、管理体制の不備であると考える。

【結果（指摘）：中原区役所道路公園センター】

中原平和公園のピアノ等については、備品整理簿の登載に必要となる情報を速やかに調査の上、備品整理簿に登載されたい。

② 公園施設の安全管理及び施設損壊事案への対応について（意見）

【現状・問題点】

中原平和公園内の遊具広場において、設置されていたすべり台の上で何者かが落ち葉などを使って火遊びをしたことによると思われる、すべり台の滑走面等が溶解・焼損するという事案が発生した。

この事案に対し、市所管課は、焼損したすべり台が危険な状態であると判断し、利用者の安全確保を最優先に対応した。具体的には、速やかに当該すべり台を使用禁止とし、その後、撤去処分を行った。また、本件については器物損壊事件として、所轄

警察署へ被害届を提出済みであるとのことであった。

危険な状態になった遊具の使用禁止措置については、迅速かつ適切に行われたものと評価できる。しかしながら、火遊び等に起因する施設の損壊行為に対する再発防止策については、十分な検討と実施がなされているとは言えない状況である。現場往査時におけるヒアリング及び文書による質問への回答によると、公園内には現在、防犯カメラは設置されておらず、特に夜間においては定期的な巡回や警備も行われていない。川崎市は、今回の事案を受けて新たに防犯体制を強化する具体的な予定はないとしている。なお、防犯カメラの設置に関しては、川崎市としての設置基準があり、現時点では中原平和公園はこの基準に該当しないため、川崎市として設置する予定はないとの回答であった。ただし、地域住民の団体である町内会等が必要と判断し設置を希望する場合は、占用許可申請を受け付け、許可することはあるとのことであった。

川崎市から入手した資料によれば、令和4年度から令和6年度にかけて、川崎区、麻生区、宮前区、幸区においても、火遊びや不審火を原因とする遊具やベンチ等の損傷事案が複数発生していることが確認された。このように市内各所で同様の事案が発生しているにもかかわらず、川崎市として、公園内での火気使用の禁止や火遊びの危険性を広く周知・注意喚起するといった全庁的な対応は特段講じられていない。個別の修繕対応にとどまり、根本的な発生防止に向けた利用者への啓発活動や、地域・学校と連携した注意喚起の仕組みが構築されていない現状は、公園の適正な管理運営という観点から十分とは言えない。

今回の事案ではすべり台の損壊にとどまったが、現場の状況を確認したところ、遊具広場の周辺には樹木が生い茂っており、乾燥した時期などに同様の火遊びが行われた場合、大規模な火災に発展する危険性も否定できない。このような潜在的なリスクも考慮すると、事後的な修繕対応や通常のパトロールに頼るのでなく、公園管理者として、他区の事例も踏まえ、火災予防に向けた注意喚起を積極的に行うなど、より実効性のある対策を講じることが求められる。

【結 果（意見）：中原区役所道路公園センター】

公園施設における火遊び等による損壊事案が確認されていることから、利用者の安全確保と再発防止のため、注意喚起を実施することを要望する。

③ 出入口階段の転倒リスクについて（意見：2件）

【現状・問題点】

現場往査当日、公園内を視察中に、通りがかりの公園利用者から、公園の南側出入口付近にある階段で、園内から外（道路側）に出る際に、階段の段差に気づかずに入倒した人や、転びそうになった人がいるのを見たことがあるとの情報を得た。この情報に基づき、現場往査時に当該階段を実際に歩行し検証した結果、公園側から階段を下りて道路に出る際、階段の段差が視覚的に非常に認識しにくいことを確認した。特に、日中の日差しの角度によっては段差の陰影が不明瞭になることや、階段の材質・色調が周囲の地面と類似していることから、不注意や急いでいる場合には段差の存在を見落としやすく、利用者の証言どおり、つまずきや転倒の危険性が生じることが危惧される。

【視認しづらい段差】



出典：監査人撮影

本件について、同行していた市所管課の職員に質問したところ、この危険箇所に関する情報は市所管課にはこれまで報告されていないとのことであった。監査の過程でこの問題を指摘し、市所管課に質問したところ、「段差がわかるよう段鼻に色をつける予定」との回答であった。

公共施設である公園の出入口において、利用者の転倒事故につながる可能性があったという事実は、安全確保の取組において改善の余地があることを示唆している。これは、市所管課職員や管理人（委託業者）（中原平和公園の監査結果の項において、以下「管理人」という。）による日常的な安全点検が形式的なものにとどまっている、

あるいは、危険箇所を利用者の視点で識別するための具体的なチェック項目や着眼点が十分ではない可能性を示唆している。市所管課職員や管理人の視点だけで公園に潜むあらゆる危険性を網羅的に洗い出すことは事実上不可能であることを認識した上で、多様な市民と連携して公園内の危険性を探る必要があると考える。例えば、市所管課の職員が、高齢者や障害者、幼い子どもとその母親等と公園内と一緒に歩いて回り、気づいた事項についてフィードバックを得る機会を設けること等が考えられる。

【結果①（意見）：中原区役所道路公園センター】

中原平和公園の視認しづらい段差については、「段差がわかるよう段鼻に色をつける」等、リスク低減のための物理的な対応策を早急に実施するよう要望する。

【結果②（意見）：中原区役所道路公園センター】

公園内の安全点検に係る点検項目を策定する際には、健常者の視点だけでなく、多様な利用者の視点を織り込むことができるような取組を検討するよう要望する。

④ 公園内ベンチの汚れ及び劣化について（意見）

【現状・問題点】

公園内に設置されているベンチについて、現場往査により維持管理状況を確認したところ、複数のベンチで経年劣化に加え、著しい汚れや損傷が認められた。特に木製ベンチの一部では、塗装が広範囲に剥離し、木材のささくれやひび割れが生じていた。また、プラスチック製と思われる黄色い星形ベンチでは、表面全体に黒ずみが固着し、苔が付着している箇所も確認された。さらに複数のベンチに鳥の糞が長期間放置されており、不衛生な状態であった。

【不衛生な状態のベンチ】



出典：監査人撮影

これらの状況は、利用者が座ることをためらうほどの状態であり、ベンチとして十分に機能しているとは言えない状況であった。市所管課はこうした劣化・汚損状況を把握していたものの、現在の対応は「職員が点検時に利用に支障があると判断した場合に板の交換を行う」「小規模な塗装は市職員が材料を購入して実施する」とのことであり、現場職員の判断により、状況に応じて必要な修繕を実施しているとのことであった。例えば、「年1回の高圧洗浄」「3年ごとの塗装」といった定期的・計画的な洗浄や塗装替えがあるかどうかについての質問をしたところ、現状、具体的スケジュールはなく、「利用に支障がない場合は積極的な対応は行わず、不衛生なベンチについては撤去も選択肢として考えられる」との回答であった。

確かに、限られた予算や人員で多くの公園の維持管理を行う必要があることに鑑みれば、費用対効果の点で臨機応変の対応が定期的・計画的な対応に勝ることもあると考えられる。しかし、ベンチが不衛生な状態で放置されていたという事実は、臨機応変の対応が必ずしも十分に機能していなかつた可能性を示唆するものである。

ベンチは、公園利用者の休息・交流・飲食など、多様な活動を支える基本的な施設である。それが不衛生な状態で放置されることは、公園全体の印象を損なうだけでなく、利用意欲の低下を招き、市民サービスの質を落とすことにつながると考えられることから、決して軽視できるものではない。

以上の点から、公園の美観を損ね、公園環境に悪影響を与えていたベンチについては、早急に撤去・取替えを含む対応を検討すべきであると考える。また、公園内のベンチの維持管理については、臨機応変な対応に加え、定期的に重点確認を行う等、計画的な維持管理活動も併せて行うことも検討すべきであると考える。

【結果（意見）：中原区役所道路公園センター】

美観を損ない、公園環境に悪影響を与えていたベンチについては、機能回復が困難な場合、早急に撤去・取替えを行う等適切な措置を講ずるよう要望する。

⑤ 公園のバリアフリー対応について（意見）

【現状・問題点】

中原平和公園への現場往査時に、園内のバリアフリー対応の状況について確認したところ、彫刻広場付近に設置されている車いす利用者向けの案内看板が、経年劣化により著しく錆びており、表示されている車いすマークや文字が薄くかかれていた。

【車いす利用者向けの看板とそれが誘導していると思われる通路】



出典：監査人撮影

さらに、問題なのは、その判読困難な看板が誘導していると思われる通路（園路）が、車いす利用者の通行に適した状態ではなかったことである。現場を確認したところ、当該通路は舗装されておらず、路面が凹凸の激しい土や砂利の道（ガタガタ道）であった。一部には根上がり箇所も見られ、介助者なしで車いす利用者が安全かつ円滑に通行することは極めて困難な状態であった。車いす利用者にとっては、実質的に通行不能なバリア（物理的障壁）が存在している状況であった。

市所管課の職員は、看板の劣化や通路の状況については認識していた。また、当該通路とは別に、「別途バリアフリー園路として、住吉高校との間の園路を平成22年度に舗装整備しているため、当該通路（ガタガタ道）の整備予定は現時点ではない」、

「劣化した車いすの看板は今後撤去する」とのことであった。また、市所管課の職員が公園の巡回等を行う際に例えば足の不自由な方や車いす利用者に同行してもらって危険箇所を把握したり、障害者団体等とバリアフリーに関する意見交換会を設けたりするなど、当事者の視点を取り入れるための工夫・取組については、これまで実施しておらず、今後も実施する予定はないとの回答であった。

しかし、看板が事実上機能せず、景観をも損ねているにもかかわらず、そのまま長期間放置されてきたことは、公共施設管理者として、適正な資産管理の観点からも改善の余地があると考える。

以上の点から、内容が判読できず、美観を損ね、さらに実態と異なる情報を与えかねない案内看板については撤去を検討すべきであると考える。また、今後は利用者の視点に立った通行環境の整備など、施設管理者として必要な改善策を検討していくことも求められると考える。

【結果（意見）：中原区役所道路公園センター】

車いす利用者向けの誘導の機能を果たしていない古い案内看板については、速やかに撤去することを要望する。

⑥ 野外音楽堂における私物放置への対応について（意見）

【現状・問題点】

中原平和公園への現場往査の際に、野外音楽堂のステージ上の隅に、公園管理者の所有ではない私物（施錠された収納ケース、ヨガマット等）が置かれていることを確認した。管理人に確認したところ、この私物は中原平和公園で寝泊まりしているホームレスの所有物であり、所有者はこの私物を時々移動させることはあるものの、日中はほぼ同じ場所を私的に占有している状況であり、かつ、その状況が長期間にわたり継続しているとのことであった。

【ステージの隅に長期間置かれている私物】



出典：監査人撮影

市所管課はこの状況を以前より認識しており、問題解決の必要性を感じていることである。しかし、直接の対応は困難であるため、本庁の関係部署（建設緑政局みどりの管理課、健康福祉局生活保護・自立支援室ホームレス支援担当）に対応を依頼しているとのことであった。川崎市としてこれまでの対応は、健康福祉局が委託しているホームレス巡回指導員と連携し、対象者に対して声かけを行い、自立支援センターの案内等一定の取組が実施されている点は評価できる。しかしながら、これらの取組にもかかわらず、問題の解消には至っておらず、川崎市の対応には限界があることが認められる。川崎市は、「福祉的見地を踏まえながら対応を進めていく」としており、人権への配慮や強制的な排除の難しさから、積極的な介入（私物の強制撤去

等)には至っておらず、現状も問題は解決されていない。

積極的な介入ができないために放置された収納ケースの中身は不明であるが、これが火災の原因となったり、衛生環境を悪化させたりする可能性も否定できず、公園の安全面の問題も懸念される。万が一、これらのリスクが顕在化し事故等が発生した場合、公園管理者としての川崎市の責任が問われることも考えられる。したがって、このような不審物を放置することは公園の管理に支障を来す行為であると言えることから、都市公園条例第4条第1項第11号に定める禁止行為に当たる可能性がある。ゆえに、市所管課がこのような行為を長期間、事実上容認している状況は改善の余地が認められる。

川崎市の対応としては、福祉的な側面に配慮する必要があることは理解できるが、現状の「声かけ中心」の対応では問題解決に至っておらず、限界があると考える。公園管理者として、公園の適正な利用を確保する責務を果たすためには、福祉担当部署とのより一層強力な連携体制を構築し、引き続き、自立支援センターへの入所等の自立支援策の利用を促す一方で、公園利用の適正化を図るために、期限を定めた撤去の警告を併せて行う等、根本的な解決策を模索し、実行していく必要がある。市所管課によると、公園内での寝泊まりや私物放置を禁止する旨を明確に示す看板設置についても、関係各所と協議・検討の上、対応とのことであったが、より速やかな実施が望まれる。

【結果(意見)：中原区役所道路公園センター】

野外音楽堂に長期間放置されている私物については、関係部署と連携し、問題の解消に向けた取組を一層進められるよう要望する。

5. 等々力緑地の監査結果について

(1) 概 要

① 施設の概要について

等々力緑地は川崎市のほぼ中央に位置し、JR 南武線武蔵小杉駅、東急東横線新丸子駅より約 1 km のところにある、市を代表する総合公園の 1 つである。

昭和 16 年に都市計画決定したが、事業は昭和 32 年度から用地取得を開始し、公園施設の整備は昭和 37 年度から行っている。

緑地内には、等々力陸上競技場、等々力球場、テニスコート、サッカー場等の運動施設があり、なかでも等々力陸上競技場は J リーグ川崎フロンターレのホームスタジアムとしても使用されているほか、これまでにアメリカンフットボールのワールドカップ大会や日本陸上競技選手権大会の会場としても使用されている。

また、等々力球場は夏の全国高校野球大会の予選会場として使用されているほか、テニスコートは各種市民大会に使用されるなど、アマチュアスポーツの拠点となっている。

これらの運動施設のほか、国際規模の大会からスポーツイベント、コンサート、式典等に使用できるとどろきアリーナ、日本古来の技法を生かした落ち着いた雰囲気の四季園、ヘラブナ釣りなどを年間を通じて楽しめる釣池、多目的に利用される催し物広場などがあり、立地条件が良いこともあり広く市民に親しまれている。

園内には多くの樹木が植えられているが、早春から初夏にかけてはウメ、さくら、つつじの花が咲き乱れ、秋にはイロハモミジをはじめとした木々の紅葉が楽しめる。また、釣池をめぐり旧川崎市民ミュージアムまでの小径は、延長約 1,000m の花の散策路として四季折々の草花や花木が楽しめ、散策される方や休息される方など多くの方に親しまれている。

池畔にはカルガモなどの水鳥が飛来し、バードウォッチャーにとって格好の場所となっている。

そのほか、正面入口の健康美の像、旧ミュージアムへの道の両側に設置されている彫刻群などは訪れる方々に芸術のかおりを提供している。

【等々力緑地の施設概要】

名称	等々力緑地
所在地	中原区等々力 1-1
公園種別	総合公園
公園面積	435, 914 m ²
設置年月日	昭和 16 年 9 月 4 日
施設概要	等々力陸上競技場、とどろきアリーナ、等々力球場、テニスコート、第 1 、第 2 サッカー場、釣池、駐車場、補助陸上競技場、運動広場、多目的広場、正面広場、催し物広場
管理運営方法	指定管理者制度。 ただし、PFI 法に基づき、事業者が自らの提案をもとに施設の設計・建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて、事業者が維持管理運営業務を行う方式 (BT0 (Build Transfer Operate))、事業者が自らの提案をもとに施設を改修し、維持管理運営業務を行う方式 (RO (Rehabilitate Operate)) とする。

出典：市所管課提出資料「入札説明書」に基づき監査人作成

【等々力緑地の平面図】



出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

② 等々力緑地再編整備・運営等事業について

ア. 背景及び目的

等々力緑地は、昭和 32 年に用地買収を開始し、昭和 37 年から緑地内の整備を進めてきたが、陸上競技場や硬式野球場などの運動施設の老朽化に伴う課題が顕在化していた。また、緑地の最寄り駅の一つである武蔵小杉駅周辺では、工場跡地を中心に大規模な市街地再開発事業が展開され、都市型住宅の建設や大規模な商業施設の開業が進み、周辺人口や来街者が増加するなど、魅力あるまちづくりが進められている。

こうした中、平成 20 年 10 月に「等々力緑地再編整備検討委員会」を組織し、広域的なまちづくりと緑地のあり方や、等々力緑地全体の再編整備について総合的に検討を進めてきた。

平成 21 年 5 月「等々力緑地再編整備方針」、平成 22 年 2 月「等々力緑地再編整備基本構想」、平成 22 年 10 月「等々力緑地再編整備基本計画」を策定し、さらに、緑地内の緑と水、安全・安心の場、動線の再整備、緑地へのアクセス改善など、緑地全体の再整備の方向とともに、陸上競技場や硬式野球場をはじめとした主要施設の整備の方向と配置、整備手順・スケジュールについて「等々力緑地再編整備実施計画」（以下「実施計画」という。）として平成 23 年 3 月にとりまとめ、陸上競技場メインスタンド、正面広場、等々力球場の整備を行ってきた。

一方で、平成 29 年の都市公園法の改正を契機とした民間活力導入に向けた取組を進める中で、日本で初めて公園の再編整備事業に関して PFI 法に基づく民間提案の提出を受け、同提案の審査から PFI 事業としての妥当性を確認するとともに、事業化にあたっては、官民連携による検討が必要とされた。また、令和元年東日本台風により緑地内の施設に大きな浸水被害が発生するなど、緑地を取り巻く状況に大きな変化が生じた。

こうした課題などに対応するため、令和 2 年 2 月に、安全・安心で魅力あふれる公園や効率的・効果的な施設運営等の実現に向けて実施計画の改定作業に着手し、官民連携協定に基づく検討体制を整えるとともに、学識経験者や公募市民などにより構成する「等々力緑地再編整備計画推進委員会」において検討を進め、新たな等々力緑地の目指すべき将来像の実現に向け、「等々力緑地再編整備実施計画」（以下「実施計画改定」という）としてとりまとめた。

「等々力緑地再編整備・運営等事業」（等々力緑地の監査結果の項において、以下「本事業」という。）は、実施計画改定に示す等々力緑地の目指すべき将来像の実現のため、等々力緑地の再編整備と管理運営を含めた一体の事業として、PFI 法に基づく事業手法を活用して実施するものである。

【本事業のスケジュール】



出典：指定管理者ホームページ

イ. 再編整備の対象について

等々力緑地再編整備の対象は、「公園基盤施設」、「建築施設」、「自由提案施設」とし、「既存施設」については、必要に応じて取り扱うものとされている。

【等々力緑地再編整備施設の概要】

区分	施設名称	再編の考え方・整備する機能
公園基盤施設	釣池	<ul style="list-style-type: none"> ・水質改善(浚渫等)に取り組むとともに池の規模を見直す。 ・生物多様性に配慮し、利用目的に応じた適切なゾーニング（保全と利用）を行う。 ・桟橋や管理棟等を整備し、釣り場環境の改善を図る。 ・雨水貯留施設や雨水流出抑制施設としての活用を図る。
広場	正面広場	<ul style="list-style-type: none"> ・正面広場としての機能を維持するとともに、官民連携により日常的に賑わう公園の玄関口としての機能の強化を目指す。
	子どもの遊び場	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの創造力の発達、心や体の成長につながる遊び場の整備を行う。 ・総合公園のシンボルとなるような遊具やインクルーシブ遊具を整備する。 ・ユニバーサルデザインに配慮するとともに、安全・安心に利用できる環境を目指す。
	催し物広場	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な地域の活動の場としての利用を踏まえ、緑地全体の再編に合わせて、移転も可能とし再整備する。
	芝生広場	<ul style="list-style-type: none"> ・人が集う、賑わう、多様な利用ができる施設とし

区分	施設名称	再編の考え方・整備する機能
	中央広場	てまとまりのある水辺と一体となったオープンスペースを確保する。
	ストリートスポーツ広場（スケートボード、バスケットボールゴール等）	・ストリートスポーツ広場を整備し、各競技の体験会や技術向上に向けたスクールの開催を行う。
	運動広場 多目的広場	・野球場、サッカー場等としての利用状況を踏まえ、緑地全体の再編に合わせて、移転も可能とし再整備する。
	魅力ある園路	・カナール（流れ）と並木の整備により、水と親しめる潤いのある空間と動線を整備する。
	園路	・安全かつ円滑な緑地内の歩行者動線、自動車等動線を確保するとともに、施設間のわかりやすい動線を整備し、施設利用の活性化や利便性の向上を図る。 ・多摩川との連続性に配慮し、緑地内を回遊できる散策路を整備する。
	ランニングコース	・安心してランニングが楽しめるコースを整備する。 ・ランナー等の拠点となる施設の確保に向けて、官民連携により取組を進める。
	植栽	<全体> ・既存の緑を保全・管理するとともに、再編整備に合わせ植栽を充実させる。 ・生物多様性の保全に努める。 <ふるさとの森> ・まとまりのある緑の保全や適切な整備を行うとともに、遊び場として活用を図る。 <四季園、21世紀の森、桜の園> ・緩衝帯として緑の保全と創出を図るとともに適切な整備を行い、外周部の緑の充実を図る。
	多摩川との連絡路等	・多摩川と等々力緑地を結ぶ橋を整備し、一体的な利用を進める。 ・中央新幹線非常口上部区域と多摩川を結ぶ橋をJR東海と連携して整備する。 ・下水処理施設上部区域と多摩川を結ぶ橋の整備を行う。 ・サイクリングコースやマラソンコースの利用者の拠点となる施設を官民連携により整備する。
	バスロータリー	・利用状況を踏まえ、緑地全体の再編に合わせて、移転も可能とする。
	駐輪場	・緑地全体の再編に合わせて駐輪場を適正に配置、

区分	施設名称	再編の考え方・整備する機能
	外周園路	<p>整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園の安全・安心な空間の確保や公園中央部の分断の解消、柔軟な施設配置を行うため、中央園路の一般車両の通行を禁止し、車両の通れる外周園路の整備を行う。
	第1、第2サッカー場	<ul style="list-style-type: none"> 利用環境の向上と大会が円滑に開催できるよう、一般用2面（少年用4面）を確保できるサッカー場として再整備する。（第2サッカー場の人工芝化等）
	テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> 各種大会が円滑に開催できるよう12面以上として、緑地全体の再編に合わせて移転も可能とし再整備する。
	その他公園施設（四阿、ベンチ、水飲み場、案内板、公園灯、時計等）	<ul style="list-style-type: none"> 広場や園路沿いに四阿やパーゴラ、ベンチ等を適宜設置する。 設置する空間や利用形態に合わせた規模及び形状とし、適切に配置する。
建築施設	球技専用スタジアム（現等々力陸上競技場）	<ul style="list-style-type: none"> プロスポーツの拠点にふさわしい観戦環境の向上やエンターテイメント性にあふれた地域のシンボリックな球技専用スタジアムの整備を行う。 メインスタンドは現位置とし、サイド・バックスタンド及びフィールドを整備する。なお、収容人員は、メインスタンドと併せて3万5千人規模とする。 官民連携により日常的に賑わう施設を目指す。
	(新) とどろきアリーナ (現とどろきアリーナのメインアリーナの機能)	<ul style="list-style-type: none"> 緑地全体の再整備と施設利用の最適化を図るために、移転し、再整備する。 メインアリーナの機能については、興行利用を想定した施設として官民連携による整備を行う。
	(新) 等々力陸上競技場 (現等々力補助競技場)	<ul style="list-style-type: none"> 地域に根ざした市民のための陸上競技大会が開催できる市内唯一の施設として、第2種公認相当陸上競技場に改修する。（トラックの拡張、メインスタンドの整備、収容人員5千人以上、夜間照明の整備等） 公園と一体感があり、市民に開かれた施設を目指す。
	スポーツセンター（現とどろきアリーナのサブアリーナ、体育室等の機能）	<ul style="list-style-type: none"> サブアリーナ、体育室等の機能については、区のスポーツセンターとして利用可能な施設として再整備する。
	プール	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ、遊び、健康、学びなどプールに求められている多様な機能を果たせる魅力ある施設として整備する。
	サッカーコートクラブハウス	<ul style="list-style-type: none"> 利用状況を踏まえて、男女更衣室、シャワー、トイレの機能を確保、整備する。
	テニスコートクラブハウス	<ul style="list-style-type: none"> 大会運営を考慮した位置に、更衣や休憩、大会運

区分	施設名称	再編の考え方・整備する機能
新設	ス	常に利用する会議室、管理室等に利用する現況と同程度以上の規模・機能のクラブハウスを整備する。
	ビジターセンター	・公園の情報や魅力を発信するとともに、休憩や市民活動の拠点となる施設を整備する。(等々力球場内のインフォメーションセンターも活用)
	駐車場	・緑地内に分散して駐車場を配置し、970台以上の駐車台数を確保する。 ・新たな公園利用による需要を踏まえた駐車台数を確保する。
	トイレ	・緑地全体の再整備に合わせて誰もが利用しやすいトイレを適正に配置、整備する。
	屋内遊戯施設	・屋内遊戯施設を整備し、雨の日や酷暑においても安心して子どもが遊べる施設の取組を進める。
	釣池（管理棟）	・釣池の円滑な運営管理を実現する。 ・現況の釣池管理棟と同程度の規模・機能とする。
	ランニングステーション	・市民の健康増進のため、快適なランニング環境を整備する。
自由提案施設	(民間収益施設等)	・これまでの概念にとらわれない柔軟な発想を取り入れた飲食・物販、スポーツ、市民活動、生涯学習、趣味、学び、体験、文化など多様なニーズに対応する提案を求める。なお、提案にあたっては、周辺地域の環境や都市基盤への影響を考慮したものとなるよう求める。
既存施設	等々力球場	・高校野球や社会人野球の大会が円滑に開催できる野球場として、維持管理水準を向上とともに、有効活用等を図る。
	市民ミュージアム	・現施設を現位置で再建をしないため、施設を除却し、跡地を緑地全体の再編の中で活用する。

出典：「入札説明書」に基づき監査人作成

ウ. 事業方式について

本事業は、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに施設の設計・建設を行った後、川崎市に所有権を移転し、事業期間を通じて、事業者が維持管理運営業務を行う方式(BTO(Build Transfer Operate))、事業者が自らの提案をもとに施設を改修し、維持管理運営業務を行う方式(RO(Rehabilitate Operate))とする。維持管理運営業務については、川崎市が事業者を地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者として指定する予定である。さらに、球技専用スタジアム、(新)どろきアリーナ、駐車場の3施設については、PFI法第2条第6項に定める公共施設等運営事業として、川崎市が事業者に対して公共施設等運営権を設定し、事業者が

自らの追加投資や創意工夫により、利用者や観客に対して多様なサービスを提供することを想定する。

事業者が、事業区域内の土地を使用する場合は、原則有償とする。ただし、本事業の施設整備に供する土地は、設計及び建設期間中（川崎市に所有権を移転するまでの期間）無償で事業者に使用させるものとする。

また、自由提案施設については、川崎市は都市公園法第5条第1項の許可を与える予定である。

③ 指定管理者の基本情報及び指定管理業務の概況について

ア. 指定管理者の基本情報について

指定管理者の基本情報は次のとおりである。

【指定管理者の基本情報】

区分	内容
指定管理者名	事業者名：川崎とどろきパーク株式会社 <構成企業> 東急株式会社、富士通株式会社、丸紅株式会社、 オリックス株式会社、株式会社川崎フロンターレ、 グローバル・インフラ・マネジメント株式会社、 大成建設株式会社、株式会社フジタ、東急建設株式会社 <協力企業> 株式会社梓設計、株式会社東急設計コンサルタント、 株式会社オオバ、株式会社東急コミュニケーションズ、 東急スポーツシステム株式会社、 株式会社 DeNA 川崎ブレイブサンダース
主たる事業所の所在地（代表団体）	川崎市中原区小杉町 3-472
指定期間	令和5年4月1日～令和35年3月31日（30年間）
選定方法	公募
管理運営費の財源	主に利用料金収入（川崎市からの指定管理料の支払いはない）

出典：「指定管理者制度活用事業評価シート」に基づき監査人作成

イ. 指定管理業務の概要について

指定管理業務の概要は次のとおりである。

【指定管理者業務の概要】

ア 統括管理業務	a 統括マネジメント業務 b 総務・経理業務 c セルフモニタリング業務 d その他統括管理業務において必要な業務
イ 整備業務	a 設計業務 b 工事監理業務 c 解体・撤去業務 d 建設業務
ウ 維持管理業務	a 建築物保守管理業務 b 建築設備保守管理業務 c 公園基盤施設保守管理業務 d 什器・備品等保守管理業務 e 公園施設保守管理業務 f 修繕等業務 g 環境衛生管理業務 h 清掃業務 i プールの水質等環境測定業務 j 植栽管理業務 k 廃棄物の管理処理業務 l 汚染土壤等の管理業務 m 警備業務 n 駐車場及び駐輪場管理業務 o その他維持管理業務において必要な業務
エ 運営業務	a 開業準備業務 b グランドオープンに係る式典業務 c 施設運営業務 d 広報業務 e 総合案内業務 f 防災・緊急時対応業務 g 事業期間終了時の引継ぎ業務 h その他運営業務において必要な業務
オ 自主事業	a 実施を必須とする自主事業 ・市民やかわさきスポーツパートナー、地元と協働した魅力づくり業務 ・ネーミングライツ業務 ・球技専用スタジアム及び（新）とどろきアリーナの観戦環境の向上等に関する事業（V I Pルーム等）

	<p>b 実施の有無を任意とする自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本の供用時間外の施設の供用に関すること ・教室等の自主運営事業（市の施策として実施するものを除く。） ・飲食・物販事業 ・広告誘致業務 ・その他事業者の提案により実施する事業
カ その他	<p>a 事業開始に必要な什器・備品等の移動</p> <p>b 施設ごとの供用開始に伴う式典</p> <p>c 整備等期間中における自由提案施設の整備に必要な土壤汚染調査及び汚染土壤の処分</p>

出典：「入札説明書」に基づき監査人作成

ウ. 指定管理業務に係る収支の状況について

指定管理者の令和 5 年度から令和 6 年度までの指定管理業務に係る収支の状況は次のとおりである。

【収支推移】 (単位：千円)

項目		令和 5 年度	令和 6 年度	前年度比 増減
収 入	サービス対価	1,123,459	886,016	▲237,443
	利用料金収入	423,812	458,656	34,844
	自主事業収入	122,732	221,179	98,447
	収入計	1,670,003	1,565,851	▲104,152
支 出	維持管理費	854,738	840,279	▲14,459
	運営費	298,980	330,187	31,207
	修繕費	33,258	34,813	1,555
	水道光熱費	170,933	171,090	157
	減価償却	63,807	64,562	755
	広告業務経費	0	1,405	1,405
	ネーミングライツ料（市納付分）	1,639	10,000	8,361
	支出計	1,423,355	1,452,336	28,981
収支差額		246,648	113,515	▲133,133

出典：「指定管理者制度活用事業評価シート」に基づき監査人作成

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて等々力緑地への現場往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 什器・備品等保守管理業務について（指摘：1件、意見：1件）

ア. 備品整理簿の整備状況について（指 摘）

【現状・問題点】

川崎市と指定管理者である川崎とどろきパーク株式会社（等々力緑地の監査結果の項において、以下「指定管理者」という。）は、等々力緑地再編整備・運営等事業基本協定書（等々力緑地の監査結果の項において、以下「基本協定書」という。）を締結している。また、基本協定書第7条「特定事業契約の締結」の規定に基づき、等々力緑地再編整備・運営等事業特定事業契約を締結している。

川崎市は、等々力緑地再編整備・運営等事業の履行に関し、等々力緑地再編整備・運営等事業特定事業契約及び要求水準書に基づいて適正かつ確実に遂行するために、指定管理者が指定管理対象区域において実施する維持管理業務の仕様について「等々力緑地再編整備・運営等事業 維持管理業務仕様書」（等々力緑地の監査結果の項において、以下「仕様書」という。）を定めている。

仕様書では、什器・備品等保守管理業務について、次のとおり規定している。なお、規定中の当社は指定管理者を指している。

2.4. 什器・備品等保守管理業務

各施設に設置される什器・備品及び消耗品（以下「備品等」という。）について、点検、保守、修繕、更新等を実施する。なお、本業務を実施するにあたり必要となる備品については、市が支払うサービス対価により任意で購入又は調達することができ、当該備品の取扱い（帰属）については、市に帰属し、それ以外に当社の経費で調達し持ち込んだ備品については当社帰属となる。

2.4.1 業務の対象範囲

「1.2 維持管理業務の対象範囲」に基づき、等々力緑地内各施設に設置された備品等及び市から貸与された備品等を対象範囲とする。

2.4.2 業務内容

(1) 備品等の管理

・当社に貸与される物品については、川崎市物品会計規則第6条及び第11条の規定に基づき適切に維持管理する。

・当社は、施設運営に支障をきたさないよう施設運営上に必要な備品等を管理するとともに、不具合の生じた備品等については隨時、修繕・更新等を行う。

修繕・更新等においては、1件あたり50万円（税込）の範囲内で市が支払うサービス対価により当社が負担する。毎事業年度に当社が負担する限度額は、「2.6. 修繕等業務」に示す、3,650万円（税込）に含むものとする。

・なお、1件あたり50万円（税込）以上の場合、又は事業年度中の当社の負担額が「2.6. 修繕等業務」の負担額と合わせて3,650万円（税込）を超える場合は、市と協議を行う。

(2) 台帳の作成及び管理

・当社は、業務の対象となる什器・備品について備品整理簿を作成し、これにより管理する。

・なお、当社がリースにより調達する什器・備品についても、上記に準ずる管理を行う。

出典：仕様書

川崎市から指定管理者に対して、貸与される物品については、物品会計規則第6条及び第11条の規定に基づき適切に維持管理することが規定されており、物品会計規則第6条では、物品の分類について、次のとおり規定されている。

(物品の分類)

第6条 物品の分類は、次に掲げる区分により、品名別に整理しなければならない。

(1) 備品 比較的長期間にわたって、その品質又は形状を変えることなく、使用、保存に耐えるもの

(2) 消耗品 一回又は短期間の使用によって消耗するもの

(3) 材料 工事又は作業のため、建造物、製作品又は加工品等の実体となるものの

(4) 動物 獣類、魚類及び鳥類で飼育管理しているもの

2 前項第1号及び第4号の規定にかかわらず、次に掲げる物品は消耗品とする。

(1) 取得価格又は評価価格が20,000円未満のもの(市長が別に定めるものを除く。)

(2) ガラス製品、陶磁器等破損しやすいもの(美術品及び骨とう品を除く。)

(3) 記念品、報償品等贈与を目的とするもの

(4) 実験用材料として使用するもの

(5) 売払いを目的とするもの

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が備品又は動物として扱うことを不適当と認めるもの
- 3 物品の細分類等については、市長が別に定める。

出典：物品会計規則

また、物品会計規則第11条では価格の記載について規定されており、物品会計に関する帳票は、原則としてすべて価格を付してこれを整理しなければならないこととされている。

(価格の記載)

第11条 物品会計に関する帳票は、価格の記入を必要としないもののほか、すべて価格を付してこれを整理しなければならない。

- 2 前項により記載をする価格は、当該物品の取得価格とし、価格の不明のものは、時価により評定した価格を記入しなければならない。

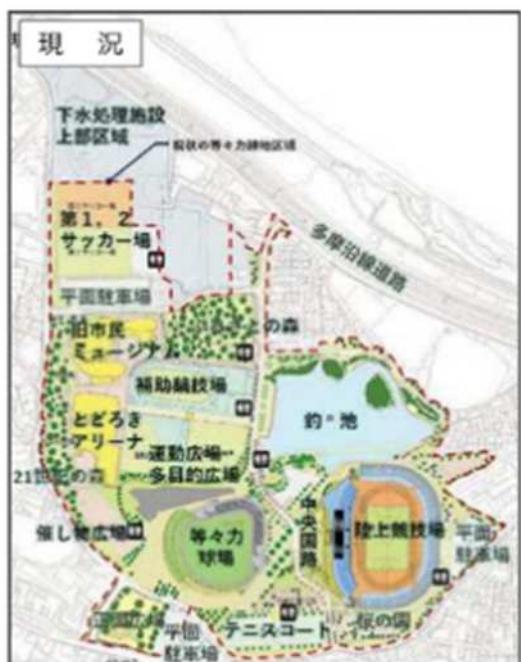
出典：物品会計規則

現場往査時において、什器・備品について備品整理簿の作成状況及び管理状況について質問したところ、指定管理者において物品の管理は行っているものの、備品整理簿に登載されている備品と指定管理者が実際に管理している備品との間に不整合があり、適切な備品整理簿となっていないとの回答を得た。また、等々力緑地再編整備後において適切な備品整理簿を整備する予定である旨の回答を得た。

そのため、現場往査時には、実際に設置され使用されている市所有の什器・備品と備品整理簿を照合することができなかった。

等々力緑地再編整備事業については、令和7年10月に旧川崎市民ミュージアムの解体工事から順次着手し、令和11年度末までに再編整備工事を完了する予定である。また、再整備事業の前後においては、次のとおり施設が変更される予定である。

【再整備事業前の全体図】



【再整備事業後の全体図】



出典：指定管理者ホームページ

等々力緑地再編整備事業は公園全体を対象としており、その過程で不用となる什器・備品が多数発生することが想定される。このため、再編整備後から改めて什器・備品の管理を適切に行うとする市所管課及び指定管理者の主張については、事務の効率性の点で理解することはできる。

しかし、市所有の備品が物品会計規則第6条及び第11条の規定に基づき適切に維持管理されていないという事実がある以上、現時点においては合規性に反する事務があると指摘せざるを得ない。

再編整備を契機とした課題解決への期待が過度に意識されることで、既存課題についての対応を後回しにする意識が組織内で広がっていることが考えられるが、適切な備品整理簿の整備に向けて速やかに着手する必要がある。少なくとも、現在備品整理簿に登載されている備品の実在性については速やかに確認した上で、不存在又は現在使用しておらず、今後の使用見込みもない備品については、物品管理規則（以下「物品管理規則」という。）第47条及び第49条に基づき、物品の返納・不用決定、廃棄等の手続を取られたい。また、備品整理簿に登載されていない備品を発見した場合には、物品会計規則第6条及び第11条の規定に基づき、備品整理簿への登載手続を取られたい。

【結果（指摘）：富士見・等々力再編整備室】

備品整理簿に登載されている備品の実在性を確認し、不存在又は現在使用しておらず、かつ、今後の使用見込みもない備品については、物品管理規則第47条及び第49条に基づき、物品の返納・不用決定、廃棄等の手続を取られたい。また、備品整理簿に登載されていない備品を発見した場合には、物品会計規則第6条及び第11条の規定に基づき、備品整理簿への登載手続を取られたい。

イ. 月次報告書における報告について（意見）

【現状・問題点】

仕様書では、指定管理者が作成する事業報告書について、次のとおり規定している。なお、規定中の当社は指定管理者を指している。

1.4.3. 事業報告書

- ・ 当社は、維持管理業務に関する次の事業報告書（当該事業報告書に付随する書類を含む。以下同様）を作成し、市に提出する。主な報告事項は次に示すとおりとするが、詳細は市と当社との協議により決定するものとする。なお、それぞれの事項は、次のとおり大別し作成する。
 - 収支以外の報告事項：アリーナ、等々力緑地全体（アリーナを除く）で記載する。
 - 収支に関する報告事項：アリーナ、等々力緑地全体（アリーナを含む）で記載する。
 - ・ 関係法令上の必要な報告書、点検記録等を作成し、保管する。関係省庁への提出等が必要なものは所定の手続きを行い、その副本を保管する。
- 日報
当社は、事業報告書（日報）を作成し適切に保管する。また、市の要請に応じて提出する。
- 月報
当社は、次に示す事項を含む月ごとの事業報告書（月報）を作成し、翌月20日までに市に提出する。
 - ・ 勤務状況、点検・保守・清掃状況、施設及び設備の故障、更新・修繕記録その他必要な事項

出典：仕様書

指定管理者が川崎市へ提出する月報（等々力緑地の監査結果の項において、以下「月次報告書」という。）には、勤務状況、点検・保守・清掃状況、施設及び設備の故障、更新・修繕記録その他必要な事項が記載されている。

月次報告書には、業務履行状況に関するチェックシートが添付されており、当チ

エックシートには、各業務の履行状況について指定管理者による「適否判断」の自己評価が記載されている。

当チェックシートにおける備品管理の項目では、次のとおりの記載があり、令和6年度における月次報告書において、すべて「○」が記載されている状況であった。

【業務履行状況に関するチェックシート】

● 維持管理業務			
(1) とどろきアリーナ			
項目	内容	適否判断	備考
備品管理	設備・備品の整備や整頓を適切に行っているか	○	
	利用者が使用する消耗品等の補充を適切かつ十分に行ったか	○	
● 維持管理業務			
(1) 等々力陸上競技場、等々力緑地全体			
項目	内容	適否判断	備考
備品管理	設備・備品の整備や整頓を適切に行っているか	○	
	利用者が使用する消耗品等の補充を適切かつ十分に行ったか	○	
(2) 等々力球場、テニスコート、補助陸上競技場、運動広場、多目的広場、第一・第二サッカー場			
項目	内容	適否判断	備考
備品管理	設備・備品の整備や整頓を適切に行っているか	○	
	利用者が使用する消耗品等の補充を適切かつ十分に行ったか	○	

出典：月次報告書

「当社に貸与される物品については、物品会計規則第6条及び第11条の規定に基づき適切に維持管理する」と仕様書に規定されていることに鑑みると、前述のとおり備品現物と備品整理簿の間に不整合が生じている現状については、備品管理業務の要求水準を十分に満たしているとは言い難い。

このような状況の中、備品管理を適切に実施できている旨の報告だけが記載されている月次報告書は、必ずしも実態を表しておらず報告事務において改善の余地がある。本来であれば、適否判断において、○以外の記載とするか、備考に備品の管理状況として、備品整理簿と不整合がある旨を記載する等、市所管課に報告した上で、適切な備品整理簿の整備に取り組むことが適切であると考える。

【結果（意見）：富士見・等々力再編整備室】

月次報告書において、備品管理業務の「適否判断」の自己評価を再度見直しとともに、備考欄に備品の台帳管理の実態について記載することを指定管理者に求め、月次報告書の中で改善の進捗状況をモニタリングするよう要望する。

② 遊具の維持管理業務について（意見：2件）

ア. 使用に耐えない状態の遊具に対する措置状況について（意見）

【現状・問題点】

等々力緑地への現場往査の際に、児童遊園に設置されている遊具の状況を観察したところ、インコによる鳥粪被害が広範囲に確認され、一部の遊具は使用に耐えない状態となっていた。なお、砂場については、鳥粪被害により、児童・小児の衛生上の観点から使用することが不適当と考えられる状態であったが、張り紙やカバーで覆う等の措置がなく指定管理者が使用を禁止する措置を取っていることを確認できなかった。なお、指定管理者によると、子どもの遊び場を減らさない等の検討をした上での対応であったとのことである。

【鳥粪被害により使用禁止措置を取っている遊具】



【使用禁止措置が取られていない砂場】



出典：監査人撮影

また、鳥フン被害によって遊具が使用できないほか、その他の遊具についても、児童・小児の安全面から使用に耐えないと考えられる状態であるにも関わらず、特に注意喚起や使用禁止の措置を取ることのない状態が確認された。

【マットが壊れている状態の遊具】



出典：監査人撮影

注：現場往査当日は写真のような状況であったが、市所管課によると、指定管理者が修繕の手配を行っており、修繕までの間、穴が開いた箇所に定期的に土を入れ押し固める措置を行っていたとのことである。なお、壊れたマットは令和7年9月10日に張替修繕が完了したことである。

仕様書では、公園施設保守管理業務について、次のとおり規定しているが、「公園施設を機能上、安全上及び美観上、適切な状態に保つ。」と規定している以上、指定管理者は公園利用者の安全性を踏まえ対応する必要がある。

2.5. 公園施設保守管理業務

公園施設を適切な状態に保つために、公園施設の点検、保守、修繕等を実施する。

2.5.1

業務の対象範囲

「1.2 維持管理業務の対象範囲」に基づき、等々力緑地内の公園施設（園路、外灯、サイクルラック、フェンス、排水溝、排水枠、モニュメント等）を対象範囲とする。

2.5.2 業務内容

- ・公園施設を機能上、安全上及び美観上、適切な状態に保つ。
- ・構材の劣化、破損、腐食、変形等について調査・診断・判定を行い、迅速に修繕等を行い、構材の劣化、破損、腐食、変形等がない状態に保つ。なお、モニュメントについては修繕等の対象から除く。
- ・開閉・施錠装置等が正常に作動する状態を保つ。
- ・公園施設保守管理業務は、敷地内の通行等を妨げず、管理運営業務に支障をきたさないで行う。
- ・重大な破損、事故等が発生し、緊急に対処する必要が生じた場合の被害拡大防止に備える。

出典：仕様書

鳥粪被害のある一部の遊具については、利用者の安全性を考慮し使用できないとしていることは一定の評価ができる。しかし、鳥粪被害のある砂場や一部が壊れている遊具については、児童・小児による使用が不適当と考えられる状態であるにもかかわらず、現地において使用禁止の措置が取られていないため、利用者の衛生面・安全面の配慮が不十分である。特に、砂場の鳥粪は、疾病の原因となる可能性があることから、使用禁止を明示するとともに、児童・小児が立ち入らないような措置を講じるべきであると考える。その上で、今後の方針（修繕を行うのか廃止するのか等）を決定するべきと考える。

【結果（意見）：富士見・等々力再編整備室】

利用者の衛生面・安全面の観点から使用を中止すべき遊具については、速やかに立入禁止・使用禁止の措置を取ることを指定管理者に指導するよう要望する。また、指定管理者と協議の上、遊具についての今後の方針（修繕を行うのか廃止するのか等）を決定するよう要望する。

イ. 維持管理業務における報告について（意 見）

【現状・問題点】

月次報告書には、勤務状況、点検・保守・清掃状況、施設及び設備の故障、更新・修繕記録その他必要な事項が記載される。

指定管理者が市へ提出する月次報告書には、業務履行状況に関するチェックシートが添付されており、当チェックシートには、各業務の履行状況について指定管理者による「適否判断」の自己評価が記載されている。

当チェックシートにおける維持管理業務の項目では、令和 6 年度における月次報告書において、すべて「○」が記載されている状況であった。

【業務履行状況に関するチェックシート】

● 維持管理業務

(1) 等々力陸上競技場、等々力緑地全体

項目	内容	適否判断	備考
保守・点検 (施設と設 備は別項目 としてもよ い)	施設や設備の保守、点検を確実に行ったか 法定点検や検査は選任資格者によって実施されたか	○ ○	
	整備・故障・修繕等の履歴が整備され、保管されてい るか	○	
清掃	不具合が生じた場合に速やかに対応をとったか 施設内及び外構の清掃は確実に行われているか	○ ○	

出典：月次報告書

「公園施設を機能上、安全上及び美観上、適切な状態に保つ。」と仕様書に規定されていることに鑑みると、前述のとおり児童・小児の衛生面・安全面の観点から使用に耐えない状態の遊具を放置している現状については、施設の保守管理業務の要求水準を十分に満たしているとは言い難い。

このような状況の中、施設の保守・点検を適切に実施できている旨の報告だけが記載されている月次報告書は、必ずしも実態を表しておらず報告事務において改善の余地がある。本来であれば、適否判断において、○以外の記載とするか、備考に使用に耐えない状態の遊具に対する措置状況を記載する等、市所管課に報告した上で、遊具の安全性の確保等に取り組むことが適切であると考える。

【結果（意見）：富士見・等々力再編整備室】

月次報告書において、保守・点検業務の「適否判断」の自己評価を再度見直しするとともに、備考欄に使用に耐えない遊具の実態等について記載することを指定管理者に求め、月次報告書の中で改善の進捗状況をモニタリングするよう要望する。

③ 施設設備の不具合の周知方法について（意見）

【現状・問題点】

現場往査時において、テニスコートクラブハウス内の男子更衣室（シャワー室）に設置されている4室のシャワールームのうち、2室において給湯設備の異常が確認され、令和6年2月以降、お湯が出ない状態であることが判明した。

この状態に関するテニスコート利用者への周知は、現時点では、次のとおり、施設における張り紙による対応のみとなっている。

【故障しているシャワールーム】



出典：市所管課撮影

等々力緑地全体での修繕活動については、今後の使用見込みや緊急性を勘案し優先順位を考慮のうえ決定している。当シャワールームに関する修繕は、再編整備が近いことから、令和8年7月の取壊し予定まで修繕を行わない方針であり、この点について市所管課と指定管理者の間で合意がなされている。

テニスコートの再整備が間近であることを理由に、テニスコートクラブハウスのシャワールームを修繕しないとする市所管課及び指定管理者の主張は合理性が認められる。一方で、シャワールームが故障している事実については利用者への影響が以前から継続している状況にある。この点、十分な周知や代替措置が講じられていない場合、テニスコート利用者がシャワールームを使用したいときに利用できず、施設利

用上の支障が生じ、結果的に利用者満足度の低下につながる。そのため、十分な周知ができていないことは問題である。

なお、テニスコート利用者がシャワーを使用する場合、テニスコートクラブハウス内のシャワールームの代替施設としては、別途使用料が発生するが、とどろきアリーナの更衣室内のシャワー又はスポーツサウナを利用することができる。この点についても、ホームページ等で事前に周知することが望ましい。

【結果（意見）：富士見・等々力再編整備室】

テニスコートクラブハウス内のシャワールームが一部使用できることにつき、指定管理者のホームページ等の施設案内で周知することを要望する。

④ 使用料のキャンセルに係る管理について（意見：2件）

ア. 未収となっているキャンセル料の状況報告について（意見）

【現状・問題点】

都市公園条例では、第20条において使用料等の返還に関して規定がある。また、市長の認める理由は都市公園条例施行規則第15条に規定されている。

(使用料等の返還)

- 第20条 既に支払われた使用料及び占用料は、返還しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。
- 2 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

出典：都市公園条例

(使用料等の返還)

- 第15条 条例第20条第1項ただし書の規定による市長の認める理由は、次のとおりとする。
- (1) 天候その他不可抗力により、使用又は利用をすることができないとき。
 - (2) 公益上の必要又は市の都合により、使用若しくは利用を停止し、又は許可若しくは承認（条例第7条第2項の承認を除く。以下この項において同じ。）を取り消したとき。
 - (3) 承認を受けた者が、利用予定日の3日前（野球場又は野球場照明施設を利用する場合にあっては、7日前）までに承認の取消しを申し出たとき。
 - (4) その他市長が返還するのを適当と認めるとき。

2 条例第20条第2項ただし書の規定による市長の定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 天候その他不可抗力により、利用することができないとき。
- (2) 公益上の必要又は市若しくは指定管理者の都合により、利用を停止し、又は承認（条例第7条第2項の承認に限る。以下この項において同じ。）を取り消したとき。
- (3) 承認を受けた者が、利用予定日の3日前（野球場、野球場照明施設、野球場会議室、野球場シャワー室、野球場ロッカー室、野球場関係者室又は屋内野球練習場を利用する場合にあっては、7日前）までに承認の取消しを申し出たとき。
- (4) その他市長が返還するのを適当と認めるとき。

出典：都市公園条例施行規則

等々力緑地において、有料施設利用者が利用登録した後、都市公園条例施行規則に定める日（3日前）までに予約取消を行わなかった場合、利用料金全額のキャンセル料が発生する。しかし、予約者がキャンセル料の支払いに応じないこともあります、その場合には未収金が発生することになる。

ここで、監査期間中に等々力緑地における有料施設のキャンセル料未収一覧を閲覧したところ、次のとおり未収金が生じていた。

【キャンセル料未収一覧】 (単位：円)

売上計上日	施設	相手先	金額	支払期限	備考
令和6年 12月26日	アリーナ	A社	1,411,660	令和7年 1月31日	裁判所による支払督促を実施。但し、回収不能。
令和7年 4月30日	野球場	B氏	1,000	令和7年 5月31日	法的督促は費用倒れのため、個別の催促を行っている。

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

特に、A社に対する未収金については、金額が多額である上、当初の支払期限から1年近くが経過していることから、回収可能性に疑義がある。指定管理者は督促を継続しているとのことであるが、時の経過とともに回収の難度は増すことから、早期の法的手続への移行も視野に検討すべき状況にあるものと考えられる。

市所管課としては、指定管理者の未収金の管理状況について定期的にモニタリングを行い、必要に応じて指定管理者が取るべき対応について指導・協議すべきである。しかし、現状では、指定管理者からの月次報告書に未収金の管理状況の報告が含まれていないことから、市所管課が指定管理者の未収金管理状況について十分にモニタリングできていないことが懸念される。市所管課は月次報告書において、指定管理者から未収金の状況について報告を求めるべきであると考える。

【結果（意見）：富士見・等々力再編整備室】

市所管課において未収金管理の状況について定期的に把握するため、指定管理者からの月次報告書に未収金の管理状況を記載することを指導するよう要望する。

イ. キャンセルが発生した利用枠の周知について（意見）

【現状・問題点】

市民が有料公園施設を利用する際には、基本的に、インターネットによる施設利用予約システムである川崎市のふれあいネットを使用することとなっており、等々力緑地の有料公園施設においても同様である。なお、利用日の3日前までであれば、ふれあいネットで予約取消の操作を行うか又は利用施設に対し電話することでキャンセルすることができる。

ここで、予約枠にキャンセルが発生した場合には、施設の利用を考えていた別の市民がキャンセルになった枠を発見して施設を利用してもらうことが、公園管理者としては望ましい。しかし、特に、キャンセル発生日からキャンセル期限である利用日の3日前までの期間が短い場合には、キャンセルになった枠が発見され、予約され、利用されることなく終わってしまう可能性が高くなる。

現状では、指定管理者は、利用者が利用施設に対しキャンセルの連絡をしたことにより生じるキャンセル枠の積極的な周知を実施していない。その結果、キャンセルになった利用枠の存在が市民に知られることなく、市民が施設利用の機会を逸失している状況が実際に発生している。つまり、施設の効率的活用のための広報戦略に改善の余地があると考えられる。

そこで、キャンセルが発生した利用枠については、指定管理者から市民に向けて積極的に周知することが望ましい。そして、キャンセルになった利用枠を市民に周知するための効果的な方法としてSNSを使用することが考えられる。指定管理者としても、イベント等の情報発信のためにSNS登録者の増加を試みているようであるが、SNSにキャンセル枠の発生を通知する機能を付加することで、市民にとって指定管理者が運営するSNSの利用価値が増し、登録者の増加も期待できるものと考える。

【結果（意見）：富士見・等々力再編整備室】

有料公園施設の予約枠にキャンセルが発生した場合でかつ、指定管理者がキャンセルの事実を利用施設への電話で把握した場合には、その事実を、SNSを活用する方法等により速やかに市民に周知することを指定管理者に求めるよう要望する。

⑤ 減免申請書の記載について（指 摘）

【現状・問題点】

都市公園条例第 21 条及び都市公園条例施行規則第 16 条においては、使用料等の減免について、次のとおり規定を設けている。

都市公園条例

(使用料等の減免)

第 21 条 市長は、相当の理由があると認めるときは、使用料、手数料又は占用料を減額し、又は免除することができる。

2 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

出典：都市公園条例

都市公園条例施行規則

(使用料等の減免)

第 16 条 条例第 21 条第 1 項の規定による減免は、次のとおりとする。

減額

- (1) 学校生徒の運動会、競技会その他の会合に使用又は利用をするとき。
- (2) 公益を増進するものと認めるとき。
- (3) その他市長（条例第 3 条第 6 項の使用料にあっては川崎市靈園事務所長若しくは川崎市夢見ヶ崎動物公園長又は担当課長、条例第 8 条第 1 項の使用料にあっては担当課長。以下この項において同じ。）が減額するのを適当と認めるとき。

免除

- (1) 市長が特に必要と認めるとき。
- 2 前項の規定は、条例第 21 条第 2 項の規定による市長の定める基準について準用する。

出典：都市公園条例施行規則

指定管理者は、都市公園条例施行規則に基づき、使用料等の減免を行っている。したがって、利用者から減免を求める申請があった場合には、指定管理者は、当該申請が、都市公園条例施行規則第 16 条に基づいて減免の対象となるかどうかを確認する必要がある。

ここで、等々力緑地の使用料に係る減免申請書を確認したところ、本来であれば公園管理者が減免の可否を調査した結果として、減免の適用の有無や、減免を適用した場合の減免金額を記録すべきであるにも関わらず、その記録が見られない申請書が散見された。

その理由について指定管理者に確認したところ、減免申請の対象は毎年特定の団

体に限られており、減免後の金額を請求書に反映することで事務手続を行っているとのことであった。

しかし、申請書に調査結果が適切に記録されていない状況は、条例及び規則に則った減免の事務が適切に行われていることを客観的・事後的に確認することができない点で問題である。公園管理者に求められている事務フローが遵守されていない点において不当であり、市所管課は指定管理者に対して、川崎市所定の減免に係る事務フローの遵守を指導する必要がある。

【結果（指摘）：富士見・等々力再編整備室】

指定管理者に対して、減免申請書の提出を受けた際には、調査結果を減免申請書の調査欄に記載する事務を徹底するよう指導されたい。

⑥ プロフィットシェアリングについて（意見：2件）

【現状・問題点】

指定管理者は川崎市との協定により、等々力緑地再編整備・運営等事業及び自主事業から生じる利益の一部を川崎市に還元する「プロフィットシェアリング」を導入している。

プロフィットシェアリングは、等々力緑地再編整備・運営等事業還元実施計画（事業期間全体）（以下「還元実施計画」という。）に基づいて実施することとされている。

ここで、還元実施計画に定められているプロフィットシェアリングの考え方は次のとおりである。

【プロフィットシェアリングの考え方】

①プロフィットシェアリングの対象

ネーミングライツ業務に基づく利益を除く本事業及び自主事業に基づく一切の利益

②プロフィットシェアリングの適用条件

本事業におけるプロフィットシェアリングは、毎事業年度、上記プロフィットシェアリングの対象たる利益がそれぞれ以下に掲げる条件を満たした場合に、以下の定めに従い行われるものとする。

(1) 整備等期間（事業開始～令和11年度（予定））

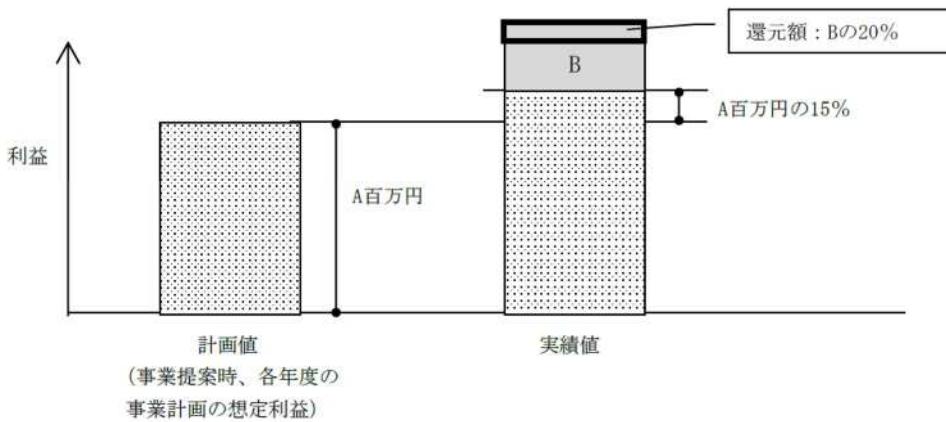
整備等期間において、毎事業年度の実際の利益（税引前当期利益）が事業提案時の想定利益（税引前当期利益）を上回った場合、当該差額のうち事業提案時の想定利益（税引前当期利益）の15%までの部分はその全部につき事業者に帰属し、それを超える部分がある

場合、当該超過部分の80%は当社に帰属し、20%につき市に還元されるものとする。

(2) 整備等期間の終了後（グランドオープン後（令和12年度（予定）））

整備等期間の終了後においては、毎事業年度の実際の利益（税引前当期利益）が市と事業者との間で合意する各年度の事業計画上の想定利益（税引前当期利益）を上回った場合、当該差額のうち当該事業計画上の想定利益（税引前当期利益）の15%までの部分はその全部につき事業者に帰属し、それを超える部分がある場合には、当該超過部分の80%が当社に帰属し、20%につき市に還元されるものとする。

図表 プロフィットシェアにおける還元額の考え方



③還元方法

当社は、還元額を事業者内に留保し、等々力緑地の魅力向上に資する取組の財源とする。具体的には、当社は、還元額が生じた翌年度中に、還元額、使途、還元の実施時期等を定めた還元実施計画を作成し、市の承認を得ることとし、還元額が生じた翌年度から還元実施計画に沿って実施することとする。

3. 還元方法

①使途

(1) 市民からの要望等への対応

当社が実施する利用者アンケートや当社HP経由での要望、また市長への手紙等より、市民からの要望を把握し、今後の整備や現状の運営に支障が出ない形で導入検討を行う。また、市やその他からの要望についても依頼があれば内容について協議し、導入についての検討を実施する。

(2) 整備中・整備後における等々力緑地の魅力向上のための資金留保

社会情勢の変化や将来的な市民のニーズの変化等に対して、事業期間を通じて柔軟に対応し、等々力緑地の魅力向上に資することを目的として、(1)で使用しなかった分を留保する。還元実施時期は、グランドオープン後5年を目途に検討を実施する。但し、グランドオープン後の状況や、具体的な使用使途の金額規模によっては、還元実施時期について

市と協議を行うものとする。

②還元実施時期

(1) 還元額が生じた翌年度中に実施検討

単年度の還元実施計画を作成し、市の承諾を得て実施する。購入した設備備品等は、原則、市へ寄贈し、修繕が生じた場合の費用については、サービス対価 E で対応する。

(2) 必要に応じて実施

予定整備等期間中は還元額を留保し、グランドオープン以降（令和 12 年度（予定））に還元実施を検討予定だが、必要に応じて整備等期間中の実施も検討することとする。内容については事前に市と協議し、単年度の還元実施計画に記載のうえ、市の承諾を得て実施する。

4. 実施報告

本書に基づき実施した内容については、年度毎の事業評価報告書で報告する。

なお、報告書には本書 3 ②の実施結果のほか、同 3 ① (2) の保留資金の残高及び使用用途候補の検討状況等を記載するものとする。

出典：還元実施計画

プロフィットシェアリングは、毎事業年度の実際の利益が事業提案時の想定利益を上回った場合に発生するものであることから、令和 5 年度の利益の還元は令和 6 年度以降に実施される。そのため、プロフィットシェアリングは、令和 6 年度の事業評価報告書で初めて事業評価報告書に記載されることとなった。

なお、令和 5 年度分のプロフィットシェアリングは、市民からの要望が多かったジュニア用バスケットゴールの購入及び催し物広場への設置に充当されている状況である。

この令和 6 年度の事業評価報告書におけるプロフィットシェアリングの報告に関する意見を述べることとする。

ア. 繰越金額の考え方について

収支報告における繰越金額（令和 6 年 3 月時点）の計算において、令和 6 年度支出分が税込処理となっており、購入したバスケットゴールに係る消費税等が含まれていることが確認された。具体的には次のとおりである。

【消費税の処理方法の混在について】

収支報告書記載の項目	消費税等の計算
① 令和5年度プロフィットシェア還元額	税抜処理
② 令和6年度支出分	税込処理
③ 繰越金額（令和6年3月時点） （①-②）	税抜処理と税込処理が混在

出典：「事業評価報告書」に基づき監査人作成

年度末における繰越金額の計算に際して、税抜処理、税込処理が混在すると繰越金額を適切に算定することができない。なお、支出分を税込処理で経理し、繰越金額を算定した場合、指定管理者において消費税の仕入税額控除が適用され、納税額を減らすメリットを享受する一方で、繰越金額は消費税分減少することとなる。その結果、消費税相当額を二重に享受することとなり、問題がある。

プロフィットシェアリングの考え方に基づけば、税抜処理により算定した税引前当期利益を基礎としてプロフィットシェアリング還元額を計算していることから、繰越金額の計算においても消費税等の影響を加味せず、税抜処理により計算することが適切であると考える。

イ. 事業評価報告書における明記について

還元実施計画において、「報告書には本書3②の実施結果のほか、同3①(2)の保留資金の残高及び使用使途候補の検討状況等を記載するものとする。」と記載しているが、事業評価報告書においては、使用使途候補の検討状況の記載が無かつた。

事前に川崎市と指定管理者との間で合意したルールが指定管理者によって遵守されていない点で問題であり、市所管課は還元実施計画に基づき、事業評価報告書に使用使途候補の検討状況を記載するよう指定管理者に求める必要がある。

【結果①（意見）：富士見・等々力再編整備室】

プロフィットシェアの原資が税抜方式で計算されているのであれば、プロフィットシェアの実施額及びプロフィットシェアの繰越残額も税抜方式で計算することを指定管理者に求めるよう要望する。

【結果②（意見）：富士見・等々力再編整備室】

事業評価報告書において、使用使途候補の検討状況を記載することを指定管理者に求めるよう要望する。

⑦ 駐車場の待機列解消施策と料金体系のあり方について（意見）

【現状・問題点】

等々力緑地駐車場の令和6年度における駐車台数の月次推移は次のとおりであり、年間を通して安定的に推移している。また、バス以外の一般車については利用台数が前期比で10%前後増加している。指定管理者によると、その要因の一つとして、川崎フロンターレや川崎ブレイブサンダースのホームゲーム開催時に利用が増加し、イベント興行時の需要が底上げとなっていることが挙げられるとのことである。

【令和6年度の駐車台数の月次推移】

駐車台数(台)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
南駐車場	5,557	5,779	5,815	5,515	5,202	6,264	6,152
東駐車場	2,662	2,210	3,001	2,343	1,628	3,790	2,698
市民ミュージアム前駐車場	9,721	8,719	10,677	8,609	6,803	10,380	10,021
市民ミュージアム前バス駐車場	77	49	60	48	97	87	134
駐車場計	18,017	16,757	19,553	16,515	13,730	20,521	19,005

駐車台数(台)	11月	12月	1月	2月	3月	計	前年比
南駐車場	5,971	5,290	4,585	4,717	6,057	66,904	102.7%
東駐車場	2,741	2,306	2,520	1,465	2,659	30,023	119.4%
市民ミュージアム前駐車場	9,199	8,422	6,282	6,885	9,797	105,515	108.7%
市民ミュージアム前バス駐車場	146	69	60	66	89	982	86.8%
駐車場計	18,057	16,087	13,447	13,133	18,602	203,424	108.1%

出典：年度報告書

一方で、イベント開催時には、駐車場が非常に混雑し、道路に駐車場の待機列が発生することが常態化していることから、道路を利用する近隣住民等への迷惑になるほか、混雑を事前に想定していなかった自動車利用来場者の満足度を大きく損なうことが懸念される。

仕様書では、等々力緑地の駐車場の管理業務について、次のとおり規定されており、指定管理者には「利用者が安全かつ快適に利用できるよう留意し、利用者の誘導を行う」ほか、「周辺道路の渋滞を招かないように適切に対応する」ことが求められ

ている。

2.13 駐車場及び駐輪場管理業務

等々力緑地内の駐車場及び駐輪場等の保守・保安管理及び車両の誘導・監視を行う。

2.13.1 業務の対象範囲

- ・等々力緑地内の駐車場及び駐輪場を対象範囲とする
(中略)

2.13.2 業務内容

- ・利用者が安全かつ快適に利用できるよう留意し、利用者の誘導を行う。
- ・周辺道路の渋滞を招かないように適切に対応する。
- ・駐車場・駐輪場等の各部の点検、保守、修繕、清掃等を実施する。
- ・駐車場・駐輪場等の機能が正常に働く状態を常に保つ。

(中略)

出典：仕様書

そのため、指定管理者は、令和5年度より待機列解消を大命題として取り組んでおり、イベント開催時間にはイベントの規模に応じて誘導員の配置を調整した上で、各所に配置された誘導員が無線で混雑状況を共有し、空いている駐車場に誘導することで待機列の解消に努めている。

その結果、駐車場の待機列に関する問題は以前と比較し改善されているという評価があるものの、等々力緑地駐車場の収容台数の限界もあることから、イベント興行時における混雑及び待機列の発生は依然として避けられない状況にある。

したがって、駐車場の混雑及び待機列の解消のためには、イベントの開催時間や規模に応じた誘導員の配置・調整や誘導方法の工夫だけでは限界があり、来場者が等々力緑地駐車場を利用するインセンティブを低下させる施策を併せて実行することが不可欠であると考えられる。駐車場を利用するインセンティブを低下させるための代表的な方法としては利用料金の増額が挙げられるが、イベント開催日のように特定の日に駐車需要が偏ることが明らかになっているのであれば、当該日に限って利用料金を引き上げる方法（以下「特定日料金制」という。）がより効果的であると考えられる。

この点、指定管理者の提案書においては、利用者ニーズ及び周辺環境への影響を考慮した料金設定について、渋滞等の影響を踏まえつつ、徒歩・自転車・公共交通機関との利用バランスを確保するため、緑地周辺駐車場や類似施設の料金を参考に料金体系の見直しを検討することが記載されている。しかし、等々力緑地駐車場については現時点において特定日料金制は導入されておらず、またその予定もない。

ここで、監査人が等々力緑地の近隣駐車場の料金体系を調査したところ、次のとお

り、特定日料金制を導入している駐車場が多数あることが判明した。つまり、イベント等が開催される特定日においては、等々力緑地駐車場は利用料金が格安な上に、会場へのアクセスも抜群であることから、自家用車利用来場者の需要が集中し、混雑が発生することは当然の帰結である。

市所管課によると、現時点では、指定管理者と協議のうえ、利用者ニーズ及び周辺影響を考慮した料金体系への見直しを進めており、令和7年度中に条例改正の手続を予定している。その後、周知期間を経て令和8年4月から新料金による運用を開始する予定である。ただし、特定日料金制については、今回の条例改正には含まれておらず、やはり、現時点では等々力緑地の駐車場に導入される予定は立っていない。市所管課によると、再編整備後の新施設の供用開始等、周辺環境が整った段階で改めて検討する予定であるとのことであるが、特定日料金制の導入は、再編整備前においても駐車場の混雑緩和・待機列の解消に加え、駐車場料金収入の向上にも資することが期待されることから、早期の導入に向けた検討が望ましい。

【監査人が調査した近隣駐車場の位置】



出典：監査人作成

【駐車場名、通常料金及び特定日料金】

符号	駐車場名	日中時間	通常日料金	特定日料金
①	ナビパーク 宮内第1駐車場	8:00～ 20:00	300円/30分	通常料金と同額
②	D パーキング 等々力陸上競技場前	終日	200円/60分	400円/30分
③	ウェルカムパーク中原宮内4丁目	8:00～ 20:00	100円/20分 (12時間600円)	500円/1時間
④	タイムズのB 等々力緑地入口駐車場	-	1,200円/日	2,200円/日
⑤	タイムズ川崎市公文書館	8:00～ 21:00	330円/最初の120分 110円/以降	550円/30分
⑥	エコロパーク 川崎小杉御殿町第1駐車場	8:00～ 20:00	200円/30分	400円/30分

出典：監査人作成

【結果（意見）：富士見・等々力再編整備室】

駐車場の待機列解消の問題は、再編整備前後で変わらないことから、再編整備前ににおいても特定日料金制の導入に向けた検討を早急に開始するよう要望する。

⑧ 指定管理者による社会的価値向上の取組について（意見：2件）

【現状・問題点】

指定管理者は、勤務状況、点検・保守・清掃状況、施設及び設備の故障、更新・修繕記録その他必要な事項について記載した年度ごとの事業報告書（等々力緑地の監査結果の項において、以下「年度報告書」という。）を作成し、各年度の業務終了後5月末日までに川崎市に提出することとされている。

この年度報告書の中には、社会的価値向上に関する取組の実施件数・金額規模の項目があるが、令和6年度の年度報告書によると、指定管理者が実施した社会的価値向上に関する取組の内容は次のとおりである。

【指定管理者による社会的価値向上の取組】

社会的価値向上に関する取組の実施件数・金額規模	<ul style="list-style-type: none"> ・PASSTO（不用品回収→リユース・リサイクル）の設置による環境貢献 ・カーボンオフセットを導入した自販機の設置による環境貢献 ・災害対応自販機の導入による地域・社会貢献 ・見守りベンダーの導入による地域のみまもり、安全・安
-------------------------	--

	心に貢献 ・授乳室 BOX の導入による地域・社会貢献 ・ギャラリーの整備によるシビックプライド醸成
--	--

出典：年度報告書

等々力緑地への現場往査の際に、「Uvance とどろきスタジアム by Fujitsu ギャラリー」（等々力緑地の監査結果の項において、以下「ギャラリー」という。）の整備状況を視察したところ、次のような状況であった。

ア. ギャラリーの観覧機会の制約について

等々力陸上競技場のメインスタンド 2 階に、等々力緑地内の各施設に縁のある様々な展示品が飾られるギャラリーがある。ギャラリーには川崎フロンターレの 7 度の優勝を写したタペストリーや記念シャツ、川崎ブレイブサンダース、富士通レッドウェーブ、NEC レッドドロケッツ川崎、富士通フロンティアーズ等、かわさきスポーツパートナーの貴重なユニフォームやサイン色紙、アメリカンフットボール W 杯 2007 の資料やトロフィーその他等々力緑地内の各施設に縁のある記念品が飾られている。

【現場往査時におけるギャラリーの写真】



出典：監査人撮影

当該競技場内には、ギャラリーのための専用スペースとして計画的に用意された場所はないため、指定管理者が展示可能な場所を探した結果、メインスタンド2階廊下にギャラリーを設置することとなった。しかし、この場所は、通常は一般市民が自由に立ち入ることができる場所ではなく、ギャラリーを観覧するためには、スタジアムツアーに参加する必要があることから、市民によるギャラリー観覧機会は非常に限られたものとなっている。

この点、指定管理者はギャラリーを案内するツアーの設定回数を増やし、アクセス性を高めてゆくことにより、市民のギャラリー観覧機会を増やすことを検討したいと考えているとのことである。

しかし、スタジアムツアーは参加人数が各回20名程度と限られており、さらに参加費は有料となっている。有料のスタジアムツアーは、年間に数回実施されているものの、参加者は限られていることから、スタジアムツアーの回数を増加させたとしても一般市民に対して十分に開かれているとは言えない状況にある。

このため、ギャラリーは、一般市民が自由に立ち入ることができず、限られた時期に限られた人しか入れないことから、広く一般市民の目に触れる機会を欠いており、指定管理者が社会的価値向上の取組として報告しているような「シビックプライド醸成」の効果は、現状においては十分であるとは言い難く、改善の余地がある。

また、シビックプライド醸成の観点からは、ギャラリーを観覧した市民が展示品の内容を理解し、その背景にあるストーリーに共感できるような工夫が求められるところ、現在の展示品の展示方法については、ただ所狭しと並べられた印象であり、展示品についての説明のための掲示も特にないことから、展示のあり方については工夫の余地が認められる。

イ. ギャラリーにおける展示品の管理について

指定管理者によると、ギャラリーの展示物については、川崎市所有の物品のほか、株式会社川崎フロンターレから貸与されたものや職員個人から貸与されたものもあるとのことである。指定管理者において現在、展示品のリスト化作業を進めている状況とのことであったが、現場往査時においては、全ての展示品について所有者や評価額を確かめることができない状況であった。

展示が終了した際に、所有者に対して適切に返却する必要があることから、所有者の特定は必須である。また、川崎市所有の展示品については、金額によっては、備品（又は重要備品）として認識し、川崎市の備品整理簿に登載する必要があることから、必要に応じて専門業者による鑑定評価を実施する等により価格を特定する必要がある。

【結果①（意見）：富士見・等々力再編整備室】

ギャラリーの展示については、シビックプライドの醸成という趣旨を達成するために、展示品の展示場所や展示方法を再検討することを指定管理者に指導するよう要望する。

【結果②（意見）：富士見・等々力再編整備室】

ギャラリーに保管している展示品について、所有者を明確にした上で、特に川崎市所有の展示品については備品（又は重要備品）として備品整理簿に登載し、適切に管理することを要望する。

6. 生田緑地の監査結果について

(1) 概 要

① 施設の概要について

ア. 生田緑地の概要について

生田緑地は、多摩区と宮前区にまたがる多摩丘陵の一角に位置し、標高 84m の枡形山をはじめとした起伏に富んだ地形が特色となっている。昭和 16 年に面積約 165.5ha が都市計画決定され、昭和 18 年から用地買収を始め、昭和 39 年度から公園施設の整備を進めている。

現在は面積約 179.7ha が都市計画決定され、その内約 117.4 ha を市民に供用し、多摩丘陵の自然と、歴史的な遺跡等が残される市民の貴重な財産となっている。

生田緑地には本来の植生（自然植生）であるシラカシ林等もわずかに残っているが、人々の生活に関わってきた里山としてクヌギ・コナラの二次林が多く分布しており、生物の宝庫となっている。そのほかメタセコイア等の多様な公園樹も植えられ、魅力ある景観を形成している。また、縄文早期の土器や生田長者穴横穴古墳群のある地としても知られ、さらに鎌倉時代に重臣として活躍した稻毛三郎重成が築いたと伝えられる枡形城跡もあり、歴史のおもかげを随所にとどめている。

このような地形や自然環境等を活かし、360 度の素晴らしい風景を一望できる展望台のある枡形山広場を始め、中央広場、しょうぶ園、梅園、野鳥の森、丘陵を巡る自然探勝路、水生植物が鑑賞できる「水生植物観賞池」等を配し、また、ボランティアの協力を得て、春・秋の年 2 回ばら苑を開苑しており、利用者は豊かな自然を満喫しながら憩うことができる。

そのほか、自然の地形を生かした川崎国際生田緑地ゴルフ場や、藍染の体験ができる伝統工芸館、日本の各地の代表的な古民家等を集めた「日本民家園」、プラネタリウムのある科学館「青少年科学館（かわさき宙〔そら〕と緑の科学館）」、岡本太郎美術館、藤子・F・不二雄ミュージアム等、さまざまな文化施設が備わっており、自然と個性的な施設が織りなす他に類をみない総合公園として、子どもから高齢者まで多くの市民に親しまれている。

さらに、平成 15 年から市民参加のもと、「生田緑地整備構想」、「生田緑地整備基本計画」、「生田緑地管理計画」を策定しており、周辺の宅地化等による自然環境の保全の高まりや、生田緑地を取り巻く状況の変化や背景を踏まえ、誰もが共有できる生田緑地の将来像を示す構想として平成 22 年度に「生田緑地ビジョン」を策定した。平成 25 年 3 月から、生田緑地ビジョンに示す「協働のプラットフォーム」として、生田緑地に係わる多様な主体が管理運営に参加する「生田緑地マネジメン

ト会議」を設置している。

- 公園種別：総合公園
- 所在地：多摩区枡形6丁目、7丁目他、宮前区初山1丁目他
- 交通案内：小田急線向ヶ丘遊園駅南口から徒歩約13分（東口）又は北口からバス専修大学前行き終点下車徒歩約5分（西口）

イ. 生田緑地のパークマネジメント

生田緑地では、「生田緑地ビジョン」に基づき、平成25年度から、緑地と緑地内に立地する岡本太郎美術館、日本民家園及び青少年科学館を横断的に管理運営する指定管理者制度を導入するとともに、多様な主体による公園運営に向けた協働のプラットフォームの構築により、総合的なマネジメント体制による管理運営を行っている。

指定管理者制度を活用した管理運営については、民間の発想による新たな取組と専門的なノウハウを活用し、施設間の連携強化と管理運営の効率化を図り、生田緑地全体の魅力向上に向けた取組を進めている。具体的には、周辺地域等と連携したイベントや、ホームページやSNSを活用した緑地及び3施設の一体的なPR、複数施設利用割引の実施による回遊性の促進、多彩な自主事業の実施、樹木管理等で発生する木材を活用した資源循環の取組等を行っている。

また、協働のプラットフォームである生田緑地マネジメント会議では、市民団体、町内会・商店街等の地域団体、大学、行政及び指定管理者が、一堂に会してお互いの特性を活かしながら生田緑地の課題解決や、生田緑地の魅力発信等に取り組んでいる。

川崎市では、今後も、指定管理者による横断的管理とマネジメント会議による運営の連携により、自然の保全と利用の調整を図りながら、生田緑地ビジョンの実現に向けた取組を進めていくとしている。

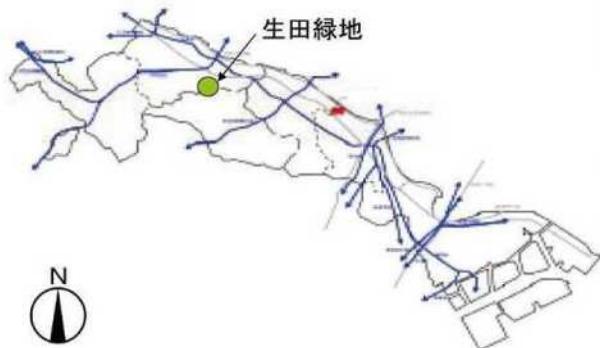
生田緑地の主な施設

(令和6年3月31日現在)

施設名	内容	面積約(m ²)
伝統工芸館	鉄筋及び木造2階建 延202.8m ² 藍染体験施設	2,200
かおりの園	キンモクセイ等26種、点字ブロック、点字説明版、園路	1,550
中央広場	休憩所、池、噴水、客車、トイレ等	17,760
県の木見本園	都道府県の木	4,830
市民の花園	ツバキ、サクラ、ツツジ等、パーゴラ、トイレ	17,280
梅園	道知辺、紅千鳥等	2,500
奥の池・水辺林	奥の池(840m ²)、メタセコイア林、流れ、石張舗装、慰靈碑(昭和46年11月実験事故)	5,000
谷間の流れ・しようぶ園	四阿、流れ、石張舗装、しょうぶ池(785m ² ・ハナショウブ2,800株)木橋他	5,740
自然探勝路	木道等延長約2.5km、広場、四阿	31,500
ホタルの里	木道等延長約240m、流れ、ハンノキ林等	17,200
周遊散策路(初山)	木道等延長約900m	1,200
野鳥の森	観察小屋、餌食木、野鳥の池等	30,000
舟形山広場	展望台、遊具、城址碑、かがやけ杉の子碑、トイレ等	7,420
グリーンアドベンチャー	約1.5km 40間(樹木の名前あてクイズ)	
水生植物観賞池	水生植物(コウホネ他12種)、木道等延長240m	
おもい出のうたのこみち	石張舗装、歌碑、四阿、初山芝生広場、パーゴラ	12,038
駐車場	東口163台(内身障者用4台)、西口52台(内身障者用2台)、生田緑地大型バス駐車場4台、トイレ、ゴルフ場前218台(内身障者用2台)	16,135
幹線園路	東口 西口間延長 930m、幅員4~6m	7,870
西口園路	芝生広場、岡本太郎美術館～ゴルフ場クラブハウス間、園路延長約330m	20,000
生田緑地整備事務所	鉄筋C造2階建 建築面積251.3m ² 延398.5m ²	1,390
川崎市立日本民家園	神奈川の村、信越の村等5コーナー25棟、そば処	32,380
かわさき宙(そら)と緑の科学館(川崎市青少年科学館)	鉄筋C造3階建、延3,074.66m ² 、プラネタリウム、展示室、学習室、実験室、カフェ、ショップ、D51型蒸気機関車	3,927
川崎市岡本太郎美術館	常設展示室、企画展示室、鉄筋C造地上1階地下1階建、延4,993.8m ² 、母の塔、カフェ、ショップ	9,468
川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム	鉄筋C造地上3階建、延3,600m ² 、展示室、映像展示室、漫画ライブラリ、屋外広場、カフェ、ショップ	5,483
ばら苑	533種、4,700株	12,000
自然林等	クヌギ、コナラ等(一部民有林、農耕地含む)	440,554
西口展望広場	展望デッキ、枯山水、芝生広場等(旧クラブハウス跡地)	2,500
川崎国際生田緑地ゴルフ場	18ホール、6,500ヤード、クラブハウス等	586,887
東口ビジターセンター	1階鉄筋C造、2階木造 延399.28m ² 、総合案内窓口等	
西口サテライト	1階建(木造 29.81m ²)、案内窓口等	(駐車場に含む)
初中山	芝生広場、園路、せせらぎ、里山農体験畠等	14,100

出典：市所管課提出資料及び生田緑地公式ホームページに基づき監査人作成

【生田緑地(3館、ばら苑及び川崎国際生田緑地ゴルフ場を含む)の位置及び概要図】

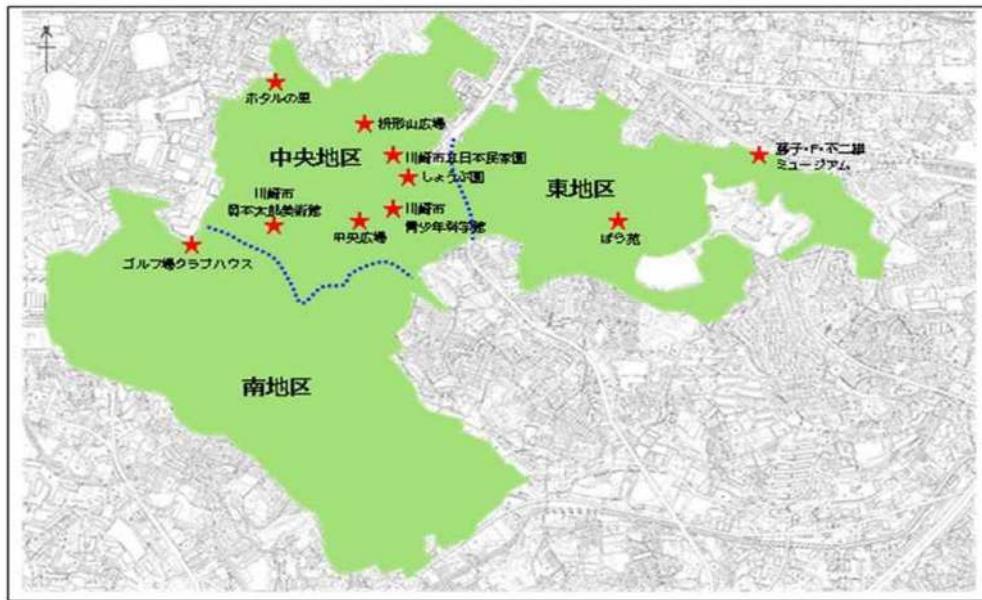


【川崎市における生田緑地の位置】



【生田緑地の位置】

区域の概要	
生田緑地は概ね次の区域に分けられます。	
① 中央地区	多摩区桙形6・7丁目、東生田2・4丁目（中央広場、桙形山広場、ホタルの里、しょうぶ園、自然探勝路、川崎市立日本民家園、川崎市青少年科学館、川崎市岡本太郎美術館など）
② 南地区	多摩区桙形7丁目、東三田2・3丁目、宮前区初山1丁目（ゴルフ場とその周辺区域）、菅生1丁目
③ 東地区	多摩区東生田1・2・3丁目、宿河原2丁目、長尾2・3丁目（ばら苑、向ヶ丘遊園跡地、川崎市 藤子・F・不二雄ミュージアムなど）



出典：市所管課提出資料及び生田緑地公式ホームページに基づき監査人作成

② 公の施設と指定管理者の基本情報

監査対象となる公の施設は、生田緑地並びに生田緑地内に立地する岡本太郎美術館、日本民家園及び青少年科学館（以下「3館」という。）のうち、建設緑政局緑政部の所管である生田緑地である。

川崎市では、生田緑地の豊かな自然環境と個性的な施設等の資源を活かした価値と魅力の向上を目指し、めざすべき将来像を示す基本構想として、平成23年3月に「生田緑地ビジョン」を策定している。「生田緑地ビジョン」では、「豊かな自然・文化・人・まちが共に息づき緑がつなげる持続可能な生田緑地の実現」を基本理念とし、この基本理念を実現するために、「自然を守り、育む」、「施設の魅力を高める」、「効果的・効率的に管理・運営する」、「多様な主体の輪を広げる」、「周辺と協力しあう」、「魅力を発信する」という6つの基本方針が定められている。

川崎市及び川崎市教育委員会は、「生田緑地ビジョン」の基本方針「効果的・効率的に管理・運営する」に掲げる「施設の魅力を最大限に發揮するための横断的管理運営体制の確立」に向けて、生田緑地及び3館について、同一の事業主体により横断的に管理するため、平成25年度から指定管理者制度を導入している。

指定管理者は「生田緑地ビジョン」の趣旨並びに生田緑地及び3館の設置目的等をよく理解し、民間の技術力、経営的能力の活用等により、施設間の連携強化と管理運営の効率化を図るとともに、さまざまな主体が参加する生田緑地マネジメント会議との連携により、貴重な自然環境を保全・活用しながら、生田緑地全体の魅力向上を図り、施設運営を行うものとされている。

以上から、指定管理者の所管課は建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所、市民文化局市民文化振興室川崎市岡本太郎美術館並びに教育委員会事務局川崎市立日本民家園及び川崎市青少年科学館となっているが、特定の事件の選定趣旨から、建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所の直接的な所管事務である「生田緑地」を監査対象とした検討を行った。したがって、本項においては、特別な断りがない限り、指定管理者の業務のうち「3館」を除いた生田緑地に関して記述されていることに留意されたい。

【指定管理の状況】

区分	指定期間	指定管理者
第1期	平成25年4月1日 から 平成30年3月31 日まで	生田緑地運営共同事業体 代表者 三井物産フォーサイト株式会社 構成員 日本コンベンションサービス株式会社 株式会社富士植木 三井共同建設コンサルタント株式会社
第2期	平成30年4月1日 から 令和5年3月31日 まで	生田緑地共同事業体 代表者 株式会社日比谷花壇 構成員 株式会社日比谷アメニス 東急プロパティマネジメント株式会社
第3期	令和5年4月1日 から 令和10年3月31 日まで	生田緑地共同事業体 代表者 株式会社日比谷花壇 構成員 株式会社日比谷アメニス 東急プロパティマネジメント株式会社

※第1期において、平成27年10月1日に名称変更があり、平成27年9月30日まで三井物産フォーサイト株式会社は三井物産ファシリティーズ株式会社

※第2期において、令和3年4月1日に名称変更があり、令和3年3月31日まで生田緑地共同事業体は生田緑地日比谷花壇・日比谷アメニス・東急ファシリティサービス共同事業体、東急プロパティマネジメント株式会社は東急ファシリティサービス株式会社

出典：川崎市ホームページに基づき監査人作成

監査対象期間である令和6年度（第3期中）における本施設の指定管理者は「生田緑地共同事業体」であり、代表者の株式会社日比谷花壇及び構成員の株式会社日比谷アメニス及び東急プロパティマネジメント株式会社の3社からなる。なお、現在の指定管理者は、第2期（平成30年4月1日から始まる指定期間）から本施設の指定管理者を継続している。

ア. 公の施設の基本情報について

(ア) 生田緑地

都市計画	緑地（昭和 16 年都市計画決定）
所在地	多摩区枡形 6、7 丁目他、宮前区初山 1 丁目他
面積	都市計画決定面積 179.7ha 供用面積 117.4ha（令和 4 年 4 月現在）
年間入場者数	平成 30 年度 807,581 人 令和元年度 751,231 人 令和 2 年度 801,859 人 令和 3 年度 814,561 人 令和 4 年度 750,211 人 令和 5 年度 757,193 人 令和 6 年度 790,541 人
管理対象範囲	管理対象面積 約 54.2ha ※川崎国際生田緑地ゴルフ場、川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム、ばら苑等は管理対象範囲に含まない。
公園種別	総合公園
主要施設	東口ビジターセンター（地上 2 階 延床面積：399.3 m ² ） 西口サテライト（地上 1 階 延床面積：29.8 m ² ） 生田緑地整備事務所（地上 2 階 延床面積：403.3 m ² ） 東口駐車場（総面積：3,413.4 m ² 収容台数：普通 161 台・大型 7 台） 西口駐車場（総面積：1,537.5 m ² 収容台数：普通 52 台） 大型バス駐車場（総面積：1,300 m ² 収容台数：大型 4 台） 枡形山展望台、中央広場、しょうぶ園、かおりの園、野鳥の森、梅林、奥の池、ホタルの里、つつじ山、西口広場、初山広場、客車他

※ 令和 4 年 4 月 1 日現在における東口ビジターセンター、西口サテライト及び生田緑地整備事務所の業務内容は次のとおり。

東口ビジターセンター…指定管理業務の統括、生田緑地全体の案内・広報等業務、生田緑地マネジメント会議の事務局に関する業務、駐車場全般に関する業務

西口サテライト…生田緑地全体に関する案内等業務、西口駐車場に関する業務

生田緑地整備事務所…緑地（公園施設・植栽・植生）の維持管理、生田緑地マネジメント会議及び自然環境保全管理会議の事務局に関する業務、市民団体等との協働に関する業務

(イ) 川崎市岡本太郎美術館（参考情報）

所在地	多摩区桙形 7-1-5
面積	敷地面積：9,468.0 m ² 、延床面積：4,993.8 m ²
年間入場者数	平成 30 年度 77,962 人 令和元年度 69,137 人 令和 2 年度 59,049 人 令和 3 年度 81,944 人 令和 4 年度 60,884 人 令和 5 年度 109,518 人 令和 6 年度 94,594 人
設置目的	川崎市岡本太郎美術館は、市民の芸術文化の発展に寄与することを目的に次の活動を行う。 <ul style="list-style-type: none">・川崎市ゆかりの芸術家岡本太郎を中心とする作品及び資料を保存・収集し、川崎市の財産として良好な状態で次世代に伝える。・学校教育等と連携し、地域に根ざした活動を行う。・岡本太郎に関連する展覧会・普及活動を通して、国内外に広く情報発信を行う。
主要施設	常設展示室、企画展示室、ガイダンスホール、カフェテリア、ミュージアムショップ、ギャラリー、情報ブース、創作アトリエ、母の塔
主な事業	<ul style="list-style-type: none">・展示：常設展(年 4 回の開催)、企画展(年 4 回の開催)・教育普及活動：学校等団体見学、ギャラリートーク、講演会、職業体験、各種教育普及イベント等・調査・研究：岡本太郎、一平、かの子の作品、日本の近現代美術及び関連作家の調査・研究等・収集・保存：岡本太郎、一平、かの子、関連作家の作品の収集、保存管理等

※ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和 2 年 4 月 11 日から 5 月 31 日まで休館

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

(ウ) 川崎市立日本民家園（参考情報）

所在地	多摩区桙形 7-1-1
面積	敷地面積：32,387 m ² 、延床面積：本館 767.81 m ² 、伝統工芸館 202.8 m ² 、文化財建造物 4,212.4 m ²
年間入場者数	平成 30 年度 111,841 人 令和元年度 96,237 人 令和 2 年度 68,267 人 令和 3 年度 101,664 人 令和 4 年度 101,125 人 令和 5 年度 115,373 人 令和 6 年度 116,258 人
設置目的	日本民家園は、市民の文化・学術・教育の向上に寄与するため、次のことを行う。 <ul style="list-style-type: none">・主に江戸時代の古民家を移築復原し、良好な状態で後世に伝える。・古民家・伝統的生活文化にかかる資料を調査収集し、展示・普及活動を行う。・日本を代表する民家博物館として、国内外に情報を発信する。・生涯学習やくつろぎの場として、地域に親しまれ必要とされる博物館をめざす。

主要施設	本館（展示室、事務室）、水車小屋・歌舞伎舞台・古民家等25件の文化財建造物、伝統工芸館
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・展示：常設展示（古民家、本館）、企画展示、年中行事展示 ・教育普及活動：体験講座、ガイド・解説、各種催事（民俗芸能公演、夜間公開、学校向け体験学習、ボランティア支援等） ・調査研究：民家と暮らし調査等 ・資料整理・保存：収蔵資料の整理、保存等

※ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和2年4月11日から5月31日まで休館

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

（エ）川崎市青少年科学館（通称：かわさき宙（そら）と緑の科学館）（参考情報）

所在地	多摩区桙形7-1-2
面積	敷地面積：3,854.4 m ² 、延床面積：3,116.65 m ²
年間入場者数	平成30年度 271,761人 令和元年度 251,346人 令和2年度 178,245人 令和3年度 253,177人 令和4年度 249,649人 令和5年度 238,240人 令和6年度 245,195人
設置目的	川崎市青少年科学館は、社会教育法及び博物館法の精神に基づき、その健全な発達を図り、もって青少年の科学知識の普及啓発及び科学教育の振興に寄与することを目的とする。
主要施設	研究管理棟 事務室、収蔵庫、図書室、調査研究室 他 自然学習棟 プラネタリウム、展示室、ミュージアムショップ、カフェテリア、学習室、実験室、アストロテラス 他 屋外展示物 D51蒸気機関車
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・展示：常設展示、特別展示、プラネタリウム投影 ・教育普及活動：講座、講演会、自然・天文観察会、科学実験教室、ワークショップ等 ・調査研究：自然環境調査、市域の生物調査、太陽黒点観測等 ・資料収集・保存：自然・天文・科学に関する資料の収集・保存管理

※ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和2年4月11日から5月31日まで休館

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

イ. 指定管理者の基本情報について

区分	内 容
指定管理者名	生田緑地共同事業体
主たる事業所の所在地（代表団体）	東京都千代田区内幸町1-1-1（株式会社日比谷花壇）
指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間） ただし、管理を継続することが適当でないと川崎市及び川崎市教育委員会が認める場合には、指定を取り消すこ

	とがある。
選定方法	公募
管理運営費の財源	主に指定管理料

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

③ 指定管理業務の概要について

指定管理業務の概要は次のとおりである（3館に関する業務を含む。）。

ア. 維持管理業務

- (ア) 建物・設備等管理業務
- (イ) 公園施設管理業務
- (ウ) 植栽・植生管理業務
- (エ) 清掃業務
- (オ) 警備業務

イ. 運営業務

- (ア) 施設利用に関する業務
- (イ) 入館・入園に関する業務
- (ウ) 広報・利用促進に関する業務
- (エ) 協働に関する業務
- (オ) 伝統工芸館運営業務
- (カ) 駐車場運営業務
- (キ) 物品販売業務
- (ク) 統計・調査等業務

ウ. その他業務

- (ア) 事業計画・報告等業務
- (イ) 非常時・災害時対応等業務

④ 指定管理業務に係る収支の状況について

指定管理者の第3期（令和5年度から令和6年度まで）の指定管理業務に係る収支の状況は次のとおりである。

ア. 生田緑地全体（3館及び緑地管理）

（ア）維持管理運営業務（本来業務）

【指定管理業務に係る収支の推移】 (単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
収入	557,358	566,349
指定管理料	489,000	489,000
利用料金収入（駐車場）	49,024	53,472
その他収入（売店等）	14,074	20,722
雑収入（協賛金等）	5,259	3,155
支出	568,336	562,351
管理運営経費等	568,336	562,351
収支差額	▲10,978	3,998

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

（イ）自主事業

【指定管理業務に係る収支の推移】 (単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
自主事業収入	16,075	15,755
自主事業支出	3,691	2,240
収支差額	12,384	13,515

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

イ. 生田緑地のみ（3館除く）

（ア）維持管理運営業務（本来業務）

【指定管理業務に係る収支の推移】 (単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
収入	178,991	183,207
指定管理料	128,225	128,225
利用料金収入（駐車場）	49,024	53,472
その他収入（売店等）	991	1,090
雑収入（協賛金等）	750	420
支出	180,379	167,369
管理運営経費等	180,379	167,369
収支差額	▲1,388	15,838

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

（イ）自主事業

【指定管理業務に係る収支の推移】 (単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
自主事業収入	12,084	12,108
自主事業支出	2,090	509
収支差額	9,994	11,599

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

（2）手 続

指定管理者協定書（基本及び年度）等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて生田緑地への現場往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

（3）結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 生田緑地内に残置された不明設備の取扱いについて（指摘：1件、意見：1件）

【現状・問題点】

現場往査において、生田緑地内西口トイレ（防犯カメラ）横に使途が不明な設備を確認したため、市所管課職員に質問したところ「過去在籍していたスタッフや職員に確認したところ、以前使用していた人数カウンターで、PCを接続してデータを定期的に抽出していたことに関連する設備。」との回答であった。

現指定管理者は新しいカウントシステムを使用していることから、従来のカウントシステム（前任指定管理者以前で設置使用されていたもの）に関連する備品と推測した場合、本設備の物理的廃棄（ソフトウェア消去やハードセンサー等の除却）及び「備品台帳」上で除却処理が終了しているか否かが問題となる。

川崎市として当該設備の補修工事を実施したことが判明しているが、「生田緑地整備事務所として財産台帳上登載されておらず、処理手続を含め、どのように財産管理が行われてきたのか不明」とのことであった。

【不明設備の状況】



出典：監査人撮影

本件のような生田緑地内に残置された用途不明及び管理者不在の物品が存在していることは、指定管理者及び市所管課において、現物確認や備品台帳との整合性確認など必要な物品管理への配慮や手続が行われなかつたことが原因であり、物品会計規則第44条（備品の使用状況の把握）に違反している。監査人が現地で確認し調査を依頼しなければ、指定管理者や市所管課においても取扱いが不明な状態が今後も継続する可能性があった。

【結果①（指摘）：生田緑地整備事務所】

生田緑地内の西口トイレ（防犯カメラ）付近の旧カウントシステムの一部備品と推測される設備については、取得及び設置以降の管理状態について詳細調査の上、備品整理簿への登載の要否を検討されたい。

【結果②（意見）：生田緑地整備事務所】

生田緑地内に所在する備品等については、指定管理者とも定期的に財産の現況を調査し帳簿記録と照合することを要望する。

② 売店の設置許可について（指摘：1件、意見：1件）

【現状・問題点】

指定管理者が仕様書で自主事業として認められている、東口ビジターセンター等における売店の設置について、令和6年度以降の状況を確認したところ、公園施設設置許可の内容と現場の実態との間に相違が生じていることが判明した。

指定管理者は、指定管理期間である令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、売店2か所（東口ビジターセンター1階の専有面積2.0m²及び西口サテライトの専有面積1.0m²）について各年度3,600円の使用料を支払うことで設置許可を受けている。この許可に基づいて販売してきた通常の品目は、市所管課と指定管理者の協議を経て決定された緑地の維持管理等において発生する筈や薪等の副産物や生田緑地の四季折々の風景写真が紹介されたポストカード等である。

【売店の店内陳列の状況】



出典：監査人撮影

しかし、令和 6 年度以降において、実際には東口ビジターセンターの販売スペースの設置や物品販売は、令和 5 年 4 月 1 日申請時当初の設置場所とは異なる場所で行われており、また、従来扱っていた以上に販売品目が拡充されている状況を鑑みると、設置面積全体として許可を受けている面積である 2.0 m²を超えている可能性がある。一方で、西口サテライトにおいては、売店の設置許可を受けているものの、令和 6 年度において商品を陳列し販売することはなかった。

【販売品目が拡充されている状況】

ア. 令和 6 年度事業報告書特記事項で説明されている新たな「生田緑地のお土産品」

東口ビジターセンター物販の商品展開の例

①生田緑地ポストカードのセット商品

① 生田緑地ポストカードのセット商品

これまで単品で販売していた生田緑地ポストカードの販売手法を参考し、新たにセット販売を開始しました。人気の高いメタセコイアのポストカード 3 枚と、メタセコイアの枝加工した「カード立て」をセットにした、「メタセコイアセット」は、お土産品として人気を集めました。



②発生材を有効活用した新商品

② 発生材を有効活用した新商品

◆「種製用サクラチップ」

伐採木の加工過程で作られたチップを活用して、「種製用サクラチップ」を販売しました。簡単に種製料作成ができ、またサクラの香りを楽しめるところから、衛材とともにキャンプ目的で購入されるお客様が多く、完売後も再販を求めるお声をいただくほどの人気でした。

◆「生田緑地オリジナルリース」

葛のツルをリースの土台に使用し、松ぼっくりやヒマヤヌギの実とセットにして、ご家庭でリース制作を楽しんでいただけるような形で販売しました。



③「生田緑地オリジナルタオル」

③ 「生田緑地オリジナルタオル」の販売

9 月開催のお見学会に伴い、新たなオリジナルグッズを各館とともに考案し、「生田緑地オリジナルタオル」を制作・販売しました。デザインは科学館スタッフが担当し、タヌキやルリビタキのキャラクターを使用した可愛らしいデザインで、色は緑地らしく緑のグラデーションにしました。イベント終了後も継続して東口ビジターセンターで販売し、お客様のみならず園係者にも大変好評で、制作した 48 枚は完売しました。



④「ばらサイダー」

④ 「ばらサイダー」の販売

川崎市市制 100 周年記念事業で制作された「ばらサイダー」を東口ビジターセンターで販売しました。窓口横の位置が高い位置に配置したところ好評な売れ行きで、緑化フェア秋・幕張催わせて累計 236 本販売、緑化フェアの盛り上がりにも貢献することができました。



出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

イ. 現場往査時の東口ビジターセンターに設置された販売スペース



出典：監査人撮影

このような商品販売スペースの設置許可申請と設置実態の相違は、指定管理者が指定管理開始以降の自主事業について 5 年間の長期見通しによって許可申請を行ったにもかかわらず、実際の自主事業は隨時協議しながら行われ、販売品目や販売方法（設置場所を含む。）が隨時変更されたことを原因としている。また、指定管理者が販売スペース変更の都度、許可を受けた事項を変更する許可申請を適時に行う認識に乏しかったことが考えられる。

以上から、都市公園法第 5 条第 1 項に基づき既に行われた公園施設設置許可に対して、設置された実態とかい離が生じた部分については、指定管理者は、都市公園条例第 9 条第 1 項第 3 号に基づく変更申請書を川崎市に提出した上で、許可使用料の追加納付又は返納を受ける必要がある。また、市所管課は、指定管理者における売店の運営状況を隨時モニタリングし、状況に変化があれば、変更許可申請の必要性を検討の上、必要に応じて申請書を提出するよう指導する必要がある。

【結 果①（指摘）：生田緑地整備事務所】

都市公園法第 5 条 1 項に基づき既に行われた指定管理期間当初の売店の設置許可に対して、令和 5 年度以降に指定管理者により設置された売店の実態とかい離が生じた部分の調査を行い、都市公園条例第 9 条第 1 項第 3 号に基づく変更申請書の提出を指定管理者に求められたい。また、使用料の追加納付又は返納が必要であれば適切に対処されたい。

【結 果②（意見）：生田緑地整備事務所】

指定管理者による売店の運営状況を隨時モニタリングし、状況に変化があった場合には、必要に応じて、適時に都市公園条例第 9 条第 1 項第 3 号に基づく変更申請

書の提出を指導するよう要望する。

③ 東口駐車場の大型バス駐車スペースの取扱いについて（意見：3件）

【現状・問題点】

生田緑地は自動車でのアプローチが便利な総合公園であることから、3か所（東口、西口及び大型バス専用）の駐車場が設置されている。駐車場の運営全般は指定管理者の業務となっている。

指定管理者による駐車場運営業務の対象となる施設概要は次のとおりであり、指定管理者業務仕様書において、駐車場利用料金（大型バスを含む。）については指定管理者の収入とし、効果的・効率的に運営を行うこととされている。なお、令和6年度においては、生田緑地駐車場全体の運営は指定管理者からタイムズ24株式会社に再委託されており、大型バス駐車場(a)及び(c)は再委託先の予約システム（インターネット受付）での予約後に利用が可能である。

【駐車場運営業務における主要施設】

主要施設	総面積	収容台数	備考
東口駐車場(A) (大型バス駐車スペース(a)を含む。)	3,413.4 m ²	普通 161台 ・大型 7台	大型バス駐車スペースは平日のみ完全予約制
西口駐車場(B)	1,537.5 m ²	普通 52台	バスは駐車できない
大型バス駐車場(c)	1,300 m ²	大型 4台	浄水場通り（多摩区枡形7-1） 生田緑地入口まで徒歩約20分 完全予約制

注：主要施設の記号 (A) (a) (B) (C) は本項の説明に用いる。

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

ここで、生田緑地の駐車場の運営業務に係る監査手続の結果として、次のとおり、問題点が発見された。

ア. 仕様書及び再委託契約書の記載と実態との間の不整合について

指定管理者業務仕様書において、「2 対象施設の概要（1）生田緑地 主要施設 東口駐車場（総面積：3,413.4 m² 収容台数：普通 161台・大型 7台）」（下線は監査人）とされているところ、指定管理者と再委託業者間の「駐車場運営管理委託契約書」（以下「再委託契約書」という。）に記載の対象駐車台数は、生田緑地東

口駐車場については140台とされ、普通や大型の車種別台数別の明示はなかった。

ここで、仕様書に記載がある収容台数（161台）の内訳は、図面と実際の区画によれば、次に示す表のとおりであり、仕様書の161台には、当初から大型7台(a)が含まれていなかった。市所管課によると、実態としては161台のうち、車種別等を普通や思いやりスペースに限定しない18台相当について、平日大型用として使用していたとのことである。

しかし、仕様書の記載からはこのような実態を正しく読み取ることは困難であることから、仕様書の記載を実態に整合するように修正する必要があると考える。

【仕様書上の東口駐車場の図面及び区画状況】

場所	車種別等	台数	備考
1階	普通	68	
1階	－	18	平日大型用
1階	思いやりスペース	4	
2階	普通	71	
		161	合計

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

また、指定管理者業務仕様書に記載された東口駐車場の車種毎の台数の相違、すなわち再委託契約書での書面合意の140台を上回る普通車21台分（大型7台相当分と考えられる。以下「差分」という。）については、市所管課の調査結果によれば、「第2期指定管理者からそうなっており、指定管理者が直接管理しているのではなく、再委託業者が管理対象としている。大型駐車スペース7台分については土日祝日には普通車換算では各3台駐車可能として最大21台分として普通車に開放することがある。」とのことであった。また、市所管課によると、再委託業者から指定管理者に支払われる駐車場の固定収益金の計算については、第3期指定管理者公募時に開示した、平成30年度～令和3年度における大型駐車スペースを含む東口駐車場の駐車料金収入の実績等を踏まえ算出しているものであることから、21台の「差分」相当だけ不当に低く固定収益金が計算されているという事実はないとのことである。

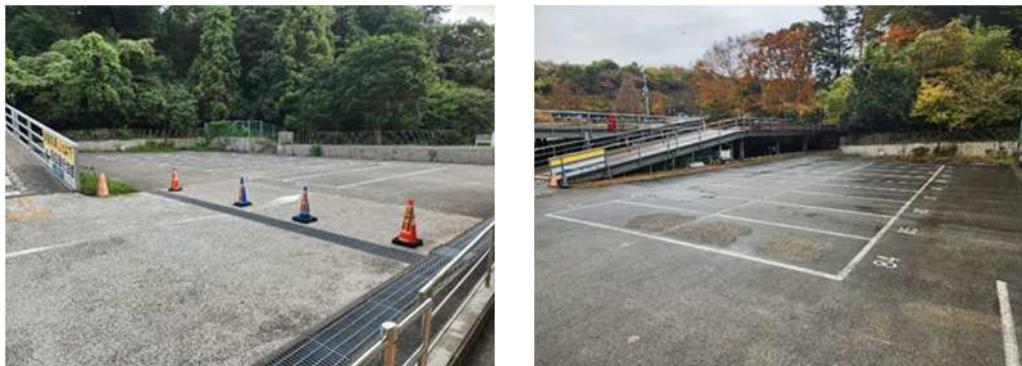
しかし、現在の再委託契約書上は、東口駐車場については140台という記載しかないため、140台の駐車スペースの利用を前提とした固定収益金の取決めとなっているような外観となっていることは否めない。そのため、21台の「差分」だけ少なく計算された固定収益金の額が指定管理者に支払われ、ひいては、差分の利用料金相当が指定管理者から再委託業者に不当に移転しているのではないかとの疑念を惹起するおそれがある。

したがって、市所管課と指定管理者及び再委託業者の間における管理対象としての車種台数の認識については、書面上も整合させる必要があり、現状の仕様書と再委託契約書の間の台数の不整合は速やかに解消する必要があると考える。

イ. 東口駐車場バス駐車スペースを土日祝日に大型バスに利用させないことについて

東口駐車場バス駐車スペースは、「生田緑地運営業務基準詳細」「5 駐車場運営業務基準詳細（7）大型バス予約対応」において、「東口駐車場について実施している大型バスの予約受付（現在は東口駐車場については平日のみ大型バスの利用が可能）を行うこと。」（下線部は監査人）とされており、大型バスの利用を平日に限定している。そこで、大型バスの利用を平日に限定している理由について市所管課に確認したところ、「土日祝祭日には、多くの方が自家用車で来場することから、周辺道路や駐車場内車両動線の混雑緩和（駐車場利用者の安全確保を含む。）などが目的となっている。」とのことであった。

【東口駐車場の大型バス駐車スペースの概況】



出典：監査人撮影

確かに、混雑緩和等のために、土日祝日により多くの自家用車の駐車スペースを確保することの必要性については理解できる。しかし、生田緑地東口駐車場では大型バスにつき完全予約制を採用しているのであるから、土日祝日についても、まずは大型バスの事前予約を受け付けた上で、前日までに予約が入らなかったスペースについて、その有効利用の観点から、普通自動車の駐車等のために開放するといった対応で問題ないと考えられる。

また、普通自動車の来場者が一般に1名から6名程度の個人的利用である一方、大型バスの乗車可能人数が一般に20名から50名程度であるとすると、観光目的での旅行者ツアーやその他グループ利用での団体来場における来訪者数増加の効

率性、すなわち、駐車スペースの有効活用の観点では後者が勝る可能性がある。これらの効率性の検証なしに、大型バスの東口駐車場利用を事前に排除することは適当ではないと考える。

生田緑地においては、今後、大型バス利用者についての属性（例：出発地、課外授業や遠足、行楽、国内観光客、インバウンド来訪者を含めた団体旅行ツアー等バス利用での集団の来訪目的等）データを体系的に時系列で入手し、潜在的利用者への生田緑地の効果的な魅力発信につなげ、集団来訪者によるにぎわいの創出などを模索する余地がある。東口駐車場バス駐車スペースについては、土日祝日も大型バス利用の機会を担保することが大型バス利用の需要を喚起する上でも望ましいと考える。

【結果①（意見）：生田緑地整備事務所】

東口駐車場の大型バスを含む駐車スペースについて、仕様書の大型 7 台の記載を実態に整合するよう修正するよう要望する。また、指定管理者と再委託業者との契約書における管理対象台数の記載については仕様書との相違を解消するよう要望する。

【結果②（意見）：生田緑地整備事務所】

東口駐車場の大型バス駐車スペースについては、大型バスによる駐車場利用機会を担保するため、例えば警察による要請等特別の事情がない限り、土日祝日の事前予約を認めるなどを検討するよう要望する。

【結果③（意見）：生田緑地整備事務所】

生田緑地の大型バス駐車については、属性（例：出発地、課外授業や遠足、行楽、国内観光客、インバウンド来訪者を含めた団体旅行ツアー等バス利用での集団の来訪目的等）データが体系的に時系列で入手されていないので、例えば運転手や主催者へのアンケートなどによりそれらを入手・分析し、潜在的集団来訪者への生田緑地の魅力発信や将来の来訪者増加及びにぎわいの創出に向けた施策に役立てることを要望する。

④ 指定管理者従業員の執務状況について（意 見）

【現状・問題点】

指定管理者の従業員について、指定管理者において集計された令和 6 年度の残業時間上位 5 名の月次の実績時間を確認したところ、次のとおりであった。

【令和 6 年度の残業時間上位 5 名の月次の実績時間】

従業員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
A	39	44	48	41	37	48	61	65	52	46	38	59	578
B	43	49	62	43	40	43	42	68	39	39	39	67	574
C	33	73	67	45	32	43	46	46	35	34	37	55	546
D	31	42	38	40	29	34	55	59	33	34	35	52	482
E	24	21	23	28	24	29	36	40	38	33	26	46	368

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

市所管課によれば、指定管理者は労働基準法第 36 条第 1 項に定める「時間外労働休日労働に関する協定届」を提出済みとのことであるが、同条第 2 項に定める 1 か月について 45 時間及び 1 年について 360 時間の基準を超過した状況（上表の下線太字）が認められた。

一部の従業員の残業時間の状況のみをもって、指定管理者全体の労務環境を推し量ることはできないが、当指定管理者のように管理範囲が比較的広範となり、管理対象施設が多岐にわたるような業務に対する労働の実態は市所管課からは把握しづらい。

例えば、「残業時間の集計データを客観的な分析対象」とし、指定管理のいかなる業務の担当者に労働負荷が集中しているかを定期的に把握し、業務の有効性を阻害しない程度の業務分散化や業務手法の効率化を図ることが可能か否かを協議の対象に含めることは、労働災害の減少につながり、指定管理期間中の業務の有効性、持続可能性へのリスクを低減させることにもつながると考える。

【結 果（意見）：生田緑地整備事務所】

指定管理者による指定管理期間中の業務の有効性、持続可能性へのリスクに対処するため、指定管理者の従業員の中で特に残業時間が多い従業員の業務実態について確認し、必要に応じて運営業務全般に対する組織体制のあり方について指定管理者と協議し、対応を指導するよう要望する。

⑤ グリーンアドベンチャーについて（意見：2件）

【現状・問題点】

生田緑地では、「生田緑地ビジョン」に基づく基本理念『豊かな自然・文化・人・まちが共に息づき緑がつなげる持続可能な生田緑地の実現』に向けて多様な主体との協働やさらなる魅力向上に向けた取組を推進しているが、その一つに「グリーンアドベンチャー」があり、指定管理者により運営されている。なお、グリーンアドベンチャーとは、生田緑地にある植物の特徴から名前を当てるゲームを通じて、緑地に親しんでもらうことを意図した、生田緑地内の散策を促すようなオリエンテーリング要素を有する企画であり、東口ビジターセンター等で誰でも無料で解答用紙を受け取り、参加することができる。

【グリーンアドベンチャー解答表（緑地内案内表示と解答用紙】



出典：監査人撮影

ここで、生田緑地への現場往査（令和7年9月18日）の際に、園内を視察したところ、グリーンアドベンチャーについて、次のような問題が発見された。

ア. 現行のグリーンアドベンチャーの状況について

西口サテライト周辺通路において「グリーンアドベンチャー解答表」の掲示板を確認したが、掲示板自体の経年劣化が認められる上に、全40問中、8問（初級：

番号 4、14、32 及び 38、中級：番号 11、25、30 及び 31) について「調整中」とされていた。市所管課に経緯を確認したところ、5 年程前に「調整中」の掲示を行ったものの、そのまま長く推移していることが判明した。

グリーンアドベンチャーの令和 6 年度の利用実績は次のとおりであるが、年間利用者数の合計は 313 人（件）にとどまる。生田緑地の年間来訪者数 790,541 人を分母とすれば、グリーンアドベンチャーの年間利用者（件）数の割合は、0.04% に過ぎない。

【令和 6 年度のグリーンアドベンチャーの年間利用状況】

(単位：人又は件数)

令和6年度	整備事務所	東口	西口	合計	
4月		7	12	1	20
5月		0	23	2	25
6月		1	15	1	17
7月		2	17	2	21
8月		3	24	1	28
9月		2	27	2	31
10月		5	24	2	31
11月		3	31	1	35
12月		1	39	0	40
1月		1	22	1	24
2月		0	14	0	14
3月		0	26	1	27
合計		25	274	14	313

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

また、生田緑地公式ホームページの検索窓に「グリーンアドベンチャー」と入力しても説明箇所にたどり着けず、外部から本企画の内容や魅力について事前に知ることが難しい状況であった。

現状は生田緑地来訪者からグリーンアドベンチャーの参加希望があれば応じる程度のいわば消極的な対応にとどまるといえ、業務運営に目立ったコストを要していないものの、参加を受け付けていながら案内板が経年劣化により色褪せ、設問全体の 2 割につき「調整中」が続く状況は、来訪者による参加意欲を喚起しない可能性があるほか、公園管理が行き届いていない印象を来訪者に与えかねないことから、川崎市への信頼性に悪影響を及ぼすおそれがある点で問題がある。

そこで、市所管課は、生田緑地への来訪者によるグリーンアドベンチャーへの参加を促し、もって生田緑地により親しんでもらうために、公式ホームページでグリーンアドベンチャーの魅力を訴求することが望ましい。また、次に記載するとおり、グリーンアドベンチャーのリニューアルに取り組んでいる状況であるこ

とから、例えば、現状の「調整中」の案内板について、リニューアルの方向性や新しい取組を実施している旨を併せて告知するなど、次回の来訪者へのグリーンアドベンチャーへの興味を喚起し、新企画への期待を持たせるような広報などの工夫を行うことが望ましい。

イ. グリーンアドベンチャーのリニューアル対応について

市所管課では、グリーンアドベンチャーのリニューアルに向けて、令和6年度において、スマーフォン等を活用する形での実証実験（委託「(仮称) 生田緑地ビジョンアクションプラン策定に向けた実証実験等支援業務委託」委託期間：令和6年10月10日～令和7年3月31日の一部検討）を実施した。

【実証実験中のグリーンアドベンチャーのチラシ】



出典：川崎市ホームページ

このような新しい技術を活用したグリーンアドベンチャーのリニューアルの取組は、利用実績が低迷する現状を開拓するための努力として評価できる。

しかし、実証実験期間（令和7年4月30日まで）が終了しているにもかかわらず、あたかも新しいグリーンアドベンチャーのクイズに参加できるような外観が現場往査時（令和7年9月18日）まで残置されており、監査人がスマートフォンで二次元コードを読み取って参加を試みた結果、エラーが生じて参加できない状況で

あつた。

市所管課によれば、現場往査時点においては、実証実験から指定管理業務への移行作業を進めていたところであり、一部の什器で不具合が生じていたとのことであったが、移行作業の遅延により、クイズへの参加を期待した来訪者の失望を招いたり、公園管理が行き届いていない印象を来訪者に与えかねないことから、利用者満足度や川崎市への信頼性に悪影響を及ぼすおそれがある点で問題がある。

今後、同様の実証実験を実施する場合には、期間終了後の対応や取り扱いについて、関係業者等と綿密に協議の上、速やかに対応を図ることが望ましい。

【実証実験中の二次元コードとスマートフォンでの試行の状況】



出典：監査人撮影

【結果①（意見）：生田緑地整備事務所】

現行のグリーンアドベンチャーの生田緑地内の案内看板の「調整中」が継続している状況については、来訪者全体の印象への影響を考察し、今後のリニューアルに向けた取組を案内板等で告知できるよう指定管理者と協議することを要望する。また、公式ホームページでグリーンアドベンチャーについて紹介し魅力訴求を図るよう要望する。

【結果②（意見）：生田緑地整備事務所】

今後、同様の実証実験を実施する場合には、期間終了後の対応や取り扱いについて、関係業者等と綿密に協議の上、速やかに対応を図ることが望ましい。

⑥ 枡形山展望台能舞台の状況と多様な方法による利活用の促進について（意見）

【現状・問題点】

生田緑地内中央地区には枡形山広場があり、公園内施設として枡形山展望台及び能楽が可能な舞台が設置されている。枡形山広場と展望台の概況は次のとおりである。

【枡形山広場と展望台の概況】

枡形山広場と展望台

標高84mの枡形山は、鎌倉時代の源頼朝の侍大将であった稻毛三郎重成が城を構えたと伝えられています。広場には遊具や自動販売機、トイレ（多目的トイレ）があります。春には桜が咲き誇り、お花見客で賑わいます。展望台からは東京都心や多摩川など360度のパノラマが楽しめます。

■ 展望台開放時間 9:00~17:00



出典：生田緑地公式ホームページに基づき監査人作成

生田緑地への現場往査の際に、枡形山展望台を視察したところ、枡形山展望台能舞台の床板に表面が広範囲にわたって剥離している状態が見受けられた。

【枡形山展望台能舞台の状況】



出典：監査人撮影

市所管課によると、この能舞台の状況については数年前に指定管理者から報告を受けているが、利用者の安全に影響はないことを確認しているとのことであり、緊急的な修繕の必要性は認識されていない。また、以前にも同様の剥離があり、川崎市による修繕の実績があるものの、能舞台が風雨に晒される構造となっていることから、

修繕を行っても再び床板が剥離してしまい、根本的な解決には至っていないとのことであった。

しかし、能舞台の床板の剥離を長期間放置しておくことは、能舞台の物理的な老朽化を早めてしまうおそれがあり、施設の維持管理の観点から適当とは言い難い。また、展望台の美観を損なっていることに加え、来訪者からは管理が行き届いていないという印象を与える可能性があることから、利用者満足や川崎市への信頼性に悪影響が及ぶことが懸念される。

そもそも、能舞台は当初は能楽に利用する目的で設計されたものであるが、利用目的を能楽に限定すると利用機会は非常に限られてしまうことから、市所管課は能楽以外のイベント等の実施にも積極的な活用を図るよう指定管理者に要望しているところである。「生田緑地運営業務基準詳細」「1 施設利用に関する業務基準詳細（2）施設等の貸出 オ 枝形山展望台の活用」では、次のとおり「積極的な活用を図ること」が指定管理者に求められている。

【枝形山展望台の活用に関する業務基準詳細抜粋】

オ 枝形山展望台の活用

展望台1階は国産檜材を使用した舞台であり、施設の魅力向上に向けてイベント等での積極的な活用を図ること。なお、イベント等の実施にあたって、市と協議の上、利用時間を延長することも可能とする。

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

しかし、能舞台の利活用の状況について市所管課に確認したところ、令和6年度における利用実績は、令和6年4月7日実施「アルテリッカしんゆり×生田緑地コラボ 枝形山音楽ステージ」（参加者数1,322名）及び令和6年11月2日実施「ハイパー能薪能雪の華」（参加者数50名）の2件である。さらに、令和6年度前過去9年間の枝形山展望台能舞台を活用したイベント等の実績について市所管課に確認したところ、「平成31年4月に枝形山展望台舞台リニューアルイベントが行われた後、その後活用に向けて、各種団体等へのヒアリングなどを実施していたものの、令和5年度まで、新型コロナウイルスの感染拡大もあり、活用イベント等は実施できていない状況が続いている。」とのことである。

つまり、能舞台の床板の修繕の優先度が低いことの原因を考察すると、これまで能舞台の利活用が十分に進んでいなかったことが根本にあることが考えられる。そのため、市所管課及び指定管理者はこれまで以上に、枝形山展望台の能舞台の存在を周知し、能楽以外の多様な利活用の方法を積極的に提案し、利活用の拡大を図ることが求められる。能舞台の利活用が進めば、床板の修繕の必要性に対する周囲の理解が促

され、修繕を実施するための予算配分に対する正当性が増すものと考えられる。

能舞台の床板の剥離が長期間放置されている

↓なぜ？

能舞台の床板の修繕の必要性が認識されていない、優先度が低い

↓なぜ？

能舞台が利用される機会が非常に少ない、利活用が進んでいない

・・・まず改善すべき課題

現状では、生田緑地公式ホームページにおいても、また、生田緑地東ロビジターセンター等で配布されている「生田緑地マップ」においても、枠形山展望台及び能舞台に関する紹介文章や能舞台の利用案内は見当たらなかった。そのため、能舞台の利用促進活動には改善の余地が認められる。例えば、令和 6 年度に行われた音楽ステージとしての利用は、集客人数も多く、生田緑地のにぎわい創出へ向けた取組の好事例と考えられるので、公式ホームページや公式マップなどへの掲載を工夫しつつ、能舞台の幅広い活用方法の周知と利用促進に向けた働きかけが必要である。

【結果（意見）：生田緑地整備事務所】

指定管理者と協力し、枠形山展望台の能舞台の存在の周知にこれまで以上に努め、かつ、能楽以外の多様な利活用の方法を積極的に提案することで、枠形山展望台の能舞台の利活用の拡大を図るよう要望する。

⑦ 土地買収の検討について（意見）

ア. 土地賃貸借契約の締結について

川崎市は、平成 6 年 4 月 1 日から、生田緑地内公園の土地の一部（生田緑地の監査結果の項において、以下「本件土地」という。）について土地賃貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結している。本件土地については、昭和 16 年 3 月 22 日に都市計画法第 3 条に基づき公園緑地の事業決定がなされ、事実上土地の形質変更が不可能な制約を受ける土地である。

川崎市が、本件契約に至った経緯は、平成 6 年に展望台建設にあたり、建築基準法に基づく日照の受忍が余儀ない結果となつたため、事業決定に基づく土地買収までの間借り受ける必要があつたためである。

本件契約の期間は、当初 10 年間とされ、さらに、平成 18 年 4 月 1 日付の確認書により、契約の期間が平成 26 年 3 月 31 日まで延長された。なお、川崎市の手続

上、契約の更新手続は毎年実施されていた。しかるところ、平成 22 年度以降、賃貸人との間で更新の条件が整わず、合意による契約更新が実現せずに、民法第 619 条に基づく賃貸借契約の更新により、現在まで、川崎市は賃貸人に対する賃料を、同法第 494 条に基づき横浜地方法務局川崎支部に供託している。

なお、当初の賃貸人に相続が発生したため、現在の賃貸人は当初賃貸人の相続人である。

イ. 賃借料の推移について

本件契約当初（平成 6 年 4 月）の賃借料は、月額 1,136,957 円（1 m²当たり月額 36 円）であり、この金額は当時の枠形山広場の賃借料（1 m²当たり月額 72 円）の半額を算定根拠としている。

賃借料の推移については、平成 8 年 4 月 1 日より 1 m²当たり月額を 1 円増額し、月額 1,168,539 円（1 m²当たり月額 37 円）で契約を締結している。

その後、平成 20 年 4 月 1 日より 1 m²当たり月額を 0.5 円増額し、月額 1,184,331 円（1 m²当たり月額 37.5 円）で契約を締結し、平成 21 年 4 月 1 日より 1 m²当たり月額を 1.5 円増額し、月額 1,231,704 円（1 m²当たり月額 39 円）での契約を締結している。

上記のとおり、平成 22 年度以降は、合意による更新手続ができないため、現在まで、月額 1,231,704 円の賃借料の供託を継続している。

【本件土地に係る賃借料の推移】 (単位：円)

年度	1 m ² 当たり 月額	月額	年額	備考
平成 6・7 年度	36	1,136,957	13,463,484	枠形山広場の賃借料（当時 1 m ² 当たり月額 72 円）の半額を算定根拠とする
平成 8～19 年度	37	1,168,539	14,022,468	交渉により 1 m ² 当たり月額を 1 円増額
平成 20 年度	37.5	1,184,331	14,211,972	交渉により 1 m ² 当たり月額を 0.5 円増額
平成 21 年度	39	1,231,704	14,780,448	交渉により 1 m ² 当たり月額を 1.5 円増額
平成 22 年度 ～令和 3 年度	39	1,231,704	14,780,448	契約が締結できていないため、平成 21 年度と同額を供託
令和 4 年度以降	39	1,231,704 (内訳) A 氏 1,190,061 B 氏 41,643	14,780,448	令和 3 年 11 月 4 日付けにて該当地の所有権移転登記があつたため、債権者毎に賃借料を算出

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

平成 6 年以降、令和 6 年度までの 30 年間、市が支出した賃借料の総額は、4 億 3,111 万 5,276 円になる。

【現状・問題点】

本件土地に対しては、公園緑地の事業決定がなされ、本件契約も本件土地を川崎市が買収するまでの間の契約であることが、平成 6 年の土地賃貸借契約書締結時に合わせて作成された確認書においても明記されている。

しかしながら、当初の 10 年間の契約期間における賃貸人との間の交渉において、土地買収に向けた交渉が行われた形跡は無く、さらに、10 年間の契約期間の延長がなされたものの、土地買収に向けた交渉が新たに行われた形跡も無い。

他方で、平成 22 年頃からは、賃貸人との間で土地賃貸借契約更新手続も円滑に実施できない状況にあり、賃貸人（相続後の賃貸人を含む。）の川崎市に対する要求も川崎市にとって受け入れがたい内容であるところ、当然、現在に至るまで土地買収に向けた交渉も行われていない。

この点、本件契約の契機となった展望台が存在する限り、本件土地を賃借又は買収する必要があるところ、本件契約当初からも土地買収は予定されており、本来であれば当初の 10 年間の本件契約期間内において、収用手続も含めて土地買収が行われることが適切であったと考えられる。

しかしながら、実際には現在まで 30 年以上賃借料の支払いが継続しており、毎年の賃借料の算定根拠が固定資産税評価額の 70% を基準に、その 3% を乗率として計算していることを鑑みれば、その総額は本件土地の価格を上回る可能性もある。

川崎市において、速やかに土地買収手続を進めていれば、今までの本件土地価格を上回るほどの賃借料の支払いを回避できた可能性もあるところ、今後も川崎市が本件土地を展望台施設の維持のために必要とするのであるならば、その必要期間の賃借料と買収価格を速やかに検討するなどし、買収が経済的合理性を有するのであれば、買収手続についても具体的に検討することが望ましい。

【結果（意見）：みどりの管理課、みどりの保全整備課】

当初から予定されていた本件土地の買収に向けた試算や手続などの具体的な検討を始めるよう要望する。

7. 川崎国際生田緑地ゴルフ場の監査結果について

(1) 概 要

① 施設の概要について

ア. 川崎国際生田緑地ゴルフ場の概要について

川崎国際生田緑地ゴルフ場は、多摩区に位置し、本施設がある生田緑地は、昭和 16 年に川崎市都市計画緑地第 1 号として指定された緑地であり、市の北西部、多摩丘陵の一角に位置している。昭和 27 年に、ゴルフ場設計の第一人者である井上誠一氏の設計により、多摩丘陵の自然の地形を活かしたゴルフ場としてオープンした。川崎市を事業主とする全 18 ホールのパブリックコースであり東名高速道路「東名川崎 I.C」から尻手黒川道路経由で約 4 km というアクセス利便性もあって、気軽に楽しめる伝統コースとして川崎市民を含む多くのゴルファーに親しまれている。

【川崎国際生田緑地ゴルフ場の施設概要】

名称	川崎国際生田緑地ゴルフ場及びゴルフ場前駐車場
公園種別	総合公園（生田緑地内）
所在地	多摩区枡形 7-1-10
公園（管理）面積	595,707 m ²
開設年	昭和 27 年
主な施設	<コース> OUT 9H Par36、IN 9H Par36 コーライグリーン 6,070 ヤード（レギュラー）、 ベントグリーン 5,860 ヤード（レギュラー） <練習場> 有り（6 打席約 30 ヤード） <クラブハウス> 2,340 m ²
管理運営方法	指定管理者制度（利用料金制）
主な施設管理許可	<駐車場> 5,411 m ² （203 台） <西口展望広場> 2,744 m ²

出典：市所管課提出資料「募集要項」に基づき監査人作成

【川崎国際生田緑地ゴルフ場の平面図】



出典：市所管課提出資料「募集要項」に基づき監査人作成

イ. 生田緑地ゴルフ場事業特別会計について

川崎国際生田緑地ゴルフ場施設に関する事業は、「生田緑地ゴルフ場事業特別会計」により運営されている。

生田緑地ゴルフ場事業特別会計の会計別決算額累年比較（歳入歳出の状況）は次のとおりであり、歳入超過で推移している。

(単位：千円)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特別会計歳入	549,330	407,762	468,018	434,441	479,003
特別会計歳出	439,945	407,761	420,677	344,531	360,510

出典：「財政のあらまし（令和6年12月）川崎市財政局」より監査人集計

② 公の施設と指定管理者の基本情報

監査対象となる公の施設は、川崎国際生田緑地ゴルフ場及びゴルフ場前駐車場（川崎国際生田緑地ゴルフ場の監査結果の項において、以下「本施設」という。）である。本施設は、生田緑地として公の施設（地方自治法第244条第1項）であり、市民の健康の増進及びレクリエーションに供することを目的としており、公共施設であるパブリック制のゴルフ場として、ゴルフを一般市民のスポーツとして普及啓発するとともに、ゴルフ人口の拡大と市民の健康増進に寄与してきた。

本事業の実施にあたって、川崎市は、民間の技術や経営能力の活用及び今日の多様化する市民ニーズへの対応や効率的・効果的な業務遂行による生田緑地全体の魅力向上と管理経費の縮減を図ることを期待し、平成25年4月に指定管理者制度を導入している。

指定管理者の所管課は建設緑政局緑政部みどりの管理課である。

【指定管理の状況】

区分	指定期間	指定管理者
第1期	平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで	東急リゾートサービス・石勝エクステリア共同事業体
第2期	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで	東急リゾートサービス・石勝エクステリア共同事業体
第3期	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	東急リゾーツ&ステイ・石勝エクステリア共同事業体

出典：川崎市ホームページに基づき監査人作成

監査対象期間である令和6年度（第3期中）における本施設の指定管理者は「東急リゾーツ&ステイ・石勝エクステリア共同事業体」であり、代表構成団体の東急リゾーツ&ステイ株式会社及び構成団体の株式会社石勝エクステリアの2社からなる。なお、現在の指定管理者は、第1期（平成25年4月1日から始まる指定期間）から本施設の指定管理者を継続している。

ア. 公の施設の基本情報について

上述【川崎国際生田緑地ゴルフ場の施設概要】及び【川崎国際生田緑地ゴルフ場の平面図】を参照。

本施設は、都市公園条例第8条の2第3項の表に掲げる有料施設であり、利用者

(有料施設に係る同条例第7条第2項の承認を受けた者)は、同条例第18条の2第1項に規定する利用に係る料金(川崎国際生田緑地ゴルフ場の監査結果の項において、以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

下表に、令和6年度の利用料金を示す。

区分	内容(有料施設利用料金)
川崎国際生田緑地ゴルフ場	使用料区分：利用料金 1人1回 19,900円の金額の範囲内
ゴルフ場前駐車場	5,411 m ² (203台) 使用料区分：生田緑地 普通自動車 1台1回1時間まで 200円 1台1回超過時間30分までごとに 100円

出典：市所管課提出資料「募集要項」に基づき監査人作成

イ. 指定管理者の基本情報について

区分	内容
指定管理者名	東急リゾーツ&ステイ・石勝エクステリア共同事業体
主たる事業所の所在地(代表団体)	東京都渋谷区道玄坂1-10-8(東急リゾーツ&ステイ株式会社)
指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日(5年間)
選定方法	指定管理者制度
管理運営費の財源	主に利用料金収入(川崎市からの指定管理料の支払いはない)

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

③ 指定管理業務の概要について

指定管理業務の概要は次のとおりである。

ア. 統括マネジメント業務

- (ア) プロジェクトマネジメント業務
- (イ) 事業計画書及び事業報告書作成業務
- (ウ) 非常時・災害時対応業務
- (エ) 自己評価実施業務
- (オ) 事業期間終了時の引継ぎ業務

イ. 運営業務

- (ア) 受付及び接客業務
- (イ) 料金等に係る業務
- (ウ) レストラン業務
- (エ) 物品販売業務
- (オ) 駐車場管理業務
- (カ) イベント等開催業務
- (キ) 広報業務
- (ク) 総務・経理等業務
- (ケ) 光熱水費等の取扱業務

ウ. 維持管理業務

- (ア) 施設保守管理業務
- (イ) 備品等保守管理業務
- (ウ) 清掃業務等
- (エ) 環境衛生管理業務
- (オ) 警備業務

エ. 自主事業

- (ア) 各種イベント等の実施
- (イ) 売店、自動販売機等の便益施設の設置
- (ウ) サービスの向上に向けた取組

④ 指定管理業務に係る収支の状況について

指定管理者の第3期（令和5年度から令和6年度まで）の指定管理業務に係る収支の状況は次のとおりである。

ア. 維持管理運営業務（本来業務）

【指定管理業務に係る収支の推移】 (単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
収入	678, 599	704, 464
利用料金（プレー料金）	633, 517	660, 134
利用料金（駐車場）	8, 637	7, 828
レストラン・売店	32, 871	33, 031
その他	3, 574	3, 471
支出	705, 706	718, 486
維持管理運営費用	351, 985	366, 042
納付金	353, 721	352, 444
収支差額	▲27, 107	▲14, 022

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

イ. 自主事業

【指定管理業務に係る収支の推移】 (単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
自主事業収入	160, 657	158, 206
自主事業支出	74, 701	70, 146
収支差額	85, 956	88, 060

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

(2) 手 続

指定管理者協定書（基本及び年度）等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて本施設への現場往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 備品の管理について（指摘：1件、意見：1件）

【現状・問題点】

川崎市から指定管理者に対して、ゴルフ場運営に必要な備品を令和6年度協定書第8条（貸与物品）別紙3「貸与備品等リスト」に基づき貸与しているが、次のとおり問題が認められた。

ア. 「貸与備品等リスト」に配置欄があるが「空欄」となっているか、入替の時期を記載するなど備考欄として使用される例が散見され、配置された場所の記録がない（後述【貸与備品等リストの状況例】青囲み枠参照）。

このため、貸与備品等リストの記述のみを参照して現物の有無を確認する際に、具体的な所在場所を識別及び特定することができない。

イ. 市所管課から指定管理者に貸与されている備品について、貸与備品等リストの、No.／品名コード／備品番号／単位／単価などの登録項目につき一部が「空欄」となっている備品が散見された（後述【貸与備品等リストの状況例】赤囲み枠参照）。

これらは、指定管理者が購入した年度において市所管課に報告し、川崎市の総合財務会計システムへの登録を経て、発行する備品番号を記載して更新する必要があるものの、それが行われていなかった。したがって、いずれについても「川崎市備品票」のシール貼付も行われていなかった。

ウ. 貸与備品等リストの登録が適切に行われている貸与備品についても、「川崎市備品票」のシールが貼付されていない事例が確認された（後述【貸与備品等リストの状況例】黄緑色囲み枠参照）。

【川崎市備品票シールが添付されていないエアコン】

品名コード	品名		規格	
11100200	エアコン		コース売店	
備品番号	単位	単価（円）	取得年月	配置
0000001	台	448,200	25年4月	

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

【エアコン現品の状況】



出典：監査人撮影

エ. 故障した重要物品（乾燥機）を継続的に貸出している。令和5年度以降令和7年度の協定においても各年度同様に貸与されているが、重要物品管理簿への記載がない（後述【貸与備品等リストの状況例】紫色囲み枠参照）。なお、本重要物品はコース管理棟に設置されており、「川崎市備品票」のシールが貼付されている。

乾燥機であるが故障により乾燥機能がないため、コース管理業務に使用する雨具（合羽）や衣類の乾燥に若干の影響があるとのことだが、指定管理者から市所管課に対して適時協議されておらず、修理や更新についての方針整理が行われていなかった。また当重要物品の故障について物品会計規則第66条における「物品事故報告書」の作成が行われていなかった。

【故障した重要物品】

品名コード	品名		規格	
11109900	乾燥機		コース事務所	
重要物品番号	単位	単価（円）	取得年月	配置
14000147	台	2,224,800	25年4月	故障

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

【乾燥機現品の状況】



出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

【貸与備品等リストの状況例】

貸与備品等リスト(備品)

No	品名コード	品名	規格	備品番号	重要物品番号	単位	単価	取扱年月	配備
601		2ドア冷蔵庫168L	W480×D586×H1293			台		27年 3月	
602	11100200	エアコン	コース売店	00000001		台	448,200	25年 4月	
603		乾燥機	W630×D516×H670 26kg			台		27年 3月	
604		乾燥機	W630×D516×H670 26kg			台		27年 3月	
605		二層式洗濯機	4.5kg			台		27年 3月	
606		二層式洗濯機	4.5kg			台		27年 3月	
607		全自動洗濯機6.0kg	パナソニックNA-F60B15			台	55,000	5年 1月	入替 5年1月新規
608		全自動洗濯機6.0kg	パナソニックNA-F60B15			台	55,000	5年 1月	入替 5年1月新規
609		テレビ	50V型 4K 液晶テレビHISENSE(ハイセンス)			台	85,241	2年 2月	入替 2年2月新規
610	11100500	パーテーション	W900×H1450	00000001		台	75,915	25年 9月	
611	11100600	カーテン	W3400×H2700	00000001		個	78,750	25年10月	
721		チャンピオンボード男子、シニ	W400 H900			台	213400	3年 11月	増設 3年7月更新
722	11109900	乾燥機	コース事務所	100000187	14000147	台	2224800	25年 4月	故障
723	11109800	トロフィー男女、女子	優勝カップ 男女	000000188		式	804600	25年 4月	
724		トロフィー男子	優勝カップ 男(2段目増設)			式	203725	3年 7月	増設 3年7月更新
725	11109900	チャンピオンボード	チャンピオンボード	00000189		台	777600	25年 4月	
726	11109800	トロフィー	市民選手権 シニアカップ	00000190		式	250560	25年 4月	
727		ボール販売機	収容球数: M-100・6,000球、メダル式			台		3年 8月	入替 3年8月新規

出典：市所管課提出資料「令和 6 年度年度協定書別紙」に基づき監査人作成

上記ア.～エ. のいずれも、「貸与備品等リスト」各登録項目の意義、「川崎市備品票」の発行と現物への貼付、故障品への対応等について、指定管理者及び市所管課の職員の認識不足又は相違があり、作業の不備や遅れが生じたことを原因としている。

指定管理者が年度終了時に「貸与備品等リスト」の現品の有無を逐一確認し、その実在性や状況を市に報告するといった対応や、貸与備品等リストとその記載物品が各年度末に適切な状況であることを、市所管課はどのように確かめているか検討したところ、「年度協定書締結前（3月頃）に指定管理者がリストと現物を確認後、川崎市へリストの提出を行い、市はその内容を確認している。」とのことであったが、実際には作業内容や精度に問題があったと考える。

【結 果①（指摘）：みどりの管理課】

指定管理者と協議を行い、令和 6 年度以降の指定管理者への「貸与備品」について令和 7 年度末に現品と台帳（帳簿）記録の整合性を図ったうえ、登録未済のものは適切に登録されたい。併せて、現品には「川崎市備品票」を貼付の上、配置場所の記録に整合させるなど物品会計規則に従って処理されたい。

【結 果②（意見）：みどりの管理課】

指定管理者に貸与された備品について指定管理者が入替（更新）を行った場合の報告体制を再検討し、各年度末の「貸与備品等リスト」については、指定管理者と川崎市の状況確認作業を行うよう要望する。

② ゴルフ場内に残置された故障品の扱いについて（意 見）

【現状・問題点】

川崎国際生田緑地ゴルフ場への現場往査の際に、ゴルフ場内の練習場ボール貸出機小屋裏に残置された故障カートを 1 台確認した。市所管課によると、指定管理者が自主事業で使用する指定管理者所有の物品であるが、令和 5 年に故障しブレーキがロックされ自走できない状態とのことであった。

【故障カートの現況】



出典：監査人撮影

市所管課によると、指定管理者においては固定資産について廃棄除却のルールが

存在していることであるが、産業廃棄物としての廃棄費用負担などに配慮して対応が遅れていたとのことであり、市所管課もゴルフ場内を広く巡回するような機会がない限り、本件のような物件は把握しづらい面がある。

練習場付近に野晒しにされた現況は、利用者の視点からは、施設管理が行き届いていないのではないかといった印象を与えかねず、川崎市への信頼性に悪影響を及ぼすおそれがある。本件の故障カートは利用者の目にとどまる場所には放置せず、速やかに移動又は処分を行うよう指定管理者に対して指導することが望ましい。

【結果（意見）：みどりの管理課】

ゴルフ場内の残置された故障カートについては、利用者の目にとどまる場所には放置せず、速やかに移動又は処分を行うよう指定管理者に対して指導するよう要望する。

③ 公有財産の管理について（指摘：1件、意見：1件）

【現状・問題点】

川崎国際生田緑地ゴルフ場への現場往査の際に、コース内に売店として機能している建物（えのき亭）を確認したが、この建物が公有財産台帳に登載されていなかった。

【コース内売店えのき亭】



出典：監査人撮影

指定管理者に確認したところ、指定管理者が川崎市から許可を受けて設置したという事実ではなく、指定管理者が所有する建物ではないことである。市所管課に確

認したところ、この売店建物が建てられた経緯や帰属関係について正確な事実を確認することはできなかった。指定管理者制度導入前にゴルフ場の管理運営を行っていた事業者が川崎市から許可を受けて設置したことも考えられるが、現在は川崎市以外の主体にこの建物の所有権が帰属しているという整理を行うことは困難であり、したがって、川崎市に帰属する建物であると認定せざるを得ない。

ここで、財産規則第44条では公有財産の所在、数量、価額等を明確にし、その管理の適正を図るために備え付ける帳簿の一つとして、公有財産台帳について規定しており、さらに、第49条及び第50条では次のとおり定めている。

(帳簿価額の改定)

第49条 帳簿に記録する価額は、3年ごとに評定する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する評定は、3年ごとにその年の3月31日の現況において別に定める方法により行い、当該評定した価額により、帳簿の価額を改定するものとする。

(現在高報告書等)

第50条 財政局長は、毎年3月31日及び9月30日現在における公有財産の増減及び現在高を市長に報告し、現在高報告書を作成して会計管理者に提出しなければならない。

2 財政局長は、毎年度末において、公有財産の現在高及び現況を明らかにするため、公有財産表を作成しなければならない。

(以下省略)

出典：財産規則

したがって、川崎市に帰属する建物が公有財産台帳に登載されていないこと自体は合規性違反に当たることになるが、仮に、建物の取得時に公有財産台帳への登載手続が万が一漏れた場合でも、定期的に財産の現況を調査し、現物と台帳の照合を行つていれば、登載漏れの事実は適時に発見されたはずである。今後は、本物件のみならず定期的に財産の現況を調査し、台帳と照合することが管理上望ましい。

【結 果①（指摘）：みどりの管理課】

公有財産管理の適正を図り、また、公有財産の報告を正確に実施するため、公有財産台帳への登載が漏れている建物については、現況を優先の上、速やかに公有財産台帳に登載するための手続をされたい。

【結 果②（意見）：みどりの管理課】

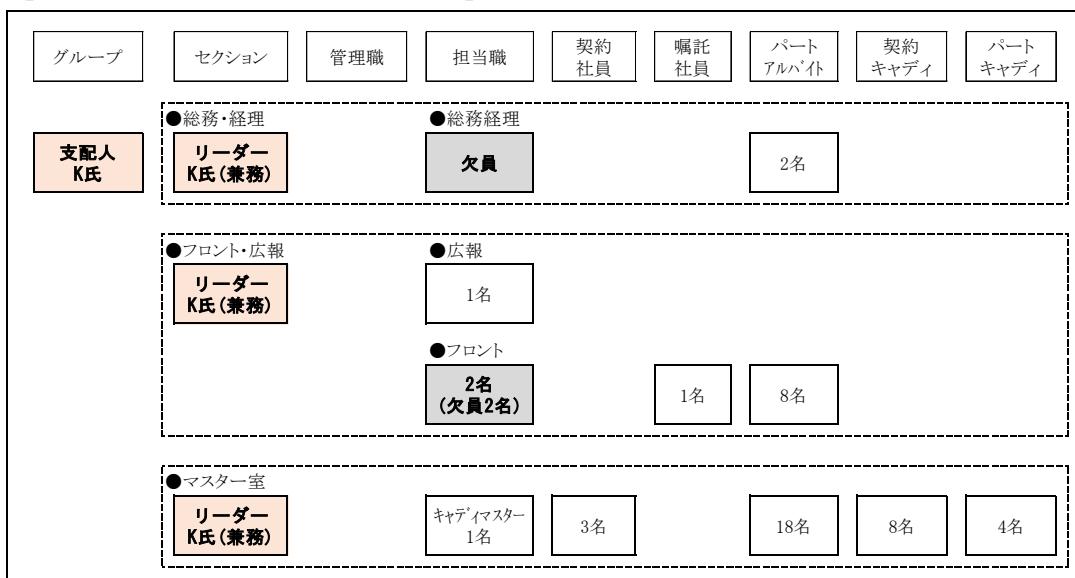
公有財産台帳の適正を担保するため、定期的に財産の現況を調査し、台帳と照合することを要望する。

④ 指定管理者の総務・経理の体制について（意見）

【現状・問題点】

指定管理者の「組織図（令和7年8月1日現在）」によれば、総務・経理について「欠員」とされている他、フロントも2名「欠員」とされ、ゴルフ場全体の欠員数は3名と認識されている。このため指定管理者の実施体制のうち総務・経理業務等に問題がないか市所管課に確認したところ、「令和4年10月から正社員は欠員となっており、総務・経理業務については2名のパート・アルバイトスタッフが担当しており、特に経理等に問題を認識していない。」とのことであった。

【組織図（令和7年8月1日現在）】



出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

総務・経理については、定型的な伝票入力処理や資料の作成及び保管といった単純作業のほか、重要な取引ないし事案の適切な処理の選択や取扱いの判断といった比較的高度な思考・判断を要する業務が必ず存在することから、いずれも短期間を前提とするパート・アルバイトスタッフのみに担当させること自体に問題が生じていないかについては、市所管課は慎重に確認を行うべきであるが、実態からすればそのような視点での確認は行われていないと考えられる。

なお、指定管理者が属する企業グループの内部監査部門等からは特に指摘・指導は受けておらず、上長（支配人・セクションリーダー）の確認作業によって、財務等報告資料に大きな問題は生じていないとのことである。

しかし上長は「支配人」の他、「総務・経理」、「フロント・広報」、「マスター室」の全セクションリーダーを兼務しており令和6年度では年間360時間超の残業が生

じているから管理監督者として労働基準法に抵触していないとも、上長としての本来業務や中長期的な労務管理に支障が生じていないかといった配慮が必要と考えられる。総務・経理といった間接部門の体制についても、正社員が欠員となっている現状に鑑み、指定期間中の適正な財務報告の確保や業務の持続可能性の観点から組織体制及び人員配置の再考が望ましい。

【結果（意見）：みどりの管理課】

正社員が欠員の状態が継続している総務・経理の体制については、パート・アルバイトスタッフのみで運営することのリスクを認識し、支配人の過度な兼務状況を緩和するためにも、正社員を配置する等、組織体制及び人員配置の再考を指定管理者に促すよう要望する。

⑤ 他の公園施設の紹介につながる取組の展開について（意見）

【現状・問題点】

川崎国際生田緑地ゴルフ場への現場往査の際に、クラブハウスからコースへ向かう階段通路脇の目立つ場所に、夢見ヶ崎動物公園動物プリントコラボレーション企画品ゴルフボール（以下「本企画品」という。）が展示販売されていることを確認した。

【本企画品の販売状況】



出典：監査人撮影

市所管課によると、「令和 6 年 12 月に夢見ヶ崎動物公園の運営に関する費用を捻出するため、川崎市から指定管理者に当取組（動物をプリントしたボールを作成・販売し、売り上げの一部を市に寄付する）を提案・協議し、指定管理者の同意を得て、令和 7 年 6 月から当取組を実施している。令和 7 年 6 月 1 日から令和 7 年 9 月 20 日までに、3 球入り 1,740 円のスリーブを 56 スリーブ売り上げている。」、「キャラクターデザインの動物が親しみやすく限定品であることから購入者の評価も得られている。」とのことであった。

ここで、本企画品が夢見ヶ崎動物公園の売店や川崎市の他の施設売店等でも販売されているか確認したところ、「指定管理者でボールを作成しているため、他の施設では販売していない。」とのことであった。また、調査時点では、「市への寄付額は売価（売上額）から、ゴルフボール代、デザイン・印刷費やパンフレット作製等総原価を除いた額（500 円）となっており、指定管理者の利益はほぼ無い。」とのことである。

しかし、指定管理者が自ら管理する施設内での販売にとどめず、例えば川崎市との公の施設の売店や観光案内所等でも本企画品を広く販売することで、当企画品の水平的展開ないし販売拡大が期待できる。また、現在より販売数を多く見積ることができれば、生産ロット数をより多めにすることで規模の経済効果が働き、製造原価の低減を通じて指定管理者と川崎市の双方が利益を享受できる可能性があると考える。

現状においては、本企画の持続可能性に課題が認められるが、川崎市内の他の公の施設を紹介し、他の公園施設への理解者・支援者づくりを促進するような相乗効果を創出しようとするアイディアの実践は、民間活力の導入の好事例と評価できる。そこで、市所管課としても、本企画品をゴルフ場以外の他の施設でも展開できるよう関係各課と協議する等、販売機会の拡充のための支援を行うことが望ましい。また、今回は夢見ヶ崎動物公園が対象となったが、今後は川崎市内の他の施設とのコラボレーション企画も検討することが期待される。

【結 果（意見）：みどりの管理課】

指定管理者による市内他施設のプロモーション企画について積極的に支援するとともに、指定管理者と協働して新たなアイディアの実践に努めるよう要望する。

⑥ 利用料金体系のあり方について（意 見）

【現状・問題点】

次の表は、川崎国際生田緑地ゴルフ場における川崎市民利用率の状況について、市所管課から必要なデータを入手し、過去 10 年度の川崎市民利用率を計算したものである。令和 6 年度については、総来場人数 56,183 名に対し、川崎市民来場実績計は 20,944 名であり、その割合（川崎市民利用率）は 37.3% である。また、令和 6 年度以前 10 年の累計による割合は 37.6% であり、10 年間の推移についてもほぼ横ばいの数値であることが伺える。

【川崎国際生田緑地ゴルフ場の市民利用率の状況】(単位：人)

川崎市民区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	累計
川崎区	275	323	298	301	271	211	245	263	275	281	2,743
幸区	399	387	419	380	376	316	412	435	418	476	4,018
中原区	1,626	1,625	1,604	1,619	1,653	1,314	1,634	1,733	1,711	1,772	16,291
高津区	2,777	2,741	2,838	2,952	2,841	2,431	3,135	3,000	2,690	2,808	28,213
多摩区	5,039	5,633	5,388	5,366	5,149	4,712	5,700	5,458	5,633	5,806	53,884
宮前区	5,952	6,299	5,929	6,095	5,990	4,942	6,049	6,006	5,526	5,620	58,408
麻生区	3,999	4,041	4,133	4,205	4,009	3,617	4,241	4,180	4,257	4,181	40,863
川崎市民来場実績計	20,067	21,049	20,609	20,918	20,289	17,543	21,416	21,075	20,510	20,944	204,420
川崎市民利用率	36.0%	37.7%	37.9%	37.5%	37.7%	38.8%	38.8%	37.5%	37.3%	37.3%	37.6%
総来場人数	55,806	55,823	54,321	55,762	53,808	45,266	55,187	56,156	54,920	56,183	543,232

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

当ゴルフ場は川崎市が本来的な管理者であり、川崎市の財源で運営されていることから、市所管課としても川崎市民利用率を向上させたいとの意向があるが、明確な目標値を設定し利用を促すことができていないのが実態である。なお、川崎市民において当ゴルフ場を利用したいとするゴルファー数の母集団は現在不明であるから、川崎市民にのみ相当の便宜を図っても、川崎市民利用率が急激に高まる結果につながらない可能性は否定できない。

指定管理者としては、川崎市民に限定した予約の便宜を図り、また、自主事業を含め川崎市民への便宜を図るべく工夫をしているが、一方で、ふるさと納税により川崎市外対象者へのゴルフ利用料の割引（川崎市ふるさと応援納税(R)電子クーポン 1 万円寄附額に対し 3,000 円のクーポンが WEB 発行され 1 円から使用可能なもの）を認める制度が市外利用者の増加に寄与している。市所管課から「ふるさと応援納税電子クーポン支払い実績資料（月次）」を入手し監査人が集計したところ、当ゴルフ場の令和 6 年度の割引額は 322 万円、レジ利用件数（のべ）は 213 件である。

ふるさと納税制度は市外利用者の増加につながることから、川崎市民利用率を向上させたいという市所管課や指定管理者の意向とは矛盾することになる。そこで、この

ような問題の本質的解決には、利用料金について、川崎市民利用者と市外利用者との間に料金格差を設けることが有効であると考えられる。例えば、川崎市民の利用料金は変更せずに、市外利用者の利用料金をふるさと納税での返礼となる割引相当額分高めに設定する方法が考えられる。

このような価格設定が行われれば、川崎市民に対して便宜が図られることから、川崎市民利用率の向上につながる可能性が高まると考えられる。また、仮に川崎市民利用率の向上につながらなかつたとしても、市外利用者からの利用料金収入が増加することで指定管理者からの還元や納付金の増加が期待できることから、川崎市としては望ましい結果につながる可能性が高まると考えられる。

【結果（意見）：みどりの管理課】

川崎市民利用率の向上策とふるさと納税割引制度との競合関係を解消又は緩和するための対応として、ゴルフ場利用料金について川崎市民利用者と市外利用者との間の料金格差の設定に向けた検討を行うよう要望する。

⑦ 緑化等協力金の現状について（指摘：1件、意見：1件）

【現状・問題点】

川崎国際生田緑地ゴルフ場の利用者は、現在、1人1ラウンド当たり30円の「緑化等協力金」を負担している。

市所管課によれば、「緑化等協力金」の始まりは昭和47年に遡り、当初財団法人神奈川心身障害児福祉基金財団の設立に伴い、社会福祉に役立てるよう、県下のゴルフ場を掌理する神奈川県の呼びかけにより、県下ゴルフ場の統一事業として、プレイヤーからの寄附金による「ゴルファー基金」が基礎になっている。当ゴルフ場については、平成4年1月に川崎市営パブリックゴルフ場となって以降、「緑化等協力金」の名称で100円を徴収し、平成25年10月より30円に変更し、現在に至っているとのことである。

現在の「緑化等協力金」の使途については、神奈川県心身障害児福祉基金、川崎市社会福祉協議会基金、川崎市内7つの各区社会福祉協議会福祉基金に令和4年度以降継続的に定額が寄附されており、これら社会福祉系基金への寄附金支出後の余剰金の残額相当額が「川崎市緑化基金」への寄附に充当されている。過去3年度における緑化等協力金の寄附先についてまとめると次のとおりであるが、「緑化等協力金」という名称であるにもかかわらず、社会福祉系基金への寄附が50%超を占めている状況が続いていること、使途に対する誤解を招きやすい状態になっている。これは制度に対する不信感を招くおそれがある点で問題であると考える。

【緑化等協力金による寄附の概況】

(単位:千円)

寄附の相手方	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社会福祉系基金計	890	890	890
川崎市緑化基金	784	748	807
合計	1,674	1,638	1,697

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

寄附の使途(支出先や金額)について市所管課と指定管理者間では協議されているとのことだが、協議の記録は残されていない。また1名当たり30円の金額について平成25年10月以降同額であるが、その算定根拠を確認することはできなかった。

また、ゴルフ場の予約案内メールでは、次に示す【予約案内時のメール内容】下線部のとおり、「その他税額」と記載されており、「緑化等協力金」の用語や趣旨は説明されておらず、実際のプレー時の自動精算機によるご利用明細では「緑化等協力金」との記載があるものの、支払い前に「緑化等協力金」として寄附することが理解されにくい状態であった。

【予約案内時のメール内容】

【12月】川崎国際 WEB プランキャディ (4B 限定)
 2025年12月5日 (金)
 キャディ付き 2 サム保証なし乗用カート 1 ラウンド昼食なし宿泊なしコンペ特典なし
 プレー料金 (1人あたり) 税込 19,530 円
 (税抜 17,000 円 + 消費税 1,700 円 + ゴルフ場利用税 800 円 + その他税額 30 円)
 2B 割増料金:4,400 円 / 3B 割増料金:1,540 円
 ※2025年4月1日より料金が変更となります。
 ※2B・3B にて割増料金が発生いたします。ただし、こちらは 2B・3B の保証をするものではありません。4B に満たない場合は組合せが基本となります。
 ■□■ご利用プラン詳細■□■===== ←
 料金は4B キャディ付 1 ラウンド料金となります。(昼食別) 1 組 4 名様でのご予約をお願いいたします。2B・3B 予約不可。予約後のプラン変更は出来ません。
 「セルフ」→「キャディ付」等。当日、いかなる理由でも人数が揃わない場合は必ず組合せとなりますのでご了承ください。また、組合せが出来なかった場合は、割増料金が必要となります。※10時台～11時台スタートの場合、当日の進行状況によって日没にかかる可能性がございます。あらかじめご了承ください。内容変更等ございましたら、お電話にてお問い合わせください。(044-934-1555) 【12月】川崎国際 WEB プランキャディ (4B 限定) ←

出典：実際に利用者が受領したメールに基づき監査人作成

【領収証（ご利用明細）】



出典：実際に利用者が受領した領収証に基づき監査人作成

以上から、「緑化等協力金」の目的であるにも関わらず、利用者には「その他税額」として表示されており使途誤認につき消費者契約法第4条第1項に抵触する可能性がある。また、本来であれば緑化等協力金は利用者が趣旨に賛同した上で任意で支払う「寄附」という位置づけあるはずであるが、あたかも強制徴収である「税」であるかのような表示を行うことは不当であると言わざるを得ない。市所管課は、指定管理者に対して速やかな修正を指導する必要がある。

また、「緑化等協力金」であるにもかかわらず、生田緑地の緑化等対策、例えばナラ枯れ・松枯れ対策費に優先的に充当されることなく、前例踏襲的に社会福祉系基金への寄附が優先されている状況については、改善の余地が認められる。現行の「緑化等協力金」については、制度のあり方を再考する必要があると考える。

【結 果①（指摘）：みどりの管理課】

ゴルフ場の利用予約者に対し、緑化等協力金を「その他税額」と表示して強制徴収であるかのように誤認させる案内通知を発することは、不当な事務であることから、速やかに表示を修正するよう指定管理者に指導されたい。

【結 果②（意見）：みどりの管理課】

現在の緑化等協力金としての趣旨や、その使途の理解が実質的な寄附者であるゴルフ場利用者からどこまで得られているかについて現在の指定管理者にも改めて意見を求め、緑化等協力金の制度のあり方を再考するよう要望する。

⑧ 納付金の算定根拠について（意 見）

【現状・問題点】

現在の第3期指定管理者が川崎市へ支払う納付金は、基本協定書第21条に基づき、3億9,009万円（税込）とされ、令和5年度及び令和6年度年度協定書でも同額である。この納付金の算定根拠について市所管課に確認したところ、前の期の募集要項時点の金額（3億8,300万円）を基準に算定しているとのことであったが、そもそも第1期の募集要項時点の金額（3億5,200万円）がどのような根拠で算定されたものであるかは明らかにされなかった。

【各指定期間における納付金の年額】

第1期	第2期	第3期
平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
年額352,000千円	年額383,000千円	年額390,009千円

出典：「募集要項」に基づき監査人作成

そこで、指定管理者制度導入前の資料を検討したところ、平成24年2月（川崎国際生田緑地ゴルフ場の監査結果の項において、以下「当時」という。）の「公園施設管理の管理許可（都市公園法第5条第2項にもとづく）」が確認でき、当時の公園施設管理の許可申請では、都市公園条例施行規則第10条第1項（平成24年度時点）の公園施設の管理許可使用料表中ゴルフ場種別の設定による金額として1月1m²当たり50円（実際は10%減額された額）が基礎となっていた。

その後、ゴルフ場への指定管理制度の導入に至り都市公園条例施行規則での公園施設の管理許可使用料表を参照する必要はなくなったが、第1期にはゴルフ場（土地及び建物）面積に当時の管理許可使用料と同額の1月1m²当たり50円を適用した結果3億5,200万円が算出されたとのことである。

このような取扱いは、他に参照可能な情報も乏しかった指定管理者制度導入初期においては、一定程度の合理性を有していたとも考えられる。しかし、そもそも1月1m²当たり50円の根拠が不明であることから、これに基づいた納付金の算定は透明性に欠けると言わざるを得ない。指定管理者制度が導入されて10年超が経過した現在においてもなお、納付金算定の根本的基礎を当時の管理許可使用料である1月1m²当たり50円に求めることの合理性については慎重に評価すべきである。

指定管理者制度が導入されて10年超が経過した現在においては、指定管理者による本施設の収支実績のデータが蓄積されていることから、当該収支実績のデータに基づいて、必要に応じて物価変動等の影響を加味することによって、将来の年間利益

額を試算することは可能であると考えられる。納付金の原資となるのは施設の管理運営及び自主事業による利益であることに鑑みると、客観的なデータに基づいて試算した利益の額をベースに、川崎市と指定管理者が両者の利益の配分割合を協議の上で決定し、納付金の額を算定することが、納付金の算定根拠の透明性の確保の観点からも、また、指定管理者による運営の持続可能性の観点からも合理的であると考えられる。

したがって、納付金の算定に当たっては、客観的なデータに基づいて試算した利益の金額をベースに算定することが望ましいと考える。

【結果（意見）：みどりの管理課】

今後の指定管理者の募集に当たっての納付金の算定については、これまでの指定管理者の収支実績の他、物価変動等の客観的なデータの分析結果を踏まえ、透明性のある根拠に基づいて行うよう要望する。

⑨ 中長期的視点での利益還元の方法について（意見）

【現状・問題点】

指定管理者に利益が生じた場合、「川崎国際生田緑地ゴルフ場指定管理者募集要項（令和4年7月）」「(7) 7 管理運営に関する経費（2）納付金」で定められている追加納付金の支払い又は利益還元を行うことがあり、令和6年度では、次の表のとおり総額1,212万円相当の利益還元が行われている。なお、これまでに追加納付金の支払実績はなく、指定管理者の提案による市民の利便性向上に向けた自主事業の充実での利益還元が指向されている。

【指定管理者利益還元提案項目】

（単位：千円）

項目	概要	対策	費用（税別）	備考
1 市民開放日（イベント有）	提案事項である市民開放日のイベント実施 ⇒ 2024年4月2日（月）来場者1,509人	イベント実施	2,701	4月実施
2 伐採木処分	伐採木をゴルフ場内捨て場から搬出処分 ⇒ 4t トラック10台分	枯損木伐採処理	500	5月実施
3 市民開放日（イベント有）	提案事項である市民開放日のイベント実施 ⇒ 2024年8月17日（土）来場者476人 18日（日）来場者1,061人	イベント実施	3,993	8月実施
4 女性用ドライヤー更新	女性来場者満足度UPの為 Refa・ダイソンのドライヤーを設置 盗難防止用コンセント改修工事	女性来場者 CSUP	499	12月実施
5 駐車場管理モニター更新	駐車場管理モニター経年劣化による故障	駐車場利用者	930	12月実施
6 市民開放日（イベント有）	提案事項である市民開放日のイベント実施 ⇒ 2025年2月2日（日）来場者371人	イベント実施	3,329	2月実施
7 駐車場内看板更新	市営駐車場内案内看板が経年劣化の為、更新	駐車場利用者	175	3月実施
			合計	12,127
			イベント実施計	10,023
			イベント実施以外計	2,104
				上記以外

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

ここで、指定管理期間内の各年度の利益還元の具体的な実施については、年度協定書では定めていない。また、事業計画と連携する形で「利益還元計画」は策定されておらず、指定管理者による利益還元の条件と自主事業の提案を受け隨時協議等によって具体的な実施内容を決定している。

第3期における指定管理者が提示した条件（案）によれば、利益還元の原資となる利益額が確定するのは基本納付金全額納付後となる年度終了時である。したがって、利益確定後の具体的な還元策の実行時期は、その翌年度（以降）となるのが通常である。

【指定管理者による利益還元の条件提案（第3期募集時）】

当グループが提案する還元条件（案）
【条件】 基本納付金を納付した後の利益が50百万円を超えた場合 【金額】 50百万円を超えた残りの金額の半分を事業に還元
【内容】 ・ゴルフ場利用者の更なる利便性の向上に投資 ・ゴルフ場利用以外の利用者に対して事業で還元

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

しかし、現状では、当年度の利益を原資として当年度に利益還元を行うという方法が実践されている。つまり、当年度の利益予想に基づいて利益還元の原資を算定し、その原資を年度内に使い切るという方法である。そのため、通常事業年度の後半になるほど利益額の確定度合いが高まる一方で、年度の前半では予測を誤るリスクが高いことから、特に比較的高額な設備更新などの利益還元は年度の後半にならないと行くにくい面がある。結果として、利益還元の実施は年度後半に偏りがちとなる。

また、現状の利益還元方法だと、単年度の使い切りが前提となっているため、利益を繰り越すことによって、大規模な設備投資や修繕を利益還元によって実施することが難しい。つまり、指定期間全体を通じた利益還元の原資が、本当に必要な投資に充てられず、その時できることに消費されてしまう可能性が高いと考えられる。

もちろん、現状の指定管理者による利益還元の取組を否定する意図は全くないが、単年度ではなく中長期的な視点があれば、還元原資を複数年度で柔軟に配分できることから、指定管理者の裁量の自由度がより高まり、利用者目線でのゴルフ場設備の更新や大型イベントを年度の早い時期に実施する等、現在と異なった多様な利益還元の可能性が高まると考えられる。

したがって、現状の当年度の利益を当年度に使い切る利益還元の方法を改め、市所管課と指定管理者で協議の上、利益還元計画を策定し、指定管理期間全体で利益還元を実施することが、施設の維持管理の有効性や利用者満足度のさらなる向上に資するものと考える。

【結果（意見）：みどりの管理課】

指定管理者による中長期的な経営判断を利益還元にも活かせるよう、指定管理期間全体における複数年度予算からなる利益還元計画の策定に向けて指定管理者と協議するよう要望する。

8. 生田緑地ばら苑の監査結果について

(1) 概 要

① 生田緑地ばら苑について

ア. 概 要

生田緑地ばら苑は、生田緑地の東地区に位置しており、周囲を多摩丘陵の樹林地に囲まれ、360度の緑のパノラマと清涼な空気が体感できる「秘密の花園」として親しまれ、バラの開花時にあわせ、春と秋の年2回開苑（一般公開）している。

昭和33年に小田急線開業30周年を記念し、野球場の跡地に「関東一のばら園」「小田急向ヶ丘ばら苑」として開苑された後、小田急向ヶ丘遊園の閉園に伴い、園内に整備されたバラ苑の存続を求める多くの市民の声に応え、平成14年に川崎市が引き継いで現在に至る。

バラについては、当時「東洋一の大バラ園」と言われたひらかたパークの大バラ園（大阪府枚方市）を整備した岡本勘治郎氏や福羽発生氏、小沢和雄氏らが参加し、5,000坪に各種世界のバラを10,000本（平成12年には、1,200品種20,000本）を植栽した。令和6年度に至るまで、そのコレクションを基とするバラを有し、苑内にはバラ文化の豊かさを示す代表的な四季咲大輪種（HT,ハイブリットティー）、四季咲中輪種（FL,フロリバンダ）や、つる性種（CI, クライミングローズ）、四季咲極小輪種（Min,ミニチュア）、ハマナシやサンショウバラなどの原種のバラが植栽されている。また、ロイヤルコーナーには”プリンセスミチコ”、“プリンセスドモナコ”など日本と世界各国の皇室に由来するバラが集められてきた。

これらバラの育成管理については、多くの市民ボランティアによって支えられてきた。平成20年の生田緑地ばら苑開苑50周年に新たにイングリッシュローズコーナーを、その後も新たにオールドローズガーデンを整備し、もみじ谷からの階段改修が行われた。平成30年の生田緑地ばら苑開苑60周年にはボランティアによる現地調査の協力と日本ばら会の認証を得て、春805種3,296株、秋625種2,916株（注1）の確認をした。

施設については、開苑時整備した大パーゴラ、ローズガーデンハウス等が往時のまま現存しているが、水盤やカスケードを要した「水」の要素については、老朽化等のため、市が引き継ぎ後に廃止し、令和6年度では、水盤を芝生広場、カスケードを苑路としている。

注1:「生田緑地ばら苑のあり方」令和6年1月11日検討状況報告用資料資料2では、「800品種3,300株（秋は620品種2,900株）を管理している。」との記述がある。

イ. 生田緑地ばら苑の現状について(一般公開の終了 令和7年11月3日最終日)

令和7年9月10日に発表され、川崎市ホームページ「【報道発表資料】再整備前最後となる「生田緑地ばら苑」秋の一般開放を行います！」に掲載されているとおり、生田緑地ばら苑は、再整備を予定しており（注2）さらに隣接している敷地で土地利用が計画されていることから、令和7年秋の一般開放（令和7年10月16日～11月3日）をもって、当面の間、閉苑となる。

注2：生田緑地ばら苑は、開設から60年以上経過し、施設の老朽化やバラのがん腫病の蔓延などが課題となっており、再整備が必要になっていることに加え、令和4年4月に同地区の都市計画緑地の区域等の変更、令和5年3月には、新たなミュージアムの建設候補地として当該地が示されるなど、当該地を取り巻く状況が大きく変化しており、令和6年5月には、改定した生田緑地ビジョンにおいて今後の方針性や生田緑地東地区の整備の考え方方が示されている。

令和7年11月1日現在、川崎市は、生田緑地ばら苑を再整備するにあたって、令和6年5月に改定した生田緑地ビジョンで定めた「目指すべき3つの方向性」に基づく具体的な取組を踏まえた整備や管理運営手法を取りまとめる「(仮称)生田緑地ばら苑管理運営整備方針」の策定に向けて検討を行っており、今後、市民意見聴取やサウンディング調査などを実施し検討を進める。なお、「新たなミュージアム」の開設地決定を踏まえ、一体整備に向けた検討を深める事項があることから、本方針については、新たなミュージアム管理運営計画の策定に合わせて、令和7年度中に取りまとめるとしている。（出典：川崎市ホームページ「生田緑地ばら苑管理運営整備方針の検討状況について（公開日：令和6年11月22日 更新日：令和7年10月31日）」）。

ウ. 生田緑地ばら苑の基本情報

生田緑地ばら苑の施設概要、歴史は次のとおりである。

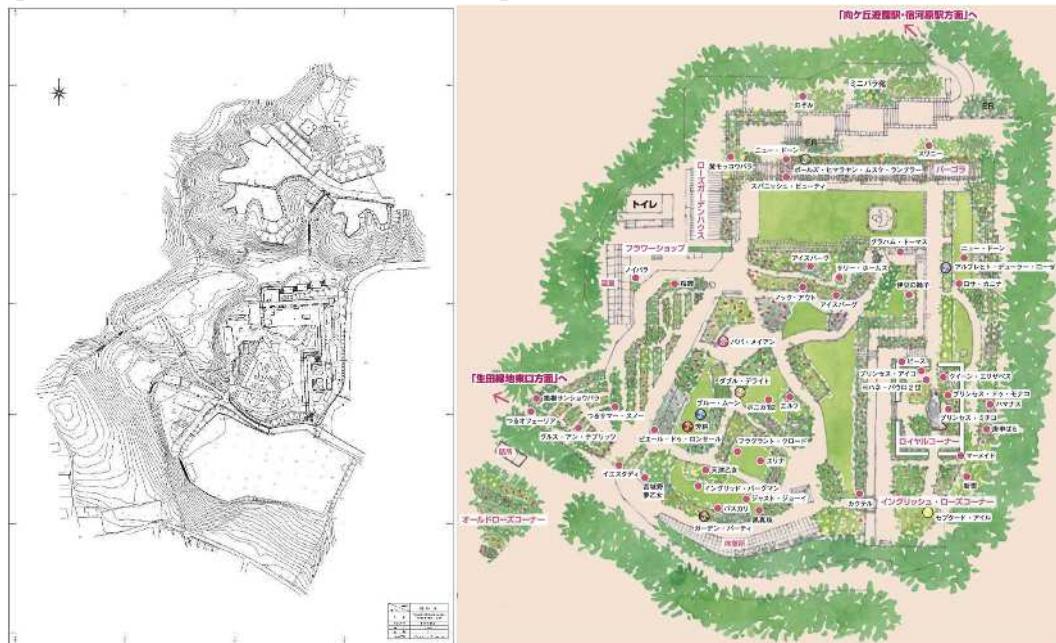
【施設概要（令和6年度）】

名称	生田緑地ばら苑（旧小田急向ヶ丘ばら苑）及び周辺区域
所在地	多摩区長尾2-8-1ほか
面積	ばら苑 12,000 m ² 、ばら苑及び周辺区域 73,856 m ²
主な施設	ばら苑（バラの丘、ロイヤルコーナー、見本苑、見本西苑、白亜の彫刻（「白鳥と子供」「母と子」、「花の女神フローラ像」）、中央苑路、中央西苑路、東苑路、西苑

	路、南苑路、パーゴラ、ローズガーデンハウス、温室、コンテナトイレ（男子・女子）各1基）、オールドローズコーナー、臨時（身障者用）駐車場、もみじ谷駐車場、苗圃、管理棟、プレハブ倉庫、樹林地
開苑期間	春 5月中旬から（R6は、5/9～5/26） 秋 10月中旬から（R6は、10/19～11/17） 年間48日
開苑時間	平日 午前10時～午後4時30分（秋は午後4時）まで 土日祝 午前9時～午後4時30分（秋は午後4時）まで ※いずれも最終入苑は閉苑時間の30分前まで
入苑料	無料（ばら苑募金への協力を依頼）
来苑者数等	R6 90,853人 54,919人（春）、35,934人（秋） 5,844台
ばらの種類	800品種 3,300株（秋は620品種 2,900株）
駐車場	60台（1回1,000円） 階段の混雑回避のため、もみじ谷（100台）は不使用
管理者	川崎市 受託者：公園緑地協会 管理委託費：86,612,680円
市民ボランティア	登録人数：約187人、作業人数：15～30人/日
	活動日 月曜日を除く、平日及び土・日曜日のうち、月12回前後
	主な作業 <ul style="list-style-type: none">・バラの育成管理（除草、芽かき、凋花切り、牛糞撒き、中耕、施肥、側蓄取り、剪定等）・ばら苑及び周辺の維持管理（除草、芝生管理、樹木管理、清掃等）・開苑期間中の業務（来苑者の受付及び来苑者数の把握、募金の受付、苑内のガイド等）

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

【現況平面図と生田緑地ばら苑中心部】



出典：市所管課提出資料及び生田緑地ばら苑公式ホームページに基づき監査人作成

【生田緑地ばら苑の歴史】

年	内容
昭和 2 年 4 月 1 日	小田急線の開業と同時に向ヶ丘遊園が開園
昭和 32 年	小田急線開業 30 周年事業としてばら苑建設を計画 ばら苑整備にむけて準備委員会メンバー (設計 東京大学農学部園芸学教授 横山光雄 ばらの栽培・育成 福羽発生、岡本勘治郎、小沢和雄など)
昭和 33 年 5 月 23 日	小田急電鉄株式会社が、「関東一のばら園「小田急向ヶ丘ばら苑」」を開苑
昭和 33 年 5 月 27 日	秩父宮妃殿下が来苑
昭和 34 年	開苑 1 周年を記念して高松宮妃殿下が来苑
昭和 52 年	ロイヤルコーナーに「花の女神フローラ像」を設置 フラワーショー 15 周年記念
平成 14 年 3 月	向ヶ丘遊園閉園
平成 14 年～	市民の声に応える形で市がばら苑を小田急電鉄株式会社から引き継ぎ、生田緑地ばら苑として、春と秋の年 2 回開苑(春 533(秋 440)品種春 4,700(秋 4,400)株) 市民ボランティアが除草作業を手伝う。
平成 19 年～	日本ばら会の指導を受け、ボランティアもバラの栽培管理に参加
平成 30 年	日本ばら会に支援を受け、現在の春 800(秋 620)品種春 3,300(秋 2,900)株数を確認
令和 2 年	新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、春の一般開放中止
令和 6 年	駐車場料金を 500 円から 1,000 円に値上げ 全国都市緑化かわさきフェアの開催を機に薪棚をアレンジしたゲートを設置
令和 7 年	秋の一般開放の終了をもって、再整備等のため当面の間、閉苑

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

② 来苑者の状況について

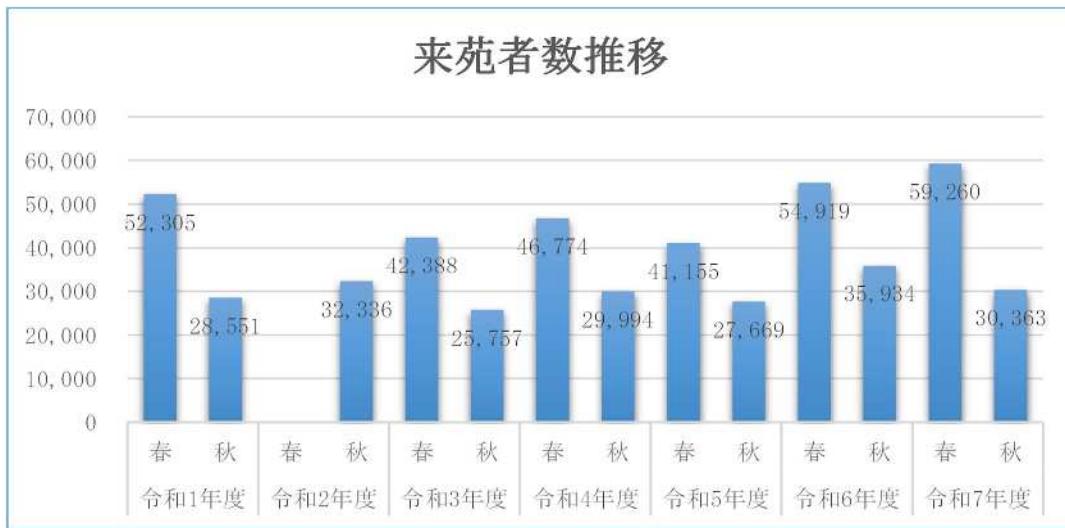
生田緑地ばら苑の令和元年度から令和 7 年度までの来苑者数等の推移は次のとおりである。

【一般開放時来苑者数データ】

	令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
開苑日数	20	25	0	25	18	18	17	18	18	25	18	30	18	19
来苑者数 (開催別)	52,305	28,551	32,336	42,388	25,757	46,774	29,994	41,155	27,669	54,919	35,934	59,260	30,363	
来苑者数 (年度計)	80,856		32,336		68,145		76,768		68,824		90,853		89,623	
1 日当たり来苑者数	2,615	1,142	1,293	2,355	1,431	2,751	1,666	2,286	1,107	3,051	1,198	3,292	1,598	

注：令和 2 年度春は閉苑している。

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成



出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

【一般開放時関連データ】

	令和1年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	
有料駐車場利用台数	(開催別)	5,344	2,846		3,275	4,107	2,465	3,844	2,811	3,369	2,483	3,604	2,240	3,114	1,952
	(年度計)		8,190		3,275		6,572		6,655		5,852		5,844		5,066
バス利用者数	(開催別)	2,796	2,151		2,190	1,984	1,547	2,287	2,108	2,448	1,835	4,950	6,458	5,996	3,364
	(年度計)		4,947		2,190		3,531		4,395		4,283		11,408		9,360
ばら苑募金(千円)	(開催別)	3,156	1,772		1,998	3,064	1,614	3,214	1,772	2,195	1,519	3,311	1,740	3,350	2,002
	(年度計)		4,928		1,998		4,678		4,986		3,714		5,051		5,352

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

③ 業務委託の状況について

令和6年度の生田緑地ばら苑は、「生田緑地ばら苑のバラの育成及び管理業務委託」によって管理されており、公園緑地協会が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、委託業者として選定されている。

随意契約の主な理由としては、生田緑地ばら苑の運営には、ボランティアとの協働（育成指導を含む。）とバラ育成に関する専門性（土壌改良やバラ病気対策を含む。）が必要であるところ、公園緑地協会は川崎市の出資法人として、全市的なボランティア育成事業に継続的に取り組み、ボランティアの指導、育成に関して豊富な知識、経験を有しており、本施設の登録ボランティアとも長年の信頼関係を築き上げていること及びバラ育成に関する専門性を踏まえ、適切な育成管理を継続して行ってきた実績があることが挙げられている。

なお、公園緑地協会は、平成14年に小田急電鉄株式会社から引継ぎ川崎市が管理を行ったころからの継続的かつ実質的に唯一の委託業者である。

【令和6年度の生田緑地ばら苑の業務委託の概況】

名称	契約方法	委託業者	委託料（円）
生田緑地ばら苑のバラの育成及び管理業務委託	随意契約	公園緑地協会	86,612,680

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

【委託業務の主な内容】

ア. 委託の目的

生田緑地ばら苑の魅力及び管理の質を向上させるため、ボランティアと共にバラの育成及び管理を行い、また、一般開放時における来苑者の安全確保及びサービスの向上を図ることを目的とする。

イ. 業務委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ウ. 一般開放の期間

一般開放は春と秋の2回

春：令和6年5月のおおむね18日間

秋：令和6年10月19日から令和6年11月17日までの間の30日間

なお、バラの生育状況等により期間を変更する場合は、川崎市と協議を行う。

エ. 業務の内容

- (ア) 施設内の管理に関する業務
- (イ) 施設における秩序維持に関する業務
- (ウ) バラの育成及び管理に関する業務
- (エ) バラの管理計画作成に関する業務
- (オ) ボランティアの指導、育成等に関する業務
- (カ) ホームページの管理に関する業務
- (キ) 仮設トイレの設置及び清掃に関する業務
- (ク) 利用者への対応及びサービスに関する業務
- (ケ) 一般開放時の来苑者の安全確保等に関する業務
- (コ) 一般開放時の来苑者（身体障害者等）の送迎に関する業務
- (サ) 一般開放時の草刈りに関する業務
- (シ) 一般開放時の清掃に関する業務
- (ス) 一般開放時の人止め柵設置に関する業務
- (セ) 一般開放時の案内看板の書換えに関する業務
- (ゾ) 一般開放時のイベント等開催に関する業務

- (タ) 一般開放時のポスター作成に関する業務
- (チ) 一般開放時のパンフレット作成に関する業務
- (ツ) その他生田緑地ばら苑の管理に関する業務

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて生田緑地ばら苑への現場往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 未許可の募金行為について（指摘：2件）

【現状・問題点】

生田緑地ばら苑のバラの育成及び管理業務委託の委託業者である公園緑地協会は、生田緑地ばら苑の一般開放期間において、「ばら苑募金」と称して、来苑者から募金を行っているが、市所管課に確認したところ、ばら苑募金については都市公園条例第3条第1項に基づく公園内行為許可を受けていないことが判明した。また、許可を受けていないことから都市公園条例第3条第6項に基づく使用料の納付も受けていない状況である。

市所管課によると、公園内行為許可に代えて、毎年、公園緑地協会より提出される募金実施届を受け、募金行為を認めているとのことである。しかし、公園緑地協会からの届出に対して、行政処分であるところの「許可」を行った記録は残されていないことから、市所管課が「許可」を行った事実を確認することはできなかった。

たとえ募金の使途がバラの育成・管理等であっても、公園管理者以外の者が都市公園内で募金を行う場合には、市長の「許可」が必要である旨が都市公園条例第3条第1項で明確に定められており、許可を受けようとする者は同条第2項に定める申請書を市長に提出しなければならないこととされているところ、条例が求める手続を経ることなく、委託業者からの届出で済ませていることは条例の規定に明確に反する事務である。

また、仮に条例の規定に則った許可を経て委託業者が募金を行っていた場合には、都市公園条例第3条第6項の規定に基づいて、「1日につき1,010円」の使用料を委

託業者から徴収する必要があった。この点、「ばら苑募金」については、正当な許可を経ていないことから、使用料の免除のための正当な手続も経ていない。したがって、生田緑地ばら苑において募金を行っている公園緑地協会から条例に規定されている使用料を徴収していない事務は不当であると言わざるを得ない。

【令和7年秋開催時の募金実施状況】



出典：監査人撮影

【結果①（指摘）：みどりの管理課】

委託業者が都市公園内で募金を行う場合には、都市公園条例第3条第2項に定める申請書を市所管課に提出するよう指導されたい。

【結果②（指摘）：みどりの管理課】

委託業者が市所管課による事実上の許可に基づいて実施した募金については、都市公園条例第3条第6項に基づく使用料を徴収、若しくは使用料の減免手続を実施されたい。

② 委託した事実を確認できない駐車場管理業務について（指摘）

【現状・問題点】

生田緑地ばら苑のバラの育成及び管理業務委託の委託業者である公園緑地協会は、生田緑地ばら苑の一般開放期間における駐車場の管理について、都市公園法第5条に基づく管理許可を受けていない。また、許可を受けていないことから都市公園条例

第12条第1項に基づく使用料を納付していない。

市所管課によると、委託業者による生田緑地ばら苑の一般開放期間における駐車場の管理については、委託契約及び協議によって認めていたことであった。しかし、本業務委託の仕様書を確認したところ、一般開放期間における来苑者の安全確保等に関する業務として、「一般開放時の来苑者及び駐車場利用者の安全を確保するため、必要な事前準備を行い、来苑者及び車両（自転車及びバイクを含む。）を誘導する業務を行う」と明記されているものの、駐車料金の設定や徴収・各種報告業務といった駐車場の管理運営業務については何ら指示されていなかった。したがって、市所管課が公園緑地協会に対して生田緑地ばら苑の駐車場の管理業務委託を行っていたという客観的事実は確認できなかった。

公園管理者以外の者であって、かつ、公園管理者から駐車場の管理業務を受託していない者が公園施設である駐車場の管理を行う場合には、公園管理者の「許可」が必要である旨が都市公園法第5条で明確に定められており、許可を受けようとする者は都市公園条例第9条第1項第2号に定める申請書を市長に提出しなければならないこととされているところ、これらの法令が求める手続を経ることなく、委託業者との協議で済ませていることは条例の規定に明確に反する事務である。

また、仮に条例の規定に則った許可を経て委託業者が駐車場の管理を行っていた場合には、都市公園条例施行規則第10条第1項の規定に基づいて、「1月1平方メートルにつき150円」の使用料を委託業者から徴収する必要があった。この点、生田緑地ばら苑の駐車場については、正当な許可を経ていないことから、使用料の免除のための正当な手続も経ていない。したがって、生田緑地ばら苑の駐車場の管理を行っている公園緑地協会から規則に規定されている使用料を徴収していない事務は不当であると言わざるを得ない。

なお、市所管課の主張によれば、駐車場の管理業務を公園緑地協会に委託する意思があったとも受け取れるが、仮にそのような事実があったとすれば、仕様書にその旨を明記する必要があった。

【結果（指摘）：みどりの管理課】

公園施設の管理業務の委託業者に対して、駐車場の管理業務を併せて委託する旨の公園管理者の意思がある場合には、仕様書に駐車場管理業務の仕様を明記したい。

③ 再委託の承諾手続について（指 摘）

【現状・問題点】

生田緑地ばら苑のバラの育成及び管理業務委託の委託業者である公園緑地協会は、本業務委託の仕様書で要求されている業務の全てを自ら行っているわけではなく、委託業者の判断により、一部の業務を他の業者に再委託している。

【令和6年度の一般開放（春）に関わる再委託の事例】

再委託名称
・生田緑地ばら苑春季一般開放に関わる準備及び警備等業務委託
・生田緑地ばら苑春の公開用草刈等業務委託
・生田緑地ばら苑春の公開用清掃等業務委託
・生田緑地ばら苑一般開放時の来苑者送迎輸送業務委託
・生田緑地ばら苑春開苑時トイレ清掃業務委託

出典：公園緑地協会提出資料に基づき監査人作成

ここで、再委託については、川崎市委託契約約款第5条（再委託の禁止等）に従う必要がある。同条第2項には、「受注者は業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。」と規定されているが、市所管課に確認したところ、同条第2項に定める書面が残されておらず、正当な再委託承諾手続が行われた事実が確認できなかった。委託業者が再委託を行う場合の承諾手続については、川崎市が委託業務全般に義務付けている規定であることに鑑みると、単なる契約当事者間の取り決めを超えて一定の規範性を有する規定であると言えることから、この規定を遵守していない事実は、一般的な合規性違反と同視し得る程度に不当であると言わざるを得ない。

市所管課は、委託業者が再委託を行う場合には、所定の書面による承諾を求めるよう委託業者に適宜指導すべきであったが、書面によらない再委託の事実上の承諾が前例踏襲的に行われており、事務を見直す機会を逸していたものと考えられる。委託業務における発注者及び受託者の遵法意識の希薄化は、発注者と受託者との間での懸念や馴れ合いの温床となるおそれがあることから、発注者は改めて受託者による再委託の実態を確認し、必要な書面をもって承諾する事務を徹底する必要がある。

【結果（指摘）：みどりの管理課】

再委託を行っている委託業者に対しては、川崎市委託契約約款第5条の規定に基づく所定の書面の提出を受けた上で再委託の承諾を行われたい。

④ 一般開放時を含む業務実施報告について（意見）

【現状・問題点】

生田緑地ばら苑のバラの育成及び管理業務委託の委託業者である公園緑地協会は、市所管課に対し、仕様書に基づいて業務実施報告を行っている。

しかし、委託業者が市所管課に提出している報告書類を確認したところ、委託業務の中核をなす生田緑地ばら苑の一般開放時に生じる次の業務に関して、実施した内容が詳細かつ体系的に報告されているとは評価し難い状況であった。

【仕様書に定める業務内容のうち一般開放時に生じる業務】

- 一般開放時の来苑者の安全確保等に関する業務
- 一般開放時の来苑者（身体障害者等）の送迎に関する業務
- 一般開放時の草刈りに関する業務
- 一般開放時の清掃に関する業務
- 一般開放時の人止め柵設置に関する業務
- 一般開放時の案内看板の書換えに関する業務
- 一般開放時のイベント等開催に関する業務
- 一般開放時のポスター作成に関する業務
- 一般開放時のパンフレット作成に関する業務

出典：生田緑地ばら苑のバラの育成及び管理業務委託仕様書

令和6年5月の委託業務完了報告書（次に掲載）を例に挙げると、業務内容の「8～16 一般開放時の業務について」の報告は実施の有無の「○」と特記事項に、若干の記載がある他は、令和6年度の春の一般開放時（令和6年5月9日～5月26日）の業務実施についての具体的な記述はなく、写真数点が添付されているにとどまる状況であった。

【委託業務完了報告書（月次一部完了届）の記載例】

件名 生田緑地ばら苑のバラの育成及び管理業務委託(令和6年5月)

業務内容	実施の有無	特記事項
1. 施設内の管理に関すること	○	
2. 施設における秩序維持に関すること	○	
3. バラの育成及び管理に関すること	○	別紙のとおり
4. ボランティアの指導、育成に関すること	○	5月のボランティア 300人 講習会1回開催 活動日:12日間活動 5月2日・山崎譲翁 「講義内容」[シートの管理、花がら切りについて]講習・実技指導
5. ホームページの管理に関すること	○	
6. 仮設トイレの設置及び清掃に関すること	○	
7. 利用者への対応及びサービスに関すること	○	・電話対応 ・苗木・飲食売店の設置・運営
8~16. 一般開放時の業務について	○	・車椅子点検 ・草刈り業務 ・人止柵(ヨーン)撤去 ・案内看板書替え
17. その他、管理に関すること	○	・バラ鉢搬入回収 ・蜂トラップ回収
補修・改善等の報告について		(補修・改善が必要な事項) ・もみじ谷駐車場全般の排水不全 ・身障者用駐車場の排水不全 ・苑内のインターロッキングブロック舗装及び階段ブロックの老朽化 ・もみじ谷(114段)階段の老朽化 ・苑内トイレ詰まりに係る排水全般の見直し ・枯れ木(ナラ枯れ)の対応

*○印は実施した業務

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

生田緑地ばら苑は、川崎市が管理し始めて20年を超えており、その間同一の委託業者が特命随契によって選定され継続関与してきたことから、毎年度の「一般開放時に生じる業務」についても、実施内容の報告や委託業務に対する評価が硬直化していた可能性がある。

しかし、一般開放時の春秋2回のイベント関連業務は、多くの市民が来苑し、本来の公園機能が発揮されるべき重要な機会であることから、来苑者の満足度を高める施策が実施されているか否かについては、委託業務の評価を行うに当たって重要なポイントとなると考えられる。そこで、委託業務の重要事項について、委託業者の説明責任を果たさせるためにも、一般開放時には記載事項を充実させた特別な報告様式を設ける等の工夫を図ることが望ましいと考える。

【結果（意見）：みどりの管理課】

年間の委託業務の中で、特定の月に重要な業務が実施されるような場合には、当該月について、報告内容を通常月よりも充実させるための特別な報告様式を設ける等、月次報告様式の柔軟な運用を図るよう要望する。

9. 王禅寺ふるさと公園の監査結果について

(1) 概 要

① 施設の概要について

王禅寺ふるさと公園は、北側に「禅寺丸」という柿の原木で知られる名刹王禅寺、南側には琴平神社と、この地に縁の深い寺社に接しており、市制施行 60 周年を記念して、昭和 60 年 10 月に面積約 11.2ha が都市計画決定され、昭和 60 年度より用地取得を開始し、平成元年度から施設整備が行われた。現在は、そのうち約 10.5ha を供用している総合公園である。

「水と緑とのふれあい・ふるさと意識の醸成」をテーマに、3 本の谷戸が入り込んだ標高差約 30m の地形と、コナラ・クヌギ・ヤマザクラ等の植生を活かし、多目的広場をはじめ芝生広場・多摩川をイメージした流れ・富士山が眺望できる展望台、自然散策路等を整備し、春には木々の新緑、秋には紅葉・落葉拾い等、自然の変化を十分楽しめる公園となっている。

平成 5 年 11 月には、公園の愛称が公募により「王禅寺ふるさと公園」に決定し、オーストラリアのウーロンゴン市との姉妹都市提携 5 周年を記念してユーカリやブラシノキの植樹を行った。また、毎年秋には芝生広場で麻生区ふれあい公園を開催し、多数の人が来場している。

【王禅寺ふるさと公園の施設概要】

名称	王禅寺ふるさと公園		
公園種別	総合公園		
所在地	麻生区王禅寺 528-1		
公園面積	104,676 m ²		
開設日	平成 3 年 5 月 3 日		
主な施設	施設名	内容	面積約
	多目的広場	健康器具、ベンチ、水飲み場、トイレ等	14,200 m ²
	芝生広場	テーブルベンチ、水飲み場、ベンチ、デッキ、吊り橋等	8,100 m ²
	花木園	ウメ、アンズ、ハナミズキ、時計塔等	1,900 m ²
	緑陰及び園路	四阿、展望台、回廊、ベンチ等	20,720 m ²
	池・流れ及び周辺	流れ 延長 160m、幅員 3~6m、水量約 160t 池 18×22m 水深 35cm	8,090 m ²

	自然散策路	トンネル、自然散策路等	29,190 m ²
	駐車場	収容台数 62 台（うち身障者用 2 台）	2,400 m ²
管理運営方法	直営		
主な施設管理許可	駐車場（収容台数 62 台）		
主な施設設置許可	自動販売機（3 台）		

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

【王禅寺ふるさと公園の平面図】



出典：川崎市ホームページ

② 設置許可の状況について

王禅寺ふるさと公園における設置許可に係る概要は次のとおりである。

【王禅寺ふるさと公園における設置許可の概要】

内容	面積	申請者	設置期間	使用料
自動販売機 (3 台)	3.0 m ²	公園緑地協会	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	3,600 円
駐車場管制装置	58.5 m ²	公園緑地協会	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	免除

駐車場内 EV 充電器設備一式	1.2 m ²	川崎市環境局長	令和6年9月9日～令和9年3月31日	免除
-----------------	--------------------	---------	--------------------	----

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

③ 管理許可の状況について

王禅寺ふるさと公園における管理許可に係る概要は次のとおりである。

【王禅寺ふるさと公園における管理許可の概要】

内容	面積	申請者	管理期間	使用料
駐車場の管理運営	1,832.5 m ²	公園緑地協会	令和7年4月1日～令和8年3月31日	免除

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

④ 業務委託の状況について

令和6年度の王禅寺ふるさと公園に直接関係する主な業務委託の状況は次のとおりである。

【王禅寺ふるさと公園における主な業務委託の概要】

名称	契約方法	委託業者	委託料（円）
王禅寺ふるさと公園管理運営・維持管理業務委託	一般競争入札	株式会社ジャパンサービス	6,915,700
王禅寺ふるさと公園水景施設（池及び流れ等）清掃業務委託	見積合せ	リバーサービス株式会社	990,000
王禅寺ふるさと公園剪定等業務委託	見積合せ	株式会社濃沼植木	990,000
王禅寺ふるさと公園ケヤキ等剪定業務委託	見積合せ	株式会社今井造園	958,100
王禅寺ふるさと公園水景施設（ろ過槽及びポンプ等）保守点検業務委託	見積合せ	株式会社MMエンジニアリング	743,600
王禅寺ふるさと公園水景施設内産業廃棄物処分業務委託	見積合せ	株式会社京葉興業神奈川支店	200,420

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて王禅寺ふるさと公園への現場往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 公有財産台帳に登載されていない建築物について（指 摘）

【現状・問題点】

王禅寺ふるさと公園への現場往査時に、公有財産台帳と公園内に設置されている建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの）を照合したところ、公園内に設置されている四阿（2件）とポンプ室が公有財産台帳に登載されていないことが確認された。

【四阿】



【ポンプ室】



出典：監査人撮影

公園の維持管理を行う麻生区役所道路公園センターに確認したところ、これらの建築物は王禅寺ふるさと公園が整備された当初から存在するものであり、その当初から台帳に登載されていなかったと推察されるが、登載されなかった理由については不明であるとのことであった。

これらの建築物については、建物に区分すべきか、工作物に区分すべきかについては判断の余地はあるものの、公有財産に該当するものであることは間違いない。公有

財産については、財産規則第44条の規定に基づき、公有財産の所在、数量、価額等を明確にし、その管理の適正を図るために、公有財産台帳に登載する必要があるが、公園内に設置されている四阿（2件）とポンプ室について、公有財産台帳への登載を確認することができなかつた。

みどりの管理課と麻生区役所道路公園センターが連携し、王禅寺ふるさと公園内に設置されている四阿とポンプ室について、その所在、数量、価額等を明確にし、その管理の適正を図るために公有財産台帳に登載する必要がある。

【結果（指摘）：麻生区役所道路公園センター、みどりの管理課】

王禅寺ふるさと公園内に設置されている四阿とポンプ室について、その所在、数量、価額等を明確にし、その管理の適正を図るために公有財産台帳に登載されたい。

② 公園敷地から伸長する植物への対応について（意見）

【現状・問題点】

王禅寺ふるさと公園への現場往査の際に、公園外周の歩道を歩行していたところ、公園敷地から伸長してきた植物（クズ）が道路に越境し、公園外周にあるバス停付近の電線に直接触れている状態が確認された。

【電線に接触している公園植物（クズ）】



出典：監査人撮影

市所管課によると、公園敷地から伸長したクズが電線に直接触れている状況も把握していたが、重大事故の発生リスクは低いという認識から、緊急対応の必要性は認識していなかったとのことである。

しかし、写真で示したような状況は、景観的に良好な状況でないことは明らかであることに加え、植物に関する専門的知見を有していない一般市民・歩行者の視点からは、植物の倒伏による怪我の危険性や断線による感電・火災発生といった危険性を想起させる可能性がある。このような状況を放置しておくことは、市所管課が必要な業務を怠っているのではないかという不信感を惹起するリスクがあることを市所管課は十分に認識する必要があると考える。

市所管課としては、専門業者へ委託する必要のある作業については、予算の範囲内で優先順位を設けて計画的に発注しており、今回発見した植物の除去についても実施する予定はあったとのことである。しかし、市民からの信頼低下のリスクに鑑みると、今回の事案は、当初の予定を前倒しして作業を実施するよう委託業者と調整する等の柔軟な対応が望ましいものであったと考えられる。

なお、市所管課によると、令和7年10月21日に、公園敷地から伸長したクズの除去作業を完了したことである。

【除去作業後の様子（令和7年12月現在）】



出典：市所管課提供資料

【結果（意見）：麻生区役所道路公園センター】

専門業者へ委託する必要のある作業については、市民感情にも十分に配慮の上、実施時期を柔軟に調整するよう要望する。

③ 管理事務所の施錠管理について（意 見）

【現状・問題点】

王禅寺ふるさと公園へ現場往査した際に、管理事務所に立ち入ったところ、管理人が不在であったものの、管理事務所は施錠されていない状況であった。また、管理事務所内の管理人の作業・休憩スペースには、管理人の私物と思われる鞄やスマートフォン、交通系 IC カード等が置かれたままであった。さらに、同じ建物内には草刈り機・鎌などの剪定器具類を含む備品等の倉庫室があったが、こちらも未施錠であり、外部者が容易にこれらの備品を持ち出しできる状態となっていた。

所管課による説明では、所管課からの要請により往査当日は管理人不在でも監査人が立ち入り可能なように無施錠としており、通常は施錠していることであるが、いかなる状況であれ管理事務所が無人かつ無施錠であることにより、外部者が容易に管理事務所に侵入できる状況になっていることは、公園の安全性への脅威となり得る。具体的には、私物や備品等の盗難・紛失・破損のリスクのほか、鎌などの剪定器具類が持ち出され不正使用されることによる事故・事件の発生リスク等が考えられる。特に、火曜日から金曜日（祝日を除く。）までは管理人は1名しか配置されておらず、市所管課によると、管理人は園内作業に従事するため管理事務所を不在にしがちであることから、無施錠の場合には事故・事件の発生リスクは高まるものと考えられる。

市所管課は、王禅寺ふるさと公園の管理業者に対して、管理事務所の施錠管理の重要性について改めて指導し、不在時の施錠の徹底を求める必要がある。

【結果（意見）：麻生区役所道路公園センター】

王禅寺ふるさと公園の管理業者に対して、管理事務所の施錠管理の重要性について改めて指導し、不在時の施錠の徹底を求めるよう要望する。

④ 苦情処理対応簿の年度内未処理事案の管理方法について（意 見）

【現状・問題点】

市所管課では、王禅寺ふるさと公園を含めて市所管課が所管する公園に対する苦情・要望等について、苦情処理対応簿に記録しており、年度ごとに取りまとめられている。この苦情処理対応簿には、受付日時・対応者・要望内容等が記録され、対応が完了したものについては処理日が記載される運用となっている。また、陳情の内容によっては対応が完了するまでに複数年度を要する場合もあるが、市所管課によると、年度が替わった後も、過年度に受け付けた陳情に対するフォローアップは行っており、対応が完了したら過年度の苦情処理対応簿に適切に記録していることから、苦情

処理対応簿を活用した陳情対応の管理について問題はないという認識であった。

しかし、過年度の苦情処理対応簿を閲覧したところ、未処理のまま残っている案件が散見された。市所管課によると、苦情処理対応簿上は未処理となっているものの、既に対応が完了しているはずの案件や対応しないという決定を下した案件も存在するとのことであった。しかし、仮に、苦情への対応漏れが発生していたとすると、市政への信用失墜につながるリスクがある。そのため、苦情処理対応簿上、長期間未処理の状態で放置されていることは管理上問題であり、年度をまたいだ陳情対応の管理方法については改善の余地があると考えられる。

まずは、過年度の苦情処理対応簿の未処理案件の棚卸を行い、対応すべき案件の有無を早急に確認する必要がある。また、棚卸の結果、既に対応が完了していることが判明した案件や対応する必要がないことが判明した案件については、未処理のフラグを対応済みに変更する必要がある。そして、今後はこのような過年度の苦情処理対応簿の棚卸を組織のルーティンとして、実施時期を定めて定期的に実施することが望ましい。

【結果（意見）：麻生区役所道路公園センター】

市民から受け付けた陳情が長期間未処理のまま放置されることがないよう、過年度の苦情処理対応簿の棚卸を定期的に実施するよう要望する。

⑤ 公園内の施設の修繕計画について（意見）

【現状・問題点】

王禅寺ふるさと公園においては、園路デッキや木製階段、橋など公園利用者の安全性や満足度に重要な影響を及ぼすと考えられる施設が多く存在する。しかし、市所管課に確認したところ、これらの施設については、中長期的な視点に立った修繕計画が策定されていないことが判明した。なお、王禅寺ふるさと公園への現場往査の際にも、足の踏み場が一部損壊している木製階段を確認した。そこにはコーンが立てられていて、注意喚起はされているものの、利用者が容易に立ち入ることができる状況にあり、安全性が危惧される状況であった。

【一部損壊している木製階段】



出典：監査人撮影

修繕のための計画がない場合、施設が損壊に至る前に先立って予防的に修繕を実施することは現実的に難しく、どうしても施設損壊の事実を発見してからの事後的・突発的な修繕に頼らざるを得ないと考えられる。しかし、事前に十分な予算が確保されていなければ、仮に施設損壊の事実を適時に発見できたとしても、損壊の規模によっては十分な修繕を迅速に行なうことは難しいと考えられる。さらに、施設損壊の事実の発見自体が遅れた場合には、公園利用者の安全性にとって重大な脅威となるおそれがある。

そこで、公園施設の安全性を確保し、利用者が安心して利用できる公園環境を整備するためには、施設が損壊に至る前の予防的修繕が必要となると考える。施設損壊による被害が拡大する前に、時間的な余裕をもって修繕の実施を計画できれば、修繕の方法や施工業者の選択肢が広がり、コストの削減につなげられる可能性が高まると考えられる。このような予防的修繕を行うためには、中長期的な視点に立った修繕計画の策定が不可欠である。定期的・予防的な修繕の必要性を説明し、十分な予算を確保するための根拠資料としても修繕計画が必要になるものと考える。

また、施設の機能性の維持だけでなく、景観・美観の維持にも配慮して修繕計画を策定することで、利用者満足度の向上を図ることにも資すると考えられる。

【結果（意見）：麻生区役所道路公園センター】

王禅寺ふるさと公園にある園路デッキや木製階段、橋等の利用者の安全性に重要な影響を及ぼすと考えられる施設については、定期的・予防的な修繕に資する中長期的な修繕計画の策定を検討するよう要望する。

10. 多摩川緑地の監査結果について

(1) 概 要

① 多摩川緑地パークボール場について

ア. 施設の概要について

多摩川緑地パークボール場は、多摩川河川敷に整備されたパークゴルフ専用施設であり、子どもから高齢者まで幅広い市民が気軽に利用できるスポーツ施設として運営されている。多摩川緑地パークボール場は、市民に対し憩いの場としての機能及び質の高いサービスを提供するとともに、パークゴルフの魅力を広く普及させ、公共の福祉の向上に寄与することを目的として設置されたものである。

そのため、多摩川緑地パークボール場では、クラブ 1 本、ボール 1 個及びティーがあれば、子どもから高齢者まで、個人・グループを問わず芝生上でカップインを目指して楽しむことができるパークゴルフを提供している。本スポーツはレクリエーション性に加え健康増進にも資するものであり、施設内には「ひばり」「かるがも」の 2 コース（計 18 ホール）及び「あひる」コース（計 3 コース）が整備されている。

【多摩川緑地パークボール場の施設概要】

名称	多摩川緑地パークボール場（多摩川うなねパークゴルフコース及びあひるコース）
所在地	高津区宇奈根、久地地内
開設日	平成 13 年 3 月
主な施設	<コース> 21 ホール、パー75、面積 1.6ha ・ひばりコース ・かるがもコース ・あひるコース ひばりコース・かるがもコースは「多摩川うなねパークゴルフコース」として日本パークゴルフ協会公認コース ※あひるコースは平成 25 年 3 月設置 <事務所>構造：プレハブ造、建築面積：26.99 m ² <休憩所>構造：プレハブ造、建築面積：13.44 m ² <休憩所>構造：プレハブ造、建築面積：31.80 m ² <水循環型トイレ>4.15 m ² ×2 棟（男 2 穴、女 2 穴） <その他設備>電気設備、空気調査設備、給水設備
管理運営方法	指定管理者制度（利用料金制）

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

【各コースの距離等】

ひばりコース			かるがもコース			あひるコース		
コース No	距離 (m)	PAR	コース No	距離 (m)	PAR	コース No	距離 (m)	PAR
1	67	3	1	55	4	1	20	3
2	70	5	2	90	5	2	28	3
3	63	4	3	35	3	3	21	3
4	35	3	4	29	3			
5	28	3	5	45	4			
6	92	5	6	71	4			
7	30	3	7	78	4			
8	31	3	8	32	3			
9	43	4	9	39	3			
計	459	33	計	474	33	計	69	9

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

イ. 条例上の供用時間及び休場日

(ア) 供用時間

4月1日から10月31日までの期間は午前9時から午後5時まで

11月1日から翌年の3月31日までの期間は午前9時から午後4時まで

(イ) 休場日

12月29日から翌年の1月4日まで

月曜日（ただし、休日に当たるときは、当該日直後の休日に当たらない日）

木曜日（ただし、休日に当たるときは、当該日直後の土曜日、日曜日又は休日
に当たらない日）

※ただし、都市公園条例第6条第2項の表の規定により、市長は必要に応じ、
供用期間、供用時間及び休場日を変更することがある。また、指定管理者は、
あらかじめ市長の承認を得て、供用期間、供用時間及び休場日を変更するこ
とができる。

さらに、本施設が多摩川河川敷に設置された施設であることから、河川の増
水等、自然災害により使用できないことがある。

(ウ) 料金の設定

利用料金の額は、都市公園条例で定める金額（1人1回500円）の範囲内に
おいて、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

【令和7年度現在の利用料金（ひばり・かるがもコース）】

区分	1R(18H)料金	2R 目以降料金	0.5R(9H) 料金
大人	1人 450円	1人 450円	1人 220円
65歳以上	1人 250円	1人 250円	1人 120円
高校・大学生	1人 350円	1人 350円	1人 170円
中学生まで	1人 150円	1人 150円	1人 70円
団体(5組20人以上) ※2R	1人 250円 中学生以下 150円	通常料金	通常料金
大会(25組100人以上) ※終日貸切	1人 250円 中学生以下 150円	1人 250円 中学生以下 150円	

あひるコース（3H）の利用について

利用対象者 初心者及び小学生未満（保護者同伴）

利用料金 無料 ※2時間制

出典：川崎市多摩川緑地パークボール場ホームページに基づき監査人作成

（工）利用料の減免

指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる（なお、利用料金の減免に伴う利用料金収入の減少については、指定管理経費に当該減収分が見込まれるものとし、市からの補填等の措置は行わない。）。

ウ. 公の施設と指定管理者の基本情報

監査対象となる公の施設は多摩川緑地パークボール場（多摩川緑地パークボール場の項において、以下「本施設」という。）である。本施設は、都市公園条例に基づく公の施設であり、老若男女問わずだれでも気軽に楽しめるスポーツ施設として、市民に憩いの場と質の高いサービスを提供し、競技名であるパークゴルフの持つ魅力を広く伝えるとともに、公共の福祉に寄与することを目的として設置された。

本事業の実施にあたって、川崎市は、民間の技術や経営能力の活用及び今日の多様化する市民ニーズへの対応や効率的・効果的な業務遂行による本施設の魅力向上と管理経費の縮減を図ることを期待し、平成18年4月に指定管理者制度を導入している。

指定管理者の所管課は建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課である。

【指定管理の状況】

区分	指定期間	指定管理者
第1期	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで	株式会社よみうりサポートアンド サービス
第2期	平成21年4月1日から 平成26年3月31日まで	株式会社よみうりサポートアンド サービス
第3期	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで	株式会社よみうりサポートアンド サービス
第4期	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで	株式会社よみうりサポートアンド サービス
第5期	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	株式会社よみうりサポートアンド サービス

出典：川崎市ホームページに基づき監査人作成

監査対象期間である令和6年度（第5期中）における本施設の指定管理者は「株式会社よみうりサポートアンドサービス」である。なお現在の指定管理者は、第1期（平成18年4月1日から始まる指定期間）から本施設の指定管理者を継続している。

(ア) 公の施設の基本情報について

上述【多摩川緑地パークボール場の施設概要】を参照。

本施設は、都市公園条例第6条第1項の表に掲げる有料施設であり、利用者（有料施設に係る同条例第7条第2項の承認を受けた者）は、同条例第8条の2第3項に規定する利用に係る料金（多摩川緑地の監査結果の項において、以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

利用料金は、上述【令和7年度現在の利用料金（ひばり・かるがもコース）】を参照。

(イ) 指定管理者の基本情報について

【指定管理者の基本情報】

区 分	内 容
指定管理者名	株式会社よみうりサポートアンドサービス
主たる事業所の所在地	東京都稲城市矢野4015-1
指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

選定方法	公募
管理運営費の財源	利用料金収入及び指定管理料収入

出典：指定管理者制度活用事業評価シートに基づき作成

(ウ) 指定管理業務の概要について

指定管理業務の概要は次のとおりである。

- i 施設の運営に関する業務
 - (i) 利用の案内及び受付等業務
 - (ii) 利用料金の徴収、管理
 - (iii) 利用者の安全管理・指導業務
 - (iv) 備品等の貸出業務
 - (v) 物品などの販売に関する業務
 - (vi) 広報等に関する業務
 - (vii) 運営業務に関する書類等の管理及び記録の作成
 - (viii) 事業評価業務
 - (ix) 利用者の誘導、整理、安全確保
 - (x) 傷病者の救護措置、状況報告等
 - (xi) AED の管理について
 - (xii) その他施設の管理運営に関する業務
- ii 施設・設備の維持管理に関する業務
 - (i) コース維持管理業務
 - (ii) 施設の保守、管理及び修繕業務
 - (iii) 多摩川の増水等による緊急時の対応に関する業務
 - (iv) 備品管理業務
 - (v) 施設の警備業務
 - (vi) 施設の清掃業務（トイレ清掃を含む。）
- iii 多摩川河川敷のにぎわい創出に関する業務
- iv 提案事業と自主事業
- v 事業期間終了時の引継ぎ業務

(エ) 指定管理業務に係る収支の状況について

指定管理者の令和 6 年度の指定管理業務に係る収支の状況は次のとおりである。

【令和 6 年度における収支状況】

(単位:千円)

区分	令和 5 年度 (参考)	令和 6 年度
収入の部	指定管理料収入	9,452
	利用料金収入	11,870
	その他物品販売等収入	2,066
	合計	23,389
支出の部		16,742
収支差額		6,647
		23,574
		20,927
		2,646

注：記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

出典：指定管理者制度活用事業評価シートに基づき作成

② 多摩川緑地バーベキュー広場について

ア. 施設の概要について

多摩川河川敷は、身近な自然的空間であり、スポーツやレジャー、市民の憩いの場として多くの方々に利用されており、多摩川緑地バーベキュー広場もたくさんの市民が訪れる施設の一つとなっている。

バーベキュー広場が開設される前は、二子橋周辺の多摩川河川敷では、一部のマナーの悪い利用者によるごみの投棄や排せつ行為、音響機器を持ち込むことによる騒音、深夜の花火などの迷惑行為が散見され、大量に発生するごみ処理費用を市費により負担していた。

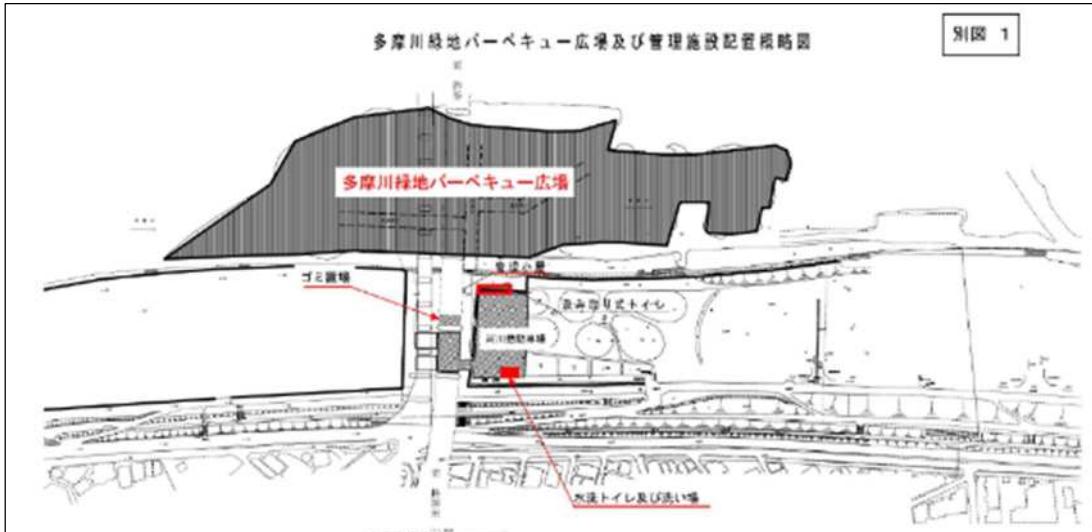
そこで、川崎市は、平成 23 年 4 月、バーベキューに伴う迷惑行為の低減と市費負担の軽減のため「多摩川緑地バーベキュー広場」を開設し、バーベキュー利用のルールを設けるとともに利用者から使用料を徴収し、ごみ処理費用や管理運営費用に充てる取組を開始した。

【多摩川緑地バーベキュー広場の施設概要】

名称	多摩川緑地バーベキュー広場
所在地	高津区瀬田地内
開設日	平成 23 年 4 月
主な施設	約 4ha (管理施設面積: 約 34,000 m ² 、ごみ置き場他: 約 6,000 m ²) <設備> ・ネット (誘導柵) ・管理小屋 1 棟 (構造: ユニットハウス、L 約 4.0m × W 約 2.0m × H 約 2.5m)
管理運営方法	指定管理者制度 (利用料金制)

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

【多摩川緑地バーベキュー広場の平面図】



出典：市所管課提出「募集要項」に基づき監査人作成

イ. 条例上の供用期間、供用時間及び休場日

都市公園条例で定める供用期間、供用時間及び休場日は次の表のとおりである。

供用期間	供用時間	休場日
4月1日から9月30日まで	午前9時から 午後6時まで	12月29日から翌年の1月4日までの日
10月1日から翌年の3月31日まで	午前9時から 午後4時まで	

市長は必要に応じ、上記供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。指定管理者は必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、供用期間、供用時間及び休場日を変更することができるが、管理施設の設置目的や近隣住民への影響へ配慮すること。また、供用時間以降の使用は認めない。ただし、イベントの実施等臨時に行うものについては、提案内容によっては可能とする。なお、新型コロナウイルス等の感染症拡大防止の観点から、バーベキュー広場利用者と近隣住民との接触回避を目的とした施設利用時間の短縮等、指定管理者からの提案があった場合には市と協議した上で実施することとする。

また、本施設は多摩川河川敷に設置された施設であることから、河川の増水等の自然災害や、その他市長が必要と認める場合は使用できないことがある。

ウ. 減免規定

指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免

除することができる。なお、利用料金の減免に伴う利用料金収入の減収については、川崎市からの補填等の措置は行わない。

エ. 公の施設と指定管理者の基本情報

監査対象となる公の施設は多摩川緑地バーベキュー広場（多摩川緑地バーベキュー広場の項において、以下「本施設」という。）である。

本施設は都市公園条例に基づく公の施設である。迷惑行為の抑制及び市費負担の軽減を図るとともに、利用者ニーズの把握を通じて幅広い年代への利用拡大や地域の魅力向上につながる施設運営を推進することを目的として、平成24年4月より指定管理者制度が導入されている。

指定管理者の所管課は建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課である。

【指定管理の状況】

区分	指定期間	指定管理者
第1期	平成24年4月1日から 平成29年3月31日から	太平洋總業サービス株式会社
第2期	平成29年4月1日から 令和4年3月31日まで	多摩川緑地バーベキュー広場共同事業体
第3期	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	多摩川緑地バーベキュー広場共同事業体

出典：川崎市ホームページに基づき監査人作成

監査対象期間である令和6年度（第3期中）における本施設の指定管理者は「多摩川緑地バーベキュー広場共同事業体」であり、代表構成団体の太平洋總業サービス株式会社及び構成団体の株式会社サンワックスの2社からなる。なお、代表構成団体である太平洋總業サービス株式会社は、第1期（平成24年4月1日から始まる指定期間）から本施設の指定管理者を継続している。

（ア）公の施設と指定管理者の基本情報

上述【多摩川緑地バーベキュー広場の施設概要】及び【多摩川緑地バーベキュー広場の平面図】を参照。

本施設は、都市公園条例第6条第1項の表に掲げる有料施設であり、利用者（有料施設に係る同条例第7条第2項の承認を受けた者）は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

利用料金の額は、都市公園条例で定める金額（6歳以上の者1人1日500円）

の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

【多摩川バーべキュー広場の利用料金】

区分	内容（有料施設利用料金）
多摩川緑地バーべキュー広場	入場料 1人1日 500円（中学生以上64歳以下の者）

出典：川崎市多摩川緑地バーべキュー広場ホームページ

入場料以外の料金体系としては、区画付きプランが設定されており、機材セットやテント等を含む「楽ちんプラン」及び「らいとプラン」のほか、企業・団体向けプラン等が提供されている。また、バーべキュー機材のレンタルサービスも併せて実施されている。

(イ) 指定管理者の基本情報について

【指定管理者の基本情報】

区分	内容
指定管理者名	多摩川緑地バーべキュー広場共同事業体 ・代表者名：太平洋總業サービス株式会社 ・構成員名 株式会社サンワックス
主たる事業所の所在地	川崎区藤崎3-7-6
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）
選定方法	公募
管理運営費の財源	主に利用料金収入（川崎市からの指定管理料の支払いはない）

出典：「指定管理者制度活用事業評価シート」に基づき作成

(ウ) 指定管理業務の概要について

指定管理業務の概要は次のとおりである。

- i 利用の禁止又は制限に関する業務
- ii 利用の承認に関する業務
- iii 利用料金の收受、返還、減免に関する業務
- iv 監督処分に関する業務
- v 施設の運営に関する業務

- vi 施設等の維持管理に関する業務
- vii 施設周辺等警備に関する業務
- viii 環境向上に関する業務
- ix 地域還元等に関する業務
- x 多摩川の増水等による緊急時の対応に関する業務
- xi 提案事業と自主事業
- xii その他施設の管理運営のために必要な業務

(エ) 指定管理業務に係る収支の状況について

指定管理者の令和4年度から6年度までの指定管理業務に係る収支の状況は次のとおりである。

【令和4年度から6年度までの収支状況の推移】 (単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入の部	利用料金・レンタル事業収入	96,883	88,892
	提案事業収入	4,930	4,697
	合計	101,813	93,589
支出の部	管理運営経費	119,042	90,016
	提案事業経費	1,339	1,451
	合計	120,381	91,468
収支差額	▲18,568	2,121	▲2,664

注：記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

出典：「指定管理者制度活用事業評価シート」に基づき作成

③ ニヶ領せせらぎ館について

ア. 施設の概要について

ニヶ領せせらぎ館は、「多摩川エコミュージアムプラン」の運営拠点及び情報発信センターであり、国が推進する「多摩川流域リバーミュージアム」の情報発信の拠点である。

ニヶ領せせらぎ館は、国土交通省のニヶ領宿河原堰管理所の一画にあり、水防活動資材を備蓄している。平常時はその一部を防災、環境、歴史、文化に関する学習などの、情報発信拠点として活用され、京浜河川事務所が進めている「多摩川流域リバーミュージアム」や川崎市が進めている「多摩川エコミュージアムプラン」と連携を図り、管理、運営は、行政と「NPO法人多摩川エコミュージアム」を中心とする市民との協働で行われている。

ミニ多摩川水族館、二ヶ領宿河原堰模型、大型モニター画面（DVD）などの常設設備のほか、月ごとに変わるフレッシュな企画展示（写真・絵画・作品など）が開催されている。ホール床面には、河口から水源までの多摩川水系全域を撮影した衛星写真（縮尺 10,000 分の 1）が貼り付けられているほか、多摩川コンサート（桜・夕涼み）、エコ★カップいかだ下りなど、季節に合わせた行事も開催されている。

【二ヶ領せせらぎ館の施設概要】

名称	二ヶ領せせらぎ館		
所在地	多摩区宿河原 1-5-1		
開設日	平成 11 年 3 月		
主な施設	施設名	内容	
	二ヶ領せせらぎ館	1 階 展示室、 2 階 会議室	
	別館資料室	—	
	屋外公衆便所等	—	
管理運営方法	直営		

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

イ. 業務委託の状況について

令和 6 年度の二ヶ領せせらぎ館に直接関係する主な業務委託の状況は次のとおりである。

【二ヶ領せせらぎ館における主な業務委託の概要】 (単位：円)

名 称	契約方法	委託業者	委託料
二ヶ領せせらぎ館運営 等業務委託	公募型プロポーザル方式	特定非営利活動法人多摩川エコミュージアム	4,999,610

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

④ 大師河原水防センターについて

ア. 施設の概要について

大師河原水防センターは、多摩川の氾濫等により被害を受けた場合に応急復旧活動を行うための拠点として、川崎市と国土交通省が平成 19 年 12 月に整備し、開設した施設である。

洪水等の災害時は、応急復旧活動などの拠点となるが、平常時は、施設の一部を多摩川河口部周辺での環境学習や歴史文化等の情報提供、水防訓練の場として、平成20年1月から運営している。

平常時は、多摩川の魚、カニなどの展示のほか、地域の歴史の紹介や自然素材を用いた工作、多摩川河口干潟等での観察イベントなどを行っている。

【大師河原水防センターの施設概要】

名称	大師河原水防センター		
所在地	川崎区大師河原 1-1-15		
開設日	平成19年12月		
主な施設	施設名	内容	
	大師河原水防センター	1階 河川情報室、 水防倉庫、備蓄倉庫 2階 災害支援室	
管理運営方法	直営		

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

イ. 業務委託の状況について

令和6年度の大師河原水防センターに直接関係する主な業務委託の状況は次のとおりである。

【大師河原水防センターにおける主な業務委託の概要】 (単位：円)

名 称	契約方法	委託業者	委託料
大師河原水防センター運営等業務委託	公募型プロポーザル方式	特定非営利活動法人多摩川干潟ネットワーク	4,999,500

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

⑤ 多摩川河川敷駐車場について

ア. 施設の概要について

川崎市内の多摩川河川敷は、野球場、サッカー場、バーベキュー場など多くの公園施設があるほか、河川敷を利用したさまざまなイベントも開催されており、多くの市民に親しまれている。川崎市では、多摩川河川敷を利用する市民のために、上平間・丸子橋・瀬田・宇奈根の4か所で、設置管理許可を採用して駐車場を運営し

ているが、本駐車場は河川敷という立地条件から、機械式による駐車場管理が困難であり、警備員による管理が必要であるなど、他の駐車場にはない特徴を有している。このような状況の中、人件費高騰等の影響により、持続的な駐車場運営が困難な状況である。

こうした状況を踏まえ、民間事業者のノウハウを生かし、持続的な経営を達成するため、都市公園法第5条第1項に基づく設置管理許可を受ける駐車場事業者を公募し選定した。

【対象施設概要】

駐車場名	所在地	駐車可能台数	面積
上平間駐車場	中原区上平間地内	186 台	5,468 m ²
丸子橋駐車場	中原区上丸子八幡町地内	303 台	12,934 m ²
瀬田駐車場	高津区瀬田地内	235 台	6,158 m ²
宇奈根駐車場	高津区宇奈根久地地内	120 台	3,505 m ²

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

イ. 管理許可の状況について

多摩川河川敷駐車場における管理許可に係る概要は次のとおりである。

【多摩川河川敷駐車場における管理許可の概要】

内容	運営事業者	管理期間	使用料
駐車場の管理運営	湘南台自動車学校	令和7年4月1日～ 令和10年3月31日	免除

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて多摩川緑地への現場往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 多摩川緑地パークボール場について

ア. 不用物品について

(ア) 物品の不用決定手続について（指 摘）

【現状・問題点】

川崎市は株式会社よみうりサポートアンドサービス（多摩川緑地パークボール場の項において、以下「指定管理者」という。）と本施設の管理運営に関する基本協定書（多摩川緑地パークボール場の項において、以下「基本協定書」という。）を締結している。また、基本協定書第6条（年度協定書）の規定に基づき、管理施設の管理運用に関する年度協定書（多摩川緑地パークボール場の項において、以下「年度協定書」という。）を締結している。

この基本協定書では、備品の取扱いについて次のように規定されている。なお、条文中の受注者は、指定管理者を、発注者は川崎市を示している。

第23条 受注者は、管理施設の発注者が所有し本業務実施の用に供する備品を年度協定で定め、乙に無償で貸与する（以下「備品Ⅰ種」という。）。

2 「備品」とは、川崎市物品会計規則第6条及び川崎市物品会計規則細則2に規定する備品のことをいう。

出典：基本協定書

指定管理者が行う備品管理業務は川崎市多摩川緑地パークボール場第5期（令和6～10年度）指定管理者業務仕様書（多摩川緑地パークボール場の項において、以下「仕様書」という。）に次のとおり記載されている。

2 指定管理者が行う業務（指定管理業務）

（中略）

（2）施設・設備の維持管理に関する業務

（中略）

エ 備品管理業務

本施設に備え付けの備品の管理を行うこととする。また、その他必要とされる備品の調達や更新については、原則として指定管理者の負担とする。

なお、指定管理を行う上で必要な備品を購入した場合、備品は市に属するものとする。

備品の管理に当たっては、市の基準に準じて備品台帳を作成し、適正に行うこととする（廃棄する場合も同様とする。）。また、2万円以上の物品を購入・廃棄する場合は、事前に市に相談すること。

出典：仕様書

本施設の現場往査の際にクラブハウス内に保管している物品の中で、現在、使用していない勤怠を管理するタイムレコーダーがあり、指定管理者においては、当物品が使用可能かどうかの確認をしていなかった。これは、備品の管理については市の基準に準じて適正に行うことが指定管理者に対して求められているところ、常に良好な状態で使用することができるよう確実に保管されていなかった点で、物品会計規則第38条の規定に照らして不適当であると言わざるを得ない。

【使用していない物品】

品名	規格	数量	設置場所
タイムレコーダー	アマノ BX2000	1	事務所

出典：年度協定書

【実際に使用していないタイムレコーダー】



出典：監査人撮影

また、物品の不用決定について、川崎市では、物品会計規則において、次のとおり規定されている。

(不用の決定及び処分の決定の基準)

第47条 物品管理者は、不用物品のうち、前条第1項の規定により保管換えをするものを除き、次の各号のいずれかに該当するものは、不用品として不用の決定及び処分の決定をすることができる。ただし、重要物品にあっては、所属局長の承認を受けて行わなければならない。

- (1) 修繕又は改造に要する費用が、当該物品に相当する物品を取得するに要する費用の5割に相当する金額を超え、新たに取得することが有利と認められるもの
- (2) 能力の低下等を來し、修繕又は改造しても使用の見込みが立たないと認められるもの
- (3) 事務事業の変更その他の理由により、将来使用の見込みがないと認められるもの

- (4) 前各号に定めるものほか、特に市長が必要と認めたもの
- 2 前項の規定による不用の決定及び処分の決定については、物品不用処分決定伺書により行わなければならない。
 - 3 物品管理者は、第5条に規定する共通物品のうち備品に該当するものについて不用の決定及び処分の決定を行う場合には、あらかじめ共通物品の事務を主管する課長と協議をするものとする。

出典：物品会計規則

タイムレコーダーは勤怠管理のために指定管理者に貸与している物品であったが、指定管理者では当タイムレコーダーは使用しておらず、指定管理者が使用している勤怠管理システムを利用しているとのことであった。

また、指定管理者においては今後使用の予定も無く、市所管課においても今後使用する見込みは低いとのことであった。

したがって、指定管理者による備品の適正な管理のためには、使用見込みがないと認められた時点で、市所管課が物品会計規則第47条の規定に基づく不用の決定手続を実施すべきであったと考えられる。

このような運用の原因は、使用が見込まれないと判断された時点で、不用の決定手続を実施するという認識が不十分であったことによるものと考えられる。

【結果（指摘）：みどり・多摩川事業推進課】

物品については、常に良好な状態で使用することができるよう確実に保管する必要があることから、使用見込みが無いと判断された物品については、遅滞なく、物品会計規則に従い、物品の不用決定の手続を実施されたい。

（イ）物品の適正な管理について（指 摘）

【現状・問題点】

物品会計規則では、保有している物品の保管について、次のとおり規定している。

（保管及び寄託）

第38条 物品出納員等は、その保管に係る物品を常に良好な状態で出納又は使用することができるよう整理し、確実に保管しなければならない。ただし、物品の保管上特に必要があると認めるときは、他の物品出納員等その他の者に物品を寄託することができる。

出典：物品会計規則

物品の管理を適正に行うことは、保有している物品の有無だけでなく物品を常

に良好な状態で出納又は使用することができるよう整理しなければならない。

この点、指定管理者においては、タイムレコーダーが使用できるかどうかについて確認していなかった。

【結果（指摘）：みどり・多摩川事業推進課】

指定管理者が適正な物品管理を実施するために、市所管課は、指定管理者が管理している物品について、常に良好な状態で出納又は使用することができるよう整理するように指導されたい。

イ. 場内設備の整備について（意見）

【現状・問題点】

現場往査時において、場内設備について、劣化に伴い、掲示内容が容易に視認できない看板や、表面が剥がれ落ちているスタートマットがあった。

【劣化した看板及び表面が剥がれ落ちているスタートマット】



出典：監査人撮影

指定管理者が行う施設・設備の維持管理に関する業務は仕様書に次のとおり記載されている。

（2）施設・設備の維持管理に関する業務

ア コース維持管理業務

フェアウェイ、グリーン、ティーグランド、バンカー、パーゴラ、防球ネット、植栽、コース外周等の維持管理を行うこと。

指定管理者は利用者が施設を安全かつ安心して利用できるよう、必要に応じて施設内の草刈等を実施し、快適な利用に努めること。コース維持管理の詳細については「維持管理水準書」による。

(中略)

出典：仕様書

この点、今回確認された、劣化した看板や表面が剥がれ落ちているスタートマットに関連する維持管理水準は次のとおりである。

【維持管理水準一覧表（一部抜粋）】

多摩川緑地パークボール場維持管理水準一覧表			
分類	管理項目	管理水準	
		対象	規模・単位
基本管理	通路 看板	日常清掃 内・外看板	1 面
	看板	日常清掃	m ²
	施設・回収	簡易椅子貯留	1 式
コース管理	フェアウエイ R F	草地管理	フェアウエイとして管理
			12,480.00 m ²
			36回／年
			34回／年
			随時
			随時
	グリーン	芝生管理	ラフとして管理
			1,213 m ² (21個 施)
			36回／年
			36回／年
ティーグランド	ティーグランド	ティーグランドとして管理	12回／年
			1回／年
			2回／年
			2回／年
			隨時
			12～24回／年
			隨時
コース外周	コース外周	小規模な待機や日土撒き、灌木等 等の整備	240m(約7.5m)
			4回／年
			隨時
			隨時
			1回／年
			隨時
			4回／年

出典：「仕様書」に基づき監査人作成

指定管理者は、仕様書及び維持管理水準書に規定された内容を遵守するため、場内設備に関して、作業の種類、水準頻度を記載した維持管理予定表を策定し維持管理を実施し、実施した結果を毎月、川崎市に提出する事業報告書に添付し報告している。

この点、指定管理者は看板及びスタートマットの点検・補修を開場日ごとに実施している。

その結果、指定管理者は日本パークゴルフ協会公認コースである「多摩川うなね

パークゴルフコース」（ひばりコース・かるがもコース）に係る場内設備については適切に実施しており、利用者アンケートを確認したところ、ひばりコース及びかるがもコースにおける利用者の満足度が高いことが認められた。

しかし、破損した場内設備を放置している状態や劣化した看板を放置している状態は、利用者満足の低下につながるほか、いわゆる「割れ窓理論」で説明されるように、利用者が施設を丁寧に利用する意識が相対的に低くなり、結果として場内設備全体のさらなる劣化が加速度的に進むことが懸念される。

また、あひるコースは初心者及び小学生未満専用コースであり、ラウンド及び貸クラブ無料というコースであることから、初回利用者の再利用率を高める観点からも、特に利用者満足度の確保が求められる。

【結果（意見）：みどり・多摩川事業推進課】

記載内容が不明瞭な看板については、看板が必要かどうかを再検討した上で、廃棄する場合には適切に廃棄処理を実施することを要望する。

表面が剥がれ落ちているスタートマットについては補修を行い、利用者が不便を感じないようにすることを要望する。

ウ. アンケート回収方法の検討について（意見）

【現状・問題点】

指定管理者が行う広報等に関する業務に関連して、施設におけるサービス向上や利用者ニーズの把握のためのアンケートの実施について、仕様書に次のとおり記載されている。

カ 広報等に関する業務

（中略）

c 利用者ニーズの把握について

指定管理者は、施設におけるサービス向上のため、利用者に対するアンケート用紙を作成し、施設内に回収箱を設置する等して回収するものとします。このほか、利用者に対する聞き取り調査やインターネット等によるアンケート等、極力利用者ニーズの把握に努めるものとします。なお、アンケート結果については、管理業務に反映させるよう努めるとともに、市へ報告すること。

出典：仕様書

指定管理者は、新規来場者からのアンケート回収目標を20%程度（40名程度）と定め、新規利用者を中心に施設利用後に声掛けを行い、アンケートへの回答を依頼している。

令和 6 年度においては、当目標に向けて活動しており、目標を達成できなかつた月があれば指定管理者のスタッフ内で原因を検討し、アンケート回収箱の設置数を増やすことや、声掛けを強化すること等の回収率を上げるための改善活動を行っている。

その結果、令和 6 年度における各月の回答数及び回答率は、次のとおりである。

【令和 6 年度における新規利用者の回答数、新規利用者数及び回答率】

年月	令和 6 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
回答数（名）	40	56	14	23	28	30
新規利用者 人数（名）	181	335	112	29	92	150
取得率	22.1%	16.7%	12.5%	79.3%	30.4%	20.0%

年月	令和 6 年 10 月	11 月	12 月	令和 7 年 1 月	2 月	3 月
回答数（名）	40	21	15	15	41	29
新規利用者 人数（名）	212	226	144	215	195	174
取得率	18.9%	9.3%	10.4%	7.0%	21.0%	16.7%

出典：「月次報告書」、「事業報告書」に基づき監査人作成

年度比較をした際ににおいても、令和 5 年度に引き続き多くの新規利用者から回答を集めることができている(4 年度 262 名、5 年度 392 名、6 年度 352 名)。

しかし、アンケートの回答依頼は指定管理者の業務の一環として実施されているが、業務に支障が出ない範囲での声掛けにとどまっている。また、過度な声掛けは、利用者にアンケート回答が強制されていると受け取られる恐れがあり、協力意欲を損なうとともに利用者満足度の低下につながる可能性があることから、利用者への声掛けには限界がある。

そのため、現在行われているアンケート回収箱の設置や声掛け強化のみでは回収率の改善効果は限定的であり、実質的な改善につながっていないため、改善方法の有効性の観点から問題がある。

指定管理者及び市所管課は、アンケート回収箱の設置や声掛け強化に加え、インターネットを利用したウェブアンケートの導入等、回収率向上のための工夫を講じる必要があると考えられる。

なお、ウェブアンケートには、データ化・集計に時間を要しないこと、回答者が時間や場所を問わず回答できることといった利点がある一方、自由記述が手書きでないため詳細な意見を得にくいという課題がある。したがって、現在実施してい

る紙アンケートとウェブアンケートを併用して実施することが有用である。

【結果（意見）：みどり・多摩川事業推進課】

指定管理者及び市所管課に対しては、利用者アンケートの実施方法としてウェブによる実施を検討することを要望する。ウェブアンケートの実施にあたっては、施設受付において紙アンケートを配布するとともに、ポスターやパンフレットに二次元コードを掲載し、利用者にウェブ回答を促す方法等が考えられる。

エ. 広報等に関する業務について（指摘：1件、意見：1件）

【現状・問題点】

基本協定書において、ウェブサイトの運用について次のとおり規定されている。

【基本協定書第33条 ウェブサイトの運用】

（ウェブサイトの運用）

第33条 受注者は、ウェブサイトを運用する際は、「川崎市ホームページアクセシビリティ対応基準書」に準拠し、ウェブアクセシビリティの推進に務めなければならない。

出典：基本協定書

基本協定書に記載のウェブアクセシビリティは、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（以下「運用ガイドライン」という。）に次のとおり規定されている。

【ウェブアクセシビリティとは】

ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します。

情報を提供する側がウェブアクセシビリティに配慮して適切に対応をしていないと、高齢者や障害者が、ホームページ等から例えば避難場所に関する情報を取得できなかったり、パソコン等による手続きができないという問題等が発生し、社会生活で多大な不利益が発生したり、災害時等に必要な情報が届かない状況となれば生命の危機に直面する可能性があります。

出典：運用ガイドライン

また、ホームページのアクセシビリティについては、基本協定書のみならず仕様書において次のとおり基準が明記されている。

カ 広報等に関する業務

（中略）

d ホームページのアクセシビリティ対応について

指定管理者は高齢者や障害者を含む誰もが利用しやすいホームページになるよう、総務省が公表している「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に準拠し、適合レベルAA以上の仕様になるように運用すること。

出典：仕様書

運用ガイドラインとは、国及び地方公共団体等の公的機関のホームページ等が、高齢者や障害者を含む誰もが利用しやすいものとなるように、国及び地方公共団体等の公的機関がウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組む際の取組の支援を目的として作成された手順書である。

また、適合レベルAA以上とは、ウェブアクセシビリティ規格「JISX 8341-3:2016」に基づき、公共サイトが高齢者や障害者を含む誰もが利用できるようにするための基準であり、レベルAの必須要件に加え、より高度な配慮（字幕、音声解説、コントラスト、文字サイズ変更など）を満たす仕様を求めている。

パークボール場ではホームページ及びFacebookを運用しており、ホームページについては仕様書上、適合レベルAA以上での運用が求められている。川崎市においては、運用ガイドラインに則り、ホームページが作成されているかについて全庁的な調査を実施しており、パークボール場のホームページについても市所管課が確認している。令和6年度の調査結果では、運用ガイドラインへの対応について「検討中」と回答しており、適合レベルAA以上には達していなかった。

また、パークボール場のホームページを閲覧したところ、音声読み上げ機能が利用できないなどの状況が確認され、適合レベルAA以上に達していないと判断できた。したがって、仕様書に定められた基準と業務実態との間にかい離が生じており問題である。

なお、適合レベルAA以上とするためには、川崎市が別の業者に業務委託を行い、ホームページを改修する方法、又は指定管理者がパークボール場の業務における利益還元の中で対応する方法が必要となる。いずれの方法を採用した場合でも、業務委託料が高額となることが予想されるため、市所管課は経済性及び必要性を踏まえた検討を行う必要がある。

【結 果①（指摘）：みどり・多摩川事業推進課】

業務の実態が仕様書とかい離が無いように確認を徹底されたい。

【結 果②（意見）：みどり・多摩川事業推進課】

ホームページを適合レベルAA以上とすることを規定した仕様書の内容について再度検討をした上で、ホームページを適合レベルAAとすべきと判断した場合には、所管課又は指定管理者において、ホームページの改修を検討することを要望する。

② 多摩川緑地バーベキュー広場について

ア. 多摩川緑地バーベキュー広場における物品管理について（意 見）

【現状・問題点】

多摩川緑地バーベキュー広場への現場往査の際に、バーベキュー場の入口付近に、破損したスマートコンポストが設置されている状況が確認された。当該スマートコンポストには赤色のガムテープで「現在使用できない」と記載されており、実際にはスマートコンポストとしての機能を有していなかった。

【バーベキュー場入口外観】



【スマートコンポストの現況】

出典：監査人撮影

スマートコンポストとは、AC 電源や排水処理を必要としないソーラー発電で自動駆動する独立性の生ごみ処理機である。株式会社 komham が、生ごみの高速処理が得意な微生物群「コムハム」がより安定して生ごみを分解できる環境をスマートコンポスト内に整え、街中や施設内に設置しても景観を損なわないデザインで開発したものである。また、スマートコンポストの利用者は、クラウドにアップロードされたデータから、生ごみ投入量、投入量から算出された想定温室効果ガス排出量、バッテリー残量など、利用情報を取得することができるものである。

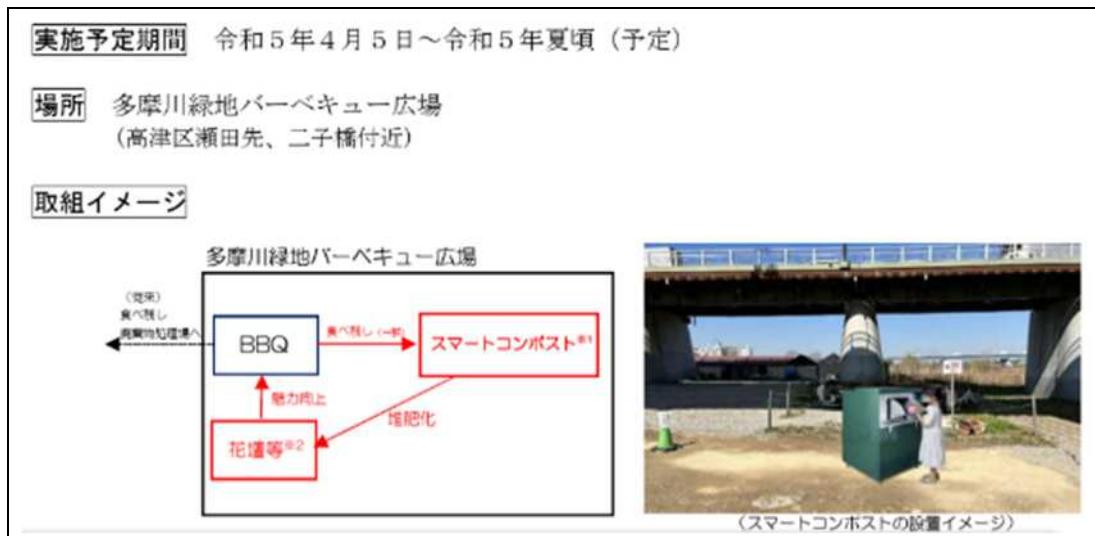
スマートコンポストが設置された経緯は次のとおりである。

川崎市では、多摩川の魅力を活かす総合的な取組として、多様な主体と連携することにより、水辺のにぎわい創出に向けた取組、また、環境学習や体験活動等を通

じ、様々な機会をとらえた多摩川の魅力発信の取組を推進している。

こうした中、令和 5 年度に、多摩川緑地バーベキュー広場の指定管理者である多摩川緑地バーベキュー広場共同事業体（代表企業：太平洋總業サービス株式会社）、株式会社 komham、サントリーホールディングス株式会社と連携し、ソーラー発電の電力による自動駆動で堆肥を作るスマートコンポスト（提供等：株式会社 komham）を当該広場に設置した。バーベキューで残った食べ残しの一部を堆肥化し、河川敷の花壇等（花の苗の提供：サントリーフラワーズ株式会社）に活用することで持続可能な水辺のにぎわい空間の創出に向けた取組を推進することを目的としている。

【令和 5 年度に実施したスマートコンポストの取組イメージ】



出典：川崎市ホームページ

この令和 5 年度に実施した持続可能な水辺のにぎわい空間の創出に向けた取組として設置したスマートコンポストは、令和 5 年 6 月に故障してしまい、使用できない状態となった。

故障した際、スマートコンポストの所有者から、スマートコンポストの廃棄の申し出があったが、廃棄物として処理することは適当ではないと指定管理者が判断したため、指定管理者がスマートコンポストの引取りを行い、現在は展示品として所有しているとのことである。なお、スマートコンポストは、使用できない状態であるため、指定管理者において固定資産台帳等による管理の対象とはしていないとのことである。

指定管理者は、当該スマートコンポストを修理する予定はなく、今後も展示品として活用する方針であり、追加費用の発生は見込んでいないと考えている。

展示品として保有していたとしても写真に掲載した現況のとおり設置していた

場合、スマートコンポストがどのようなものなのかを明示していなければ、バーベキュー広場を利用する利用者はスマートコンポストの機能や設置した目的に気づかない。それだけでなく、ごみ箱として認識しゴミを捨てること等も考えられる。

また、固定資産台帳等で管理していない一方で、展示品として扱う場合には、展示物として活用しているとは認識し難い状態が続くと、資産の位置付けや管理区分が不明確になることも考えられる。

そのため、スマートコンポストを展示品として活用しているとは認識し難い現状の保管状況については、保有目的と整合しておらず、物品管理のあり方として改善の余地がある。

【結果（意見）：みどり・多摩川事業推進課】

スマートコンポストを展示品として保有しているのであれば、廃棄物と混同されないように、スマートコンポストの設置目的や機能紹介等をスマートコンポストの付近に掲示することを指定管理者に対して指導するよう要望する。

イ. 四半期毎の事業報告書の入手について（意見：2件）

【現状・問題点】

川崎市は多摩川緑地バーベキュー広場共同事業体（多摩川緑地バーベキュー広場の項において、以下「指定管理者」という。）と川崎市多摩川緑地バーベキュー広場の管理運営に関する基本協定書（多摩川緑地バーベキュー広場の項において、以下「基本協定書」という。）を締結している。また、基本協定書第7条（年度協定書）の規定に基づき、川崎市多摩川緑地バーベキュー広場の管理運営に関する年度協定書（多摩川緑地バーベキュー広場の項において、以下「年度協定書」という。）を締結している。

この基本協定書では、事業報告書の提出について次のように規定されている。なお、条文中の受注者は、指定管理者を、発注者は川崎市を指している。

【四半期毎の事業報告書の提出について】

（事業報告書）

第15条

（中略）

3 受注者は、四半期毎の事業報告書をそれぞれ7月・10月・1月・4月末日までに、次の各号に示す事項を記載し、発注者に提出しなければならない。

（中略）

出典：基本協定書

この点、令和 6 年度においては、第 1 四半期報告書は 7 月末日までに提出すべきであり、第 2 四半期報告書は 10 月末日までに提出すべきであったが、これらが令和 7 年 3 月まで提出されていない状況であった。

市所管課においては、月毎の事業報告書の内容と四半期毎の事業報告書の内容が重複しており、実務上、四半期毎の事業報告書を作成し受領する必要性が乏しかったことが、遅延の原因であったとしていた。

この点、基本協定書が規定している月毎の事業報告書及び四半期毎の事業報告書の記載事項は次のとおりである。

【月毎の事業報告書及び四半期毎の事業報告書に記載すべき事項】

(事業報告書)

第 15 条

(中略)

2 受注者は、月毎の事業報告書を翌月 25 日までに、次の各号に示す事項を記載し、発注者に提出しなければならない。

- (1) 利用実績（利用者数、利用料金収入等）
- (2) 施設等維持管理の実施状況
- (3) 施設等に係る事故・苦情等への対応に関する事項
- (4) 収支報告
- (5) その他発注者が指示する事項

3 受注者は、四半期毎の事業報告書をそれぞれ 7 月・10 月・1 月・4 月末日までに、次の各号に示す事項を記載し、発注者に提出しなければならない。

- (1) 利用実績（利用者数、利用料金収入等）
- (2) 業務の実施状況
- (3) 利用状況分析報告等
- (4) 収支報告及び次四半期収支見込
- (5) その他発注者が指示する事項

出典：基本協定書

四半期毎の事業報告書では、当四半期の収支実績の報告だけでなく、次四半期の収支見込の報告も求めている。これは、当四半期の収支実績では過去の結果しか分からぬため、将来予測の情報を提出させることで、今後の収支バランスが維持できるかを事前にチェックできる役割を果たすことや赤字見込みや収入減少が予測される場合には、事前に改善策や追加支援を検討できることから、指定管理業務のモニタリングのためには非常に重要な資料である。

したがって、四半期毎の事業報告書については収支見込の情報が求められている点において、月毎の事業報告書とは別の重要な役割を果たすものであり、月毎の事業報告書と記載が類似しているからという理由をもって、四半期毎の事業報告

書を適時に入手していないことは管理上問題である。

また、基本協定書に記載のある四半期毎の事業報告書の入手は、市所管課において回付すべき書類であることから、本来回付されるべき時期に、入手していない事実は発見されるべきであり、市所管課における確認体制が有効に機能していなかったと考えられる。

【結果①（意見）：みどり・多摩川事業推進課】

基本協定書に規定されている四半期毎の事業報告書について、提出時期までに市所管課へ提出するよう指定管理者に指導した上で、四半期毎の事業報告書をモニタリングに活用するよう要望する。

【結果②（意見）：みどり・多摩川事業推進課】

市所管課に提出されるべき書類が、漏れなく提出されているかを確かめるために、例えば、指定管理者からの提出書類のチェックリストを作成する等、市所管課内において業者から提出される書類の網羅性を確認するための内部管理体制を整備するよう要望する。

ウ. 月次報告及び年次報告における収支報告書の相違把握について（意見）

【現状・問題点】

指定管理者は、基本協定書に基づき、市所管課に事業報告をしなければならないこととされている。

監査手続の過程で、多摩川緑地バーベキュー広場の指定管理者が提出した各種事業報告書類を確認したところ、指定管理者が毎年度の業務終了後に提出する事業報告書（以下「年次報告書」という。）に記載の収支決算書の金額と月毎の事業報告書（多摩川緑地バーベキュー広場の項において、以下「月次報告書」という。）の収支報告の収支金額が令和6年度において2,758,421円相違していることが判明した。

なお、相違が生じている勘定科目の年間の相違金額は次のとおりであり、いずれも支出項目で相違が生じていた。

【年次報告書と月次報告書の相違金額】

(単位：円)

項目	①年次報告書	②月次報告書	③差額 (①-②)
人件費	47,672,807	49,432,807	▲1,760,000
福利厚生費	8,858,973	9,359,885	▲500,912
提案事業支出	961,423	1,460,296	▲498,873
租税公課 (提案事業)	4,745,546	4,745,682	▲136
使用料・賃借料	4,050,605	4,049,105	1,500
合計			▲2,758,421

出典：月次報告書、年次報告書

上記の相違原因について市所管課に確認したところ、変更内容について指定管理者からの情報共有がなく、詳細を十分に把握できていないとの説明があった。

決算時の見直しにおいては、勘定科目を適切な科目に修正する場合や、誤りが発見された際に金額を修正する場合がある。また、月次報告書は速報値であり、年次報告書は精査後の確定値という性質の違いがあることから、年次報告書と月次報告書を比較した時に、年次報告書で記載している収支金額と月次報告書に記載している収支金額は必ずしも整合している必要は無いとも考えられる。

しかし、整合性が取れていない場合には、月次報告書と年次報告書の間でどのような調整が行われたのかの説明が指定管理者からなされるべきであり、市所管課においても、その説明を踏まえた上で変更の合理性を確認する必要がある。

収支報告書の金額を変更した時に、調整理由が説明されていない場合、指定管理者から毎月報告される情報について、市所管課において適切なモニタリングができなくなる可能性があり問題である。

【結果（意見）：みどり・多摩川事業推進課】

月次報告書と年次報告書の収支金額に相違が生じた場合には指定管理者に説明を求め、差異の内容を把握するよう要望する。また、収支計算書の金額を変更した場合にはその旨及び理由を必ず報告書に記載することを指定管理者に指導するよう要望する。

エ. 無断キャンセル時における違約金の把握について（意 見）

【現状・問題点】

多摩川緑地バーベキュー広場を利用するためには、インターネットにより多摩川緑地バーベキュー広場のホームページにアクセスし、機材が設置された「楽ちん

プラン」、フリースペースの「ライトプラン」のいずれかを選択した上で、予約する利用日付を選択後、連絡先（代表者名、フリガナ、メールアドレス、電話番号）を入力することで予約することができる。

予約可能日は1か月以内（翌月の前日まで）のうち、予約希望日の前日17時までである。予約者は予約確定後、入場時に予約代表者名、予約時間を管理小屋の職員に伝えた上で、施設利用料金を現金で支払うことで、施設を利用することができる。

また、キャンセルは予約開始時間の3時間前まで行うことができ、キャンセルをしたい予約者は、予約確認メールに記載のURLより「予約確認」画面に移り、「キャンセル」ボタン押すことでキャンセルをすることができる。

指定管理者は、多摩川緑地バーベキュー広場の利用促進を図るため、下記のとおり、キャンセルポリシーを策定している。

【キャンセルポリシー】

多くの皆さんにご利用いただく為にキャンセルポリシーを設けております。

<キャンセル料金>

- ・当日予約開始時刻の3時間前まで … 無料
- 上記を経過した場合 … プラン代金の100%（機材の設置・撤去代、人件費等）

<免責事項>

- ・不測の事故や災害によりご利用できない場合は請求致しません。

<キャンセル方法>

- ・予約確認メールに記載しております。（電話対応不可）

<支払方法>

- ・後日ご請求させていただきます。

出典：川崎市多摩川緑地バーベキュー広場ホームページ

この点、多摩川緑地バーベキュー広場では、予約していたにもかかわらず、予約当日の予約開始時刻の3時間前までに連絡せず、予約開始時刻を過ぎても来ない予約者が多くいることが把握された。

現在のキャンセル制度では、予約者からは利用当日まで利用料金の払込み等がないため、キャンセルを行う心理的障壁が低くなっている可能性がある。したがって、事前にキャンセルする可能性が高いことが分かっていても、当日に近い時点までキャンセルを保留し予約枠を確保しておく誘因が働くことが考えられる。

無断キャンセルがあった場合、指定管理者はホームページに記載しているキャンセルポリシーに則り、後日プラン代金の100%を違約金として請求することができる。しかし、実際には、指定管理者が違約金を請求したという事実はないことが判明した。

また、キャンセルに伴う損害額については市所管課と指定管理者との間で共有

がなされておらず、損害額を市所管課が把握できていないことが判明した。

無断キャンセルにおいて、キャンセル料を請求し逸失利益を補填しなければ、人件費等の回収ができず、事業の赤字に直結し、ひいては事業の持続可能性に疑義が生じ得るという問題がある。また、予約者に対しては、「キャンセルしても損しない」と思わせてしまうため、軽率な予約や無断キャンセルが増えるリスクがあり利用者のモラル低下にもつながるだけでなく、キャンセル予定者が予約枠を必要以上に確保することで、バーベキュー場を本当に利用したい人の予約枠が減ってしまうことは、機会損失の発生や利用者満足の低下につながるため問題である。

無断キャンセルによる損害額が相当な規模に達するようであれば、予約は前払いとする方法や、予約の受付を停止することも検討する必要があると考えられる。現在のキャンセルポリシーの変更の要否を検討するためにも、一定期間における無断キャンセルによる損害額を測定し、市所管課に報告することを指定管理者に対して求めることが望ましい。

【結果（意見）：みどり・多摩川事業推進課】

無断キャンセルに係る違約金の総額について指定管理者から情報共有を受けた上で、違約金の総額を把握することを要望する。また、無断キャンセルによる損害額が相当な規模に達するようであれば、キャンセルポリシーの変更について指定管理者と協議するよう要望する。

③ ニヶ領せせらぎ館及び大師河原水防センターについて

ア. プロポーザル方式の採用目的について（意 見）

【現状・問題点】

令和 6 年度のニヶ領せせらぎ館及び大師河原水防センターの運営等業務委託に係る委託業者の選定については、公募型プロポーザル方式により入札を実施している。川崎市がニヶ領せせらぎ館及び大師河原水防センターについて、公募型プロポーザル方式を採用した目的は次のとおりである。

【プロポール方式の目的】

「ニヶ領せせらぎ館」（平成 11 年 3 月開設）及び「大師河原水防センター」（平成 20 年 1 月開設）は、「多摩川エコミュージアムプラン」の運営拠点及び情報発信センターであり、国が推進する「多摩川流域リバーミュージアム」の情報発信の拠点です。

また、市民・企業・学校・行政の協働によりその魅力を最大限に活用し、多くの市民が楽しく憩える環境を目指す「川崎市新多摩川プラン」を推進する拠点としています。

これらの計画を推進するため、「ニヶ領せせらぎ館」及び「大師河原水防センター」に係る受付・案内業務、多摩川の魅力発信に係る広報業務、環境学習推進業務等を委託します。

高い業務意識に加えて、多摩川に関する必要な能力を保有し、豊富な経験を活かせる非営利の事業者（公共的団体）を公募型プロポーザル方式により特定することを目的とします。

出典：公募型プロポーザル実施案内

令和 6 年度においては、ニヶ領せせらぎ館は、特定非営利活動法人多摩川エコミュージアムの 1 者のみ応募があり、同法人が当業務を落札している。また、大師河原水防センターは特定非営利活動法人多摩川干潟ネットワークの 1 者のみ応募があり、同法人が当業務を落札している。

川崎市では、ニヶ領せせらぎ館運営等業務委託及び大師河原水防センター運営等業務委託について、平成 26 年度契約以前は、特命随意契約を実施し、平成 27 年度契約は指名型プロポーザル方式により入札を実施していたが、応募者を広く集める目的から平成 28 年度契約以降は公募型プロポーザル方式により入札を実施している。

過年度の入札状況を確認したところ、ニヶ領せせらぎ館及び大師河原水防センターともに、入札参加者が 1 者のみの状態が続いており、応募者を広く集めるという公募型プロポーザル方式を採用した目的は達成できていない状態であった。

この点、入札参加者が 1 者のみの理由として、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長と締結している覚書・協定書において、運営及び維持管理を、多摩川エコミュージアムプランを推進する公共的団体等に委託することができるとして

いることから、一般事業会社の入札参加できること、また、開館する日数が多いことに対して、委託金額が低く利益を獲得することができないことから、一般事業会社が入札参加できず特定非営利活動法人が入札参加する状況となっていることが考えられる。

そこで、市所管課においても、応募者を広く集めるために、現在入札参加している特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に声がけをして入札依頼することもあったが、他の特定非営利活動法人は既に別の活動を行っており、当業務に応募する余力がない状況であった。

公募型プロポーザル方式の入札参加者が 1 者のみである場合、価格面での競争性が働かないという問題もあるが、それ以上に問題となるのは、代替業者が見つからず、現在の委託業者が当業務から離脱した場合に、業務委託による事業の継続が困難になってしまうという点である。

そのため、事業者の安定確保の観点から、入札参加者が 1 者のみとなっている状況が続いている原因を分析した上で、入札参加者を広く集めるためにも入札条件や業務の設計を見直す等適切な措置を検討し、応募者層の拡大を図る必要がある。

【結果（意見）：みどり・多摩川事業推進課】

二ヶ領せせらぎ館及び大師河原水防センターの委託業務について、事業者の安定確保の観点から、入札参加者が 1 者のみとなっている状況が続いている原因を分析した上で、入札条件や業務の設計を見直す等適切な措置を検討し、応募者層の拡大を図るよう要望する。

イ. 大師河原水防センターに係る決算書における金額の確認について（指 摘）

【現状・問題点】

大師河原水防センターの業務委託では、大師河原水防センター運営等業務委託契約書（大師河原水防センターの項において、以下「業務委託契約書」という。）を川崎市と特定非営利活動法人多摩川干潟ネットワーク（大師河原水防センターの項において、以下「委託業者」という。）で締結している。

業務委託契約書第 4 条では、大師河原水防センター運営等業務委託に関する仕様書（大師河原水防センターの項において、以下「仕様書」という。）に基づく委託業務の履行を規定している。

仕様書では、業務の完了に際して、業務実施報告書等の提出を次のとおり求めている。なお、文中の受注者は、委託業者を、発注者は川崎市を示している。

5 業務実施報告書等の提出

(1) 受注者は、施設の利用状況などを把握し、業務の完了に際しては、委託期間満了後すみやかに委託業務完了届及び業務実施報告書等を提出し、発注者の承認を得るものとする。

記載する概要は次のとおりとする。

ア 来館者数、団体受入状況、年間概況報告、その他特記事項

イ 年間行事・展示・広報実績報告、月ごとの行事・展示・広報予定、その他特記事項

ウ 定期点検報告、AED 日常点検表、その他特記事項

エ 管理範囲内で事故が生じた場合の事故原因・被害等状況・館の対応等

オ 決算書

(中略)

出典：仕様書

委託業者が提出した決算書を閲覧したところ、支出の部において、委託業者が提出した企画提案書に添付している見積書の内訳項目及び金額と同じ項目であり、かつ同額であることが判明した。

【決算書及び提案書における見積額】

(単位：円)

経費項目	企画提案書	企画提案書(税込※)	決算書(税込)
保険料	10,000	11,000	11,000
消耗品費	213,000	234,300	234,300
印刷製本費	200,000	220,000	220,000
通信費	175,000	192,500	192,500
使用料・賃借料	21,000	23,100	23,100
報償費	2,313,300	2,544,630	2,544,630
諸謝金	810,000	891,000	891,000
施設点検費	54,000	59,400	59,400
補修・修理費	140,000	154,000	154,000
イベント経費	270,000	297,000	297,000
水辺の楽校連携費	175,000	192,500	192,500
水玉キッズ連費	100,000	110,000	110,000
研修費	25,000	27,500	27,500
会議費	20,000	22,000	22,000
雑費	18,700	20,570	20,570
合計	4,545,000	4,999,500	4,999,500
消費税相当額	454,500	-	-
契約金額	4,999,500	-	-

※企画提案書は税抜表示であり税込金額が記載されていなかったため、監査人が再計算を行った。

出典：「決算書」及び「水防センター企画提案書」に基づき監査人作成（一部加工）

一部の経費項目について、決算書の金額と提案書の金額が一致することは考え

られるが、消耗品費、通信費、補修・修理費、雑費等の金額が一致することは少なく、委託業者から提出された決算書は実際に発生した費用に基づいていない適正性に欠く決算書である可能性が高い。

明らかに適正性に欠くと考えられる決算書を市所管課が入手している場合には、委託事業における評価が適切にできなくなり、翌年度の予算編成に支障が生じることにつながり問題である。委託業者から提出された決算書の適正性に疑義があるにもかかわらず、それを委託業者に指摘して決算書の訂正を求める市所管課の事務は不当であると言わざるを得ない。

そのため、市所管課は、委託業者から入手した決算書について、内容の適正性を批判的に検証する必要がある。検証の方法としては、まず、決算額を前年度の決算額や当年度の予算額、見込額等と比較することで異常性の有無を確かめた上で、異常性が疑われる項目については、委託業者から決算額の裏付けとなる証憑書類の提出を求め、確認することが考えられる。

【結果（指摘）：みどり・多摩川事業推進課】

委託業者から入手した決算書について、内容の適正性を批判的に検証し、適正性を欠く決算書については委託業者に訂正を求められたい。

ウ. 大師河原水防センターに係るホームページの更新及び情報発信体制について（指摘：1件、意見：1件）

【現状・問題点】

大師河原水防センターの業務委託における仕様書では、多摩川の魅力発信等の広報業務について、次のとおり規定している。

9 業務内容

(中略)

(4) 多摩川の魅力発信等の広報業務

ア 定期的に広報物を作成し、本施設の催物情報や事業・行事情報の発信を行い、本施設への集客や市民が多摩川で活動するための啓発に取り組むこと

イ 大師河原水防センターホームページの作成と更新をし、本施設の情報の発信を行うこと

※高齢者や障害者を含む誰もが利用しやすいホームページとなるよう努めること

ウ その他、発注者の広報や民間情報誌等への情報発信に努め、広く広報活動を行うこと

エ イベントに出展しワークショップを行うなど、多摩川の魅力発信や情報情報発信に努めること（年2回程度）。

出典：仕様書

当仕様書に基づき、委託業者は、イベントや活動報告等を大師河原水防センターのホームページで掲載しており、イベントが行われた際にはホームページの更新をしている。

しかし、大師河原水防センターのホームページにおいては、情報誌「ひがたかんタイムズ」を掲載しているウェブページの更新が平成25年4月5日以降行われていなかつた。さらに、Facebookアカウントは既に削除されているにもかかわらず、ホームページ上にはリンクボタンが残存しており、クリックしても当然Facebookに移動できない状況であった。加えて、ブログへのリンクも記載されているが、最終更新日は平成26年8月であり、その後更新がなされていない。

ホームページの更新が行われていない原因について確認したところ、更新作業を担う者が委託業者の理事長1名に限定されていることが判明した。

毎年度プロポーザル方式によって選定された委託業者が、仕様書で求められている水準の業務を長期間にわたって怠っていることは不当であり、それを看過している市所管課の事務もまた不当であると言わざるを得ない。更新していないウェブページが放置されていることは、施設のホームページ全体の信頼性の低下につながり、それは施設自体への信頼性の低下にもつながる問題である。また、ホームページ利用者に誤った情報を与えるリスクもある。

委託業者がホームページの更新業務を一人の担当者に依存している状況は、委託業者の情報発信体制の脆弱性を示唆するものであることから、市所管課は委託業者に対して情報発信体制の構築を指導することが望ましい。

【結果①（指摘）：みどり・多摩川事業推進課】

長期間更新が滞っているホームページ上の情報については随時更新するよう委託業者に指導されたい。また、掲載する必要がなくなった情報については、速やかに削除することを検討するよう併せて指導されたい。

【結果②（意見）：みどり・多摩川事業推進課】

ホームページの更新業務を特定の担当者に依存することのないよう、更新を担う人員を複数配置する等、安定的な情報発信体制を構築するよう委託業者に指導するよう要望する。

エ. ニヶ領せせらぎ館に係るアンケートの実施について（意見）

【現状・問題点】

二ヶ領せせらぎ館は「多摩川エコミュージアムプラン」の運営拠点及び情報発信センターであり、国が推進する「多摩川流域リバーミュージアム」の情報発信の拠

点である。また、市民・企業・学校・行政の協働によりその魅力を最大限に活用し、多くの市民が楽しく憩える環境を目指す「川崎市新多摩川プラン」の推進拠点でもある。

二ヶ領せせらぎ館では、多摩川に関するパネル、クラフト等の展示品が館内に展示されているほか、水槽での多摩川に関する生きものの展示を行っている。また、自然を理解するための、環境学習や防災学習、また市民や子ども達へ向けた交流の場としても活用されている。

このように二ヶ領せせらぎ館は、「川崎市新多摩川プラン」の推進拠点であり、展示品等の展示も行っているが、二ヶ領せせらぎ館において、従前から来館利用者アンケートの作成及び実施をしていない。

来館利用者アンケートを行うことで、来館利用者の満足度の測定やニーズの把握が可能となり、満足度の高いサービスのさらなる向上や、満足度の低いサービスの改善につなげることができると考えられる。

また、市所管課や委託業者が気づいていない課題やニーズを把握することで、より魅力的なイベントや展示を企画する契機にもなり得る。

このことから、来館利用者アンケートを実施していないことは、利用者満足度のさらなる向上の観点から改善の余地が認められる。

【結果（意見）：みどり・多摩川事業推進課】

二ヶ領せせらぎ館の来館利用者の満足度やニーズを把握し、もって利用者満足度のさらなる向上を図るために、来館利用者アンケートの実施を委託業者に求めるよう要望する。

④ 多摩川河川敷駐車場について

ア. 募集要項における重要情報の不備について（指摘）

【現状・問題点】

令和7年度の「多摩川河川敷駐車場運営事業者選定・募集要項仕様書」（多摩川河川敷駐車場の項において、以下「仕様書」という。）を閲覧したところ、許可に関する条件として次の記載があった。

（3）許可使用料

- ア 許可使用料は川崎市都市公園条例施行規則（以下、「施行規則」という）第10条第1項の規定により、ひと月1平方メートルにつき、100円とする。
- イ 許可使用料は、川崎市が発行する納入通知書により、毎年度当初、指定する期日までに年度ごとの許可使用料を納入すること。なお、1年に満たない期間については、月割計算とし、川崎市が指定する期日までに納入すること
- ウ 許可使用料の算定は、駐車場を有料で供用開始した月のみを対象とする。
- エ 許可使用料の免除又は減額を求める場合は、市と協議の上、所定の減免申請書を提出すること

出典：仕様書

この点、都市公園条例施行規則では、次のとおり規定されている。

（管理許可等の使用料）

第10条 条例第12条第1項の規定による使用料は、次のとおりとする。

種別	単位	金額	
		公園施設を設ける場合	公園施設を管理する場合
駐車場	1月1平方メートル につき	100円	150円
売店 レストハウス	1月1平方メートル につき	100円	100円
その他	市長がその都度定める。		

出典：都市公園条例施行規則

多摩川河川敷駐車場の管理に係る管理許可等の使用料は、都市公園条例施行規則上、公園施設を管理する場合に該当し、1月1m²につき150円とされている。しかし、仕様書においては、「ひと月1平方メートルにつき、100円とする」と記載

されており、同施行規則からの逸脱が生じている。

許可使用料については、駐車場の管理運営に係る収支の見込みを計算する上で重要な情報であり、許可使用料の水準は、応募者にとっては、募集されている駐車場運営業務に応募するか否かを左右するほどの重要性を持つ可能性がある。そのため、募集要項の仕様書に記載されている許可使用料の記載誤りについては、重大な誤りであり、これを看過した市所管課としての責任は軽視できない。

公表する前の仕様書案は、市所管課において回付される書類であることから、本来であれば回付されている時点において、都市公園条例施行規則で規定している金額と仕様書案に記載されている金額が相違している事実は発見されるべきであり、市所管課の確認体制等には改善の余地が認められる。

【結果（指摘）：みどり・多摩川事業推進課】

事業者を募集する際の公表書類における重要情報に不備がないことを確かめるために、実効性のある仕組みを整備し運用されたい。

イ. 許可使用料の免除と利益還元の考え方について（意見）

【現状・問題点】

令和7年度の仕様書を閲覧したところ、利益還元のについて次の記載があった。

（6）利益還元

利益の一部を、駐車場施設の充実、利用者の利便性向上やサービス向上等に資する取組として還元すること

出典：仕様書

また、「多摩川河川敷駐車場運営事業者選定・評価基準」を閲覧したところ、プロポーザル方式における評価項目は、次のとおりであり、評価項目の配点からも市所管課が利益還元の取組を重視していることが読み取れる。

【プロポーザル方式の評価項目】

大項目	小項目	評価の視点
提案の基本的な方針・姿勢 サービス向上 の視点	①事業理解度 (5点)	・本事業の目的、背景、事業内容を十分に理解しているか
	②利用料金 (15点)	・利用しやすい料金設定かどうか ・過度に高い料金になっていないか
	③開場日・時間 (5点)	・宇奈根以外の3場における平日の開場、開場時間の繰り上げ・延長等の考え方
	④決済方法 (10点)	・現金払い以外のクレジットカード決済、電子マネー、バーコード決済等の多様な支払い方法に対応についての考え方
	⑤利益還元 (10点)	・利益の一部を駐車場施設の充実や利用者の利便性向上に還元する取組についての考え方（還元方法、還元率など）
実績	⑥実績 (10点)	・駐車場警備業務や類似案件を担当したことがあるか ・金銭の取扱いを伴う事業を担当したことがあるか
オペレーションの安定性	⑦運営体制 (15点)	・各駐車場への警備員の配置数は適正か、警備員として必要な教育がなされているか ・料金の適正な管理方法が示されているか ・提案内容を実現するための具体的な運営体制が提案されているか。
	⑧利用者対応 (10点)	・事故・トラブル発生時の具体的な連絡体制や対応方法 ・苦情受付窓口の体制、苦情対応フローの具体的な方法 ・障がい者等の利用料金免除や専用スペース等の考え方
事業継続性	⑨収支計画 (10点)	・収支計画に無理がなく、継続性があるか
大項目	小項目	加点評価（第6号様式内「自由提案」欄）
その他	⑩自由提案 (10点)	・上記以外の自由提案

出典：多摩川河川敷駐車場運営事業者選定・評価基準

さらに、応募者全4者の応募書類を閲覧したところ、全ての応募者の収支計画において、支出項目に許可使用料が記載されておらず、許可使用料は免除を受ける前提で事業計画を策定し応募していた。

この点、市所管課に対して質問したところ、プロポーザル方式の応募前に事業者に対して説明をするタイミングで、従前の管理者に対しては許可使用料を免除していた旨を説明したため、応募者においても許可使用料は免除されることを想定して、応募書類を作成してきたと考えられるとのことであった。

また、全ての応募者が利用料金の値上げを提案しており、全ての応募者の収支計画は事業期間の3年間において毎年黒字を達成する計画であり、かつ、全ての応

募者が利益の発生を前提に利益還元の提案をしていました。

しかし、許可使用料の免除を受けながら利益の発生を見込むことには根本的な矛盾がある。都市公園条例第12条第1項には、公園施設を設置し、又は管理する者からは、使用料を徴収する旨が規定されている。つまり、川崎市は公園施設である駐車場を管理する者からは使用料を徴収しなければならないということである。使用料の減額又は免除はあくまで例外的な取扱いであって、「相当の理由」がある場合にのみ減額又は免除が「できる」にすぎない。

なお、従前の管理者は、公園緑地協会であったが、低額の利用料金のもと、駐車場を管理するための人員を外注によって配置していたこと等の要因で許可使用料を免除しても赤字での運営となっていたことから、川崎市は許可使用料の免除を認めていた。多摩川河川敷駐車場については、長らくこのような赤字運営が続いていたことから、いつしか、多摩川河川敷駐車場の許可使用料については免除ありきの考え方が市所管課にも定着していたものと考えられる。

しかし、応募者による提案のとおり、利用料金が値上げされ、許可使用料が免除されれば利益の発生が見込まれるという状況においては、免除を認めるための前提条件が異なってくる。確かに、都市公園条例施行規則の規定に基づいて計算される多摩川河川敷駐車場の許可使用料は非常に高額であり、使用料の全額の納付を事業者に求めることは酷である。それでも、駐車場運営の収益性が従前よりも増したことによって利益の発生が見込まれる状況になるのであれば、一部でも許可使用料の納付を求めるべきである。使用料の減免は「0か100か」の話ではないということである。

【多摩川河川敷駐車場における管理許可使用料】

多摩川河川敷駐車場における管理許可使用料

$$150 \text{ (円)} \times (3,505 + 6,158 + 12,934 + 5,468) \text{ (m}^2\text{)} \times 12 \text{ (月)} = 50,517,000 \text{ 円}$$

※対象施設

宇奈根駐車場 : 3,505 m²

瀬田駐車場 : 6,158 m²

丸子橋駐車場 : 12,934 m²

上平間駐車場 : 5,468 m²

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

前述のとおり、駐車場を管理する者からは使用料を徴収することが法に基づく行政の大原則なのであるから、利益の発生が見込まれるのであれば、利益還元を実施する以前に、許可使用料の納付を求めるのが筋である。

令和7年度は新体制による多摩川河川敷駐車場の管理運営の初年度であること

から、先行き不透明なこともあり、当初の想定通りに収益を獲得し利益が生じるかどうかはわからないため、安定的な管理運営のために許可使用料を免除したことは理解できる。しかし、令和 7 年度において想定通り又は想定以上の利益が発生するという見込みが出てきた際には、翌年度の許可使用料については免除ありきではなく、一定額の許可使用料の納付を求める必要があると考える。

【結果（意見）：みどり・多摩川事業推進課】

許可使用料の免除を前提として利益の発生が見込まれるのであれば、翌年度以降の許可使用料は免除ではなく減額とすることで、利益還元を求める以前に、許可使用料の一部納付を事業者に対して求めるよう要望する。

⑤ 個人からの土地の賃借について（意見）

【現状・問題点】

川崎市では、市所管課が事業を行うために必要な土地を貸主から賃借する場合、当該貸主との借地交渉に先立って、賃借料の参考価格を算定している。この土地賃借料の参考価格の算出方法については、「財産借受における土地賃借料の算定について（通知）」（令和 3 年 9 月 27 日付け 3 川財運第 691 号）に規定されている。

ここで、多摩川緑地については、敷地の一部を 7 人の個人から賃借しているが、前述の通知に基づいて市所管課が算定した参考価格と、実際に貸主との間で締結した契約における賃料を比較したところ、全ての契約において実際の賃借料が参考価格よりも相当程度低くなっていることが判明した。

【多摩川緑地の土地賃借の状況】

所有者	敷地	地目	面積 (m ²)
貸主 1	多摩川緑地（中野島河川敷）敷地	畠・山林	1,146.81
貸主 2	多摩川緑地（中野島河川敷）敷地	山林	196.62
貸主 3	多摩川緑地宇奈根河川敷出入口	畠	46.38
貸主 4	多摩川緑地宇奈根河川敷出入口	畠	32.99
貸主 5	多摩川緑地宇奈根河川敷出入口	畠	77.34
貸主 6	多摩川緑地宇奈根河川敷出入口	山林	36.21
貸主 7	多摩川緑地宇奈根河川敷出入口	山林	40.81

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

本件土地に係る実際の賃借料の算定根拠について、市所管課に確認したものの、算定根拠は不明であった。また、市所管課は、参考価格と実際の賃借料とのかい離が大きい状況は以前から認識していたものの、毎年契約更新時に前回と同額の賃借料で更新することについて貸主から了承を得ていたため、特段リスクを認識することはなかったとのことである。

ここで、前述の通知に基づく参考価格は、毎年度直近の地価公示相当額に所定の利回りを乗じて算定しているものであり、鑑定評価によらず簡易な方法であるものの、概ね時価に近い水準の価格を基準とした適正賃料を試算したものであると考えることができる。しかし、河川敷の土地であり利用方法が著しく制限される等の本件土地の特殊性に鑑みると、本来本件土地に付されるべき時価は、府内の統一的な方法によって簡易的に算定する際に使用する地価公示相当額よりも相当程度低く、適正賃料も現在の参考価格よりも相当程度低い可能性もある。

したがって、実際の賃借料が参考価格よりも低いという事実は、必ずしも適正賃料を下回る賃料水準で川崎市が貸主から賃借しているということを意味するものではないと考えられる。しかし、現在の賃借料の算定根拠が明らかでないことも踏まえると、現在は貸主本人が現状の契約条件について了承しているとしても、貸主が亡くなつて土地の相続が発生した場合に、相続人との間で契約条件の合意ができずに、土地の賃借を継続できなくなるリスクが存在する。

そのため、市所管課は、このようなリスクを認識した上で、対応策についての検討を早急に開始することが望まれる。また、必要に応じて本件土地について専門家による鑑定評価を入手し、本来付されるべき時価を明らかにしておくことも検討に値するものと考える。

【結果（意見）：みどりの保全整備課】

市所管課が算定した参考価格よりも低い賃料で賃借している土地の賃借契約については、継続性のリスクがあることを認識し、対応策についての検討を早急に開始するよう要望する。

また、市所管課が算定した参考価格が、本来の土地の時価を反映した適正賃料であるかどうか確かめるために専門家による鑑定評価を入手することを検討するよう要望する。

11. 夢見ヶ崎動物公園の監査結果について

(1) 概 要

① 施設の概要について

夢見ヶ崎動物公園（以下「動物公園」という。）は、幸区に位置し、南北に細長い約 6.6ha、標高約 35m の小高い丘で、慰靈塔のある広場と動物園に分けられている。この公園の中にある動物園は、本市が政令指定都市になった昭和 47 年 11 月に 9 種 71 点の動物を飼育・展示したことが始まりで、昭和 49 年 4 月に組織改編により夢見ヶ崎動物公園となった。同年、公益社団法人日本動物園水族館協会（以下「日本動物園水族館協会」という。）に加盟し正式に動物園として歩み始め、令和 7 年 3 月 31 日現在、51 種 281 点の動物を飼育・展示している。また、同園では飼育動物の展示のほか、国内外の動物園、水族館、博物館等との交流、希少動物の種の保存、負傷野生動物の保護も行っている。

【施設の概要】

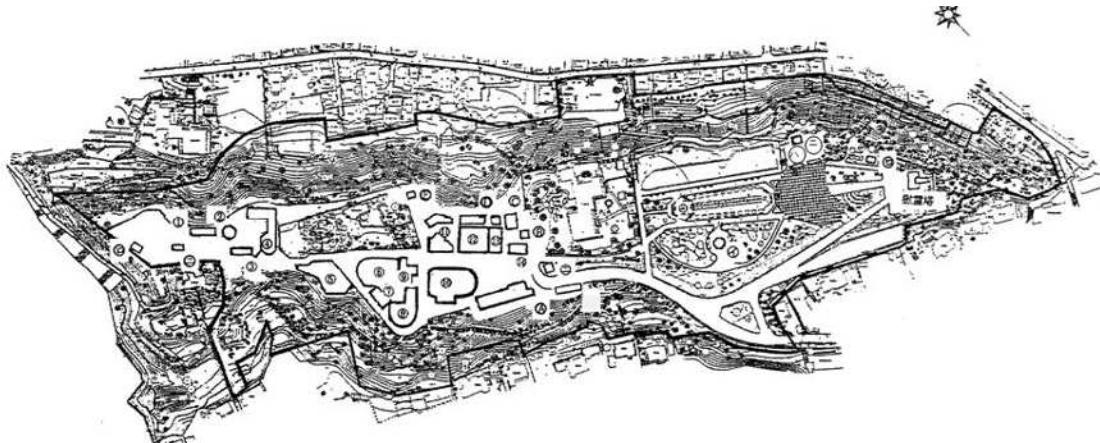
名称	夢見ヶ崎動物公園
公園種別	都市公園
所在地	幸区南加瀬 1-2-1
公園面積	65,228 m ²
開設日	昭和 25 年 4 月 1 日
管理運営方法	直営

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

② にぎわい創出事業について

動物公園は、平成 30 年 3 月に策定した「夢見ヶ崎動物公園基本計画」に基づき、事業を進めてきたが、基本計画策定後、新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会変容や脱炭素社会の実現に向けた取組、民間事業者等による多様な利活用ニーズの高まりなど、社会環境に大きな変化が見られたことから、令和 4 年 8 月に基本計画に示した取組の具体化に向けて、「夢見ヶ崎動物公園の再整備の基本的な考え方」を整理した。今後については、既存建物の老朽化の進行や、来園者の利便性の低下などの喫緊の課題に対応するため、先行してパークセンターの建て替えや中央エリアの動物舎のカラーリニューアル、東側エリアのトイレリニューアルを進めている。また、利用者ニーズや動物公園のあり方等を踏まえて再整備計画を策定後、園全体の再整備を進めている。

【施設配置図】



動物舎		管理施設		便益施設	
①	鶴 鶩 舎	⑧	レムール舎	Ⓐ	管理事務所
②	イ ン コ 舎	⑨	リクガメ舎	Ⓑ	ポンプ室
③	小 獣 舎	⑩	シマウマ舎	Ⓒ	動物病院
④	小 動 物 舎	⑪	水 禽 舎	Ⓓ	調理室
⑤	シ 力 舎	⑫	マーコール舎	Ⓔ	厩肥舎
⑥	ラ マ 舎	⑬	レッサー・パンダ舎		
⑦	サ ル 舎	⑭	パンシェ・マーモセット舎		

出典：年報

③ 施設面積一覧について

動物公園における施設面積は次のとおりである。

【管理施設の概要】		(単位 : m ²)
施設名	内容	面積
管理事務所		258.50
動物病院		56.55
動物保護施設		36.74
飼料倉庫		24.30
調理室・倉庫		63.75
ポンプ室		13.57
厩肥舎		7.15

出典：「年報」に基づき監査人作成

【休憩・便益施設の概要】 (単位 : m²)

施設名	面積
展望台	40. 60
四阿	29. 70
公衆便所	10. 89
公衆便所	21. 23
公衆便所	18. 53
女性と子どものトイレ	16. 36

出典：「年報」に基づき監査人作成

【動物展示・飼育施設の概要】 (単位 : m²)

施設名	総面積	屋根面積	屋外面積	適用
ペンギン舎	212. 50	11. 97	212. 50	P=45. 2
フラミンゴ舎	164. 16	6. 00	158. 16	P=26. 0
保護野鳥舎	13. 20	2. 64	10. 56	
リス舎	6. 70	3. 00	3. 70	
シマウマ舎	555. 25	98. 75	456. 50	NR=5, KS=42. 0
小獣舎	43. 74	28. 62	15. 12	4コマ, KS=10. 9
シカ舎	400. 00	0. 00	374. 30	KS=25. 7
鶴鶲舎	54. 40	34. 00	20. 40	8コマ, KS=13. 6
マーコール舎	282. 00	30. 00	277. 70	NR=4, KS=10. 3
ラマ舎	650. 50	108. 00	542. 50	NR=3, KS=43. 0
レムール舎	339. 50	54. 00	285. 50	NR=2, KS=22. 8
サル舎	70. 41	46. 41	24. 00	4コマ, KS=22. 4
リクガメ舎	114. 92	42. 00	72. 92	KS=10. 0
小動物舎	284. 38	121. 57	162. 81	11コマ, KS=54. 0
インコ舎	77. 54	25. 85	51. 69	8コマ, KS=22. 5
レッサーパンダ舎	131. 85	95. 10	36. 75	NR=4, KS=53. 6
パンシェ・マーモット舎	65. 25	19. 80	45. 45	2コマ, NR=4. 0

(注) NR=寝室、KS=管理通路、P=池

出典：「年報」に基づき監査人作成

④ 利用者数について

動物公園における年度別利用者数の推移は次のとおりである。ピーク時（昭和 63 年度）は 60 万人を超えていたが、近年は 10~20 万人程度で推移している。花見など春の行楽シーズン（3~5 月）及び秋の行楽シーズン（9~11 月）に来園者数が増加

する傾向にある。

【年度別利用者数の推移】

(単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数	205,950	197,350	163,450	125,050	176,560

出典：「年報」に基づき監査人作成

⑤ 飼育動物について

動物公園では、令和 6 年度末現在、51 種 281 点の動物を飼育展示している。

【飼育動物の概要】

哺乳類	5 目	12 科	20 種	117 点
鳥類	6 目	8 科	21 種	67 点
爬虫類	1 目	3 科	10 種	97 点
合計	12 目	23 科	51 種	281 点

出典：「年報」に基づき監査人作成

⑥ 業務委託の状況について

令和 6 年度の動物公園に直接関係する主な業務委託の状況は次のとおりである。

【動物公園における主な業務委託の概要】

(単位：千円)

名称	契約方法	委託業者	委託料
夢見ヶ崎動物公園内園路周辺 清掃業務委託	一般競争入札	小澤商事(株)	1,879
夢見ヶ崎公園芝生広場維持管 理業務委託	見積合せ	(株)井上植木	495
夢見ヶ崎公園車両誘導業務委 託	指名競争入札	(株)京浜ガードサー ビス	4,340

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と
考えられる監査手続を実施し、併せて動物公園への現場往査等を実施することにより、
当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 園内の施設改修及び更新の遅れについて（意 見）

【現状・問題点】

動物公園は、開園から 51 年が経過し、飼育展示施設やその他の公園施設の老朽化が進んでいるため、再整備計画を令和 7 年度に策定し、令和 8 年度から整備に向けた基本設計等の取組を進めることとされている。また、再整備計画では、取組をステップ 1 と 2 の 2 段階で実施することとし、ステップ 1 では再整備の検討深化を図るとともに、パークセンター等の一定の来園者の利便性向上に資する最低限必要な施設整備を行い、ステップ 2 ではステップ 1 における取組を基に、利用者ニーズや動物公園のあり方等を踏まえた、再整備計画を策定するとともに、整備計画に基づく園全体の再整備を進めることとされている。

一方で、公の施設の維持・更新については、部位の状況によっての対応となるため、原則として、事後保全を適用している。その時々の財政状況等から、毎年の予算の概算要求基準（シーリング）が削減される場合もあり、老朽化した施設からの改修・更新を優先するため、不十分な維持・更新となり、改修・更新における積み残し等が発生し、改修・更新の時期を逸してしまうことがある。

動物公園への現場往査において、園内各所において老朽化や情報更新の遅れにより、利用者の安全性や利便性に影響を及ぼすおそれのある事項が複数確認された。以下、その主な内容を整理する。

ア. 案内表示板の色あせ・情報更新の遅れ

園内の案内表示板は全体的に設置から長期間が経過しており、著しく色あせて文字の判読が困難なものが複数存在していた。例として、エントランスのトーテムポールの「ようこそ…」と記載された看板は、文字が確認できないほど退色していた。また、園入口の案内図は、既に閉鎖された売店の表記や、現在とは異なる事務所位置が記載されたままであり、現状を正確に反映していない状態であり、利用者への案内機能の低下が懸念される。

【色あせた公園案内図の例】



出典：監査人撮影

イ. 小動物舎周辺の手すりの未改修箇所

小動物舎入口付近の手すりは新しく塗装し直されていたものの、奥側の手すりについては塗装が剥げており、改修が部分的にとどまっていた。園内では、入口から離れるほど老朽化への対応が後回しとなっている状況が見られ、計画的な維持管理が十分に行き届いていない状態である。

【小動物舎の手すりの例】



出典：監査人撮影

ウ. 園内各所における根上がりの発生

複数箇所で樹木の根上がりが確認された。根が地表へ露出することで景観が損なわれるだけでなく、高齢者、子ども、車いす利用者などにとってつまずきの危険が高まっている。さらに、根上がりによる水道管・排水路等の地下インフラへの損傷リスク、樹木自体の健康への悪影響、樹木の生長による公園の機能面への悪影響も懸念され、早急な対策が求められる。

【根上がりの例】



出典：監査人撮影

工. 階段の手すり・ベンチ等の破損

富士見デッキの階段手すりでは木材が裂けており、触れた際に手に刺さる危険がある状態であった。また、園入口付近に設置されている黄色いベンチにも破損が確認され、利用者の転倒等の事故につながるおそれがある。いずれも安全管理上、速やかな撤去又は修繕が必要な状況であることが確認された。

【富士見デッキの階段の手すり】



【園入口付近のベンチ】



出典：監査人撮影

市所管課からは、再整備として、令和8年度に基本設計、令和9年度に実施設計、令和10年度から再整備工事を実施する予定であり、開園51年が経過し老朽化が進行していることから、限られた予算の中で優先順位を定めながら修繕を進めているとの回答があった。

現状のままでは、利用者の安全性に影響を及ぼす可能性があり、また案内表示等の情報更新遅れは施設サービス水準の低下を招いている。再整備計画が策定されている点は評価できるものの、実際に工事が着手されるのは令和10年度以降であり、それまでの期間における安全確保のための暫定的な対応が不可欠である。

このような事態が生じている背景としては、令和7年度に夢見ヶ崎動物公園再整備計画が策定されることから、既存課題についての対応を後回しにせざるをえない組織体制が一因であると考えられる。また、再整備を契機とした課題解決への期待が過度に意識されることで、既存の課題、とりわけ利用者の安全確保など喫緊の問題への対応が不十分となっている点は、組織的な管理体制として問題がある。特に、利用者の安全確保については、根上がりや破損した手すり等の危険箇所の対応の優先度を高める必要がある。

コロナ禍では、ゆとりあるオープンスペースとして公園の価値が見直され、動物公園においても来園者数がコロナ禍以前より増加した時期がある。子どもの遊び、大人の健康増進やリフレッシュといった、公園にあるべき機能や効果を備え、来園者が快適に利用できる開かれた空間が望まれる。

【結果（意見）：夢見ヶ崎動物公園】

園内全体の老朽箇所について、改修優先度の再評価を行い、入口付近以外のエリアにも均衡ある維持管理が行き届くよう努める必要がある。階段手すり、根上がり、破損ベンチ等の危険性が高い箇所について、速やかな応急措置・補修を実施するとともに、案内表示板について、再整備を待たずに、現状を反映した最低限の情報更新を行うよう要望する。

② 公園施設の維持管理における道路公園センターとの連携について（意見）

【現状・問題点】

動物公園は、幸区に位置する約6.6haの丘陵地で、動物舎のほか展望台や便益施設、遊具など多様な設備を有し、教育活動や地域連携イベントの開催など幅広い機能を果たしている。また、同園では、動物の展示に加え、教育活動・イベント開催・研究連携・地域交流など、多岐にわたる行政サービスを提供している。そのため、他の都市公園と異なり、市所管課の職員には、動物の飼育に関する専門的な知識、高い接遇スキルやレクリエーションの運営力も求められている。

令和6年4月1日時点での職員体制は以下のとおりである。



出典：年報

このうち、園の庶務に関すること、園の施設の占用及び使用許可並びに占用料及び使用料の徴収に関すること、園内の禁止行為等の取締りに関すること、園の維持管理に関すること等の公園管理事務は主に管理担当の3名が担っている。

市は、市民サービスの向上を目的として、道路、河川、公園などを一元的に管理するため、平成22年度から各公園事務所を各区の道路公園センターに統合し、市内公園の一元管理体制を構築した。

動物公園の維持管理に関して、幸区役所道路公園センター（夢見ヶ崎動物公園の監査結果の項において、以下「道路公園センター」という。）と建設緑政局緑政部が相互に連携することにより、円滑に維持管理を行い、市民の利用に供することが確認されている。当該確認書において、同園の維持管理は、原則として同園が行う旨の取り決めがなされており、平時の維持管理については道路公園センターへ業務移管されていない状況にある。そのため、道路公園センターへの協力依頼は、災害時や緊急対応時に限られており、遊具やベンチが壊れている等の公園施設の不具合があったときのような通常の公園維持管理を同園職員のみで対応している点は、他の市内公園管理の体制とのかい離がある。

しかし、市所管課には、一般的な公園の維持管理に必要な造園職や土木職等の技術職が配置されていないことから、施設老朽化や市民からの通報・苦情等に対し、即時かつ適切な対応が難しい状況が生じており、専門性の高い維持管理を自園のみで遂行することには限界がある。結果として、園内設備の老朽化が進み、利用者安全や利便性に直結する点で十分な対応が行われていない状況が引き続き懸念される。そのため、現在進行中の再整備計画の検討を契機として、動物公園の維持管理について

も、幸区内の公園の一つとして捉えることが、公園行政全般にとって望ましいことから、幸区役所への業務移管を検討することが望まれる。業務移管により、技術職による専門的な維持管理の確保、市内公園の管理体制との整合性確保、市所管課職員が本来のコア業務に専念できる体制の構築が期待される。なお、業務移管までの期間においては、道路公園センターの定期的な巡回、破損・危険箇所への共同対応、情報共有体制の強化等、連携の強化により現行の維持管理の質を底上げすることも望まれる。

【結果（意見）：夢見ヶ崎動物公園】

動物公園は動物展示施設としてだけでなく、地域の教育・文化拠点として重要な役割を果たしている。その一方で、同園には一般的な公園の維持管理を担う造園職や土木職等の技術職が配置されていないため、老朽化が進む公園設備の維持管理体制には構造的な課題があり、公園施設の老朽化や多様化する市民ニーズへの即時対応が困難な場合がある。公園行政全般の整合性を踏まえ、道路公園センターとの役割分担の見直しと、技術的支援体制の確立を進めることが必要であることから、現在進行中の再整備計画を契機として、動物公園の維持管理業務について、道路公園センターへの業務移管を具体的に検討するよう要望する。

③ 設置許可手続の不適切な取扱いについて（指 摘）

【現状・問題点】

川崎市には、公園施設以外のものを置く場合や、工作物を設置する場合には、設置許可や占用許可といった制度が定められている。

動物公園への現場往査において、パークセンター裏手に市民団体「さいわい加瀬山の会」が維持管理活動に使用する備品を保管するための物置が設置されていることが確認された。しかし、この物置については本来必要とされる設置許可が適切に行われておらず、過去の処理も含め法令・制度上の手続に不備が認められた。

市所管課における確認によれば、当該物置は平成 26 年度に「占用許可」として扱われ、しかも許可期限が定められていない状態であった。しかし、当該物置は、清掃用の倉庫に該当すること、都市公園法第 7 条に掲げる公園施設には該当しないことから、本来は「占用許可」ではなく「設置許可」を行うべき施設であり、さらに川崎市の運用として全案件の許可期限は 3 年ごとに統一されているため、期限なしの許可は制度趣旨に反し不適切であった。この誤った許可処理により、当該物件は令和 6 年 4 月 1 日の更新時点で適正な法的根拠が存在しない状態となっている。

このような事態が生じている背景としては、当時の担当者に都市公園法の知識が不足していたこと、事務職員が 1 名のみで、内部チェック機能が働かなかったことが挙げられる。これにより、許可種別や許可期限に関する正確な判断・確認が行われ

ず、不適切な許可処理が長期間継続していた。

動物公園では、旧事務所解体及び令和6年度完了予定であった園路整備工事に伴う物置の仮移設を見込み、行政都合による合計3回の許可申請を団体に課すことを避けるため、工事完了後に適正な許可へ切り替える方針を立てていた。しかし、園路整備工事が予定より大幅に遅れ、令和7年9月時点でも未了となっていることから、適正な許可を行えない状態が長期化している。

当該案件は、都市公園法に基づく許可の種別判断、許可期限の設定、内部管理体制のいずれにおいても不適切な処理が行われており、行政事務の正確性と適正管理の観点から問題があり、改善の余地があると認められる。特に、許可期限を設けず占用許可として扱ったことは、市全体で統一されている許可管理の仕組みから逸脱しており、制度運用の公平性・透明性を損なう結果となっている。さらに、工事遅延により適正な許可への切替えが長期間行われない状態が続いている点は、行政内部の管理が十分に機能していないことを示している。

今後は、工事スケジュールの変更が許可事務に影響する場合、関係部署間での連携・情報共有を強化し、許可の遅延を最小限に抑える仕組みづくりが望まれる。

なお、当該倉庫は清掃用倉庫として使用料免除の対象であり、使用料の徴収漏れは発生していない。

【結果（指摘）：夢見ヶ崎動物公園】

園路整備工事が令和7年度末に完了予定であることから、設置場所確定後、速やかに適正な「設置許可」へ切り替えを行うとともに、許可期限については市の運用に沿って3年更新とする事務を徹底されたい。

④ 園内での占有的利用に関する対応について（意見：1件、指摘：1件）

【現状・問題点】

動物公園への現場往査において、東側広場付近の植え込み内において、同一人物による日常的・継続的なテント設営、一定の広さのスペースの占有、原動機付自転車による園内への用品の運搬、喫煙行為が確認された。

都市公園をはじめとする緑とオープンスペースは、子どもから高齢者までの幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点となっており、特定個人による常態的な独占や長期間にわたる占有状態の放置は、公園の公共性・開放性の観点から問題となり得る。また、都市公園条例やその運用において明確な「占有日数基準」がないとしても、行政側は利用実態を把握したうえで管理判断を行う責任がある。

市所管課では長年の懸案として認識しているものの、ピクニック等でテントを設

置し長時間滞在するのは一般的な使用方法であること、何日繰り返すと不法占有であるとの取り決めもないこと、公園内で寝泊りをしているわけではないこと、禁止行為に該当がないこと、他利用者から苦情がないこと、当該人物については利用者がほぼ通行しないエリアを選定しており、状況によってはテントの設置場所を変えていため、同じ場所を独占利用しているとは言えないこと、以上のことから、公園の管理上支障がある行為とまでは言えないと判断している。また、市所管課は、明確な法的根拠や管理上支障があると言える根拠がないため、特定の人物の利用を制限することは、公園の自由利用の原則に反するとも判断している。そのため、通常の公園利用との線引きが困難として明確な対応を行っていないが、「毎日のように特定個人が定期的に利用し、事実上特定スペースを占拠している」状態であることを踏まえると、将来的に、公共空間の公平性や管理上の適正性に抵触するリスクが否定しきれない状況である。

また、都市公園条例第4条では、原動機付自転車の園内乗り入れは明確に禁止されている行為である。しかし、当該人物が原動機付自転車での乗り入れを行っているにもかかわらず、市所管課では従来、注意・指導を行っていない状況であった。原動機付自転車乗り入れという明確な禁止行為への対応が遅れている点も、法令遵守及び安全管理の観点から、改善の余地があると認められる。

まずは実態調査を行い、利用者本人の確認、占有時間帯、設営場所・規模、占有目的、周囲への影響（苦情等）、設営の頻度・期間を記録・蓄積し、その上で、公園管理上の支障の有無を客観的に判断することが望まれる。

【結果①（意見）：夢見ヶ崎動物公園】

都市公園は「国民一般が自由に利用する」ことを目的とする公共空間であることから、今後は、同一人物による占有的な利用状況を継続的に確認するとともに、実態に基づいた管理判断と、適切な指導・対応を行うよう要望する。

【結果②（指摘）：夢見ヶ崎動物公園】

原動機付自転車の乗り入れについては、都市公園条例上明確に禁止されているため、状況確認時の口頭注意、行為継続時の文書指導を行い、管理者としての対応を徹底されたい。

⑤ 期限切れ動物用医薬品の管理について（意見）

【現状・問題点】

動物公園における動物用医薬品の管理状況を確認したところ、一部の毒劇物・麻薬及び一般の薬品について、長期間使用実績がなく、また使用期限の切れた動物用医薬

品（以下「期限切れ医薬品」という。）が保管されている状況が確認された。期限切れ医薬品の保管が継続している点は、法令遵守及び獣医療の安全管理の観点から問題である。

現場確認の結果、「動物種や症状によっては例外的に使用の可否を判断する」との獣医職の見解も得られたが、期限切れ医薬品の使用は基本的に不適切であり、法的・獣医学的な観点からリスクがある。動物用医薬品は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「薬機法」という。）の規制対象であり、使用期限が過ぎた薬剤は品質・有効性・安全性が保証されなくなるため、承認条件を満たさない状態となる。また、獣医療法や家畜伝染病予防法においては、獣医師は適切な薬剤を選択し、安全な獣医療を提供する責務を負っており、期限切れ医薬品を投与することで事故や副作用が発生した場合には、行政指導の対象となる可能性がある。さらに、農林水産省が示す動物用医薬品指導ガイドラインにおいても、有効期限内の使用及び期限切れ医薬品の廃棄が原則とされており、期限切れ医薬品を投与することは法令上も運用基準上も不適切であるといえる。

また、安全性の観点からも、期限切れ医薬品を使用した場合、有効成分が劣化して本来期待される治療効果が十分に得られないおそれがある。また、薬剤によっては時間の経過に伴って分解産物が生じ、それが毒性を持つ可能性も否定できず、安全性の低下が懸念される。さらに、治療効果が不十分だった場合に、症状悪化が薬剤劣化によるものなのか、別の原因によるものなのか判断が難しくなり、トレーサビリティが損なわれることで適切な獣医療の提供にも支障が生じる可能性がある。

以上のとおり、期限切れ医薬品を投与することは妥当でなく、適正使用の原則に反すると考える。なお、市所管課から、期限切れ医薬品を保管している理由として、以下の説明があった。

- ・大型哺乳類など、緊急時に多量の薬品を必要とするケースに備え保管していたこと
- ・51種281点に及ぶ多種多様な動物を扱うため、薬品の種類や処方量が幅広く、予測困難な状況があること
- ・限られた予算の中で備蓄を行う必要性があり、予防的な視点で薬品を確保していたこと
- ・緊急対応時には複数の獣医師で協議の上、例外的に使用される場合があったこと

ただし、これらの理由は、期限切れ医薬品の保管・使用を正当化する理由とはならない。期限切れ医薬品の保管及び使用可能性が残る運用は、法令遵守の観点及び動物福祉・安全管理の観点から適正とは言えず、公の施設としての透明性・信頼性を損な

うおそれがある。特に、毒劇物や麻薬等については規制が厳格であり、使用期限や保管方法が法令で詳細に定められているため、今回の運用はコンプライアンス上問題がある。また、緊急時対応の必要性や多種多様な動物を扱う特殊性があるとはいえ、期限切れ医薬品を保管し続ける運用は、結果としてリスクを内在化させるものであり、継続すべきではない。

年間2回の棚卸により期限切れ診療材料を把握・管理する手続は存在するものの、医薬品に関しては随時確認が十分に行われておらず、適正管理が徹底されていなかった点については、改善の余地があると認められる。また、保管薬品の数量・期限・用途などを体系的に管理する仕組みが脆弱であり、適正管理を維持するには改善が望まれる。

【結果（意見）：夢見ヶ崎動物公園】

医薬品の期限管理と備蓄体制に起因する構造的な問題であり、法令遵守・安全性確保の観点から早急に改善が必要である。特に、期限切れ医薬品の保管は行政施設としての信頼性に影響し、獣医療の適正性にも重大なリスクを生じさせる。期限切れ医薬品の速やかな廃棄とともに、医薬品台帳への期限の明記と定期確認を実施する等、期限切れ医薬品の即時廃棄と適正な管理を要望する。

⑥ ブリーディングローンに係る動物の貸与手続について（指摘：2件）

【現状・問題点】

動物公園では、希少動物の種の保存を目的として、全国の動物園と動物の貸借（以下「ブリーディングローン」という。）を行っている。ブリーディングローンは、希少動物を「世界共通の財産」として扱う考え方に基づき、繁殖の促進を図るものであり、動物園において広く活用されている。しかし、動物の貸し出し・借り受けに係る行政手続について、動物公園が所有する動物を他園へ貸し出す際の「寄託」処理や、寄託先から受け取るべき「物品預り書」の授受が適切に行われていないなど、物品管理制度における手続上の不備が確認された。

物品管理規則第6条第1項では、動物（獣類、鳥類、魚類で飼育管理しているもの）も物品として分類されると定められている。さらに、物品管理についての会計室打合せ結果（平成26年12月18日）においては、動物の管理区分として以下の3分類が明示されている。

- ・園で飼育している動物
- ・他園にブリーディングローンで貸し出している動物
- ・他園からブリーディングローン等で借り受けている動物

したがって、動物の貸し出し・借り入れ業務は、物品出納手続として適切に処理する必要がある。

ア. 寄託の手続の未実施

動物公園が所有する動物を他の動物園へ貸し出す場合、物品会計規則第38条に基づき「寄託」として取り扱う必要がある。同規則では、動物を寄託する際は、所管会計管理者との事前協議が必要（第38条第3項）と定められている。

しかし、市所管課では、ブリーディングローンが寄託に該当するとの認識がなく、寄託手続を一切行っていなかった。その結果、会計管理者との協議を経ないまま貸出処理が行われ、物品会計上の適正性を欠く状態が続いていた。

なお、同園では、現時点でも多くの動物を他団体の動物園に貸し出したり、借り入れたりしており、相手方動物園と諸条件を取り決めて契約書を交わしている。

イ. 物品預り証書の未授受

物品会計規則第38条第4項では、寄託先から物品預り書と引き換えに当該物品を引き渡さなければならないことが義務付けられている。しかし、市所管課では寄託としての処理が行われていなかったため、貸し出した動物について「物品預り書」を受領していないという問題が生じていた。

ブリーディングローンは動物園運営上重要な業務であり、種の保存の観点から意義のある取組である。しかし、行政手続としての動物の出納管理が適切に行われていなければ、所有者である川崎市としての管理義務を十分に果たしているとは言えない。特に、寄託手続や「物品預り書」の授受は、動物の所在管理や責任範囲の明確化に不可欠であり、事務手続の整理には改善の余地があると認められる。

なお、既存の貸出案件についても、可能な範囲で後追い整理を進めることが望まれる。

【結 果①（指摘）：夢見ヶ崎動物公園】

動物は川崎市の財産であり、貸し出し・借り入れに伴う手続は会計管理上重要である。ブリーディングローンの運用と物品管理制度が十分に連動していないことにより生じた手続上の不備が認められることから、今後、新たにブリーディングローンを取り扱う案件については、物品会計規則第38条の寄託手続を適用し、所管会計管理者との事前協議を行い、寄託の記録管理を徹底されたい。

【結果②（指摘）：夢見ヶ崎動物公園】

動物は川崎市の財産であり、貸し出し・借り入れに伴う手続は会計管理上重要である。ブリーディングローンの運用と物品管理制度が十分に連動していないことにより生じた手続上の不備が認められることから、貸出先から「物品預り書」を入手し、台帳と紐づけて管理する事務を徹底されたい。

⑦ 剥製や骨格標本の管理について（意見）

【現状・問題点】

動物園における剥製や骨格標本の管理について法的義務規定は存在しないものの、日本動物園水族館協会は加盟園に対し、標本の台帳整備と保管環境の確保を推奨しており、学術的価値の維持、安全管理、法令遵守、教育活用の観点からも適切な管理が求められている。

動物公園では、ゾウガメの剥製1体を重要物品として登録するとともに、教育・展示利用を目的とした複数の骨格標本を所蔵している。しかし、これらの標本について、標本管理の基本となる、標本番号、種名、由来（死亡個体の情報等）、取得日、管理責任者等を記録した台帳が整備されていないことが確認された。これにより、標本の所在確認や貸出・移動時の管理、経年劣化の把握など、必要な管理行為が行われていない状況となっており、標本の所在管理や学術資料としての価値の確保、安全管理の観点で課題が生じている。

【骨格標本の例】



出典：監査人撮影

標本は、絶滅危惧種や希少種の骨格資料として学術的価値が高い場合もある。また、台帳や保管記録が整備されていないと、資料としての価値を後世に引き継ぐことが困難となり、教育展示の質にも影響を与えることから、適切な保管環境、管理責任の明確化、劣化防止対策、盗難・破損等のリスク管理が重要とされる。市所管課では、これらの基準や運用のルールが明確に定められておらず、管理が属人的となっている。

剥製や骨格標本は動物園運営の中で重要な資料であり、教育普及・調査研究・文化資源としての役割を担っている。台帳未整備のまま管理が曖昧な状態にあることは、資料としての価値の維持やリスク管理の観点から望ましいとは言えず、管理体制の不備が明確に認められることから、改善の余地があると認められる。

【結果（意見）：夢見ヶ崎動物公園】

剥製や骨格標本は長期的価値を持つ資産であり、正確な管理は動物公園としての社会的責務でもあるため、今後は台帳整備や管理基準の策定を通じ、適正な管理体制を早急に構築するよう要望する。

⑧ 動物舎の面積配置における課題について（意見）

【現状・問題点】

動物舎の適正面積は、種類、年齢、行動特性、群れ構成、飼育方式、気候・植生等の環境条件によって大きく異なるため、明確な全国統一基準は存在しない。一方で、参考基準として、環境省が所管する「展示動物の飼養及び保管に関する基準」では、苦痛の回避、展示施設の構造・環境配慮が求められているが、種別面積の具体値は提示されていない。また、日本動物園水族館協会が公表している「適正施設ガイドライン」では、一部の種については飼育面積目安を提示されている。これらは必ずしも法的義務ではないが、動物園業界における事実上の標準として取り扱われるものであり、計画策定において尊重することが求められている。

動物公園では、多くの施設で老朽化や多様なニーズへ対応した整備が必要となっており、動物展示の魅力低下、アニマルウェルフェアに配慮した飼育環境の創出が課題となっている。動物公園は、入園無料の動物園の中では飼育種数が多い傾向にあり、近隣の動物園と比較すると、規模は小さいが飼育種数は少なくない。動物園の敷地規模としては無料の動物園として平均的な大きさであるが、アニマルウェルフェアの視点から、それぞれの動物種の飼育面積や施設、環境等が適切であるかの検討が求められている。

動物公園への現場往査において、動物の個体数と飼育スペースのバランスを欠いているといった印象を受けた飼育施設として、個体数の割に広い飼育スペースのラ

マ舎（ラマ 2 頭）があった。また、個体数の割に面積が狭い飼育スペースとしては、シカ舎（ホンシュウジカ 20 頭）があった。これらの飼育施設は、アニマルウェルフェア、行動要求の充足、動物の社会性・群れ構成の観点から慎重な対応が必要である。

【課題がある動物舎の例】

施設名	総面積(m ²)	飼育動物(種)	数(頭)	1頭当たり面積
ラマ舎	650.50	ラマ	2	325.25 m ² /頭
シカ舎	400.00	ホンシュウジカ	20	20 m ² /頭

出典：「年報」に基づき監査人作成

市所管課では、ホンシュウジカは既に薬剤による不妊処置を開始し頭数の管理に努めている。一方で、生態・生理・個体の個性なども絡み、コントロールが難しい場合には、獣舎改築等の長期的な対策を取るしかない状況である。そのほか飼育中の多くの動物種についても、繁殖制限や逆に繁殖促進などを行い、頭数管理に努めている。また、個体数は長いスパンで変動しており、過密になる可能性があれば他園館への搬出調整や不妊処置など対策を取っている。さらに、飼育員及び獣医師が飼育動物の健康観察、健康管理、個体管理、群管理を 365 日行っており、体調等に変化があれば飼育環境の改善や治療などを行っている。

市所管課では、飼育環境に課題意識を持ち可能な範囲で改善を行っているが、施設の抜本的な対応は今後の再整備計画の中で検討する方針としている。

動物舎面積の適正化は、動物福祉の確保、行動の自由、ストレス軽減、安全性確保など、動物園における基本的な責務である。今回の往査で確認された状況は、園全体として最適な飼育環境が確保されているとは言い難い。また、「再整備計画で検討する」との方針は理解されるものの、現行施設のまま長期間運用される場合、飼育環境による健康リスク、行動異常の発生可能性、飼育ストレスの増大、動物福祉の確保という観点での社会的批判リスクを抱えることとなる。

なお、市所管課からは、飼育施設の面積については、再整備計画においてアニマルウェルフェアや環境エンリッチメント、職員・動物の安全を考慮した施設とするために、環境省が所管する「展示動物の飼養及び保管に関する基準」や日本動物園水族館協会が公表している「適正施設ガイドライン」を遵守・尊重し、日本動物園水族館協会の計画管理者等専門家の意見をいただきつつさらなる検討を進めていく方針との回答を得ている。

【結果（意見）：夢見ヶ崎動物公園】

再整備計画に先立ち、現行の飼育施設について、飼育頭数、行動要求、群れ構成、類似園での飼育スペース例を踏まえ、飼育環境の適正性を評価のうえ改善余地を検

証するよう要望する。また、飼育環境の改善、アニマルウェルフェアの確保、環境エンリッチメントの確保など、再整備までの暫定対応も引き続き検討するよう要望する。

⑨ 清掃業務委託における仕様書及び予定価格設定の妥当性について（意見）

【現状・問題点】

動物公園では、園内全域の園路を対象に落ち葉及びごみなどの清掃と、収集したごみを、落ち葉、一般ごみ、空き缶、空き瓶、ペットボトルに分類し、指定した場所に集積することを目的として、以下のような業務委託を行っている。

【園路周辺清掃業務委託の概要】

(単位：千円)

名称	契約方法	委託業者	委託料
夢見ヶ崎動物公園内園路周辺 清掃業務委託	一般競争入札	小澤商事株	1,879

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

なお、当該業務における令和3年度以降の契約金額の推移は次のとおりである。曜日の影響による実施回数の変動はあるが、清掃作業の範囲は同一であり、委託業務内容に変更はないにもかかわらず、令和6年度の契約金額が令和5年度の約1.9倍(999千円 → 1,879千円)に増加していることが確認された。

【園路周辺清掃業務委託の契約金額の推移】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
契約金額	984千円	984千円	999千円	1,879千円
実施回数	50回	50回	50回	47回

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

このような状況が生じている背景としては、市所管課では、労務費や諸経費の高騰と、現在の仕様書では秋季落葉量の実態が仕様書で把握できず、受注の翌年度以降の見積(入札)金額を上げてくる流れになっていることが、価格上昇の一因と分析している。現在の仕様書には、想定される清掃量(ごみとして集積された落ち葉の量)や想定される必要人員数などの客観的資料が示されておらず、作業ボリュームが適切に把握できない構造となっており、改善の余地があると認められる。

今後は、落ち葉量の実績、作業必要人員数の目安、作業負荷の季節変動などを仕様書に明記し、事業者が適切に作業量を見積もれる環境を整備することが望まれる。

また、動物公園では、当該業務において、令和6年度まで、積算の参考とするため

に任意の 1 者から参考見積書を徵取し、参考見積書の記載金額をそのまま積算に反映している状況であった。積算内訳書との突合では、数量、単価、回数、金額がすべて同一であり、参考見積書が積算内訳書の実質的根拠となっていることが明らかである。また、参考見積書には、必要人数、労務単価、作業時間、諸経費の算定根拠が示されておらず、「1回当たり単価 × 回数」という簡易的算定のみとなっている。このため、作業実績との比較検証、労務費の妥当性評価、経済社会情勢の反映状況の確認が十分に行えない問題がある。

川崎市契約規則第 14 条第 2 項では、予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものと規定されている。しかし本件では、仕様書に作業量の把握に必要な情報が不足しており、予定価格が実態に基づいて積算されているか検証できない状態である。参考見積書への依存が高いという状態が続いていること、契約価格の妥当性判断のためのエビデンスが不足している。結果として、契約金額の急増に対し、管理者自身が説明責任を果たすことが困難となるリスクを内包していると認められる。

今後は、「必要人数 × 労務単価 × 作業時間」に基づく積算を行うとともに、複数社からの参考見積書を徵取し、契約後の実績評価（対前年比較）などを行い、妥当性を検証可能な積算を行うことが望まれる。

【結果（意見）：夢見ヶ崎動物公園】

経済性や効率性を伴った執行を確保するためにも、事前に徵取した参考見積書の内容を批判的に分析・評価することが望まれる。本件は、委託料が大幅に増加しているにもかかわらず、仕様書及び積算内訳書の根拠が不十分であり、適正な価格形成が担保されているか検証できない状況が生じている点に課題がある。市民利益を損なうことのないよう、仕様書の改善、予定価格の適正化、積算根拠の明確化など、契約手続の透明性と説明責任を確保するよう要望する。

⑩ 持続的運営に向けた新たな財源確保に向けた取組について（意見）

【現状・問題点】

動物公園は、園内に社寺等の民有地や 5 か所の出入り口があり、動物園エリアを閉鎖して管理することが難しく、入園無料で運営してきた経緯がある。過去 5 年間（平成 30～令和 4 年度）の平均収入額は、一時使用料などにより約 14 万 2 千円、平均支出額は人件費、飼料、維持・修繕などにより約 1 億 5 千万で推移している。

しかし、入園無料という特色を維持しつつ運営されているが、園舎の老朽化や動物福祉向上、安全対策、展示環境改善など継続的な施設運営には一定の財源確保が不可欠である。現場往査及び市所管課からの聴取により、多様な歳入確保策が検討段階に

とどまっており、体系的な収入増加策として十分に整理されていない状況が認められた。

ア. 駐車場の有料化に係る検討

園の駐車場（常設 25 台）は無料で運営されているが、行楽期には混雑や待機列が生じており、公平性確保・混雑対策・管理コスト補填の観点から有料化の必要性が認められる。また、混雑対策と財源確保を兼ねた政策として合理性が高いにもかかわらず、制度設計が遅れている点は、財源確保策として機会損失が生じている。今後は、近隣の市施設と連携した駐車場の有料化を検討することが望まれる。

イ. 遺贈寄附の活用に関する体制整備

動物公園周辺には介護施設や学校などが多く、利用者や地域住民にとって親近性の高い環境にある。また、遺贈寄附は、動物園への愛着を背景に寄附意欲を引き出す有効な財源確保手法であり、川崎市も令和 7 年度に民間事業者との協定を通じて制度を強化する方針を示している。しかし、市所管課では、遺贈寄附の制度案内、寄附者への働きかけ方針、飼育員等による説明活動の体制、プロモーション計画、寄附用途の明確化などの準備が十分に行われておらず、制度活用に向けた取組が初動段階にある。遺贈寄附は中長期的な寄附獲得源として重要であるが、園独自の取組が整備されておらず、制度の潜在的効果が発揮されていない。今後は、動物公園の魅力をさらに増進し、近隣介護施設等の利用者のみならず来園者に動物公園への遺贈を検討いただけるよう努めることが望まれる。

ウ. ホンシュウジカ角の有価物活用

ホンシュウジカの雄の角は毎年生え変わり、安定的に発生する貴重な資源であるにもかかわらず、現状では廃棄されており収益化されていない。活用案としては、角の販売（来園者向け）、クラウドファンディングの返礼品、加工品の製作などが考えられるが、実施には、価格設定、リスク管理（安全性・法令）、販促計画などの検討が必要である。毎年発生する有価物を活用できていないことは、収益機会を逸している状況であり、新たな歳入源として検討を進めることが望まれる。

エ. Amazon ほしい物リスト等を活用した物品寄附制度

他都市の動物園では、Amazon ほしい物リストを活用して餌、消耗品、設備改善等を寄附で賄う制度が確立されつつある。京都市動物園、札幌市円山動物園、福岡市

動植物園、千葉市動物公園など、多数の市立動物園が導入し、寄附者の参加意識向上や SNS との連携による広報効果も得ている。動物公園では未導入であり、寄附者と動物園をつなぐ仕組みが不足している。導入コストが低く、市民参加・寄附増加効果が期待できる制度の未活用は、財源確保策として改善余地が大きいことから、新たな歳入源として検討を進めることが望まれる。

動物公園の運営費確保において、財源多様化に向けた取組は始まっているものの、各施策の検討が個別的・断片的であり、体系的な収益戦略が未整備である。また、実施に向けた工程表がなく、財源確保に関する専任的体制も不十分であるなど、持続可能な運営に向けた財源戦略としては十分とは言えない。入園無料というメリットを維持しつつ、安定的な運営を行うためには、複数の財源確保策を総合的に組み合わせ、「多層的な収益構造」を構築する必要があり、改善の余地があると認められる。

【結果（意見）：夢見ヶ崎動物公園】

動物公園の持続的運営に不可欠な財源確保策が十分に構造化されておらず、収益獲得の機会が活かされていない点に課題がある。今後は、複数の財源確保策を体系的に整理し、園の魅力向上と並行して、入園無料を維持しつつ安定した運営ができる仕組みの構築を進める必要があることから、駐車場有料化、遺贈寄附推進、有価物（鹿角等）の活用、物品寄附制度（Amazon ほしい物リスト等）の各項目を統合的に検討する財源確保計画を早期に策定するよう要望する。

⑪ 地域協働・外部連携の推進について（意見）

【現状・問題点】

動物公園では、これまで地域のボランティア団体や商店街との連携を進め、動物園まつり等を通じて市民参加の促進に努めており、多様な主体による活動が行われている。

【主な市民活動・協働の例】

周辺の商店街の活動（動物や太田道灌のグッズ制作・販売、ゆめみ車マルシェ（キッチンカー出店））	ゆめみらい交流会（地域住民や企業などによる夢見を核とした地域コミュニティ活性のための意見交流会）	さいわい加瀬山の会（樹木剪定、草刈り、花壇整備等の維持管理活動や交流活動、活動継続 20 年以上）
野生動物リハビリテーター（傷病野生動物の保護に関する活動を行うボランティア）	サポーター制度（夢見の魅力をさらに向上させるための市民や民間企業からの支援・寄附制度）	クラウドファンディング（令和 4 年に実施し、約 400 人から約 600 万円の支援）

出典：夢見ヶ崎動物公園再整備計画骨子

しかし、協働主体の範囲が限定的であり、一部のボランティア団体では担い手不足が生じているなど、継続的運営に向けた協働体制の強化が求められている。また、魅力向上・にぎわい創出のための新たな協働施策として、クラウドファンディングや外部クリエイターとのコラボ展示なども取り組み始めているが、全体として体系的な協働戦略が構築されているとは言い難い状況である。

ア. ボランティア・地域連携の担い手

動物公園ではボランティア団体と連携した活動を継続しているものの、担い手の高齢化、活動の継続性確保の困難、協働主体の限定化といった課題が認められ、協働の輪が十分に拡大していない状況にある。また、サポーター制度についても動物園まつり等で周知を行っているものの、制度が地域全体に広く浸透しているとは言い難い。

イ. 市民参加型のクラウドファンディング活用

「寄附するだけでなく、寄附者自身が園の整備作業に参加する」という仕組みは、市民の参画意識（ロイヤリティ）向上、財源の確保、愛着のある動物園づくり、シビックプライドの醸成を同時に達成できる有効な方法である。しかし、クラウドファンディングの制度設計、法的・安全面のリスク評価、実施体制、他部局との調整（クラウドファンディング所管部局等）、実施工程表などの検討は初期段階であり、実施可能性の評価・内部規程整備が遅れている。安全性や責任範囲を考慮した明確な内部基準が未整備なままアイデアベースにとどまっている点が課題である。

ウ. 外部団体・クリエイターとの連携

令和6年10月にオープンしたパークセンターを活用した、慶應大学大学院によるワークショップ、川崎総合科学高校によるワークショップ、NPO法人によるイベントは実施されており、民間知見を取り込む取組として一定の効果が認められる。

一方で、外部連携の選定基準、活動内容や成果の評価方法、協働事業全体のマネジメント、継続的な連携を見据えた体制が十分に整備されておらず、個別企画に依存した取組となっている。

協働の目的や役割分担が体系的に整理されておらず、外部連携企画の継続性と再現性に課題がある。

地域協働や外部連携は、財源確保・園の魅力向上・市民参加促進のために不可欠であり、動物公園の持続可能性の基盤を支える要素である。しかし現状では、協働を拡

大するための「仕組みづくり」が十分ではない。今後の再整備を見据え、市民・企業・教育機関等と連携した協働体制を広げていくためには、より戦略的で持続可能な協働体制の構築が必要であり、改善の余地があると認められる。

【結果（意見）：夢見ヶ崎動物公園】

動物公園では、地域協働・外部連携を拡大しようとする動きはあるものの、全体として戦略性や体系性が不足している点に課題がある。動物園の魅力向上と市民参加型の新たな価値創出に向けて、サポーター制度の位置づけ、地域団体との連携方針、外部クリエイター・大学等との連携基準、ボランティア育成計画、財源確保につながる協働スキームの明確化を含む、協働・外部連携に関する包括的な戦略を策定するよう要望する。

12. 緑化センターの監査結果について

(1) 概要

① 施設の概要について

ア. 緑化センターの概要について

川崎市緑化センターは、昭和 11 年に神奈川県農業試験場東部園芸指導地として現在の場所である多摩区宿河原に設置された。その後昭和 24 年に川崎市園芸技術普及農場として川崎市に移管され、ナシやモモなどの果樹栽培技術の普及、家畜伝染病の予防、農業用機械の技術講習場として活用された。その後、フルーツパーク（現川崎市農業技術支援センター）に果樹栽培試験に関する業務を移管後、昭和 54 年に川崎市緑化センターに改名され、都市緑化の推進のために制定された川崎市緑化センター条例に基づき、「緑の相談所」としての機能が加えられた。

川崎市緑化センター（以下「緑化センター」という。）は、市民に緑豊かな憩いの場を提供するとともに、都市緑化推進の拠点施設として植栽等の育成管理やサクラソウ、ハナショウブ、ツバキ、ツツジ等の品種保存を行っており、ヒスイカズラやバニラなどの珍しい植物の他、四季を通じて様々な草花を楽しめるように工夫がなされている。

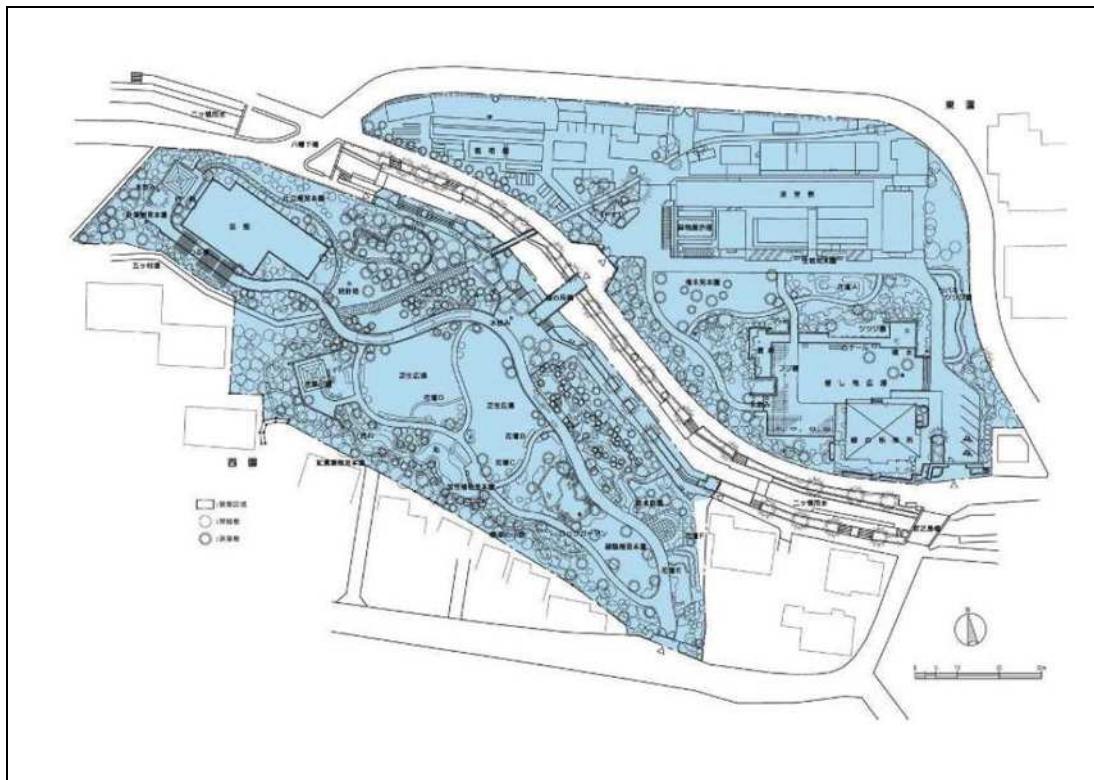
その他、草花の栽培方法や楽しみ方等、植物に関するさまざまな講習会を開催している。

【緑化センターの施設概要】

名称	川崎市緑化センター
公園種別	特殊公園（植物園）
所在地	多摩区宿河原 6-14-1
公園面積	12,364 m ²
開設日	昭和 54 年 8 月 1 日
主な施設	園路、広場（芝生広場、園路） 修景施設（花壇、フジ棚、カナール、噴水、池ほか） 休養施設（四阿、ベンチほか） 教養施設（温室群、見本園ほか） 便益施設（トイレ、駐車場、自転車置場ほか） 管理施設（管理棟、詰所、倉庫群、苗畠ほか）
管理運営方法	指定管理
主な施設設置許可	自動販売機

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

【緑化センターの平面図】



出典：維持管理水準書

② 公の施設と指定管理者の基本情報

緑化センターは、市民に憩いの場を提供するとともに、市民からの緑化相談、緑化指導による緑化技術の普及・向上を通して都市緑化の推進を図ることを目的とした都市緑化植物園である。これまで緑化相談の他、講習会、展示会や樹木、草花及び種苗の配布・あっせんに関する業務を行い、市民の緑化意識の向上と都市緑化の推進に貢献してきた。

施設の機能のさらなる充実やさまざまな団体との連携の強化による発信力の強化、地域に密着した施設を目指し、来園者の増加につなげるため、平成 22 年 4 月に指定管理者制度が導入された。これまでの指定管理の状況は次のとおりである。なお、令和 7 年 4 月 1 日より緑化センターグリーンアドバンスが指定管理者として管理運営を行っているが、当該組織は指定管理者代表を公園緑地協会、構成員として株式会社石勝エクステリアで構成されている。

【指定管理の状況】

区分	指定期間	指定管理者
第1期	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで	公園緑地協会
第2期	平成27年4月1日から 令和2年3月31日まで	株式会社石勝エクステリア
第3期	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	株式会社石勝エクステリア
第4期	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで	緑化センタークリーンアドバンス

出典：川崎市ホームページ

ア. 公の施設の基本情報について

緑化センターは、昭和54年7月に制定された川崎市緑化センター条例に基づき運営を行う公の施設である。主な基本情報は次のとおりである。

【施設の基本情報】

区分	内 容
開園日	以下の休園日を除く日。 (1) 毎週月曜日（祝日の場合は翌平日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
利用時間	午前9時から午後4時30分まで（11月1日から翌年の2月末日までは、午前9時から午後4時まで）
使用料	無料

出典：「川崎市緑化センター条例」に基づき監査人作成

イ. 指定管理者の基本情報について

区分	内容
指定管理者名	緑化センターグリーンアドバンス (代表:公園緑地協会、構成員:株式会社石勝エクスティリア)
主たる事業所の所在地 (代表団体)	中原区等々力 3-12
指定期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日
選定方法	公募
管理運営費の財源	指定管理料

③ 指定管理業務の概要について

指定管理業務の概要は次のとおりである。

ア. 維持管理運営業務（本来業務）

（ア） 都市緑化に係る相談、指導及び広報活動に関する業務

都市緑化に係る相談としては、緑のコンシェルジュを常駐させ、来園者や電話で寄せられる植物の栽培や維持管理、育成に関する質問への対応を行っている。

都市緑化に係る指導としては、緑化センター内及び出張での講習会を開催し、都市緑化の普及、啓発に寄与する活動を行っている。緑化センター内で開催される講習会は、計画的に行う講習会、提案による講習会及び依頼を受けて行う講習会が定められており、このうち計画的に行う講習会については年に12回の開催が義務付けられている。

その他、講師の仲介あっせんや職場体験等への対応、展示会の開催、樹木、草花及び種苗の収集・保存・展示、緑化技術の展示、資料・図書等の収集・整理等も都市緑化に係る指導の内容に含まれている。このうち展示会については年に7回以上の開催が義務付けられており、うち2回は緑化センターで育成したサクラソウ及びハナショウブを用いた品種展にすることとされている。

広報活動は展示会、講習会、開花状況等の広報を、ホームページ、施設案内リーフレット等の作成や、川崎市の広報誌、民間情報誌等への掲載等により行っており、SNSを用いた上記情報発信については、原則月4回以上行うこととされている。

(イ) 樹木、草花及び種苗の配布及びあつせんに関する業務

サクラソウ、ハナショウブ等の品種保存作業の過程で発生した余剰品について、他の植物園等との交換用に用いるほか、利用者に品種保存の協力を依頼のうえ無償配布することとしている。

(ウ) その他本施設の設置目的の達成に必要な業務

その他業務としては緑化センター固有業務と一般業務に区分されており、それぞれの業務概要は次のとおりである。

i 緑化センター固有業務

受付・案内、緑化センターの植物目録の更新、緑化センター園内ボランティア等への対応、緑化に係る調査等、一般利用者数調査及び報告、緑化に係る作業用具類の貸出し、「都市緑化植物園（緑の相談所）連絡会議」への対応、地域関係団体との連絡会議の開催、地域及び周辺施設との連携

ii 一般的業務

総括責任者の配置、川崎市等との連絡調整等、各種調査依頼への対応、マスコミ取材対応・報告、指定管理経費の管理、備品管理、農薬等の管理、遺失物、拾得物の管理、情報管理、川崎市境界標の管理等、防災対策、損害賠償への対応、書類の作成・保管・提出等（管理報告書（日報）の作成・保管、光熱水費の利用実績の作成・報告、次年度の事業計画書及び収支計画書の作成・提出、事業報告書等の作成・提出、自己評価の実施）、取次ぎ・調整、指定期間終了に当たっての引継ぎ業務

イ. 施設の維持管理に関する業務

来園者が安全、安心に施設を利用できるよう、別途定めている「維持管理水準書の水準」を満たすために行われる業務であり、その実施にあたっては、「川崎市公園緑地施設等安全管理基準」、「公園緑地維持管理業務委託標準仕様書」、「川崎市土木工事共通仕様書及び川崎市土木工事施工管理基準」、農薬取締法等の遵守が求められている。対象となる施設と、各施設に共通の業務は下記の通りである。

(ア) 各施設の共通事項

日常点検、定期点検、定期清掃、除草、小破修繕、長期保全更新計画書の提出、廃棄物処理、臨時対応

(イ) 園路、広場施設

- (ウ) 修景施設（植栽、カナール・壁泉・噴水、池、フジ棚等）
- (エ) 休養施設（ベンチ、テーブル、四阿、水車小屋）
- (オ) 教養施設〔温室群（温室、大温室用温水機、礫耕温室ハウスボイラ、重油タンク、灯油タンク）〕
- (カ) 便益施設（駐車場、駐輪スペース、屋外トイレ、時計塔、水飲み、植物の配布用棚）
- (キ) 管理施設（管理事務所、門扉、市旗掲揚台、フェンス、竹柵、植物名ラベル、案内等看板、腐葉土置場、苗畑、倉庫群・油庫、公園灯、給水施設、排水施設）

ウ. 自主事業業務

指定管理者は、緑化センター利用の活性化、利用者サービスの向上を目的として下記に記載の自主事業を実施することができることとされている。

- (ア) イベント等の実施
- (イ) 樹木、草花及び種苗の販売
- (ウ) 売店、自動販売機等の便益施設の設置

④ 指定管理業務に係る収支の状況について

前指定管理者の令和 2 年度から令和 6 年度までの指定管理業務に係る収支の状況は次のとおりである。

ア. 維持管理運営業務（本来業務）

【指定管理業務に係る収支の推移】 (単位：千円)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
収入	46,194	44,565	44,543	44,772	46,315
指定管理料	46,140	44,400	44,400	44,455	44,400
その他	54	165	143	317	1,915
支出	42,934	42,505	40,967	39,266	41,346
人件費	24,312	22,261	26,069	26,239	29,425
消耗品費	223	197	165	109	92
通信運搬費	397	308	400	423	447
備品購入費	896	687	567	499	275
委託料	8,395	8,697	7,734	5,631	4,968
原材料費	1,177	515	474	713	510

修繕費等	2,391	4,381	497	228	48
使用料・賃借料	642	692	600	1,379	1,439
廃棄物処理費	1,242	823	927	832	822
広報費・印刷製本費	33	206	32	134	93
保険料	59	35	104	96	8
旅費交通費	1,018	1,231	1,133	1,116	1,289
燃料費	823	1,003	662	372	511
運営関連費	26	132	105	92	123
その他諸経費	101	30	11	70	70
光熱水費	1,192	1,302	1,479	1,328	1,219
収支差額	3,259	2,060	3,575	5,505	4,968

注：千円未満の端数は切捨てて表示している。

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

イ. 自主事業業務

【指定管理業務に係る収支の推移】 (単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入	1,050	1,451	1,890	1,863	1,920
自動販売機収入	808	815	705	627	783
種苗販売事業収入	208	416	539	334	161
講習会・展示会収入	33	220	542	434	373
利益還元事業収入	0	0	102	467	601
支出	435	630	960	1,077	493
自動販売機販売経費	5	4	3	6	6
種苗販売関連経費	0	0	56	5	0
講習会・展示会経費	40	350	673	465	216
利益還元事業経費	388	275	227	600	270
収支差額	615	821	929	786	1,426

注：千円未満の端数は切捨てて表示している。

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて緑化センターへの現場往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 公有財産台帳の更新管理について（指摘：1件、意見：1件）

【現状・問題点】

緑化センターへの現場往査の際に、鉢等植栽に関する道具が保管されている「鉢倉庫」と呼ばれる倉庫を確認したが、当該施設の公有財産台帳における登載状況を確認したところ、「堆肥舎」という名称で登載されており、当該建物における実際の用途と公有財産台帳で登載されている名称の用途が相違している状況であった。

【鉢倉庫の現況】



出典：監査人撮影

【公有財産台帳の登載状況】

建物名称	構造	屋根	延床面積 (m ²)	取得年月日	取得価額 (円)	台帳価額 (円)
堆肥舎	木造	瓦	24.79	1950/11/30	92,000	43,000

出典：「公有財産台帳」に基づき監査人作成

「堆肥舎」という名称で公有財産台帳に登載されている理由について市所管課に問い合わせたところ、「県の農業試験場時代や市の園芸技術普及農場であった頃の当初の建物名」とのことであったが、現在の鉢倉庫への使用目的の変更に関する過去の協議資料は確認できなかった。

この点、財産規則第6条第1項において「部局長は、次に掲げる場合においては、これを財政局長に協議するものとする。」と規定されており、さらに同項第6号において、「行政財産の用途を変更し、又は廃止しようとするとき。」とあることから、現

状の鉢の保管倉庫としての用途へ変更された際に当該条項に基づいて財政局長への協議の上、名称等台帳の登録内容を変更すべきであったと考える。現状は、公有財産台帳の記載内容が最新の状況を反映していない点において必要な手続が取られておらず、財産規則第6条第1項に抵触するものである。

建物の用途を変更した際に適時に公有財産台帳の更新が行われなかつた原因としては、用途変更当時の現場管理者と市所管課の間での情報共有が不十分であったことが考えられる。また、建物の使用実態と公有財産台帳の登載状況の不整合が看過されてきた原因としては、市所管課が定期的に台帳との照合による建物の実態確認を実施していなかつたことが考えられる。台帳と実態の不整合を適時に発見するための内部統制として、市所管課の職員は定期的に現場に赴き、財産現物の実態と台帳記録との照合確認を実施する必要がある。

【結果①（指摘）：グリーンコミュニティ推進室】

公有財産台帳に登載されている名称と実際の用途が相違している建物については、財産規則に定める手続に則って、速やかに台帳の情報を更新されたい。

【結果②（意見）：グリーンコミュニティ推進室】

市所管課の職員は定期的に現場に赴き、財産現物の実態と台帳記録との照合確認を実施するよう要望する。

② 販売用商品の物理的な管理方法について（意見）

【現状・問題点】

指定管理者は緑化センターにおける自主事業として樹木、草花、種苗及びその他オリジナルグッズの販売を行っており、これらの商品は緑化センターの管理棟1階入口前に陳列されている。

次に掲載する写真のとおり販売用商品が屋外にて陳列されている状況であるが、監視カメラや販売スペースで待機をしている担当者は無く、盗難に対する物理的な防犯対策がなされていない。盗難が発生した場合には、金額的な損害は小さいものであったとしても、市の施設に対する安心感・信頼感に与える悪影響が懸念されるため、防犯対策は必須である。

【管理棟前の商品の陳列状況】



出典：監査人撮影

指定管理者の担当者に確認したところ、管理棟 1 階の入口はセンサーによる自動ドアになっており客が販売スペースに立ち入った場合にはセンサーが感知してドアが開くため、1 階の執務スペースから客の行動を把握できることであったが、現場往査の際に確認したところ、場所や動く動線によってはセンサーが感知せずドアが開かないことも確認された。

入口前の受付スペースに常時担当者が在席して販売スペースに注意を向けているわけではない状況下において、販売用商品の盗難や不正な持出しといったリスクに対する対応としては、自動ドアの開閉による状況把握だけでは十分とは言い難い。

このような販売用商品の物理的な管理状況に関して、その盗難や不正な持出しを防止する十分な管理体制が構築できていない点については改善の余地があると考えられる。例えば、監視カメラを設置することや陳列場所を管理棟内に移すといった具体的な対応を検討の上、実施する必要があると考える。

【結果（意見）：グリーンコミュニティ推進室】

販売用商品の盗難や不正な持出しの防止のための具体的な対策の検討・実施を指定管理者に対して指導するよう要望する。

③ 販売用商品の受払管理について（意見）

【現状・問題点】

樹木、草花、種苗及びその他オリジナルグッズの販売に関して、販売用商品の受払管理の状況について確認したところ、指定管理者の担当者が日々の販売数量及び売上金額を収入日計表に記帳しているものの、各販売用商品の受入数量が記帳されて

いないことから、残高の管理ができていない状況であった。

収入日計表では「種苗販売事業収入」及び「販売収入」項目で販売品ごとに販売単価を記載の上、日々の売上高を記帳しているため、帳簿から販売数量を間接的に把握することは可能である。しかしながら、受入数量が不明であることから、現実に存在している販売用商品の残数が、受け払いの結果としてあるべき残数と一致するのかどうかを確認することができない状況である。つまり、盜難・横領・紛失等の不祥事による減少がなかったかどうかを確認することができない状況にある点で管理上の問題がある。また、あるべき残数を把握できないことから、実際には売上げがあつたにもかかわらず売上げがなかったように仮装して、入金額を着服することも容易にできてしまうという問題がある。

このような管理体制の不備の背景には、販売用商品の数量管理・受払管理の必要性についての認識が不足していることに加えて、職員による売上金の着服リスクが小さいとの性善説的な思い込みが要因になっているものと考える。販売用商品の盜難や売上現金の着服といった不祥事を防止又は適時に発見するために、販売用商品の受払管理は必須であると考える。

【結果（意見）：グリーンコミュニティ推進室】

樹木、草花、種苗及びその他オリジナルグッズの販売において、日々の受払数量の管理を行うことで、保有数量の変動を適時適切に把握し、あるべき売上収入及びあるべき商品残高を確認できる管理体制の整備を指定管理者に対して指導するよう要望する。

④ 商品販売における販売単価の設定について（意見）

【現状・問題点】

指定管理者は緑化センターにおける自主事業業務として樹木、草花及び種苗の販売その他オリジナルグッズの販売を行っている。販売用商品のうち、樹木、草花及び種苗の販売単価については同様の草花又は種苗を販売している周辺の店舗での販売価格や、過去の販売単価を参考に決定しているとのことであるが、商品自体の付加価値、商品固有の希少性等が考慮されておらず価格に反映されていない。

周辺の同業者による販売価格や過去の販売実績はいずれも販売側の観点からの設定であるが、例えば、緑化センターで市民協働により育てたというストーリー性がもつ価値や、希少性のある草花がもつ価値など周辺の同業者が販売する商品にはない付加価値が反映されなければ、割安な単価による販売での機会損失や、顧客のニーズを把握していないことによる売れ残りリスクがあると考える。

緑化センターの事業運営に関する業務仕様書においても、価格の設定については

「近隣事業者と競合しないよう十分配慮すること。」（川崎市 緑化センター 指定管理者 業務仕様書 5 自主事業業務（2））としか記載されていないこと、緑化センターの目的として都市緑化の推進が掲げられており、都市緑化に係る相談対応や指導に加え、樹木、草花及び種苗の配布・あっせんが主たる事業内容であることから、収益事業としての商品販売に対する意識が希薄であることが背景にある要因と考える。

しかし、自主事業における収益が拡大することによって、本来業務への還元が期待されていることから、指定管理者としては可能な限り収益を最大化することが求められる。そこで、自主事業業務における商品販売の価格決定に当たっては、近隣事業者の販売事例を考慮するだけでなく、販売する商品の購買者にとっての価値を適切に把握したうえで設定することが望ましく、この点において販売単価の設定方法に改善の余地があるものと考える。

【結果（意見）：グリーンコミュニティ推進室】

自主事業業務としての樹木、草花及び種苗並びにオリジナルグッズの販売において、物価等の市場環境の変化や購買者側のニーズ、希少性といった需給要素も考慮した販売価格の設定について指定管理者への指導を要望する。

⑤ アンケート調査結果に対する取組のマーケティングについて（意見）

【現状・問題点】

緑化センターは、ホームページにおいて令和7年6月26日付のお知らせとして、全国都市緑化かわさきフェア生田緑地会場の出展ブースでワークショップ参加者に対して実施したアンケート調査の結果を公表している。

アンケート調査の調査結果は定量的な結果のみならず、結果から考えられる課題や課題に対する取組事項についての考察も記載されているが、これらの取組事項に対するその後の対応状況はホームページにおいて確認できなかった。しかし、取組事項の1つである子ども向けイベントの強化については、講習会以外のイベントや各地区にあることでも文化センターと連携してワークショップを開催している等の対応を行っているとのことであった。

アンケート調査結果やそこから考えられる課題を公表するだけでなく、課題に対する取組が実際に遂行されていることについてもホームページで公表しなければ、アンケート調査から得られた市民の声を積極的に運営に取り入れるという緑化センターの経営姿勢が十分に認知されない可能性があると考える。さらに、アンケートによる調査はアンケート回答者のみならず潜在的利用者も含めた市民の声が反映されたものであるから、アンケート調査結果に対する取組はホームページ等で積極的に公開しなければ、十分なマーケティング効果が得られない可能性もあると考える。

アンケート調査結果に基づいて取り組んだ利用者獲得や満足度向上のための施策が十分に宣伝されていない点において、マーケティング施策に改善の余地があるものと考える。

【結果（意見）：グリーンコミュニティ推進室】

アンケート調査結果によって認識した課題に対する取組の状況をホームページ上で公開、紹介することを指定管理者に対して指導するよう要望する。

⑥ ホームページにおいて公表する情報の管理について（指 摘）

【現状・問題点】

緑化センターはホームページ上の「センター日記」で日々のイベント等の様子を紹介する記事を掲載している。その中で次のとおり植物が持つ効用について紹介している記事があり、「塗り薬として利用してきた」という文言が見受けられた。

【植物が持つ効用について紹介した記事】

ハーブ教室美鈴さんが教えるハーブの講習会です。

今回は、カレンデュラのハンドクリーム作りを行いました。

カレンデュラはキク科の1年草で、切り傷の痛みを緩和する塗り薬として利用してきたそうです。

ミツロウ（ミツバチの巣からハチミツをとおった後に得られるロウ）の量でクリームの硬さを調整しました。ラベンダーやローズゼラニウムなどの精油を使い、お好みの香りを感じられるクリームが出来上がりました。



出典：緑化センターホームページ

特定の植物に関して薬品としての効能に言及する当該文言は薬機法第66条（誇大広告）及び第68条（承認前の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の広告の禁止）に抵触する。さらに、当該情報に関する出典情報の記載がされていない。

植物に関しても医薬品として科学的根拠に欠ける効能を紹介することは薬機法の

規制対象となっているだけでなく、出典情報の記載にも欠ける状況においては誤った情報を閲覧者に伝えるリスクがあるものと考える。

指定管理者に確認したところ、植物に関しては薬機法の規制対象に含まれないと認識を有していたことから、このような誤った認識が当該事象の発生要因になったと考える。

公開された情報の取扱いに薬機法に抵触する事象が確認された点において、情報管理体制に不備があるものと考えられる。

【結果（指摘）：グリーンコミュニティ推進室】

樹木や植物の育成を担う緑化センターにおいて、発信する情報の取扱いに関して薬機法等の関連法令に抵触していないことの確認や、情報の出典を明記すること等を規定したガイドラインを整備し、指定管理者に対して指導されたい。

なお、現場往査実施後の令和7年10月28日に該当の記事において不適切な表現があった旨並びにその訂正を行ったこと及び情報の出典元についての記載をホームページ上の「センターデイ記」で公表するとともに、記事ページ内においてもお詫びと訂正の案内を追加したことを確認している。

⑦ 危険物の管理について（意見）

【現状・問題点】

緑化センターを現場往査した際に、ボイラー室兼休憩室において、中身の入った灯油のポリタンクが保管されていることを確認した。なお、ボイラー室兼休憩室は、通常は指定管理者の職員が立ち入ることはなく、そこで灯油が保管されていることは、現場往査に同行した市所管課及び指定管理者職員は把握していなかった。

灯油は消防法において第4類危険物として規定されており、指定数量未満の危険物の管理については川崎市火災予防条例の規定が適用される。市所管課に確認したところ、ボイラー室兼休憩室で保管されている灯油については、指定数量の5分の1以上の残量はないことから、川崎市火災予防条例第34条及び35条に定める「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等」は適用されず、同条例第33条に定める「指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の規準」（以下「適用対象条項」という。）が適用されるとのことであった。

【ボイラー室兼休憩室の内部の現場往査時の現況】



出典：監査人撮影

ボイラー室兼休憩室における灯油の保管状況については、適用対象条項に違反するものではないと考えられるが、灯油をあえてボイラー室兼休憩室に保管することの必要性は乏しい。また、現場で確認したポリタンクの状態に鑑みると、長期間使用されることなくその場に放置されていたものと推察されるが、ボイラー室兼休憩室に灯油が保管されている事実が、現場往査時に現物を確認するまで、指定管理者及び市所管課において長期間把握されていなかつたということであれば、危険物の管理体制に改善の余地が認められる。

なお、ボイラー室兼休憩室の近くには油庫があるが、油庫については少量危険物貯蔵取扱所の表示がなされ、コンクリートブロックなど不燃性の材料でできており、窓の無い金属製の防火戸が備え付けられているため、危険物及び指定可燃物の貯蔵の基準を満たしていると考えられる。そのため、灯油については油庫で保管することがより適しているものと考えられる。

【結 果（意見）：グリーンコミュニティ推進室】

通常は使用されていない施設についても定期的に立ち入って危険物の有無を確認するよう要望する。また、危険物を発見した際には、速やかに保管に適した施設に移管するよう要望する。

なお、現場往査実施後の令和7年12月1日に灯油を油庫に移動した旨及び今後は油庫にて保管を行うとの回答を市所管課より得ている。

⑧ 管理棟天井の修繕計画について（意 見）

【現状・問題点】

緑化センターを現場往査した際に、管理棟の天井の一部に雨漏りによる腐食が確認された。また、指定管理者によると、大雨の際には屋上扉から浸水することから、土嚢を積んで浸水をとどめている状況とのことであった。そこで、市所管課に管理棟の修繕計画について確認したところ、管理棟に対する予防的修繕計画上の取扱いが確認できず、また当該毀損部に対する事後的修繕計画又は方針も定まっていないことが判明した。

【管理棟の天井と屋上扉の現況】



出典：監査人撮影

市所管課に確認したところ、当該腐食は昨年度に雨で発生した水漏れも原因の一因である可能性が高いとのことであり、管理棟は築46年の施設であることから、修繕の検討を行う必要性は認識しているが、管理棟を含む緑化センターの施設の修繕や更新については、緑化センター整備事業費の予算の範囲内での対応となり予算が限られていることから、利用者が直接利用するフロアや植物園としての機能の維持に必要な設備に対する修繕や、利用者の安全に直結する修繕を優先的に実施していくとのことであった。

緑化センターにおける修繕についてこのような優先順位を設けることは理解できるが、管理棟についても適切に維持管理すべき公有財産であることに違いない。川崎市の中で、緑化センターという施設の長期的な戦略方針が不明瞭であり、特に管理棟

に求められるニーズや備えるべき機能が明確にされず、予防的修繕計画について具体的に議論された資料が確認できない点については、施設の長寿命化、資産保有の最適化及び財産の有効活用を目的とする川崎市の資産マネジメントの観点からは改善の余地があると考えられる。

管理棟の要修繕箇所については、修繕実施を先送りすればするほど、毀損状況が深刻化し、将来の修繕コストが大きくなることが見込まれる。そのため、管理棟について、例えば、この先 10 年内での建替え又は取壊しの予定が立てられそうにないのであれば、速やかに修繕を実施する方向で検討することが望ましいと考える。

【結 果（意見）：グリーンコミュニティ推進室】

管理棟そのもののニーズや機能に関する評価を実施した上で、建替え又は取壊しの予定が立てられないであれば、管理棟の毀損部分の修繕方針を速やかに決定するよう要望する。

13. 橋公園の監査結果について

(1) 概 要

① 施設の概要について

ア. 橋公園の概要について

橋公園は、高津区南東部の住宅街に位置し、多くの緑に囲まれ、川崎市立東橋中学校及び川崎市立子母口小学校にも道路を挟んで隣接していることから、周辺の子どもたちの遊び場や地域住民の交流の拠点となっている近隣公園である。

昭和 51 年 4 月に都市公園として供用が開始され、供用開始当初の公告面積は 1,070 m²であったが、昭和 60 年 3 月に県費補助事業として新設工事に着手、その後継続的に管理面積を拡大し、令和 5 年 9 月には 17,877 m²となっている。

公園内には遊具や自由広場、せせらぎも整備されるなど特色ある公園となっている。

イ. 橋公園の魅力向上に向けた Park-PFI 事業について

橋公園には、昭和 55 年 3 月に公園管理事務所としての使用のため建築された旧西部公園事務所が設置されていたが、平成 22 年 4 月に道路公園センターへの再編整備に伴い事務所機能が廃止され、その後、平成 29 年から、その一部を地域利用スペース等として暫定的に開放していた。しかしながら、開放日が限定的であるなど、その活用が進んでいない状況にあったため、地域から、より公園の魅力向上につながるような事務所及び事務所周辺の利活用を希望する声が上がっていた。

これらの課題を解決するため、川崎市では民間活力の効果的な導入に向けた検討が進められ、Park-PFI 制度の導入が決定された。

Park-PFI 事業は令和 6 年度から開始され、旧西部公園事務所は「TACHIBANA HUT」という名称で地域交流の場として活用されている。

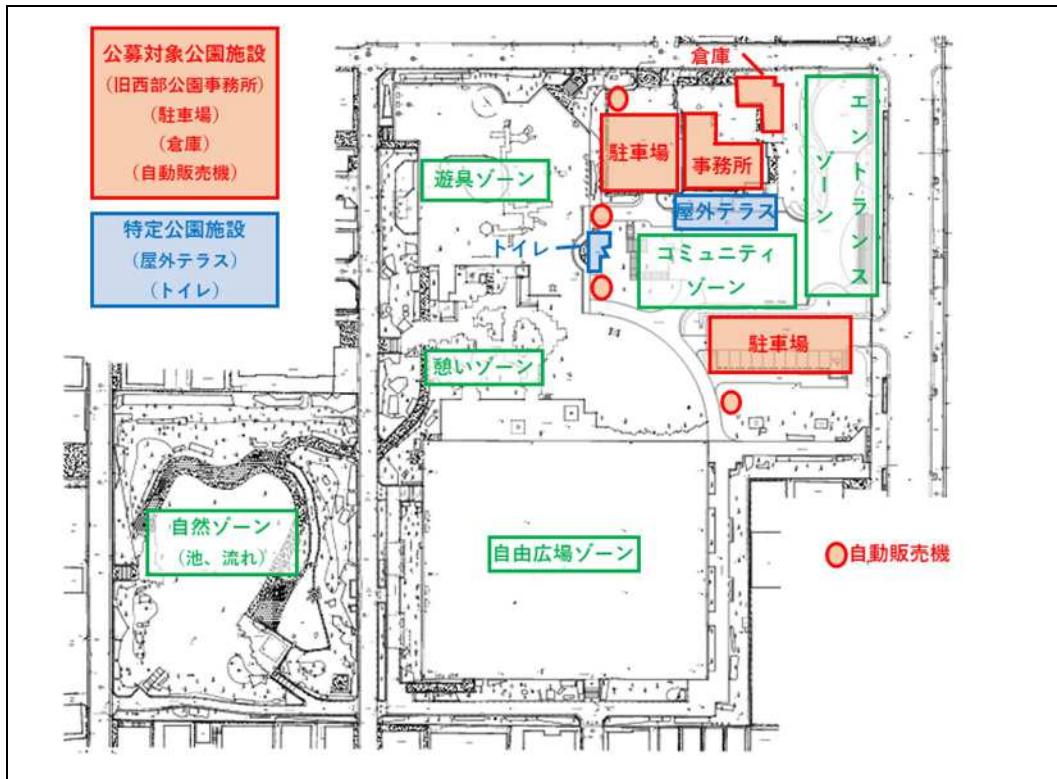
【橋公園の施設概要】

名称	橋公園
公園種別	近隣公園
所在地	高津区子母口 565
公園面積	17,877 m ²
開設日	昭和 50 年 1 月 16 日
主な施設	自由広場、ベンチ、トイレ、公園灯、滑り台、ブラン

	コ、シーソー、鉄棒、複合遊具など
管理運営方法	直営及びPark-PFI
主な施設管理許可	事務所 (Park-PFI、226.72 m ²)、事務所倉庫 (Park-PFI、75.85 m ²)、駐車場 (Park-PFI、734.01 m ² 、25台)
主な施設設置許可	コミュニティファーム (Park-PFI、7.955 m ²)、自動販売機 (Park-PFI、3.96 m ²)、カフェスタンド (Park-PFI、22.93 m ²)
主な施設占用許可	シェアサイクルスタンド (Park-PFI、13.38 m ²)

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

【橋公園の平面図】



出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

② Park-PFI 事業者の基本情報

令和6年度からPark-PFI事業が開始され、公募対象公園施設である事務所(TACHIBANA HUT)及び駐車場の整備・管理運営、特定公園施設であるトイレの整備・維持管理については合同会社ピークスタジオ一級建築士事務所が運営を行っている。当該事業の他に事業者が行う業務として、橋公園全体における日常のごみ拾い・見回りの実施、橋公園の魅力向上や地域貢献となるイベント等の実施及び地元町会・自治

会・愛護会等との連携も合同会社ピークスタジオ一級建築士事務所が実施している。

【Park-PFI 事業者の基本情報】

区分	内 容
事業者名	合同会社ピークスタジオ一級建築士事務所
主たる事業所の所在地（代表団体）	中原区上新城 1-4-50
事業期間	20 年
選定方法	公募

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

③ Park-PFI 事業の概要について

ア. 事業方針及び事業対象

橋公園における Park-PFI 事業は「橋公園の魅力向上に向けた Park-PFI 事業」（橋公園の監査結果の項において、以下「本事業」という。）という名称で運営がされており、その事業方針は次のとおりである。

- ・地域交流拠点・にぎわいの創出につながる公園施設の導入
- ・利用者の安全・安心に配慮したサービスの提供
- ・効率的で持続可能な管理運営体制による事業実施

当該事業方針をもとに、旧西部公園事務所を有効活用した飲食店・売店などの便益施設等（公募対象公園施設）を整備・管理運営するとともに、トイレ等の公園施設（特定公園施設）の整備及び維持管理を行うこととしている。

（ア）必須実施業務

本事業を実施する民間事業者（橋公園の監査結果の項において、以下「事業者」という。）は、次の業務を行うものとしている。

- ・公募対象公園施設（事務所・駐車場）の整備・管理運営
- ・特定公園施設（トイレ）の整備・維持管理
- ・橋公園全体における日常のごみ拾い・見回りの実施
- ・橋公園の魅力向上や地域貢献となるイベント等の実施
- ・地元町会・自治会・愛護会等との連携

(イ) 任意提案事項

事業者は、任意提案事項として次の業務を提案し、行うことができる。

- ・特定公園施設（トイレ以外）の整備・譲渡・維持管理
- ・利便増進施設の設置・管理運営
- ・橋公園の樹木剪定・高木剪定等の維持管理

イ. 事業者による事業運営状況

公募対象公園施設である事務所は「TACHIBANA HUT」という名称で運営されており、1階スペースは併設するカフェスタンドの利用者による休憩やレンタルスペース及びその他イベント支援、2階の一部はコワーキングスペースとして活用されている。

事務所前の広場では定期的にイベントが開催され、地域住民との交流の場、さらに町内会といった地域の各団体とのコミュニケーションの場としても機能している。

公道に接するエントランスゾーンにはカフェスタンドが設置されており、公園利用者のみならず誰でも立ち寄って購入することが可能となっている。さらに、利便増進施設としてエントランスゾーンには自転車のシェアサイクルポートが設置されている。

公園内には合計4つの自動販売機が設置されており、外装をラッピングすることで公園内の景観と調和が図られている。

【橋公園内の自動販売機】



出典：監査人撮影

【令和 6 年度実施イベント（事業者主催）】

イベント名	開催日
たちばなフェス	令和 6 年 7 月 27 日
	令和 6 年 7 月 28 日
夕暮れマーケット	令和 6 年 11 月 30 日
橘蚤の市	令和 7 年 3 月 8 日

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

④ Park-PFI 事業の収支の状況について

令和 6 年度の橘公園の Park-PFI 事業の収支は次のとおりである。

【令和 6 年度収支】

(単位：千円)

区分	金額
収入	14,296
コインパーキング	5,280
自動販売機	2,090
カフェスタンド	2,910
倉庫等使用料	2,429
コワーキング	658
施設利用料	833
シェアサイクル	94
支出	8,508
人件費	2,000
イベント外注費	953
光熱水費	1,422
清掃料	742
許可使用料	2,013
その他経費	1,377
収支差額	5,788

注：千円未満の端数は切捨てて表示している。

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

なお、上記収支差額には金融機関への支払額が含まれていない。事業者は、事業開始当初の設備投資支出を金融機関からの借入金で賄っているが、令和 6 年度においては当該借入金の返済支出（利払いを含む。）が 5,207 千円ある。

⑤ 市直営の業務委託の状況について

令和6年度の橘公園の直営に係る主な業務委託の状況は次のとおりである。

【橘公園における主な業務委託の概要】				(単位：千円)
名称	契約方法	委託業者	委託料	
橘公園池流れ循環設備保守点検業務委託	見積合せ	株式会社ユニ機工	423	
橘公園内産業廃棄物収集運搬・処分業務委託	見積合せ	日本ダスト株式会社	144	

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて橘公園への現場往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、意見を述べることとする。

① Park-PFI事業の事業収支に関するモニタリングについて（意見：2件）

【現状・問題点】

橘公園のPark-PFI事業について、事業者の提出した事業計画の令和6年度の計画額と実績額を比較したところ、次のとおり駐車場収益、コワーキング事業収益及び人件費について特に計画値とのかい離が大きくなっている。

【令和 6 年度の Park-PFI 事業の計画額と実績額の比較】 (単位 : 千円)

区分	計画	実績	計画比
駐車場	2,120	4,800	226%
コワーキング事業	2,880	598	21%
その他	5,725	5,709	100%
売上高合計	10,725	11,108	104%
人件費（売上原価 + 一般管理費）	3,500	2,000	57%

注：実際の収支実績報告書は税込みで作成されているが、収支計画が税抜きで作成されているため、比較のために監査人が実績額を税抜きの金額に置き換えている。

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

ア. 計画値と実績の比較分析について

これに対し、市所管課による令和 6 年度の事業評価（モニタリング）資料を確認したところ、評価項目の内、大・中項目「V. 経営計画」、小項目「事業の収支状況」という項目で事業収支の評価を実施しているが、令和 6 年度は収支が黒字であったこと及び初年度で認知度が発展途上にあることから、今後の認知度上昇に伴う利用者の増加に期待するとのコメントを理由に、三段階の中で最も高い評価を付しているのみであり、計画値との差異についての評価がなされていない。また、市所管課に確認したところ、事業評価は事業者から提出される収支報告書に基づいて行っているとのことであったが、当該資料には計画値との比較情報は記載されていない。

事業評価（モニタリング）の目的は、「橋公園の魅力向上に向けた Park-PFI 事業公募設置等指針」（令和 4 年 12 月 6 日修正版）（以下「P-PFI 指針」という。）の事業方針に基づき、事業者が提案した事業内容が計画通りに進捗していることの確認のみならず、計画と実績の差異を把握することで事業運営上の課題を識別しその対応を策定することにある。このことに鑑みれば、収支状況が黒字であることをもって評価するだけでは事業評価の目的が達成されているとは言い難く、事業の進捗や課題を適時に把握できなければ、安定的で持続可能な事業の実現にリスクをもたらすものと考える。上表に示した計画額と実績額のかい離については、少なくとも下記の点において事業計画を見直すべき兆候が表れており、これに対する詳細な検討がなされていないことは、事業の継続性にリスクをもたらすものであると考える。

- ・駐車場の収益が計画の 2 倍を超えているが、事業計画の前提条件に変更はないか。前提条件に変更があるのであれば、事業計画の変更が必要ではないか。
- ・コワーキング事業の収益が計画の 20%にとどまっているが、事業計画の前提としているシナリオは崩れていないか。事業に対するニーズを見直し、新たな施策を講じる必要はないか。
- ・人件費が大幅に減少しているが、Park-PFI 事業に対する人件費の配賦は適切に行われているか。仮に事業者が人件費について何らかの調整を行うことで Park-PFI 事業の人件費を計画よりも少なく計上しているとすれば、収支報告書には表れない隠れたコストが存在しており、Park-PFI 事業の継続性に疑義が生じる可能性はないか。

モニタリング資料における市所管課のコメントからは、初年度であることを理由に、計画と実績がかい離している事実に対して何らかの評価を下すことは時期尚早であるとする姿勢が伺えるが、事業を立ち上げて間もないからこそ、計画と実績にかい離があれば理由を詳細に検討し、仮に当初の想定に無理があったのであれば、取り返しがつかなくなる前に早期の軌道修正を事業者に求める必要がある。Park-PFI 事業は 20 年間にわたる長期の事業であるが、計画と実績の間のかい離を確認したら、「まだ先は長いから」と見送るのではなく、早め早めの対応を図ることが事業継続には不可欠である。

イ. 事業評価に用いる収支実績の様式について

Park-PFI 事業への応募書類として事業者より提出された「様式 12-9 資金計画及び収支計画」の収支計画の様式は、売上高、売上原価、売上総利益、販売費及び一般管理費、営業利益等から構成される損益計算書ベースの様式となっているが、当該様式に対応した収支実績報告資料が作成されていない。

モニタリングにおいて事業者から提出される収支報告書は大きく収入と支出に区分された資金繰りベースの様式となっており、収支計画の様式のような段階利益は設けられていない。

「橋公園の魅力向上に向けた Park-PFI 事業 基本協定書」第 80 条第 2 項において「事業報告書に記載する事項については、甲乙協議の上決定する。」とされているが、市所管課があらかじめ収支計画の様式と整合的な実績報告書の様式を定めていなかったことが収支計画の様式と収支実績の様式の不整合の原因になっていると考える。

収支計画の様式と整合する形で実績値を集計し、両者を比較しなければ事業評価を正確に実施することができず、Park-PFI 事業の実態を正しく把握できない可

能性があるため、収支計画の様式と収支実績の様式が整合していないことは問題であり、現状では収支実績報告のあり方に改善の余地があるものと考える。

【結果①（意見）：みどり・多摩川事業推進課】

Park-PFI 事業の事業評価については、事業計画と実績の比較検証を行い、計画と実績の間にかい離がある場合には、詳細な原因の報告を求め、必要に応じて計画の見直しや新たな対応策の実践を事業者に求めるよう要望する。

【結果②（意見）：みどり・多摩川事業推進課】

Park-PFI 事業の収支については、計画と容易に比較できる実績報告の様式を作成し、当該様式を用いた報告を事業者に求めるよう要望する。

② Park-PFI 事業の持続可能性に対するリスク対応について（意見）

【現状・問題点】

橘公園の Park-PFI 事業において、事業者は公募対象公園施設である旧西部公園事務所（現：TACHIBANA HUT）2階スペースの一部をコワーキング事業として活用している。

当事業における令和 7 年度の売上計画金額と売上実績金額の推移は次のとおりであり、売上実績は継続して売上計画を下回っている状態である。

【令和 7 年度のコワーキング事業の計画額と実績額の比較】 （単位：千円）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月
売上計画	360	360	360	360	360	360
売上実績	91	94	186	140	165	110

注：売上計画額は年間計画額を月割りで計算して算出している。

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

売上実績が計画を下回っている状態に対し、事業者は SNS 広告の定期的な実施、1 階部分でのコワーキングスペースの案内掲示、さらに「入会金 0 円キャンペーン」といった認知度向上に向けた施策を検討しているものの、利用者へのアンケート調査は実施されておらず、提供サービスに対する潜在的利用者の属性やニーズに対する検証が行われていない。

P-PFI 指針によると、事業方針の一つに「3. 効率的で持続可能な管理運営体制による事業実施」（同資料 P.6）が掲げられている。この点、令和 7 年度における事業計画におけるコワーキング事業の売上高は全体の売上高の 30%超を占めていることか

ら、コワーキング事業は Park-PFI 事業の持続可能性の観点から非常に重要な位置づけになっていると考えられる。しかし、上記のとおりコワーキング事業の計画未達が続いていることも影響し、令和 7 年度における Park-PFI 事業の月次収支は、次のとおり 4 月から 9 月までの 6 か月のうち 5 か月が支出超過となっている。

【令和 7 年度の Park-PFI 事業の月次収支】 (単位 : 千円)

区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
収入合計	1,442	1,232	1,438	1,464	1,264	1,368
支出合計	1,321	1,433	1,477	1,844	1,417	1,389
収支差額	121	▲201	▲39	▲380	▲153	▲21

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

収支差額はコワーキング事業の売上計画を達成すれば黒字化が見込まれるが、裏を返すと、コワーキング事業での計画未達の継続は事業の持続可能性のリスクに直結すると考える。

確かに、事業者が計画しているコワーキング事業の認知度向上も重要ではあると考えられるが、現状のような計画とのかい離が続くようであれば、そもそも当初想定していたほどのコワーキングスペースの需要が本当にあるのかどうかについて、改めて調査を実施して検証する必要があるものと考える。

また、Park-PFI 事業の持続可能性のリスクへの対応策としては、コワーキング事業への依存度を下げるという方法も考えられることから、コワーキング事業が当初の計画通りの収益を上げられないような事態に備えて、今のうちから新たな事業の可能性を模索することも有用であると考える。

【結果（意見）：みどり・多摩川事業推進課】

コワーキング事業に関しては、需要の調査を行う等、改めて事業としての継続可能性を慎重に検討するよう要望する。その上で、当初計画の達成が困難であると見込まれるのであれば、新たな事業の立ち上げを早期に検討することを事業者に求めるよう要望する。

③ Park-PFI 事業に係る事業評価シートの運用について（意見：3 件）

【現状・問題点】

橋公園の Park-PFI 事業において、川崎市は事業年度終了後に「橋公園の魅力向上に向けた Park-PFI 事業に係るモニタリング・事業評価・改善計画表」（以下「事業評

価シート」という。) を作成しており、そのフォーマットは次のとおりである。

【事業評価シートのフォーマット】

分類			モニタリング項目		事業者のセルフモニタリング		市の事業評価		改善計画	備考
大項目	中項目	小項目	No	確認内容	評価	評価の根拠・理由	評価	評価の根拠・理由		

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

「モニタリング項目」には P-PFI 指針で規定されている事項とそれに対する事業者の提案内容が記載され、これらの事項の達成状況を事業者及び市がそれぞれ評価をする形式となっている。また、「市の事業評価」の「評価」項目は「○」「△」「×」の3段階で評価されており、「△」又は「×」の評価項目については改善計画欄に記入がなされている。

令和6年度の事業評価シートを確認したところ、「市の事業評価」が「△」又は「×」となっている項目と記載内容は次のとおりであった。

【令和6年度の事業評価シート（一部抜粋）】

小項目	モニタリング項目 >確認内容	市の事業評価		改善計画
公園利用者及び地域の安全・安心の確保	【募集】災害時における地域との連携体制や地域への支援体制等が築けているか。 (以下、省略)	△	災害時の体制づくりについては事業者単体での取り組みでは展開が難しい場面もあると思うので、市も積極的にサポートし、今後重点的に取り組んでいきたい。	6月の1周年を契機にふたたび町会とつながりを作ることをやっていく。災害時に自分できることは準備を進めつつも、地域に求められていることを把握することにもしっかりと注力する。
公園利用者の利便性や快適性の確保	【提案】せせらぎの水質改善	×	どこまでの改善を目指すのか、やや中期的な視点で公園管理者も交えて議論していく必要がある。	どこまでの改善を目指すのか、やや中期的な視点で公園管理者も交えて議論していく必要がある。
日常における安全・安心や利便性向上に向けた取組の実施	【募集】地元の町内会、自治会、公園愛護会等との連携体制が築けているか。 (以下、省略)	△	町会や学校との連携については事業者単体での取り組みでは展開が難しい場面もあると思うので、市も積極的にサポートし、今後重点的に取り組んでいきたい。	6月の1周年を契機に町会や学校との対話をを行う。学校と連携できそうな学習機会の創出を模索しつつ、町会と顔の見える関係になれるよう市の支援も受けながら取り組んでいく。
災害や事故、トラブル等が発生した際の体制	【募集】災害時の通信・連絡手段を確保し、一時避難場所として活用できる体制を整えているか。	×	災害時の体制づくりについては事業者単体での取り組みでは展開が難しい場面もあると思うので、市も積極的にサポートし、今後重点的に取り組んでいきたい。	6月の1周年を契機にふたたび町会とつながりを作ることをやっていく。災害時に自分できることは準備を進めつつも、地域に求められていることを把握することにもしっかりと注力する。

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

なお、P-PFI 指針の「4 地域の魅力向上に係る事項 (2) 地域の魅力向上を図るための措置に係る事項」において、「『民間活用（川崎版 PPP）推進方針』（以下「PPP 推進方針」という。）に定めるモニタリングの実施を行い、（略）（下線部は監査人）」との記載があるが、PPP 推進方針の「6 確実な公共サービスの提供のためのモニタリング等に関する基本的な方針（6.1）モニタリング等の目的と対象 イ」において、「（略）民間より提供されるサービスの履行状況を確認（モニタリング）し、その水準が所期の目的等を満たしているか否かを評価する。」と規定されている。

ア. 「市の事業評価」への記載について

事業評価シートの目的は事業者による Park-PFI 事業の運営状況を評価することであるから、「市の事業評価」の項目には事業者の事業運営に対する「評価の根拠・理由」を記載することとなっている。ところが、実際の記載内容は川崎市としての今後の取組や課題の提起にとどまっており、事業者に対する評価に係る根拠・理由が記載されていない。

事業評価シートは事業者の責任区分に関する遂行状況の評価を行うものであり、この目的の通り運用されない場合、両者の責任区分が不明瞭になるだけでなく、認識された課題に対する改善計画についてもその責任主体と実施内容を明確にすることが困難になり、結果として P-PFI 指針で規定した事項の達成が滞るリスクが高まると考える。

イ. 「改善計画」への記載について

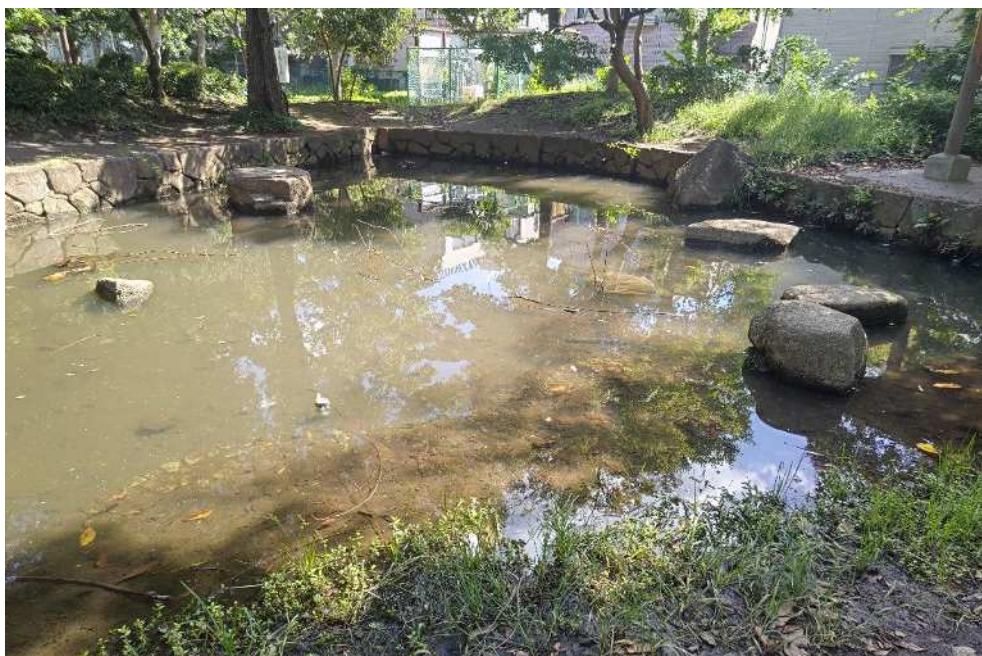
事業評価シートの「改善計画」は、「市の事業評価」によって認識された課題に対してのアクションプランを記載するものである。アクションプランである以上、少なくとも、どのような対応をいつまでに実施するのかの記載が必要と考えられるが、現状の記載内容は対応の方向性の記載にとどまっており、さらに一部の評価項目においては「市の事業評価」と同内容が記載されており、具体的な対応計画が記載されていない。

「市の事業評価」によって認識された課題を「改善計画」によって計画的に改善し、もって Park-PFI 事業の目的を達成することが事業評価シートの主旨であり、「改善計画」の記載内容が不十分である場合には、認識された課題が適時に改善されないリスクがあると考える。

ウ. せせらぎの水質改善について

橋公園の一画には水が流れる小川とせせらぎがある。小川とせせらぎは月に一度、排水を行ったうえで清掃業者が清掃を行い、溜まった落ち葉や泥水、投棄物などを除去して管理されている。ただし、放流している水の浄化を行っているわけではないため、せせらぎへの立ち入りを禁止する立て看板が設置されている。

【橋公園のせせらぎ】



出典：監査人撮影

事業評価シートにおいて事業者から提案されたせせらぎの水質改善に対する評価は「×」となっているが、そもそも「市の事業評価」に記載のとおりどこまでの改善を目指すべきなのかが明確になっていない。

現場往査の際に改めて当該事項の進捗について質問を行ったが、具体的な方針は確認できなかった。

この点において PPP 推進方針の「6 確実な公共サービスの提供のためのモニタリング等に関する基本的な方針 (6.2) サービスの質・安全性（継続性）確保のためのモニタリング等のあり方 エ」では、「サービスの履行状況及び水準の確認は、定量的に測定できないような場合は、何をもって目的を満たすと判断するかを、個別事業ごとに本市と民間で予め合意を図ることが必要である。」と規定されており、せせらぎの水質改善に関してもモニタリングを実施する前に、事業者と市所管課で達成すべき水準の合意を図っておく必要があったと考える。

両者の間で評価すべき項目の水準について合意が形成されていない状況では、モニタリングの実効性が担保されないだけでなく、事業者による提案事業が達成されないリスクも高まるものと考える。

せせらぎについては、市が定期的に清掃委託を行う等、直営による一定程度の維持管理がなされていることもあり、事業者の関与のあり方があいまいになっていくことが考えられるが、事業者の提案事項について、評価すべき水準が明確に定まっていないことについては、モニタリングの実施方法に改善の余地が認められる。

【結果①（意見）：みどり・多摩川事業推進課】

「橋公園の魅力向上に向けた Park-PFI 事業に係るモニタリング・事業評価・改善計画表」における「市の事業評価」の記載については、事業者に対する評価に係る根拠・理由を具体的に明記するよう要望する。

【結果②（意見）：みどり・多摩川事業推進課】

「橋公園の魅力向上に向けた Park-PFI 事業に係るモニタリング・事業評価・改善計画表」における「改善計画」の記載については、「市の事業評価」で認識された課題に対して、「いつ」「どのように」改善を行うのかを具体的に明記するよう要望する。

【結果③（意見）：みどり・多摩川事業推進課】

せせらぎの水質改善に係る事業者の提案事項については、事業者との間で達成すべき水準の合意を図るよう要望する。

④ 公園内における禁止事項についての看板の設置について（意見）

【現状・問題点】

都市公園条例第4条第1項第9号により、川崎市の公園においては指定された場所以外の場所での喫煙は禁じられており、橋公園では園内の特定のスペースに喫煙エリアを設けている。また、園内では禁煙の看板が数か所で設置されている。

橋公園への現場往査の際に、園内に設置された喫煙スペースではない旧西部公園事務所（現：TACHIBANA HUT）前広場のベンチ付近において、煙草の吸殻が放置されていることが確認された。また、事業者によると、事業者又はボランティアスタッフがほぼ毎日、公園内のトイレ清掃及び園内巡回によるごみ拾いを行っているが、清掃しても煙草の吸殻の放置はなくなることはなく、この状況は公園内が原則禁煙となった令和7年7月以降も継続しているとのことであった。

公園内は定期的な巡回及び清掃により一定の清潔・安全が維持されているものの、

指定された場所以外での喫煙による煙草の吸殻は公園の景観を損ねるだけでなく、利用する市民の満足度の低下、さらには吸殻の火気による事故等の発生につながるリスクがあると考える。

川崎市の公園内での喫煙は、令和7年7月の都市公園条例改正により原則禁止となつたが、当該条例の認知が必ずしも利用者の間に浸透していない可能性があることに加え、公園内に設置されている禁止事項を掲示した看板が利用者の注意を十分に引いていないことが吸殻放置の原因になっている可能性があると考える。

喫煙に関する公園内の整備について、喫煙スペースを設置し、また看板により喫煙禁止の掲示を行っており都市公園条例に準拠した対応が取られているが、看板についてはその目的が十分に果たされておらず、注意喚起・牽制効果が十分に機能していない点で改善の余地があると考えられる。

【結果（意見）：高津区役所道路公園センター】

公園利用の適正化及び利用者の安全確保等の観点から、都市公園条例等で定める公園内禁止行為や注意事項に係る掲示については、視認性を十分に確保し、利用者の注意を喚起できるよう、設置方法についての検討を行い、必要に応じて現状の掲示方法を見直すよう要望する。

なお、公園内原則禁煙の掲示については、現場往査実施後の令和7年11月5日に禁煙看板を公園内に増設したことを市所管課より確認している。

14. 稲田公園の監査結果について

(1) 概要

① 施設の概要について

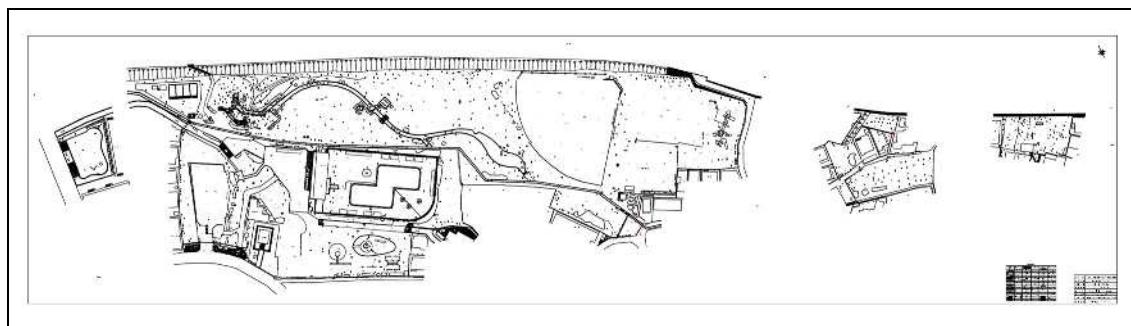
ア. 稲田公園の施設概要について

【稻田公園の施設概要】

名称	稻田公園
公園種別	地区公園
所在地	多摩区菅稻田堤 2-9-1
公園面積	31,510 m ² (管理面積)
開設日	昭和 47 年 3 月 29 日
主な施設	少年野球場、クジラ広場、児童プール、流れ（せせらぎ・小川）、桜の園、すべり台等遊具、多目的広場、複合遊具、トイレ（東西 2 か所）、園路、四阿、防災倉庫
管理運営方法	直営
駐車場	32 台（一般公園利用者 32 台（身障者用 1 台含む。））
主な行為許可	集会、行商、撮影他
主な設置許可	自動販売機（7 基 7 m ² ）
主な管理許可	駐車場（32 台面積 961.84 m ² ）
主な占用許可	なし

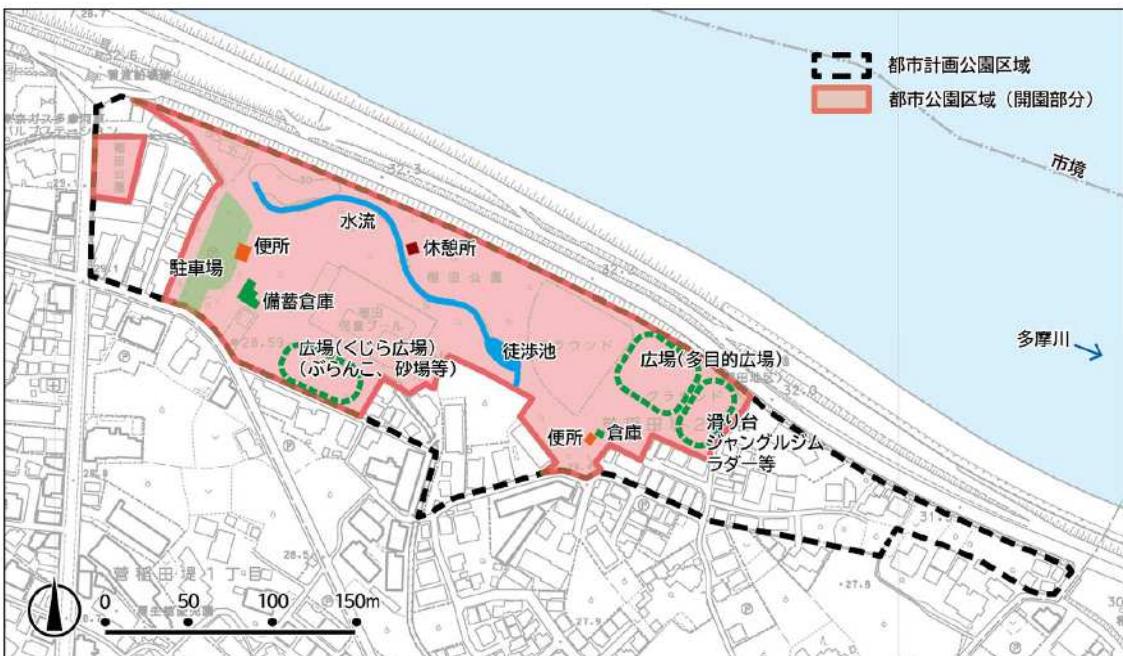
出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

【稻田公園の平面図】



出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

【稲田公園内の主な公園施設】



出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

イ. 老朽化した施設等への対応としての再整備計画

本公園は、昭和 47 年の開設後の整備経緯から、稲田児童プール、トイレ（東西 2 か所）、複合遊具等の施設の老朽化が認識されており、開設から 50 年以上経過しているため園内樹木の巨木化等に対応する取組も必要となっている。

市所管課は令和 5 年度に稲田公園再整備基本計画策定支援・民間活力導入調査検討業務委託を行っているが、その以前にも、平成 28 年度に稲田公園整備のあり方検討及び稲田公園再整備基本計画(案)の検討を行っており、園内各施設の老朽化対応に加え、都市公園を活かした民間活力導入推進等の社会情勢の変化から、本公園の再整備方針及び民間活力事業スキーム等の検討を必要としている。

【整備経緯】

昭和 16 年	都市計画決定
昭和 44 年	事業認可
昭和 45 年	稲田公園（桜の園）整備 13,000 m ²
昭和 46 年	少年野球場、くじら広場整備 5,000 m ²
昭和 53 年	児童プール整備 2,500 m ²
昭和 54 年	せせらぎ整備 延長 210m (水面積 700 m ²)
昭和 63 年	防災倉庫整備
平成 5・6 年	トイレ改修

平成 9 年 複合遊具整備
平成 22 年 防災広場整備

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

② 稲田少年野球場について

【設備の概要】

名称	施工年度	敷地面積	主な設備	ピッチ
稲田少年野球場	昭和 46 年	3,041 m ²	バックネット ベンチ マウンド	内野：土 外野：芝

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

【使用料】

無料

【使用対象】

小・中学校 児童・生徒（優先使用）

③ 稲田児童プールについて

【設備の概要】

名称	施工年度	敷地面積	水面積／水容積	収容人員
稲田児童プール	昭和 53 年	2,700 m ²	600 m ² ／435 m ³	600 人

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

【敷地内設備の概要】

名称	内容
管理棟	延床面積 205 m ² 軽量鉄骨平屋建
児童プール	300 m ² 深さ 1.0m 鋼板製
幼児プール	150 m ² 深さ 0.6m 鋼板製
徒渉プール	150 m ² 深さ 0.3m 鋼板製

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

【使用料】

1 人 1 回大人 300 円 子ども 100 円

【開場期間】

7 月 10 日～8 月 31 日

【利用者数の推移（大人子ども累計）】

(単位：人)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
7月（10～31日）22日間	2,054	0	0	3,496	3,933	3,198
8月（1～31日）31日間	4,950	1,050	3,894	3,686	4,270	4,375
合計（53日間）	7,004	1,050	3,894	7,182	8,203	7,573

※：令和2年度及び3年度の7月は開催なし。

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて稻田公園への現場往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 設置許可を受けていない倉庫等について（指摘：1件、意見：1件）

【現状・問題点】

稻田公園への現場往査の際に、次のとおり必要な設置許可を受けていない倉庫等の存在を確認した。

ア. 稲田少年野球場付近に複数台（6台程度）の使用感のある鍵付きロッカーが設置されており、少年野球クラブチームが継続的に使用している。

【現地ロッカーの状況】



出典：監査人撮影

イ. 稲田公園東地区敷地内において使用感のある清掃用具ロッカー及びゲートボールクラブ用具保管倉庫が設置され、ゲートボール場としての仕切りロープが設置されていた他、近隣樹木には「ゲート場にスパイクで入らないで下さい。」といったボードが張り付けられている。

【用具等倉庫や貼紙の状況】



出典：監査人撮影

ア、イともに、本来であれば、都市公園法第5条に基づく公園管理者の設置許可を受ける必要があるが、包括外部監査人の現場往査の時点まで未許可のまま設置が事実上容認されている状況であった。

したがって、市所管課は現在設置されているこれら倉庫等の設置者及び用途等を速やかに調査し、許可対象ではない倉庫等の設置者に対して撤去を指導し、また、許可対象である倉庫等の設置者に対しては速やかに、都市公園条例第9条に定める設置許可申請書を提出するよう指導する必要がある。

また、日常的に公園を使用する市民・団体にとっては、道具の収納が可能な倉庫等を公園に設置したいという需要がある一方で、倉庫等を設置するに当たって公園管理者からの許可を受ける必要があるというルールについては必ずしも十分に認知されていないことが考えられる。

そこで、市所管課は未許可の設置物件等が地区公園には常に生じる可能性があることを認識し、必要な許可申請が行われているか否か、定期的に現地物件を確認するような業務フローが必要と考える。

【結果①（指摘）：多摩区役所道路公園センター】

市所管課は、公園現地の状況を再確認の上、許可対象ではない倉庫等の物件を設置している者に対しては撤去を指導し、また、許可対象となる倉庫等の物件を設置している者に対しては、速やかに、都市公園条例第9条に定める設置許可申請書を提出するよう指導されたい。

【結果②（意見）：多摩区役所道路公園センター】

公園内に設置されている物件等について、必要な許可申請が行われているか否か、定期的に現地物件を確認するための業務フローを整備するよう要望する。

② 自動販売機に附属する空き缶等回収容器の衛生景観面への配慮について（意見）

【現状・問題点】

稲田公園においては、公園緑地協会が、川崎市から設置許可を受け、飲料及び氷菓の自動販売機を公園内の7か所に設置している。

稲田公園への現場往査の際に、自動販売機本体及びその近辺に置かれた空き缶等回収容器の状況を確認したところ、次に掲げる写真のとおり、複数箇所で清掃が行き届いているとは言い難い状態であった。なお、公園清掃の委託には、通常、他の施設管理者が設置する施設の清掃を対象としないことから、公園清掃の委託の不備を原因とするものではないと考える。

【現地複数箇所での空き缶等回収容器の汚れ】



出典：監査人撮影

公園施設の設置に問題がないか自動販売機の許可条件について調査したところ、稻田公園の 7 基を含む大師公園ほか 32 公園 62 基の自動販売機の設置に係る「公園施設設置許可書（川崎市指令建み管第 4 号）」では、許可条件第 1 条で、「許可物件の設置については、公園利用者への安全対策に十分留意し、都市公園としての美観を損なわないように配慮すること。」とされ、許可条件第 9 条で、「使用後の空き缶等を入れる蓋付きの容器を設置し、空き缶等の散乱防止対策を万全に行うこと。また、容器内の空き缶等は、週 2 回程度適宜回収すること。」とされており、空き缶等散乱による美観の悪化や缶の回収には当然に配慮されているものの、当条項及び前後の条項にも、自動販売機本体及び空き缶等回収「容器」に関する衛生景観面への指示及び配慮は見受けられなかった。

しかし、例えば、汚れが著しい状態についてあらかじめ写真や例示などで基準を設定しておき、空き缶回収時に容器の汚れが当該基準を超えたならば、施設設置者は清掃を行うか、容器ごと清掃済みのものと交換するような配慮ができれば、屋外環境といえども目立った汚れが放置されなくなることが期待できる。

市民が利用しやすい公園、利用したくなる公園、ふと滞在した際であっても心地よさを感じる公園整備の在り方については、十分な予算確保や費用対効果測定の困難性も相俟って一概に客観的な規範を設定できず、特に衛生景観面については市民それぞれの感度や印象が異なると推測される。しかし、公園をできるかぎり清潔に保つ努力は、公園利用者の利便性向上、すなわち都市公園法第 1 条の目的である公共の福祉の増進につながり、ひいては自動販売機等設置許可を受けた業者にとっても利用者増加の恩恵を受ける結果に結びつく面があると考える。

【結 果（意見）：みどりの管理課】

自動販売機及び空き缶等回収容器への衛生景観面への配慮について、自動販売機

設置者と協議を行い、具体的な自動販売機及び空き缶等回収容器の清掃の実施可能性を検討の上、設置許可の条件の見直しについての検討を要望する。

③ 公園内の危険箇所の点検と注意喚起について（意見：2件）

【現状・問題点】

稲田公園の現場往査では、駐車場奥のせせらぎ（流れ）につながる水路周辺に、用水設備点検扉が草叢に覆われた状態で見受けられた（写真参照）。

この扉は、経年の腐食により強度不足が疑われ、鍵は機能しておらず、ある程度力を要するものの開放可能な状況であった。また、生い茂った草叢内に潜んでおり視認性が低いため、不測の事故を招く可能性があると考えられる。通常の利用者にとって立ち入る用事のないと考えられる場所にあるものの、例えば、子どもたちが興味本位で立ち入るようなことは十分に想定できる。

しかし、この危険箇所は市所管課による点検での認識外であったため、コーンを立てて危険性を警告する等の特段の配慮が行われていなかった。

【現地茂み内の腐食しつつある用水設備点検扉】



出典：監査人撮影

公園内にはあらゆる危険が潜んでいる可能性があるが、職員の行動範囲での職員の目線による点検だけでは、危険を網羅的に把握することは現実的に難しいと考えられる。幼い子どもや高齢者、障害者といった多様な市民にとって、危険性もまた多様であると考えられる。こうした危険性を可能な限り網羅的に把握するためには、幼い子どもや高齢者、障害者本人やこれらの人たちの一番近くにいる母親や介助者の目線を公園内の点検に取り入れる工夫が必要であると考える。

市所管課によると、多摩区の公園では、子育て当事者や支援者が結成する市民団体が公園探検隊を結成し、各公園を実際に調べ、その情報を「多摩区公園BOOK」に地図

としてまとめており、公園BOOKを見た人からも公園の気になる箇所や危険箇所等について道路公園センター宛てに連絡が寄せられることがあることから、公園利用者の気づきが共有されているとのことである。今後は、そのような好事例をさらに発展させて、市所管課が危険箇所の点検に当たって、より能動的に多様な市民の目線を取り入れるために、例えば、市所管課の職員が、地域の幼い子どもをもつ母親や高齢者と一緒に公園内を歩き回り、得られた気づきを共有してもらうような機会を設けるといった取組が考えられる。

【結果①（意見）：多摩区役所道路公園センター】

公園内の危険箇所については、応急的にコーンやテープを用いた注意喚起を行うほか、必要に応じて修繕を実施して危険を取り除くよう要望する。

【結果②（意見）：多摩区役所道路公園センター】

公園内の危険箇所の点検に当たっては、市所管課が、多様な市民の目線を能動的に取り入れる工夫を図るよう要望する。

④ 稲田児童プールの管理状況について（意見：2件）

【現状・問題点】

稻田児童プールの管理運営は、外部の事業者（稻田公園の監査結果の項において、以下「委託業者」という。）に委託されているため「令和6年度公園プールの管理業務及び使用料収納事務委託」に関連する資料を閲覧し、現場往査時の状況認識と照らし合わせ、市所管課への質問したところ、次のとおり、管理業務及び使用料収納事務の現状について問題が認められた。

ア. 入場者使用券について、連番管理を行い委託業者から「収納金計算書」が報告されており、営業期間終了後、使用券控・未使用券冊子を確認し、次年度まで川崎市が保管している。しかし、汚損券が生じても、汚損券の現物は市所管課に提出される取り決めとなっておらず、実際に提出されていない。（例：委託者から提出されている「収納金計算書」にプール開放日初日令和6年7月10日（払込番号1）には「小人2枚汚損」と記載されているが、汚損券の現物は川崎市に提出されていない。）

通常の発券を行って料金を徴収したものの汚損券であると偽って使用券控を川崎市に提出せずに使用料を着服するという不正を防止するため、汚損券の提出を求め確認することが必要と考える。

イ. 鍵抜き去りないし紛失、故障ないし開錠不能等により他の市民が使用できない「個別」ロッカ一数と割合（タイプ別の使用不能により今後修繕が必要なロッカ一数と全体供用数）の推移は、次のとおりである。

【修繕を要するロッカ一数推移】

ロッカータイプ	令和5年度	令和6年度	令和7年度
C型	29	47	47
N S型	26	35	35
合計	55	82	82
全体供用数	576	576	576
使用不能率	9%	14%	14%

出典：市所管課提出「ロッカ一使用箇所調書」に基づき監査人作成

稲田児童プールは収容人員 600 人とされているところ、現状大人 300 人、子ども 100 人の計 400 人の利用が可能な施設として運営されており、これまで川崎市及び委託業者共にロッカ一についての利用者からの要望・苦情等は受けていないようであるが、修繕の経費支出や交換諸手続を踏まえると、故障や鍵抜き去りの件数は例外的少数となるべきと考える。

市所管課によると、子どもを対象としている施設のため、施設内で取扱う現金を減らすために「無料」のロッカ一としているとのことである。そのような配慮は公の施設においては評価されるべきであるが、「無料」であるがゆえに安易にロッカ一を取り扱えることが鍵の持ち去りを誘発しているとも考えられることから、今後の設備更新に当たっては無料であっても「コイン返却式」の導入を検討し、利用者への鍵の取扱いの事前指導及び注意を徹底する必要がある。

ウ. 公園プールの管理業務及び使用料収納事務委託仕様書（以下「仕様書」という。）では、「6 収納責任者の業務 イ 供用時間終了後、利用者への利用券発行枚数を確認し、徴収した現金と確認して収納金計算書を作成する。」とされているものの、実際の委託業者の業務内容として提出された「収納金計算書」には、会社名の記載があるものの、収納責任者名や、受付担当者以外がダブルチェックをしたことを示す欄がなく、ダブルチェックが実際に行われたという事実は確認できない。公金の取扱いとして作業実施者の意識を高めるとともに手続に厳格性を求めるべく、収納責任者名やダブルチェック者のチェック欄を設け対応を依頼るべきと考える。

エ. 「仕様書」では、「11 拾得物の取扱い 受託者は、指定された報告用紙に拾得物に関する調書を記載し期間中保管するとともに、届出があった場合は、本人であることを確認の上引き渡すこと。また、現金及び貴重品等はその都度交番へ届出すること。なお、報告書はプール委託業務終了後に委託者へ提出すること。(下線は監査人)」とされているものの、市所管課によると、交番へ届け出た旨について川崎市への報告はなく、令和 6 年度プール開放日中に生じた拾得金の 5 件計 839 円については、都度ではなく営業期間終了後の 9 月 1 日に交番に届けられたことを委託業者に確認したとのことであった。日報に、拾得物の内容・金額と交番に届け出た旨の記載欄を設ける等の方法によって、委託業者に対して都度の対応を促す必要があると考える。

オ. 稲田公園への現場往査の際に、プール管理事務所に併設された機械室の窓割れ（テープ及び段ボールでの応急塞ぎ）及び室内の壁に 20 センチ四方程度の丸い穴（破損箇所）があることを発見した。市所管課によると、令和 7 年度のプール開放期間に発生したとのことであり、破損の事実を把握していたものの、委託期間終了時に委託業者から提出される報告を待っている状態であった。しかし、市所管課は破損の事実を把握した時点で、速やかにプール利用者の安全確保や再発防止のための対応を図るよう委託業者に対して指導をする必要があった。また、発生原因を特定し、修繕費の負担関係について委託業者と協議するためにも、委託業者に対して速やかな報告を能動的に求める必要があったと考える。

【現地往査で発見された設備の破損】



出典：監査人撮影

カ. 「仕様書」では、「12 事故報告 受託者は、事故等が発生した場合、委託者作成のてびきに従い速やかに委託者及び関係機関に報告し、指示を受けるとともに指定された報告書に記載の上、提出すること。」とされているものの、実際の

委託業者の業務内容として提出された「事故報告書」、「救護疾病日誌」及び「業務日報」救護等医療欄には令和6年8月15日に利用者がシャワー室で転倒し頭部裂傷により、止血応急手当後、救急車を手配した事案が記載されている。状況によっては利用者の将来につながる重篤な傷害ないし落命につながりかねないヒヤリハット事例と考えられるが、みどりの管理課への報告は8月26日に事故報告がFAXにより行われた（開催期間終了後にも事故報告書（様式）により報告されている。）。

ここで、「公園内プールのてびき」に事故発生時の処理要領が定められており、委託業者はみどりの管理課に報告し、みどりの管理課から多摩区役所道路公園センターに連絡が来る業務フローであったが、事故当日は、偶然、プール巡回に訪れた多摩区役所道路公園センターの職員が事故発生の報告を委託業者から口頭で受け、その旨をみどりの管理課へ報告したことである。

【業務フローの考察】

仮に現在の業務フローで対応した場合	当時の対応状況=結果的に望ましい業務フロー
8月15日	8月15日
①事故発生 ②応急手当 ③救急車手配 ④現場対応終了　???	①事故発生 ②応急手当 ③救急車手配 ④現場対応終了 ★多摩区DKC職員確認（偶然居合わせたため）
8月26日	8月26日
⑤みどりの管理課への報告（契約課）??? ↓ ⑥多摩区DKC職員対応（現地）???	⑤みどりの管理課への報告 FAX（事後）
9月以降	9月以降
⑦みどりの管理課への「事故報告書」提出 現場から遠いみどりの管理課が先報告、 現場に近い多摩区DKCが後報告となるため、 緊急時対応が後手に回る可能性がある。	⑥みどりの管理課への「事故報告書」提出 現場で ★多摩区DKC が適時対応でき、 事故が大事に至らなかつたため、 みどりの管理課への事後報告でも問題がなかつた。

出典：監査人作成

みどりの管理課は委託業者との関係において直接対応すべきではあるが、事故が発生した際に現場に直ちに赴けるわけではないため、現行の事故報告フローの報告順序については、多摩区役所道路公園センターを先、みどりの管理課を後へと変更するか、両所管課同時の報告とすることを検討することが望ましい。また、現仕様書では、「委託者作成のてびきに従い速やかに委託者及び関係機関に報告し」とされているため、救急車の要請を求めるような事案であれば、

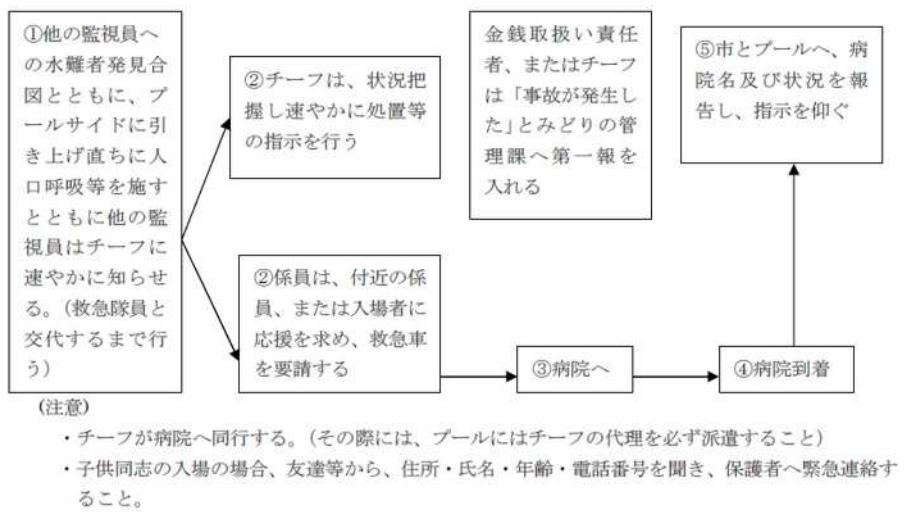
その報告した状況を「事故報告書」に記載すべきであり、「報告先及び受けた指示」といった欄を設け、委託業者が事務を適切に実施したことを事後的に確認できるようにすることが望ましい。

【公園内プールでのびきの関連部抜粋】

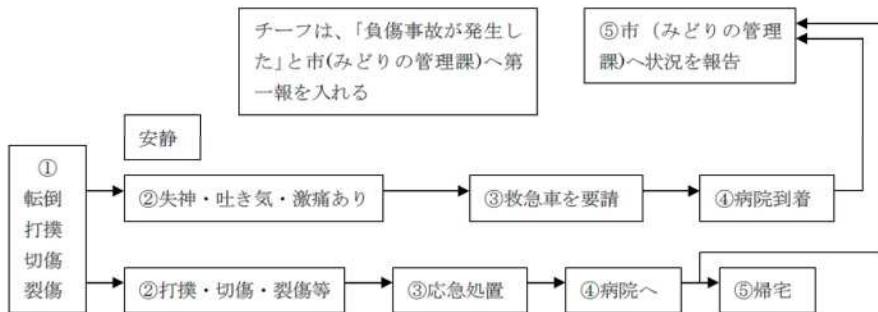
18 事故発生時の処理要領

(1) 水難者を発見したとき

水面監視員及び入場者の通報等により水難者及び傷病者を発見した場合、監視員は速やかに付近の係員及び入場者に応援を求め、次のとおり処置を行うものとする。



(2) 傷病者がでたとき



（注意）

- ・本人が元気で軽症のときは、応急処置（消毒・湿布・包帯等）のうえ、速やかに帰宅させる。
- ・重病、負傷者の場合は、住所・氏名・年齢（○年生）・電話番号を聞き、保護者及び市（みどりの管理課）へ連絡し、状況に応じ救急車を要請するとともに、病院へはチーフが同行すること。

(3) 事故報告書の提出

速やかに、市（みどりの管理課）に連絡するとともに事故報告書を提出すること。

出典：市所管課提出資料

【結果①（意見）：みどりの管理課・多摩区役所道路公園センター】

稻田児童プール管理全般について、現地業務の実態調査を行い、仕様書の見直しや事故発生時等の業務フローの再検討を行うことを要望する。

【結果②（意見）：みどりの管理課】

仕様書にしたがった管理業務及び使用料収納事務が遂行されるよう適時委託者と協議し、プール管理業務上の留意点を改めて共有するとともに、改善策を指導することを要望する。

⑤ 稲田児童プール管理業務等委託料の積算について（意見）

【現状・問題点】

稻田児童プール管理業務等委託料については、仕様書に沿った監視員等の配置人員の入日単価に関与日数を乗じた金額をもとに計算されているが、プール開設期間終了後に、全関与人数の報告を受けていない。

このため、見積書項目に記載された提案数量に見合った実績人日を要したか否か、何等かの事情によりいずれかの役割の配置人員に不足が生じた日があったか否かについて、後日客観的に確認することが困難な状況である。

具体的には、委託業者から提出される業務日誌では、監視員について日次の人員配置数や各人員の役割などを確認できるものの、受付係、収納責任者の他、駐車場の管理者については配置状況に関する報告（仕様書上の「駐車場管理実施事項の報告」として作業写真及び日誌等の提出）がない。また、仕様書上、駐車場には8月の盆踊り開催日は2名配置することとなっているが、令和6年度の稻田児童プールでの盆踊り開催日について業務日誌等からは確認できず、実際に駐車場に2名配置されていたかは客観的に示されていない。このように、現在の報告様式によっては、委託料の積算の前提としていた人員配置が實際になされたか否かが確認できない。

加えて、そもそも仕様書に記載されている配置人員については、その必要性に疑義のあるものが見受けられる。例えば、駐車場の管理業務については、開設期間内の土日祝において終日1名、8月の盆踊り開催日は2名配置することとされているが、稻田公園の駐車場管理は川崎市から許可を受けている公園緑地協会がタイムズ24株式会社（以下「タイムズ」という。）に管理運営業務を委託していることから、別途駐車場管理のためだけに人員配置を求める必要性は認め難い。

【駐車場の管理業務に係る仕様書の記載】

5 駐車場の管理業務

- (1) 業務日は、開設期間内の土曜日、日曜日、祝日とする。
- (2) 業務時間は、午前9時から午後6時までとする。
- (3) 配置人員は、各日1名とする。ただし、8月の盆踊り開催日は2名とする。
- (4) 業務内容
 - ① 場内の秩序に関する指導及び監督
 - ② 駐車禁止区域における駐車規制の指導
 - ③ 歩行者の安全確保
 - ④ 満車時の対応
 - ⑤ 事故及び災害発生時の関係機関への通報等の対応（状況により報告書を提出すること）
 - ⑥ 駐車場管理実施事項の報告（委託業務終了後に作業写真及び日誌等の提出）
 - ⑦ その他必要な駐車場の管理に関すること。
- (5) 注意事項
 - ① 来客の応対に際しては、言語及び態度に十分注意すること。
 - ② 受託者の過失による第三者の身体及び財物に損害を与えた場合は、受託者が賠償するものとする。
 - ③ 場内における事故等の発生の場合は、速やかに対応するとともに委託者に報告すること。
 - ④ 駐車スペースを示す白線を引き管理すること。

出典：公園プールの管理業務及び使用料収納事務委託仕様書 仕様書別紙④

この点について、市所管課からは、駐車場の管理業務として配置している人員は實際には駐輪場の管理業務を実施している旨の説明を受けたが、駐輪場はプール入口や受付からほど近く目視可能な範囲でありプール利用目的での駐輪可能台数も限られているため、駐輪場について仕様書に記載されているような管理業務を所定の人員を配置して実施する必要性は認め難い。

以上より、人員配置が仕様書に基づいて適正に行われていない可能性を否定できないほか、仕様書の要求事項と委託業者による業務の実態が大幅に食い違っている可能性がある。

このような事態が生じている原因としては、契約事務を所管するみどりの管理課と現場に近い多摩区役所道路公園センターとの間での連携が不足し、業務の実態と仕様書の要求事項との整合性を確認することなく、前例踏襲的に委託業務の設計を行っていたことによるものと考える。

改めて業務の実態を確認の上、委託業者に要求すべき仕様の見直しを行い、見直し

後の業務内容・配置人員に基づいて委託料の積算を実施する必要がある。

【結果（意見）：みどりの管理課】

稲田児童プール管理業務等委託料については、改めて業務の実態を確認の上、委託業者に要求すべき仕様の見直しを行い、見直し後の業務内容・配置人員に基づいて委託料の積算を実施するよう要望する。

⑥ 稲田児童プールの売店管理に係る許可手続について（指摘：3件）

【現状・問題点】

令和6年度の「公園プールの管理業務及び使用料収納事務委託仕様書」によると、稲田児童プールでの売店の管理について、受託者は「稲田児童プールの売店を管理する場合は衛生課・委託者と協議すること。」とされている。併せて仕様書には、受託者は売店（大師プール1店、平間プール1店）、自動販売機（小倉西プール3台）を都市公園法第5条に基づき設置及び管理することができる旨が記載されている。つまり、稲田児童プール以外のプールにおける売店や自動販売機については、都市公園法第5条の適用を受けることが明示されているが、稲田児童プールの売店では「管理する場合には」と条件が付され、都市公園法第5条の適用関係が明示されていない。

令和6年度において、委託業者（稲田公園の監査結果の項において、以下「A社」という。）は衛生課及び市所管課（みどりの管理課）と売店（飲食提供）の管理協議を行ったとのことであるが、協議時の打合せ議事録等の文書が残されていなかったため、A社が提供している飲食物の品目やそれらの価格及び提供方法等の売店運営に関する協議内容の詳細を確認できなかった。また委託業務の実施報告書に売店の管理に関する報告がないため、やはり売店運営に関する状況を確認できなかった。

市所管課によれば、令和6年度に稲田児童プールにおいて実際に売店を管理していた業者はA社ではなく、A社が契約した別業者（稲田公園の監査結果の項において、以下「B社」という。）であった。

B社は、川崎市保健所長から稲田児童プール売店での飲食店（一般食堂）営業の「営業許可証」（営業許可期間は、令和4年7月8日から令和10年8月31日）を取得しているものの、稲田児童プールでの売店（飲食提供）について、都市公園法第5条に基づく設置及び管理について「許可申請書」の提出及び川崎市からの許可を受けていなかった。なお、A社も同様に「許可申請書」の提出をしておらず、川崎市からの許可を受けていない。

これらの状況について、市所管課は「委託契約書」をもって、A社に下請け業者選定の判断を含め売店の設置までを許可しているとの「解釈」をしているため、「契約

書「川崎市委託契約約款」（再委託の禁止等）第5条第2項の適用を受けないとのことであったが、当事者間の契約を「解釈」することをもって、許可という行政処分を行うに当たって法が要求する手続を省略できるとする法理論は確認できない。したがって、売店の設置・管理にあたって、都市公園条例第9条に定める許可申請が行われておらず、それに対する許可が行われていない状況は合規性に反すると言わざるを得ない。

また、A社又はB社から売店の設置管理許可申請を受けていない以上、使用料を免除したという事実も存在しない。都市公園条例第12条第1項によれば、公園施設を設置し、又は管理する者からは、使用料を徴収する旨が規定されていることから、使用料を免除するという行政処分の手続を経ずにA社又はB社から使用料を徴収していないことは合規性に反する。

【結果①（指摘）：みどりの管理課】

稻田児童プールにおいて事業者が売店の管理を行う場合には、都市公園条例第9条に定める許可申請を行うよう指導されたい。

【結果②（指摘）：みどりの管理課】

稻田児童プールにおいて事業者が売店の管理を行う場合には、都市公園条例第12条第1項に基づき、都市公園条例施行規則第10条第1項に定める使用料を徴収されたい。

【結果③（指摘）：みどりの管理課】

稻田児童プールにおいて事業者が売店の管理を行う場合において、使用料を免除する合理的な理由がある場合には、川崎市の所定の手続を経た上で正当な決裁をされたい。

⑦ 稲田公園駐車場の管理許可使用料の免除について（意見）

【現状・問題点】

公園緑地協会は、平成27年度より、川崎市から管理許可を受けて稻田公園駐車場の管理運営主体となっている。稻田公園駐車場の管理面積は962m²（小数点未満切上げ）であることから、稻田公園駐車場の年間の管理許可使用料については、都市公園条例施行規則第10条第1項の規定に基づき、1,731,600円（=150円×962m²×12月）と算出される。しかし、公園緑地協会は川崎市から管理許可を受けて以降、毎年度使用料の免除の申請を行っており、これが受理されていることから、使用料の支払いを行っていない。

ここで、川崎市が使用料を免除としている理由について公園施設管理許可使用料免除申請書を確認したところ、「当該駐車場は収容台数が 32 台と少なく、収益性が低いことから土地使用料を負担した場合は収益を見込むことが難しい」とのことであった。ところが、実際には稻田公園駐車場については、2,640,000 円の利益が出ており、仮に許可使用料を全額支払ったとしても、なお、90 万円超の利益が発生する。したがって、公園施設管理許可使用料免除申請書に記載されている「土地使用料を負担した場合は収益を見込むことが難しい」との理由は当たらないと解するべきであり、許可使用料の免除を行うことの正当性が問題となる。確かに、公園緑地協会の経営状況が厳しい状況にあることは理解できるが、稻田公園駐車場については、申請書に記載されているような免除理由は当たらないことから、稻田公園駐車場の許可使用料免除は、前例踏襲的に免除ありきの事務となっており、経営状況が苦しい公園緑地協会に対する事実上の運営費補助として機能している実態が伺える。少なくとも、令和 6 年度と令和 7 年度の公園施設管理許可使用料免除申請書の免除理由を比較した限りでは、全く同じ理由の文章が記載されているだけであり、市所管課が記載する調査欄にも特段の記載はないことから、市所管課は、免除の必要性について批判的に検証することなく、従来どおり管理許可使用料を免除していた可能性を否定できない。

現状を検証することなく、従来どおり管理許可使用料を免除することは、特定の団体に対する過剰な利益供与を事実上放置していたとして、住民監査請求（地方自治法第 242 条）の対象になるおそれがある。そのため、市所管課は、公園緑地協会に対して稻田公園駐車場の管理許可使用料を免除することの必要性・合理性について改めて検証の上、不当に公金の徴収を怠った事実がないことについて説明責任を果たすことが求められる。

【結 果（意見）：みどりの管理課】

稻田公園駐車場の管理許可使用料の免除については、改めて免除することの合理性について慎重に検討するよう要望する。

⑧ 未取得地及び取得済未利用地（未整備部分）への対応について（意 見）

【現状・問題点】

稻田公園は、昭和 16 年 9 月 4 日に 4.3ha の都市計画決定後、昭和 44 年に 4.2ha の事業認可を経ているが、令和 6 年度末の管理面積は約 3.1ha、公示面積は約 2.2ha であり、都市計画公園区域内に「未取得地（私有地面積）」が未だ多く存在している。

また、既取得地については「未整備部分（後述）」が生じており、公有地拡大や稻田公園としての一体利用に向けた川崎市の方策がどの程度進んでいるのかが問題と

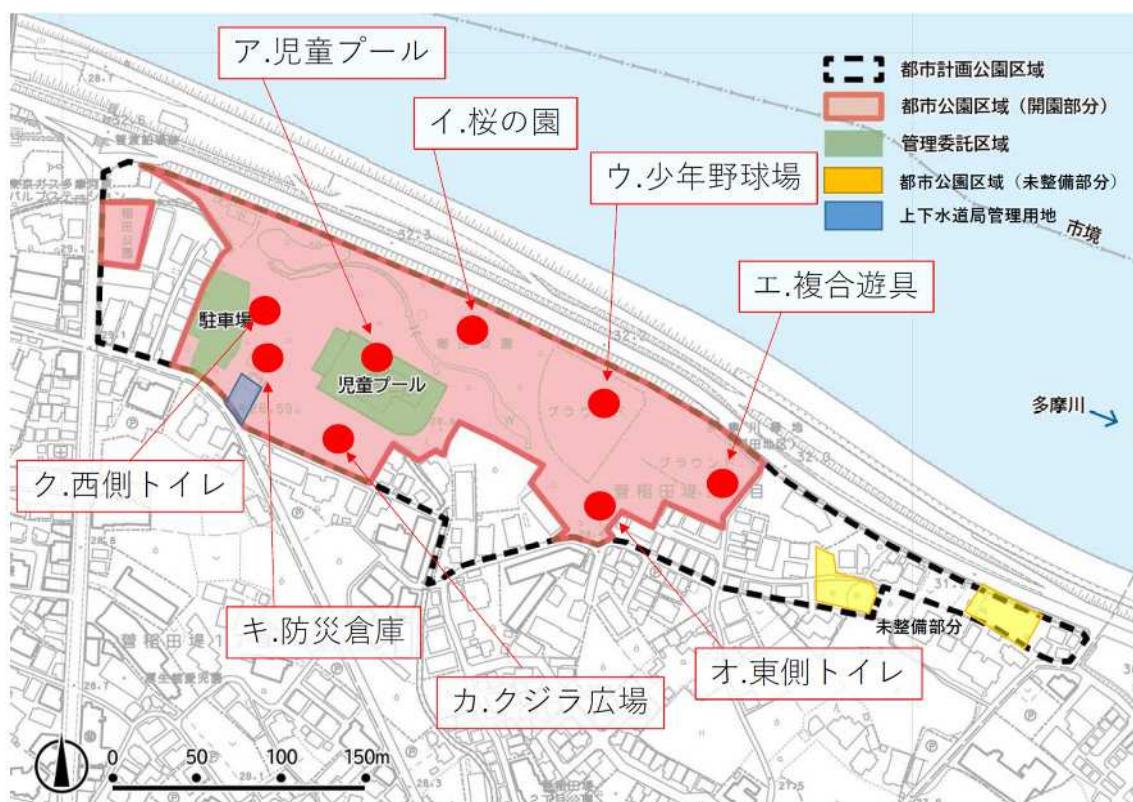
なる。

稲田公園の都市公園区域内「未取得地」での、平成 21 年 6 月 18 日（都市公園台帳における敷地の状況変更年月日最終日）後に生じた私人間の土地譲渡事例や建物新築事例（都市計画法第 53 条の都道府県知事等の許可）把握の有無や市所管課の対処状況について市所管課の職員に質問したところ、「特に進捗等はなく、今後策定を予定している再整備計画における事業での必要性等に応じて、用地の取得が必要になれば必要な手続きを進めていく。私人間の土地譲渡事例は把握していないものの、建物新築事例については把握している。」旨の回答であった。

稲田公園には、都市公園区域内で川崎市が取得済みであるものの、主に飛び地となっていることを原因として未整備（公園としての未利用）となっている部分が存在しており、飛び地は東側に 2 件のまとまり（多摩沿線道路付近や民家に囲まれている複数地積部分）（これらの全体を以下「未整備部分」という。）が存在している。

これらは、今後の整備のめどのほか、利用者を想定しない未整備地の管理がどのように行われ、どの程度の管理費用が生じているのかが問題となる。

【未取得地と未整備部分の状況図】



出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

未取得地（私有地）は、状況図上の都市計画公園区域（点線内）から、都市公園区

域（開園部分）及び都市公園区域（未整備部分）を除いた箇所（面積）である。

【未整備部分の樹林地等】



出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

未整備部分が発生した経緯と、それぞれの整備のめどについて市所管課の職員に質問したところ、「昭和49年頃に取得しており、どのような経緯で未整備となっているかは不明であり、未整備エリアを活用する場合のアイディア、対応すべき課題等について、今後民間事業者からの意見を求めていく。」旨の回答であった。また、未整備部分の管理については、「東側の飛び地については、令和6年度から現在まで使用許可等の実績はなく、隣接住民から除草や低木の刈込、高木の剪定についての要望を受け、草刈除草、剪定刈込作業を行っており、令和6年度においてはこれらの作業委託に約100万円が支出され、市所管課が直接対応した業務としても草刈除草、剪定刈込作業を実施している。」旨の回答であった。

これらを踏まえると、「未取得地」の取得が進まない主な要因は、昭和16年に決定された都市計画公園区域を所与の目標として、取得が可能な条件が重なった場合にのみ取得を進めざるを得ないため、川崎市としてはいわば受け身の対応をせざるを得ない点にある。ここで、仮に今後公園用地の取得が順次進んでも、新たに小間切れに生じうる「未整備部分」を将来の市所管課が新たに管理しなければならず、管理コスト（歳出）が増加することは想像に難くない。また、「未整備部分」の管理については、公園施設として有効な活用が図られないまま管理コストだけが生じる状況であることが問題視され、今後民間事業者からアイディアを求めることで解決を図ろうとする市所管課の取組については評価しうるもの、昭和の後半から半世紀にわたり解決が図れないまま、結果として公園整備や施設更新計画について先送りの対応になっていたことは問題である。

これらは、日本の多くの地方公共団体が有する公の施設において多かれ少なかれ直面している課題であって、川崎市の稻田公園に対する市所管課の対応のみを議論の遡上とすべき問題ではないとも考えられる。しかし、これから再整備が検討される稻田公園にあっては、今後の人口動態予測から現在以上の人的関与による管理コス

ト負担には限界が生じる可能性があることを踏まえながら、現在の「未整備部分」に加え、「未取得地」の在り方までを積極的に再考すべきと考える。そして、再考に当たっては、地区公園としての地域住民のニーズの集約が最優先されるべきであり、将来の管理コストの増加を招くような成り行きでの公園用地の取得拡大や、仮に民間主導であっても一部市民の流行的ニーズを満たすことになるとどまるような再整備が優先されるべきではないと考える。

【結果（意見）：みどりの保全整備課・多摩区役所道路公園センター】

稻田公園の未取得地及び未整備地の管理の問題への取組と今後の再整備については、稻田公園が地区公園であることを踏まえ、将来の稻田公園利用者を想定した場合の徒歩圏域内に居住する者の人口動態をも視野に入れ、公園供用地及び未整備地の管理コストの問題への対処として、従来当然とされた公園用地の順次取得による拡大によらない解決案をも柔軟に検討することを要望する。

15. 公園不法占拠者に対する損害金に係る監査結果について

(1) 概 要

① 損害金の発生について

ア. 市有地に対する不法占拠と強制執行による明け渡し

川崎市は、公園予定地の市有地を不法占拠する者に対し、同土地の明け渡しを求めて昭和 56 年に提訴し、昭和 60 年には明け渡しを認める判決が確定した。

しかるところ、川崎市が同判決に基づいて明け渡しの強制執行を行ったのは平成 27 年であり、その間の平成 21 年には被告が死亡し、相続が発生している。

上記判決では、土地の明け渡しと共に地代相当損害金として、昭和 55 年 10 月 1 日から昭和 56 年 3 月 31 日まで 1 か月 61 万 800 円、昭和 56 年 4 月 1 日から明け渡し済みまで 1 か月 76 万 3,500 円の支払いが命じられている。また、同判決では、訴訟費用についても被告の負担とされているものの、川崎市において訴訟費用額確定の申立てを行っていないため、訴訟費用の具体的な金額は不明である。

また、強制執行費用については、執行費用額確定処分により 108 万 7,605 円が認められている。

イ. 相続の発生と限定承認について

川崎市は、被告が平成 21 年に死亡したことにより、その後、被告の配偶者を承継人として強制執行の手続を進め、平成 27 年 9 月に強制執行手続が完了している。

また、被告の配偶者は、執行費用確定処分を受けて、この費用が子の負担にもなり得る可能性があると考え、子に知らせたところ、平成 30 年 1 月 3 日付で子 3 名から限定承認の申述が行われた。なお、同限定承認は韓国民法に基づくものであり、日本の民法による相続人全員によらなければならない限定承認ではないところ、被告の配偶者は限定承認手続をとっていない。

② 川崎市による債権の整理

川崎市の整理による債権と債務者の関係は以下のとおりである。

ア. 平成 21 年 1 月 30 日から平成 21 年 6 月 1 日（相続発生前）までの地代相当損害金について

配偶者 104 万 3,450 円

子 各 69 万 5,633 円

イ. 平成 21 年 6 月 2 日から平成 27 年 9 月 8 日（明け渡し時）までの地代相当損害金について

配偶者 5,694 万 1,426 円

ウ. 強制執行費用について

配偶者 108 万 7,605 円

なお、限定承認手続をとった子 3 名は、市に対して、支払を拒絶している。

他方で、配偶者からは少額の回収をしているものの、完納は見込めない状況である。

（2）手 続

判決書、執行額確定処分、弁護士作成意見書等の関連書類一式を入手し、閲覧、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

（3）結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 債権管理の経過について（意 見）

【現状・問題点】

地代相当損害金について、川崎市は平成 21 年 1 月 30 日以降に発生した債権を管理対象としている。その理由としては、被告の配偶者や子 3 名に対し、平成 31 年 1 月 29 日付で地代相当損害金等を書面で請求しているところ、当該請求の時点で 10 年間の消滅時効期間が到来していない平成 21 年 1 月 30 日以降に発生した債権を対象としていることが挙げられる。

他方で、判決が認容した昭和 55 年 10 月 1 日から平成 21 年 1 月 29 日までに発生した債権については、川崎市としては川崎市債権管理条例第 8 条第 1 号により自動的に放棄されたものとして処理されている。

さらに、不納欠損処理についても、上記の債権の調定（地方自治法第 231 条）を行

っていないため、調定を前提とする不納欠損処理は不要であるとの理由で同処理を行っていない。

これらの点について、川崎市の現在の運用では、消滅時効が完成した債権はその時点で自動的に消滅し、かつ、本来は行われなければならない調定手続を行っていない債権は不納欠損処理も不要になるとすることで、債権管理の経過が一切明らかにならないことになり、改善の余地があると考える。

【結果（意見）：みどりの管理課】

判決が認容した昭和 55 年 10 月 1 日から平成 21 年 1 月 29 日までに発生した債権について、債権放棄の時期及び理由等を適正に記録するよう要望する。

② 債務者の特定について（指摘）

【現状・問題点】

平成 21 年 6 月 2 日から平成 27 年 9 月 8 日（明け渡し時）までの地代相当損害金について、川崎市は平成 31 年 1 月 29 日の請求時点では、被告の配偶者だけではなく子 3 名も債務者として請求している。その後、川崎市は、子 3 名による限定承認の法的効果について弁護士による意見書を踏まえ、配偶者のみを債務者として管理している。

他方で、平成 21 年 1 月 30 日から平成 21 年 6 月 1 日（相続発生前）までの地代相当損害金については、現在でも子 3 名を債務者として管理している。

韓国民法による限定承認の効果について、川崎市は弁護士から意見書を入手しているところ、その有効性の判断を前提に、子 3 名について債務者として扱うか否かを統一して扱うべきところ、債権によって取り扱いを異にしており法的整合性が取れていないう状況になっている。なお、強制執行費用については、裁判所による執行費用額確定処分によって被告の配偶者のみが債務者とされているため、現在の管理办法に問題は無いと考える。

【結果（指摘）：みどりの管理課】

地代相当損害金について、被告の子 3 名が債務者として扱うか否かを統一的に処理されたい。

③ 債権管理の方針について（意 見）

【現状・問題点】

現在、川崎市が管理している地代相当損害金等の債権は総額で約 6,000 万円であり、被告の配偶者から回収を試みているものの、平成 31 年以降返済は無く、それまでも月額 3,000 円の返済が円滑に実行されないような状況であった。

なお、令和 4 年には被告の配偶者所有の土地について、強制競売手続を行い、49 万 9,224 円を回収しているものの、今後の具体的な回収見込みや差押可能財産も把握していない。

また、子 3 名については、限定承認の法的効果についてはさておき、同人らの代理人によれば、支払いを拒絶する理由として明け渡しまでに時間を要し、地代相当損害金を増額させた川崎市側の責任を挙げている。

この点、判決確定から 20 年近くもの間、明渡しに時間を要した点について、任意交渉を優先した川崎市側の言い分も分からぬでは無いものの、合理的な期間とまでは言い難い面もあり、信義則違反を理由に請求が許されない可能性も存在する。

以上のような状況に鑑みれば、被告の配偶者については、財産開示手続を経てもなお回収見込みが存在しないのであれば、債権を消滅させる方向で検討すべきである。また、子 3 名についても、仮に債務者として扱うとしても法的に債権回収が困難である可能性を検討した上で、回収困難な場合は債権を消滅させる方向で検討すべきである。

【結 果（意見）：みどりの管理課】

地代相当損害金及び強制執行費用について、今後の回収可能性について検討し、回収可能性が乏しい場合は、債権放棄や免除の手続をとるよう要望する。

II 灵園事業の監査結果について

1. 事業全般について

(1) 概 要

川崎市営霊園は、墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地であり、同法及び同法施行規則、川崎市墓地条例（以下「墓地条例」という。）、同条例施行規則、川崎市靈堂条例、同条例施行規則等に基づき、宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、永続的に安定して適正に管理していく必要があるとされている。一方、公の施設としては都市計画墓園として、川崎市の公園緑地系統の重要な一翼を担っていることを踏まえ、墓参者が故人を偲ぶ場としてだけでなく、市民が憩うにふさわしいみどりと公園としての環境を常に良好に保つことも求められている。

事業の実施にあたって、市は、民間の技術や経営能力の活用及び効率的・効果的な業務遂行による来園者へのサービスの向上と管理経費の縮減を図ることを期待し、平成26年4月から指定管理者制度を導入し、民間事業者による管理運営を行っている。

① 施設の概要について

ア. 緑ヶ丘霊園について

緑ヶ丘霊園は川崎市北西部の多摩丘陵に位置し、昭和18年に開設された約57.91haの大規模な市営霊園である。園内には主に「一般墓所」「合葬型墓所」の二つの形式の墓所と納骨堂が整備されている。一般墓所は25,722区画が設けられ、利用者が区画内を管理する従来型の墓所であり、令和3年度から小区画の整備も進められている。合葬型墓所は令和元年に供用開始された承継不要の共同墓で、約20,000体の埋蔵が可能で、既に5,186体が利用許可されている。緑ヶ丘霊堂は昭和40年に整備された焼骨を一時的に預かるための立体的納骨施設で、平成23年に増築が行われ、27,415体の収蔵能力を有する。これら二つの墓所と納骨堂が組み合わされることで、多様な利用ニーズに対応できる構成となっている。園内には四阿、休憩所、噴水広場、園路、売店、トイレ、駐車場など公園的機能も有しており、市民が憩える緑地空間としても活用されている。

【令和6年4月1日現在の緑ヶ丘霊園内の形式別墓所及び納骨堂の明細】

形式	特徴	区画数・収蔵数
一般墓所	従来型の個別区画墓所で、区内には基本的に利用者の管理	25,722区画
合葬型墓所	承継不要・管理不要の共同墓方式	収蔵可能約20,000体 (5,186体利用許可済み)
靈堂	焼骨を一時的に預かるために設けられた屋内納骨施設	収蔵可能27,415体 (22,289体収蔵中)

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

【緑ヶ丘霊園の平面図】



出典：川崎市営霊園ホームページ

イ. 早野聖地公園の概要について

早野聖地公園は麻生区早野の多摩丘陵に位置し、昭和54年に開設された約42.99haの市営聖地公園である。園内には「一般墓所」「芝生型墓所」「壁面型墓所」「集合個別型墓所」の四つの形式の墓所が整備され、多様な埋葬ニーズに対応している。一般墓所は従来型の区画墓所であり、芝生型墓所は景観性が高く、芝生の管理を特徴とする形式である。壁面型墓所はコンパクトな収蔵形式を備えた垂直構造の墓所で、集合個別型墓所は複数の個別区画を

集約した新しい形式の墓所となっている。これら各形式は計 13,370 基を中心に構成され、令和 9 年度からは新形式墓所が順次追加整備される予定である。公園内には園路、池、木橋、修景施設、植栽や芝生などが配置され、自然環境を活かした景観が整備されている。また、休憩所、墓苑サービスセンター、トイレ、常設駐車場、水汲場などの便益施設が充実し、墓参者の利便性向上が図られている。

【令和 6 年 4 月 1 日現在の早野聖地公園内の形式別墓所明細】

形式	特徴	区画数
一般墓所	従来型の個別区画墓所で、区画内は基本的に利用者の管理	4,858 区画
芝生型墓所	芝生を基調とした景観重視の墓所	2,000 区画
壁面型墓所	壁面に個別の収蔵スペースを設けたコンパクトな形式	4,460 区画
集合個別型墓所	個別区画を集合配置した新しい形式の墓所	2,052 区画

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

【芝生型墓所】



【壁面型墓所】



【集合個別型墓所】



出典：監査人撮影

【早野聖地公園の平面図】



出典：川崎市営霊園ホームページ

② 指定管理者の基本情報

川崎市営霊園の管理運営は、指定管理者制度に基づき、民間事業者が行っている。現行の指定管理者は「アメニス川崎霊園管理事業体」であり、代表者は株式会社日比谷アメニスである。構成員には、一般財団法人葬務事業振興会、株式会社橋木、株式会社井の雅組が参画し、複数法人による共同事業体として管理運営を担っている。指定管理期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間である。

平成26年4月1日から令和7年3月31日までの11年間は川崎市営霊園パートナーズ（代表者：西武造園株式会社）が指定管理者として管理運営を担っていた。

③ 指定管理業務の概要について

墓地条例第1条の2に基づき指定管理者が行う指定管理業務の概要は以下のとおりである。

ア. マネジメント業務

- (ア) 指揮監督・調整に関する業務
- (イ) 事業計画書及び事業報告書作成・提出に関する業務
- (ウ) 非常時・災害時対応に関する業務
- (エ) 自己評価実施に関する業務
- (オ) 事業期間終了時の引継ぎ業務

イ. 施設の運営業務

- (ア) 窓口・相談に関する業務
- (イ) 墓地・靈堂業務
- (ウ) 広報に関する業務
- (エ) 総務・経理等に関する業務
- (オ) その他業務

ウ. 維持管理に関する業務

- (ア) 巡視・点検・パトロールに関する業務
- (イ) 清掃等に関する業務
- (ウ) 樹木管理等に関する業務
- (エ) 草刈り等に関する業務
- (オ) 施設の小破修繕に関する業務
- (カ) 備品等保守管理に関する業務
- (キ) 繁忙期業務
- (ク) その他業務

上記に記載された指定管理業務のほか、現行の指定管理者の応募書類に記載された自主事業として、墓所清掃や除草を含む各種の墓所維持管理サービス、代理墓参や供花代行等の供養サポート、墓じまいや承継に関する相談会や終活セミナーの開催、来園者向けのコミュニティ形成事業や園内イベントの実施、墓参用品の販売など、利用者の利便向上と靈園の価値向上に寄与する多様な取組を行うこととしている。

④ 指定管理業務に係る収支の状況について

指定管理者の令和 6 年度の指定管理業務に係る収支の状況は次のとおりである。

【令和 6 年度収支決算書】

(単位 : 千円)

(収入)

費目	収入金額 A	予算額 B	差引 A-B	備考
指定管理料	221, 350	220, 597	753	
施設利用収入				
自主事業	5, 650	4, 609	1. 041	墓地管理代行サービス
その他収入	2, 814	2, 275	538	自販機他
合計	229, 815	227, 482	1, 580	

(支出)

費目	支出金額 A	予算額 B	差引 A-B	備考
人件費	82, 071	82, 635	▲563	
事業費	49, 356	44, 597	4, 758	
委託費	71, 950	69, 343	2, 606	
光熱水費	11, 634	9, 103	2, 530	
消費税	13, 208	12, 228	980	
合計	228, 222	217, 908	10, 313	

収支	1, 593	9, 573	▲7, 979	
----	--------	--------	---------	--

注：記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

出典：市所管課提出資料に基づき監査人作成

⑤ 令和 4 年度に発生した指定管理者職員による不祥事について

令和 4 年度に発生した指定管理者職員による現金着服事案について、川崎市議会のまちづくり委員会資料「川崎市霊園における指定管理者の今後の方向性」（令和 5 年 2 月 2 日）によると、以下のとおりである。

ア. 概 要

令和 4 年 7 月から 8 月にかけて、川崎市霊園のうち早野聖地公園において、指定管理者職員（以下「当該職員」という。）による墓地管理料約 10 万円及び指定管理者代表者が施設管理のために貸与した釣銭及び小口現金 13 万円の着服行為があったもの。

イ. 発覚の経緯と顛末

令和4年7月、墓地管理料の支払いのために来所された3名の令和3年度分の墓地管理料について、支払済みであるにも関わらず、システム上未納となっていることが別の指定管理者職員によって判明し着服行為が発覚した。

着服行為が確認できた墓地使用者の対応については指定管理者が電話対応及び直接の訪問により説明と謝罪を行い、対象者全員から理解を得た。着服行為の被害にあった方の中には重複払いをされた方（3件）もあり、こちらについては説明と謝罪に加え、重複払い分の補てんを指定管理者が行った。

着服行為が確認できたのは、当該職員の自供と、霊園システムの不正操作記録とが合致した案件である。そのため、このほかシステム登録上「未納」となっている案件については、着服行為の可能性を否定できないため確認作業を実施した。その結果、それ以外の着服案件は該当なしと報告されている。

当該職員は指定管理者によって懲戒解雇処分された。指定管理者については、組織的に行われたことではなく、また本件発覚後、指定管理者は速やかに対応していることを鑑みれば、再発防止策が適切に実施されることを確認した上で、指定管理期間である令和7年3月31日まで引き続き業務を行わせることが妥当と判断し継続して業務を委託した。

ウ. 再発防止策

[改善指導書の内容]

- (ア) 窓口対応手順の見直し、窓口複数職員による確認体制の徹底
- (イ) 指定管理者職員が直接金銭を受領しない取組
- (ウ) 着服行為の抑止効果につながる取組の実施

[指定管理者による対応]

- (ア) 窓口に受付簿を設置し、受付者と領収書発行者を別とし、作業後に各々の欄に押印
- (イ) 券売機を令和5年1月に設置（窓口職員が直接現金収受を行わない。）
- (ウ) 受付窓口に職員の作業状況が確認できる監視カメラを令和5年1月に設置

[川崎市における再発防止に向けた取組]

- (ア) 月次モニタリング時において、提出書類に窓口対応を複数職員で行ったことが確認できるシート提出の義務付け
- (イ) 複数職員対応が実施されているかを確認し、できていない場合には業務の

改善勧告を行う。

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて市営霊園への現場往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 高齢者向け電動車両（シニアカー）の管理について（指 摘）

【現状・問題点】

早野聖地公園への現場往査の際に、高齢者向け電動車両（シニアカー）が建物の軒下にカバーをかけられた状態で放置されている状況を確認した。このシニアカーは、汚れがひどくメンテナンスが行き届いているように見受けられなかったことから、実際に使用できるかどうかは不明な状態であった。

【シニアカーの現況】



出典：市所管課撮影

市所管課によると、このシニアカーは、当初は来園者に貸し出す目的で取得したものであるが、安全利用の面で懸念事項が浮上したことから貸出しを中止しており、現在は使用されていないとのことであった。

ここで、このシニアカーについて、市所管課の備品整理簿への登載状況を確認した

ところ、次のとおり登載されており、確かに川崎市所有の備品であることを確認した。

【シニアカーの備品整理簿への登載状況】

備品番号	品名	規格	金額(円)	取得年月
00000213	遊歩フレンド	S T B 4 0 0 / 1 1 9 5 × 6 5 0 × 1 0 8 0	330,000	平成 26 年 3 月
00000214	遊歩フレンド	S T B 4 0 0 / 1 1 9 5 × 6 5 0 × 1 0 8 0	330,000	平成 26 年 3 月
00000215	遊歩フレンド	S T B 4 0 0 / 1 1 9 5 × 6 5 0 × 1 0 8 0	330,000	平成 26 年 3 月

出典：備品整理簿

一方で、指定管理者との間で締結された協定書に添付されている物品管理台帳には、これらのシニアカーは記載されておらず、川崎市から指定管理者へ貸与されている事実は確認できなかった。市所管課によると、利用者の安全面等を考慮すると運用が難しく、現状、指定管理者では使用予定がないことから、協定書の物品管理台帳には登載していないとのことであった。したがって、これらのシニアカーは指定管理者の管理に属する備品ではなく、市所管課の管理に属する備品である。

ここで、物品管理規則第38条には「物品出納員等は、その保管に係る物品を常に良好な状態で出納又は使用することができるよう整理し、確実に保管しなければならない。」と規定されている。この点、汚れや劣化が進んでおり、使用できる状態かどうか不明なシニアカーの現況に鑑みると、「良好な状態で使用することができる」状況とは言い難く、市所管課の備品の管理状況には改善の余地が認められる。

なお、このシニアカーを使用する予定がないのであれば、物品会計規則第47条に定める不用の決定を行い、廃棄することも検討の余地があると考える。

【結 果（指摘）：霊園事務所】

シニアカーについては、今後の利用可能性は定かではないが、不用の決定を行っていない以上、物品管理規則に基づき、常に良好な状態で使用することができるよう保管されたい。

② 券売機の管理について（指摘：1件、意見：1件）

【現状・問題点】

緑ヶ丘霊園及び早野聖地公園への現場往査の際に、受付に券売機が設置されている状況を確認した。この券売機は、現金着服事案を背景として、前指定管理者が自主事業として導入した券売機である。その後、市所管課が新たな指定期間の開始に伴って、券売機の設置を指定管理業務の仕様に加えたことから、現指定管理者は指定管理料を財源として前指定管理者から券売機を購入し設置することとなった。したがって、この券売機は、基本協定書に定めるⅡ種の備品に該当することから、川崎市に所有権を移転させるとともに、川崎市所有の貸与備品（基本協定書に定めるⅠ種の備品）と同様に、備品台帳に登載して管理する必要がある。

しかし、緑ヶ丘霊園及び早野聖地公園の備品台帳を確認したところ、券売機が登載されていなかった。したがって、物品会計規則で求められている管理が適正に行われていなかつた点で合規性違反に当たる。

さらに、券売機は金銭の受領管理に関わる重要機器であり、過去の不祥事の再発防止の観点から導入されたという経緯に鑑みても、適正な管理の必要性は高いことから、券売機が備品台帳に適時に登載されなかつた事実は、市所管課の物品管理体制に不備があつたと言わざるを得ず、改善の余地が認められる。

【結果①（指摘）：霊園事務所】

緑ヶ丘霊園及び早野聖地公園に設置されている券売機については、指定管理者においてはⅡ種の備品として台帳に登載し適切に管理するよう指導されたい。また、市所管課としては、券売機を市に帰属させる手続を行い、物品会計規則に則って、備品整理簿に適切に登載されたい。

【結果②（意見）：霊園事務所】

市所管課は設置されている備品の現物と台帳の照合を定期的に行い、台帳管理が漏れている備品の有無を適時に把握できる管理の仕組みを構築するよう要望する。

③ 現金取扱いマニュアルの周知について（意見）

【現状・問題点】

市営霊園においては、前指定管理者職員による現金取扱いの不祥事が発生したことから、再発防止のための取組が行われているところである。具体的には、事務フローに複数名を関与させることによる相互牽制の仕組みの導入、券売機の導入、監視カメラの導入が挙げられる。

これらの取組に加えて、現金取扱いのマニュアルを整備することが現金に係る内部統制の構築の点で重要であると考える。つまり、現金管理が特定の担当者の経験や慣習に依存すると、不正の温床になりやすい、担当者不在時に業務が停滞するといった問題が生じることから、誰が担当しても効果的・効率的に業務ができる状態を整備し、現金管理を属人化させないことが重要である。また、現金取扱いマニュアルの整備は、組織として現金の管理を適正に実施していることの説明責任を果たす上でも重要である。

ここで、市営霊園における現金取扱いマニュアルの作成状況について市所管課に確認したところ、現金取扱いマニュアルは既に作成されているとのことである。しかし、現場往査の際に、現場で事務を行っている指定管理者の担当者にヒアリングした限りにおいては、現金取扱いマニュアルの存在やその内容について十分に把握されているとは言い難い状況であった。

現金取扱いマニュアルを作成しても、それが現場の職員に十分に周知されていない状況であれば、現金の不適切な取扱いが発生するリスクが高まる、不祥事再発防止策としてのマニュアルの位置付けが形骸化するといった問題がある。明文化された手順が遵守されることにより、初めて現金管理の適正性と透明性が担保されるため、マニュアルの周知は不祥事防止の観点からも重要である。

【結果（意見）：霊園事務所】

現金取扱いマニュアルの内容について、現場の職員に対する周知を図るための取組の実施を指定管理者に対して指導するよう要望する。

④ 緑ヶ丘霊園内の走行車両の速度抑制のための施策について（意見）

【現状・問題点】

緑ヶ丘霊園の園内は、一般車両が進入し走行できる道路が整備されているが、緑ヶ丘霊園への現場往査の際に、園内の道路を高速走行する車両が散見された。霊園利用者の中には高齢者や幼児のように高速車両の接近に即座に反応できないリスクの高い歩行者も少なからず存在する。特に霊園は高齢者の墓参者が多いことであるから、走行車両の速度の抑制は園内の安全管理上の重要な課題であると考えられる。

市所管課によると、園内の道路には低速走行を促す看板が設置されているとのことであるが、速度抑制策が十分に機能していない状況については、利用者の安全確保の点で問題である。現場往査当日に自家用車で園内を走行した監査人が当該看板の存在に気付かなかったように、少なくない運転者が看板の存在に気付いていない可能性がある。その点で、現状の警告看板の視認性には改善の余地があると考えられる。また、速度抑制策については、看板の設置だけでは必ずしも十分ではなく、物理

的に速度を落とさせるような減速帯の設置やカラー舗装によって視覚的・心理的に減速を促す対策が考えられる。

また、園内を走行する利用者や園内で委託業務を行う事業者に対して、声掛けや文書配布等によって低速走行の励行を促す啓発活動の実施も定期的に実施することが望ましい。

【結果（意見）：霊園事務所】

緑ヶ丘霊園の園内を走行する車両の速度抑制に資する効果的な施策を検討し実践するよう要望する。

⑤ 早野聖地公園の集合個別型墓所の植栽について（意見）

【現状・問題点】

早野聖地公園への現場往査の際に、集合個別型墓所の上部に設けられた植栽スペースにおいて、植栽されたサルスベリ周辺に雑草が繁茂している状況が確認された。繁茂した雑草が美観を損ねており、整然とした墓所環境が十分に確保されていない状態であることから、墓参者に不快感を与えるおそれがあり、利用者満足度の観点から改善の余地があるものと考えられる。

【集合個別型墓所の現況】



出典：監査人撮影

市所管課及び指定管理者によると、現状の植栽環境において美観を維持すること

は現実的に難しいことから、サルスベリ以外の植物への転換等を検討しているとのことである。市所管課としても、指定管理者のアイディアを取り入れ、現状の維持にとらわれない新たな取組を支援することが望ましい。

【結果（意見）：霊園事務所】

早野聖地公園の集合個別型墓所上部の植栽については、現状の維持管理方法を見直し、美観及び利用者満足度の向上に資する新たな取組を指定管理者と協力して進めよう要望する。

2. 墓地使用料及び墓地管理料に係る未収債権の管理について

（1）概要

① 市設置の墓地利用者との利用関係について

ア. 墓地利用の手続

市が、墓地条例により設置した墓地（名称：川崎市緑ヶ丘霊園及び川崎市早野聖地公園）を利用する者は、墓地条例の定めるところにより許可を受けなければならない（墓地条例第3条）。

また、墓地の使用料については、許可の際に徴収することになっており、埋葬場所及び碑石、形象等の設置場所で次のとおり定められている（墓地条例第12条）。

【埋葬場所別の使用料】

区分	単位	金額
川崎市緑ヶ丘霊園	一般墓所 1 m ² につき	250,000 円
	合葬型墓所 1 体につき	70,000 円
川崎市早野聖地公園	一般墓所 1 m ² につき	165,000 円
	壁面型墓所 1 箇所につき	1,403,000 円
	芝生型墓所 1 箇所につき	1,304,000 円
	集合個別型墓所 1 箇所につき	717,000 円

出典：墓地条例

【碑石、形像等の設置場所別の使用料】

区分	単位	金額
川崎市緑ヶ丘霊園	1 m ² につき	250,000 円
川崎市早野聖地公園	1 m ² につき	165,000 円

出典：墓地条例

なお、川崎市以外に住所を有する者に利用許可するときは、使用料は墓地条例第12条に定める使用料の5割増と規定されている（墓地条例第13条）。

上記のとおり、使用料については、利用許可の際に徴収するため、未納が発生しない仕組みとなっている。

また、墓地の利用者は、清掃その他墓地の管理に要する経費として、次の表に定める管理料を納入しなければならない（墓地条例第16条）。

川崎市では、毎年、9月末日を納期限として管理料を請求している。

【管理料】

区分	単位	金額
一般墓所	1m ² につき	年額 710円
壁面型墓所	1箇所につき	年額 7,330円
芝生型墓所	1箇所につき	年額 7,330円
集合個別型墓所	1箇所につき	年額 4,170円
合葬型墓所	1体につき	永年 30,550円

出典：墓地条例

イ. 管理料の未納と利用取消について

市長は、埋葬場所の利用者が3年間管理料を納めないときは、墓地の利用許可を取り消すことができる（墓地条例第9条第1項第3号）。

利用許可を取り消されたときは、利用者は、直ちにその場所を現状に復して、川崎市に返還しなければならない（同第2項）。

ウ. 使用料及び管理料の法的性格

利用申請に対する利用許可（行政処分）に基づき発生する非強制徴収公債権であり、時効期間は5年間（地方自治法第236条第1項）になる。

② 未納管理料の請求手続について

川崎市では、毎年納期限である9月末までに管理料を納入しない利用者に対して、翌月に督促状を送付する他、催告状の送付や電話催告を行っている。

なお、いずれの手続も指定管理者が実施している。

（2）手 続

墓地条例、同条例施行規則、督促状及び催告状等の関連書類一式を入手し、閲覧、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、当該事務手続の合規性と効果

的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 管理料滞納者に対する利用許可の取消しについて（指 摘）

【現状・問題点】

利用許可の取消し対象となる3年以上管理料を滞納している件数は令和7年11月6日時点で699件、そのうち5年以上管理料を滞納している件数は496件存在している。

他方で、利用許可の取消しは、平成27年度に実施されたのを最後に、それ以降は1件も実施されていない。

この点、墓地の利用者については、利用者募集の結果、募集数に対して応募者数が超える場合には抽選となる。令和6年度の募集では、一般墓所等は有効申込者数1,965人、当選者数440人、平均当選倍率は4.47倍（川崎市早野聖地公園4.97倍、川崎市緑ヶ丘霊園4.37倍）となっており、応募者数が募集数を大幅に上回っている。

募集数を大幅に上回る応募者が多数存在する一方で、利用許可の取消しが可能な滞納者について利用許可を取り消さない現状は、墓地の公平な利用を妨げている。

【結 果（指摘）：霊園事務所】

管理料を3年間滞納した利用者については、速やかに調査を実施し、調査の結果、墓地利用者の承継手続等がされない場合は利用許可の取消しをされたい。

② 法的手続の履践について（指 摘）

【現状・問題点】

川崎市は、管理料滞納者に対して、督促状、催告状の送付及び電話催告を実施しているものの、管理料回収のために裁判所の手続を利用した法的手続を履践しておらず、また、徴収緩和のための徴収停止（地方自治法施行令第171条の5）を実施することなく、5年の消滅時効完成による不納欠損処理のみを行っている。

なお、令和4年度から令和6年度までに実施された不納欠損処理の件数は1,455件、5,717,000円になる。

管理料については、墓地条例に定める金額が低廉であるため、滞納額によっては法

的手続と費用対効果が合わないケースも存在する。しかしながら、当該ケースにおいても、漫然と消滅時効完成まで催告を繰り返すのではなく、徴収停止手続をとるなどして適切な債権管理を実施する必要がある。

この点、地方自治法施行令第171条の2は、徴収停止手続をとる等の例外的な場合を除き、原則として法的手続による強制執行手続をとらなければならない旨規定している。さらに、最高裁第二小法廷平成16年4月23日判決によれば、「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。」とされている。

したがって、現状の債権回収の取組だけでは、同条に違反するものと考えられる。

【結果（指摘）：靈園事務所】

管理料の滞納者に対して、滞納額によって強制執行手続を含む法的手続を履践する、あるいは徴収停止手続をとり、地方自治法施行令第171条の2又は同施行令第171条の5及び川崎市債権管理規則第8条から10条に則った債権管理を実施されたい。

③ 指定管理者による管理料滞納者への電話催告及び対応について（意見）

【現状・問題点】

川崎市では、指定管理者による管理料滞納者への電話催告を実施し、また、管理料滞納者から支払いについて連絡があった際にも指定管理者が対応している。

他方で、川崎市は、指定管理者による電話催告の実施件数については把握しておらず、また、管理料滞納者から連絡があった場合の指定管理者とのやり取りの内容を把握していない。

指定管理者が管理料滞納者に催告を実施し、あるいは管理料滞納者からの連絡に対応する場合、仮に指定管理者と管理料滞納者との間のやり取りが、単なる滞納のお知らせにとどまらず、交渉に至るような場合は、弁護士法第72条（弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政手続に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができます。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。）に違反する可能性がある。なお、同条に違反した場合は同法第77条3号により、2年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処される可能性がある。

しかるところ、川崎市は、指定管理者と管理料滞納者との間のやり取りについて把握しておらず、指定管理者に対する弁護士法違反に関する注意喚起を実施していない。

【結果（意見）：霊園事務所】

指定管理者に対し、管理料滞納者に連絡する際には弁護士法第72条違反にならないよう管理料滞納者への連絡方法や内容を注意喚起すると共に管理料滞納者との間の具体的なやり取りについて記録化の上で、市に報告させるなどして、市において指定管理者の管理料滞納者への催告状況を把握できる運用に改めるよう要望する。

④ 滞納債権の回収に係る専門業者の活用について（意見）

【現状・問題点】

墓地管理料の滞納に対しては、市所管課が、指定管理者と協力して、書面郵送による督促・催告の手続の他に、納入通知書の不達案件については使用者の居所調査を実施し転居先への督促状送付や、承継・住所変更等の手続の来所や入電の際に納付を促す等の対応を重点的に行っており、限られた人員の中で実効性のある債権回収となるよう努めている。

しかし、長期滞納債権の回収は、市職員による対応では難しく、時効の到来を待つて不納欠損処理を行うことが多いのが実態である。そこで、少しでも滞納債権の回収可能性を高めるためには、サービスサー等の専門業者に成功報酬型で債権回収業務の委託を行うことが考えられる。市所管課によると、墓地管理料の滞納債権の回収は、使用者の実態に応じて多くの対応（居所調査、縁故者調査等）が必要な点から費用対効果の面での課題が想定され、業務委託の具体的な検討に至っていないとのことである。しかし、成功報酬型であれば費用面について懸念する必要はないことから、十分な効果が挙げられるかどうかは定かではないものの、検討の価値はあるものと考える。

【結果（意見）：霊園事務所】

墓地管理料の滞納債権については、市所管課及び指定管理者による回収努力に加え、外部の専門業者の活用を検討するよう要望する。

III 公益財団法人川崎市公園緑地協会の監査結果について

1. 概 要

(1) 設立・沿革

公園緑地協会は、緑の保全と緑豊かな街づくりの推進及び公園緑地の円滑な運営を通して市民に健全な利用の促進を図るとともに、潤いと安らぎのある街づくりを行うことにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的に設立された川崎市の出資法人である。

【沿革】

昭和 43 年 6 月 25 日	公園緑地利用者へのサービス向上を図るために設けた売店・食堂等の便益施設の経営を市に代わって行うため、任意団体「川崎市公園協会」として発足
昭和 46 年 3 月 29 日	事業の拡大発展に伴い、権利能力を有する責任団体として、民法第 34 条に基づく公益法人の認可を取得
昭和 46 年 4 月 1 日	「財団法人川崎市公園協会」として法人格を取得
平成 10 年 4 月 1 日	民有地緑化と普及啓発を推進することを目的とした財団法人川崎市緑のまちづくり協会と統合 名称を「財団法人川崎市公園緑地協会」と変更し、緑地保全、緑化推進事業に着手
平成 18 年 4 月 1 日	新たに緑に関するボランティア活動支援事業を開始
平成 25 年 4 月 1 日	公益法人制度改革に伴う見直しにより、公益財団法人へ移行

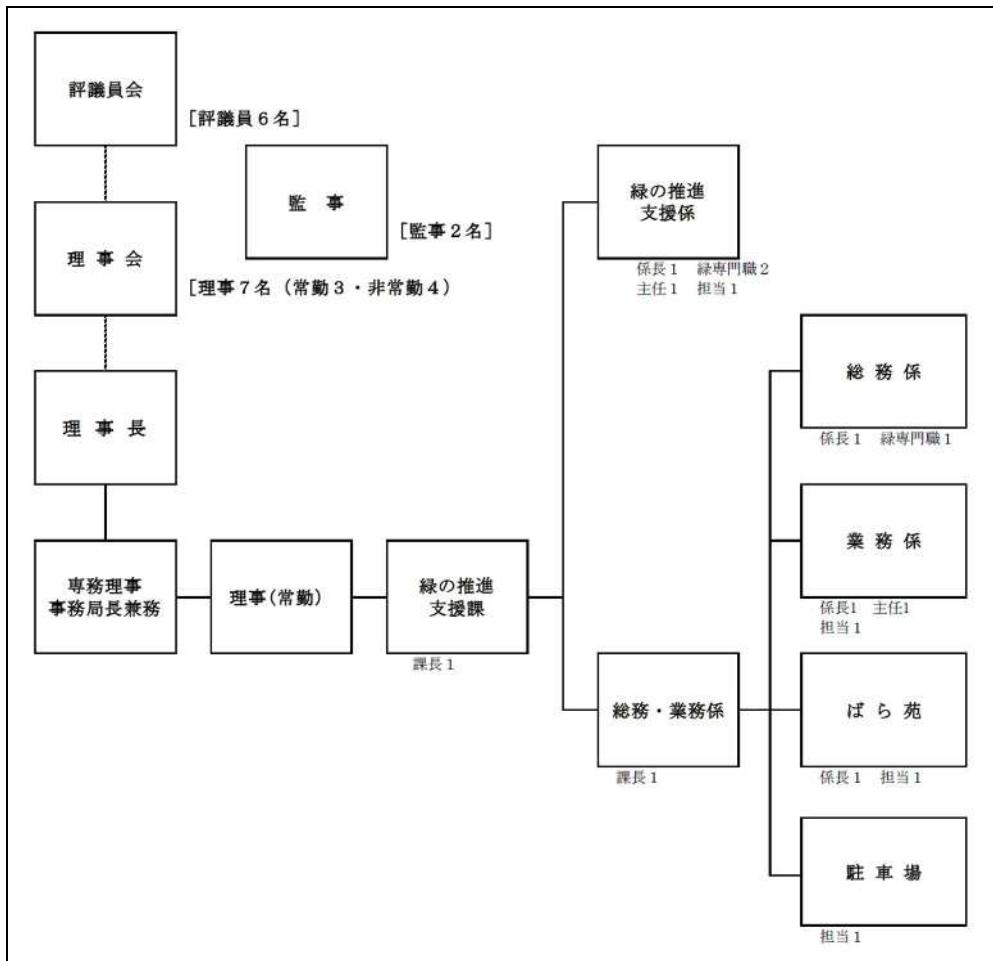
出典：「令和 6 年度みどりと公園 緑政事業概要」に基づき監査人作成

(2) 組織及び人員

① 組織図

令和 7 年 3 月 31 日現在の組織図は次のとおりである。

【組織図】



出典：令和 6 年度事業報告書

② 役員構成

令和 7 年 3 月 31 日現在の役員構成は次のとおりである。

役職名	人数	摘要
代表理事（理事長）	1 名	
業務執行理事（専務理事）	1 名	
常勤理事	1 名	
理事	4 名	非常勤
監事	2 名	非常勤
合計	9 名	

出典：「令和 6 年度事業報告書」に基づき監査人作成

③ 職員構成

令和7年3月31日現在の職員構成は次のとおりである。

区分	常勤役職員				臨時職員	合計
	役員	正職員	嘱託職員	計		
理事長	1			1		1
専務理事 (事務局長兼務)	1			1		1
理事	1			1		1
緑の推進支援課		8	7	15	8	23
合計	3	8	7	18	8	26

出典：令和6年度事業報告書

（3）実施事業体系

公園緑地協会が実施している事業体系は次のとおりである。

大区分	中区分	小区分
公益目的事業1 緑の街づくりの 推進及び普及啓 発に関する事業	緑化推進事業	緑地保全事業 特別緑地保全地区及び緑の保全地域、緑地保全協定地、保存樹林、保存生垣等の土地所有者に対して保全に要する管理費用の一部を助成
	緑化推進事業	みどりの事業所緑化、屋上緑化、まちの樹診断及び治療、モデル地区緑化等に対する維持管理費用等の一部を助成
	普及啓発事業	思い出記念樹贈呈、市民フェア協賛、緑化行事等におけるパンフレットや花の種子等の配布、公園とみどりのポスター・標語コンクール、花と緑の推進活動、川崎市緑化基金募金活動を実施
	花の街かど景観事業	市役所通り花の街かど景観事業、川崎駅前花の街かど景観事業を実施
	緑のボランテ ィアセンター 管理運営事業	わがまち花と緑のコンクール事業 市内の優れた景観の発掘と、花と緑を通して美しい潤いのある景観づくりに努めている個人、団体に対して表彰を実施

		<p>緑のボランティア育成事業</p> <p>地域緑化推進の担い手を育成するために花と緑のまちづくり講座、里山ボランティア育成講座、こども黄緑クラブ、花壇ボランティア実践講座、たねダンゴ実践講座を実施</p>
		<p>緑のボランティア活動支援事業</p> <p>緑の活動団体等による緑化活動費用の一部助成及び出前講座・活動支援の実施、市内で活動する緑のボランティア団体への支援を目的とした交流事業の開催（参加者 197 人）、寄せ植え講習会、かわさき里山コラボ事業等の緑地保全活動、緑の人材バンクの活用、情報誌の発行（緑のボランティア通信、緑のタウンページ等）、図書・道具の貸出、公園緑地愛護会・管理運営協議会等への情報提供、チャレンジボランティア体験学習を実施</p>
公益目的事業2 公園緑地の運営 及び健全な利用促進に関する事業	公園緑化・利用 推進事業	緑豊かな公園緑地の緑化推進のため、等々力緑地内、協会事務所前花壇に四季の草花の植付を実施、利用促進等のため、広報誌の発行（グリーンライフかわさき）、ホームページの発信、新春凧揚げ大会、ばら苑一般開放時（春・秋）のイベント、川崎市市制 100 周年・協会 50 周年記念・全国都市緑化かわさきフェアのイベント等を実施
	公園緑地等の 運営事業	生田緑地ばら苑のバラ育成及び管理運営業務（来苑者数 春 54,919 人 秋 35,934 人）を実施
収益事業	売店等の運営	売店 2 か所（臨時 2 か所） 自動販売機 62 基（大師公園他 32 公園）
	有料駐車場の 運営	駐車場 7 か所（王禅寺ふるさと公園他 6 か所）

出典：「川崎市出資法人の現況 令和 7 年版」に基づき監査人作成

(4) 収支及び財産の推移

公園緑地協会の過去3事業年度の収支及び財産の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	504,451	248,819	271,038
当期経常増減額	50,056	▲43,273	▲29,425
当期一般正味財産増減額	49,836	▲43,443	▲29,595
資産合計	808,269	669,874	637,836
負債合計	195,501	100,549	98,107
正味財産合計	612,767	569,324	539,729
基本財産	131,000	131,000	131,000
一般正味財産	481,767	438,324	408,729

注：記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

出典：「川崎市出資法人の現況 令和7年版」に基づき監査人作成

(5) 川崎市の財政支出等の推移

過去3事業年度の公園緑地協会に対する川崎市の財政支出等の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助金	104,586	103,812	107,280
委託料	202,777	80,054	86,612
指定管理料	—	—	—
貸付金（年度末残高）	—	—	—
出捐金（年度末状況）	131,000	131,000	131,000
(市出捐率)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

注：記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

出典：川崎市出資法人の現況 令和7年版

(6) 令和6年度の予算決算の状況

① 正味財産増減計算書

公園緑地協会の令和6年度予算及び決算の正味財産増減計算書は次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	予 算	決 算	差 異
一般正味財産増減の部			
経常収益			
基本財産運用益	56	55	▲1
受取補助金等	107,280	107,280	—
委託料収益	143,853	105,812	▲38,041
駐車場等事業収益	56,905	52,038	▲4,867
受取寄付金	5,000	5,142	142
雑収益	186	709	523
経常収益計	313,290	271,038	▲42,252
経常費用			
事業費	362,288	281,223	▲81,065
管理費	31,508	19,240	▲12,268
経常費用計	393,796	300,463	▲93,333
税引前当期一般正味財産増減額	▲80,506	▲29,425	51,081
法人税、住民税及び事業税	170	170	—
当期一般正味財産増減額	▲80,676	▲29,595	51,081
一般正味財産期首残高	433,541	438,324	4,783
一般正味財産期末残高	352,865	408,729	55,864
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	131,000	131,000	—
指定正味財産期末残高	131,000	131,000	—

出典：「令和6年度収支予算書」及び「令和6年度決算書」に基づき監査人作成

委託料収益が予算と比較して38百万円減少しているが、これは主として全国都市緑化かわさきフェアで見込んでいた事業が減少したことによる自主事業収益の減少によるものである。

また、事業費が予算と比較して 81 百万円減少しているが、これは主として全国都市緑化かわさきフェアに関する経費が年初の想定よりも減少したことによるものである。

さらに、管理費が予算と比較して 12 百万円減少しているが、これは主として事務所の移転時期が遅れたことにより、年度内の予算執行額が年初の想定よりも減少したことによるものである。

② 貸借対照表

公園緑地協会の令和 6 年度決算の貸借対照表は次のとおりである。なお、公園緑地協会では予算の貸借対照表は作成・開示していない。

(単位：千円)

科 目	決 算
資産の部	
流動資産	118, 027
固定資産	
基本財産	131, 000
特定資産	225, 678
その他固定資産	163, 131
固定資産計	519, 809
資産合計	637, 836
負債の部	
流動負債	31, 073
固定負債	67, 033
負債合計	98, 107
正味財産の部	
指定正味財産	131, 000
一般正味財産	408, 729
正味財産合計	539, 729
負債及び正味財産合計	637, 836

出典：「令和 6 年度決算書」に基づき監査人作成

2. 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施し、併せて公園緑地協会の事務所への現場往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

3. 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 釣り銭準備金の保有について（意 見）

【現状・問題点】

公園緑地協会の事務所に往査した際に実査及び質問により確認したところ、公園緑地協会が保有している現金残高は次のとおりであった。

【事務所往査時（10月10日13時）における現金残高】 （単位：円）

現金種別	残高	確認方法
小口現金（公益事業用）	151,798	実査
小口現金（収益事業・法人会計用）	33,787	実査
釣り銭準備金	100,000	実査
駐車場精算機内釣り銭（王禅寺ふるさと公園）	40,000	質問
駐車場両替用現金（王禅寺ふるさと公園）	35,000	質問
合計	360,585	

出典：監査人作成

駐車場の釣り銭として、王禅寺ふるさと公園の駐車場の精算機の中に40,000円、両替用として管理棟内に35,000円を保有しているが、それ以外に駐車場用の釣り銭準備金として10万円を事務所で保管している。

現在は、多摩川河川敷駐車場の管理は行っておらず、釣り銭が必要な駐車場は王禅寺ふるさと公園の駐車場のみであるが、公園緑地協会の職員によると、多摩川河川敷駐車場の管理を行っていたときから現金保有額を変更していないとのことであった。しかし、王禅寺ふるさと公園の駐車場については、利用実績等を踏まえると、現場で十分な釣り銭用現金を保有していると考えられることから、これに加えて10万円の釣り銭準備金を事務所で保有する必要はないと考えられる。

必要以上に手許に現金を保有することは、管理の手間がかかる、紛失・盗難等の不

祥事リスクが増える、運用に回せる資産が減少するといったデメリットがあることから、手許に保有する現金は必要最低限にとどめるべきである。また、事務所で保管しておくべきと考えられる「最低限必要な現金の残高」については、利用実績等を踏まえて、不斷の見直しが必要である。

なお、監査手続実施後の令和7年12月26日において、当該釣り銭準備金を10万円から5万円に減らし、差額の5万円を普通預金口座に入金した旨、公園緑地協会の職員より報告を受けている。

【結果（意見）：公益財団法人川崎市公園緑地協会】

事務所で保管しておくべきと考えられる「最低限必要な現金の残高」は利用実績等を踏まえて定期的に見直しを行った上で、必要額を超える手許現金については速やかに金融機関の口座に預け入れるよう要望する。

② 使用する予定のない預金口座の取扱いについて（意見）

【現状・問題点】

公園緑地協会が開設している普通預金口座のうち、1件の口座については、事務所に往査した令和7年10月10日現在、5,260,616円が預け入れられていたが、この口座の預金通帳を閲覧したところ、令和7年4月1日以降の取引記録がなかった。

公園緑地協会の職員によると、この預金口座は、多摩川河川敷駐車場に関する入出金を取り扱う口座として使用していたが、多摩川河川敷駐車場の管理運営業務は令和6年度で終了していることから、現在使用しておらず、今後も使用予定がないとのことであった。

使用していない口座に資金を放置しておくことは、適切な資金管理の点で問題がある。通常使用される口座と比較して管理の目が行き届かなくなりがちであることから横領のリスクや不正取引に使用されるリスクが相対的に高まると考えられる。

したがって、既に終了した事業のために開設した口座は、その預金残高をいずれかの会計の口座に統合し管理すべきで、速やかに意思決定を行ったうえで、不適切な資金管理や横領リスクの懸念がある使用見込みのない預金口座は早急に解約する必要がある。

なお、監査手続実施後の令和7年12月18日において、当該普通預金口座を解約した旨、公園緑地協会の職員より報告を受けている。

【結果（意見）：公益財団法人川崎市公園緑地協会】

現在使用しておらず今後も使用する予定のない預金口座については、速やかに口座を解約するよう要望する。

③ 使用する予定のない郵便ハガキの取扱いについて（意 見）

【現状・問題点】

公園緑地協会の事務所に往査した際に、金庫の中身を確認したところ、50円ハガキ 521枚が保管されていた。公園緑地協会の職員によると、この50円ハガキは長期間使用されておらず、かつ、今後もこの50円ハガキを使用する予定はないという認識であることから、大量の50円ハガキが死蔵されているものと考えられる。

ここで、50円ハガキは郵便局で手数料を負担して切手等に交換することができるところから、財産的価値・使用価値が認められるものであり、そのままの状態で金庫に放置し続けることは適当ではない。公園緑地協会の事業においては、紙面の郵送物が多いことから、速やかに切手等に交換し、50円ハガキ 521枚に相当する財産的価値を効果的に活用することが望ましい。

なお、監査手続実施後の令和7年12月18日において、当該50円ハガキ 521枚全てを切手に交換した旨、公園緑地協会の職員より報告を受けている。

【結 果（意見）：公益財団法人川崎市公園緑地協会】

金庫で保管している大量の50円ハガキは切手等に交換した上で効果的に活用するよう要望する。

④ 耕運機の備品登録漏れについて（指 摘）

【現状・問題点】

公園緑地協会の事務所に往査した際に、備品台帳（備品整理簿）と備品の現物の照合を行ったところ、耕運機1台が備品整理簿に登載されていないことが判明した。

【耕運機】



出典：監査人撮影

公園緑地協会の職員によると、当該耕運機は、購入の経緯については不明であるが、公園緑地協会が川崎国際生田緑地ゴルフ場の管理業務を市から受託していた時代に同ゴルフ場で使用していたものであり、同ゴルフ場に指定管理者制度が導入され、公園緑地協会が管理業務から外れた際に事務所に移動させたものであると考えられるとのことである。なお、当該耕運機は現在も使用しているとのことである。

このように購入の経緯が不明であり、備品登録漏れとなっている原因についても明らかになっていない。一方で、指定管理者制度導入前の管理受託時点での購入であることや公園緑地協会がゴルフ場の受託業務から外れた後も別の場所に移動させて使用し続けている事実に鑑みると、当該耕運機は公園緑地協会に帰属する備品であると認定するほかない。したがって、本来であれば、公益財団法人川崎市公園緑地協会会計規程第34条第2項等の規定に基づき、備品整理簿に登載されていなければならないものであるが、登載されていないため合規性に反していると言わざるを得ない。

取得時から相当の期間が経過しており、文書の保存期間を勘案すると、当該耕運機の購入時の記録は残っていないことが考えられるが、購入年月日や購入先、購入単価、メーカー及び品番等の情報について可能な限り調査の上、備品整理簿に登載する必要がある。

【結果（指摘）：公益財団法人川崎市公園緑地協会】

備品登録が漏れている耕運機については、購入年月日や購入先、購入単価、メーカー及び品番等の情報について可能な限り調査の上、備品整理簿に登載されたい。

⑤ 財産の運用方法について（意見）

【現状・問題点】

公園緑地協会では、過去3事業年度において、運転資金以外の財産についても、普通預金又は期間1年の定期預金で運用している。そのため、下記のとおり、財産の規模に比して運用益が極めて少ない状況にある。

【過去3事業年度における財産の運用状況】

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現金預金（普通預金）	221,150	101,491	110,266
基本財産（定期預金）	131,000	131,000	131,000
特定資産（普通預金）	254,319	248,919	225,678
その他固定資産（定期預金）	156,000	156,000	156,000
	762,469	637,410	622,944
受取利息（基本財産運用益+雑収益）	91	120	121
利回り	0.01%	0.02%	0.02%

出典：各年度の決算書に基づき監査人作成

公園緑地協会は、令和4年度末に等々力緑地の指定管理者から外れて以降、令和5年度から赤字が継続しており、法人の運営状況は非常に厳しい状況にあると言わざるを得ない。そのような状況下においては、保有している財産を効率的に運用し、少しでも多くの財産運用益を獲得することが必要である。また、近年はインフレ基調であり、日本銀行の政策金利も引き上げ傾向にあることから、金融市場においても、預金の金利以上に債券の利回りの上昇傾向が顕著である。

このような公園緑地協会を取り巻く内部環境・外部環境を勘案すると、数年先まで取り崩す予定のない資金について、預金（普通預金だけでなく定期預金も含む。）として保有することは、経営判断として適当とは言い難い。預金として保有することと比較して相対的にリスクをとることになるとしても、国債・地方債及び投資適格な社債等の投資を中心として、より自律的に債券投資に資金を振り向け、運用益を獲得することが、現在の公園緑地協会にとっては必須であると考える。また、債券投資にはデフォルトのリスクがあると一般に言われるが、国債や地方債がデフォルトに陥ることは現実的には考え難いし、社債についても、日本において投資適格（格付け BBB 以上）とされる社債がデフォルトに陥ったという事実は少なくとも過去10年以上は確認されていない。

したがって、公園緑地協会では、まず中期的な資金計画を策定した上で、資金の保有期間に応じた運用方法の見直しをする必要がある。なお、資金運用規程等、リスク管理の手法についてもこの機会に再確認し、規定上不備がある場合は見直しを併せて行うことを推奨する。

下表は、少なくとも10年間は公園緑地協会が継続するという前提で、現在の市場環境において現実的に見込むことができる年間の運用収益を監査人が試算したものである。この試算結果によると、現在の運用方法を継続した場合に見込める運用収益（894千円）の5倍を超える4,837千円の運用収益を実現することは可能であり、運

用方法を見直すことによって4百万円近くの収益改善を見込むことができる。

【実現可能と考えられる資産運用の改善案】

(単位:千円)

科目 (注1)	資産運用の状況 (残高はR7.3末)		想定金利 (注3)	想定年間金利収入	
	現在	改善案		現在	改善案
基本財産	定期預金 (1年) 131,000	社債 (10年) 131,000	0.275% *1 2.000% *3	360	2,620
退職給付引当資産	普通預金 65,678	普通預金 15,678 地方債 (5年) 50,000	0.200% *1 0.200% *1 1.343% *2	131	31 672
特定費用準備資金	普通預金 160,000	普通預金 20,000 定期預金 (1年) 20,000 定期預金 (2年) 20,000 定期預金 (3年) 20,000 定期預金 (4年) 20,000 地方債 (5年) 60,000	0.200% *1 0.200% *1 0.275% *1 0.325% *1 0.350% *1 0.375% *1 1.343% *2	320	40 55 65 70 75 806
その他の固定資産 (注2)	定期預金 (1年) 30,000	地方債 (5年) 30,000	0.275% *1 1.343% *2	83	403 894 4,837

注1 流動資産の普通預金（令和6年度末残高109,705千円）については運転資金であるため、今回の試算の対象から除外した。

注2 その他の固定資産に係る定期預金について

令和6年度末のその他の固定資産に係る定期預金の残高は156,000千円であるが、旧事務所の取り壊し費用として21,120千円の支出が決定していること、並びに新事務所の建設費用として約80,000千円を支出する予定であることから、余資残高を30,000千円と見積もった。

注3 想定金利の出所について

*1 JAセレサ川崎「貯金基準金利の改定について」令和7年3月10日

*2 第77回川崎市5年公募公債の表面利率

*3 2025年10月時点で調査した10年物の投資適格（格付けBBB以上）社債の平均的な利率に基づき監査人が試算

出典：監査人作成

【参考：令和7年度における投資適格の10年物無担保社債の発行事例】

発行体	発行日	利率	格付け
関西電力 (第573回)	2025.5.22	2.025%	JCR : AAほか
JR東日本 (第203回)	2025.7.15	1.821%	R&I : AA+ほか
NTTファイナンス (第41回)	2025.9.11	2.145%	JCR : AAAほか
中部電力 (第576回)	2025.9.11	2.010%	JCR : AA+ほか
東日本高速道路株式会社 (第125回)	2025.9.25	1.815%	JCR : AAAほか
東京電力パワーグリッド (第86回)	2025.10.9	2.731%	JCR : Aほか
日本政策投資銀行 (第207回)	2025.10.23	1.830%	JCR : AAAほか

出典：発行体のホームページ掲載情報に基づき監査人作成

【結果（意見）：公益財団法人川崎市公園緑地協会】

債券投資に対するリスク認識を改め、まず中期的な資金計画を策定した上で、資金の保有期間に応じた債券投資を検討する等、現状の定期預金だけの資産運用から脱却するよう要望する。

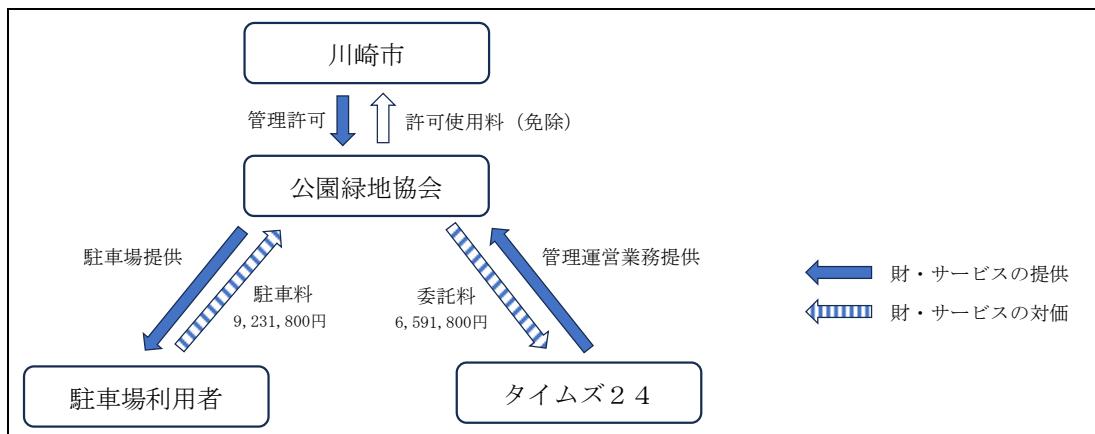
⑥ 稲田公園駐車場の管理運営業務に係る収益計上方法について（指 摘）

【現状・問題点】

公園緑地協会は、平成 27 年度より、川崎市から管理許可を受けて稲田公園駐車場の管理運営主体となっている。そして、公園緑地協会が川崎市から管理許可を受けた当初より、実際の管理運営業務についてはタイムズに委託している。

ここで、稲田公園駐車場の管理運営スキームを整理すると、川崎市から許可を受けた公園緑地協会が駐車場利用者に対して駐車場を提供するとともに、公園緑地協会が駐車場の管理運営業務をタイムズに委託している。したがって、公園緑地協会は駐車場提供というサービスの対価である駐車料金を得るとともに、タイムズから提供される管理運営業務というサービスの対価である委託料を同社に対して支払うことになる。この関係をまとめると次のとおりである。

【サービス提供取引の流れ】



出典：監査人作成

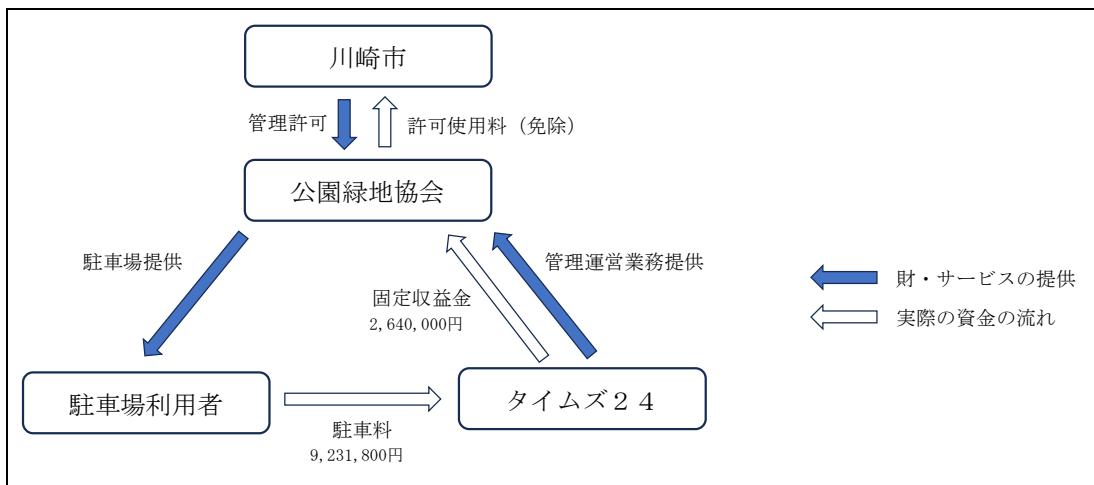
会計上は、取引の流れを忠実に反映する必要があることから、駐車場利用者に提供了したサービスの対価である駐車料収入を収益計上し、タイムズに対する委託料を費用計上する必要がある。また、企業会計原則の「総額表示の原則」に従って、財務諸表上、収益と費用は総額表示とする必要があり、これらの収益と費用を相殺して表示することは、企業会計原則に反する。

一方で、この取引における実際の資金の流れは、取引の流れとは異なっており、駐車場利用者が支払った駐車料は直接公園緑地協会が受け取るのではなく、一旦タイムズが預かることになる。そして、タイムズは預かった駐車料金から自らが受け取る委託料相当額を差し引いた差額（以下「費用控除後の純額収入」という。）を公園緑地協会に支払うことになっている。なお、契約上は、タイムズが公園緑地協会に支払う金額は固定されており、タイムズが受け取る委託料が変動する仕組みになってい

る。

ただし、このような仕組みによって、サービス提供の主体・客体の関係が変わることはある。公園緑地協会がタイムズから支払いを受けるからといって、公園緑地協会がタイムズに対してサービスを提供しているわけではなく、あくまでタイムズが公園緑地協会に対してサービスを提供しているということである。収益というものは顧客へのサービス提供の対価であるのだから、タイムズからの収入（費用控除後の純額収入）を公園緑地協会が収益として計上するということはあり得ない。

【資金の流れ】



出典：監査人作成

ここで、公園緑地協会の会計処理を確認したところ、タイムズから毎月支払われる固定収益金を収益として計上しており、費用は計上していないことが判明した。これは単に資金の流れをそのまま会計処理したものと考えられるが、取引の流れを忠実に反映しておらず、また、企業会計原則の「総額表示の原則」に反することから、合規性に反する事務であると言わざるを得ない。

なお、令和6年度においては、利用者からの駐車料金収入が9,231,800円であり、タイムズからの固定収益金が2,640,000円であることから、6,591,800円(=9,231,800円 - 2,640,000円)だけ、収益事業の収益及び事業費が過小計上になっている。これによって、公益目的事業比率が過大に算定・報告されているという問題がある。また、公園緑地協会は消費税の計算にあたって特定収入に係る調整を行っていることから、課税売上と課税仕入れの過小金額が同額であるものの、本来あるべき消費税額から少額（監査人の試算では7千円程度）ではあるがかい離するという問題がある。

【結果（指摘）：公益財団法人川崎市公園緑地協会】

稻田公園駐車場の収益及び費用の会計処理については、企業会計原則（忠実性及び総額主義）及び消費税法の規定に従い、駐車料金収入を事業収益として計上し、委託業者への委託料（駐車料金収入と固定収益金との差額）を事業費として計上されたい。

⑦ 旧事務所建物取り壊し費用の引当計上について（指 摘）

【現状・問題点】

公園緑地協会の旧事務所建物は、等々力緑地内の川崎市所有の土地に、川崎市から設置許可を受けて建設したものであることから、設置許可の条件上、許可期間が満了した際には、公園緑地協会が自己の負担で建物を取り壊し、原状回復することが原則である。

ここで、等々力緑地については、令和4年3月に等々力緑地再編整備・運営等事業の実施方針が公表されており、旧事務所が当該事業の管理区域内に存在したことから、令和5年3月31日までに旧事務所を解体し退去する旨の通告が川崎市から公園緑地協会に対して発せられた。ただし、現実には、等々力緑地の再編整備事業は諸事情により当初の予定通りには進捗せず、諸々の調整の結果、最終的には令和7年10月より工事が開始することになり、このタイミングで旧事務所の取り壊し工事が始まった。公園緑地協会は、取り壊し費用（21百万円）については、工事業者から費用の請求があったタイミングで令和7年度の費用として計上することを予定している。

しかし、企業会計原則注解（大蔵省企業会計審議会）注18には、①将来の特定の費用・損失であって、②当期以前の事象に起因して発生した費用・損失であって、③発生の可能性が高く、④金額を合理的に見積もることができる場合には、引当金を計上する必要がある旨が規定されている。

この規定を協会事務所取り壊し費用について適用すると、事務所建物は市の設置許可に基づいて市の土地に設置したものであって、将来退去する時には協会が負担すべき費用であることから、①の要件は充足する。また、令和4年3月に等々力緑地再編整備・運営等事業の実施方針が公表されており、当該事業の管理区域内に存在した協会事務所に対して令和5年3月31日までに事務所建物を解体し退去する旨の通告があったことから、当期以前に退去の原因となる事象が生じており、かつ、令和6年度の時点においても発生の可能性が高いと認識すべきものであったと考えられる。そのため、令和6年度決算時点で②及び③の要件は充足していた。さらに、令和7年度予算策定時、すなわち令和6年度決算前の時点で工事業者から見積りを取得することで、取り壊し費用の金額を合理的に見積もることは可能であったことから、令

和 6 年度決算時点で④の要件も充足していたと考えられる。

したがって、本来であれば、令和 6 年度決算時において旧事務所取り壊し費用について引当計上し、令和 6 年度の費用として認識すべきものであったと考えられる。

なお、資産除去債務に係る会計処理に関しては平成 20 年公益法人会計基準の適用段階から、公園緑地協会は適用することができたが、少なくとも、引当金の適用は必須であった。また、会計上資産除去債務を認識していなかったとしても、そもそも設置許可を受けた段階で原状回復義務を負うことは当然であることから、その時点において原状回復費用を適切に認識・測定し、当該費用の回収計算を段階的に実施する必要があったものと考えられる。

【結 果（指摘）：公益財団法人川崎市公園緑地協会】

企業会計原則注解（大蔵省企業会計審議会）注 18 の要件を満たす将来の特定の費用・損失については、引当金を計上されたい。

⑧ 満期到来が 1 年以内の定期預金の貸借対照表の計上区分について（指 摘）

【現状・問題点】

公園緑地協会の令和 6 年度の貸借対照表において、その他の固定資産として 156 百万円の定期預金が計上されている。公園緑地協会の事務所に往査した際にこの定期預金の定期預金証書を実査したところ、預入期間が令和 7 年 3 月 31 日～令和 8 年 3 月 31 日であることを確認した。

公益法人においても、基本財産及び特定資産に該当しない資産については、企業会計原則に規定されている 1 年基準が適用されることから、期末日後 1 年以内に費用化又は資金化される場合には、流動資産の区分に計上する必要がある。

したがって、公園緑地協会は、基本財産及び特定資産に該当しない定期預金について、期末日後 1 年以内に満期が到来するにも拘わらず固定資産の区分に計上していることから、合規性違反が認められる。

【結 果（指摘）：公益財団法人川崎市公園緑地協会】

基本財産及び特定資産に該当しない定期預金について、期末日後 1 年以内に満期が到来するものについては、流動資産の区分に計上されたい。

⑨ 役員の業務実態と役員報酬の按分比率との整合性について（指摘：1件、意見：1件）

【現状・問題点】

公園緑地協会が令和6年度に神奈川県に提出した定期提出資料を確認したところ、公園緑地協会の役員報酬の按分比率は次のとおりであった。

【役員報酬の按分基準】

区分	事業費		管理費
	公益目的事業	収益事業等	法人会計
理事長（常勤）	—	—	100%
専務理事（常勤）	91.7%	—	8.3%
理事（常勤）	91.8%	—	8.2%
理事（非常勤）	—	—	100%
監事（非常勤）	—	—	100%
評議員（非常勤）	—	—	100%

出典：公園緑地協会提出資料に基づき監査人作成

ここで、理事長の業務実態について公園緑地協会の職員に質問したところ、理事長が実際に公園緑地協会で執行している職務内容は次の a.～d. のとおりである旨の回答を得た。

- a. 理事会・評議員会への出席及び理事会議長、評議員会法人代表として発言等
- b. 市・協会イベント、講習会、講座に参加、挨拶及び修了者への修了証授与等
- c. 国・県・市の公園緑地等の関係団体との各種会合・イベント等出席、参加
- d. 受託・指定管理施設等でのボランティア・市民対応等（作業応援等）

また、これらの職務への従事割合としては、通常年度であれば、a. の法人代表としての協会運営の統括的業務が中心で約7割、b.、c. 及び d. については、役員の役割として約1割ずつの執務時間配分であるとのことである。なお、令和6年度は全国都市緑化かわさきフェア開催に伴い、d. の割合が通常年度よりも多かったことがある。

このように、理事長の業務実態として、現場業務にも積極的に関与していることを公園緑地協会は説明している。この現場業務は明らかに法人全体の管理業務ではなく個別具体的な事業（公益事業）への関与であることから、理事長が当該業務に関与した日数分の役員報酬については、管理費ではなく事業費として計上することが適

当である。

しかし、現状では理事長の役員報酬は 100%法人会計、すなわち管理費として賦課されている。これは、公園緑地協会が説明する理事長の業務実態とは整合しておらず、会計が実態を反映できていない点で問題がある上、事業費と管理費の双方に関連する費用額を適正な配賦基準によって配賦していないことから、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第32条（令和7年4月改正前：第19条）に反する事務である。なお、認定法施行規則第32条（令和7年4月改正前：第19条）ただし書きにおいて、事業費と管理費の双方に関連する費用額であって配賦することが困難な費用額については、管理費とすることができる旨が規定されているものの、理事長の役員報酬については、理事長の執務実績に基づいて従事割合を算定し配賦することは困難であると言い難いことから、一括して管理費とすることについて合規性は認められない。

また、専務理事と理事（常勤）については、執務時間の大半について事業に関与している旨をヒアリングの場で確認した。監査手続の過程においても、この主張を反証する事実は確認されなかった。ただし、両者とも役員報酬の按分比率として、事業費：管理費が概ね 92：8 になっており、実際の従事割合としても概ねこの程度である旨、公園緑地協会の理事本人は説明していたが、本当にこの従事割合が実態を忠実に反映しているのかどうかは確認できなかった。

一般的に、役員の地位にある者に課せられる役割としては法人のマネジメント業務が主であると考えられることから、常勤の役員のうち過半数が法人の管理ではなく現場の事業に執務時間の 9 割超を割くということは、必ずしも組織として自然な状態であるとは考え難い。そのため、この按分比率の妥当性について公益認定等審議会の立入調査等で指摘された場合に備えて、客観的かつ合理的に説明可能な根拠を持っておく必要がある。例えば、任意の期間について執務内容・時間を詳細に記録し集計し従事割合を算定した資料を作成しておくことが考えられる。また、按分比率が実際の従事割合とかい離した場合には、按分比率の見直しを定期的に行うことを探案する。

【結 果①（指摘）：公益財団法人川崎市公園緑地協会】

理事長に対する役員報酬の按分比率については、理事長が実際に執行している業務の従事割合に整合したものに修正されたい。

【結 果②（意見）：公益財団法人川崎市公園緑地協会】

任意の期間について役員の執務内容・時間を詳細に記録し集計し比率を算定した資料を作成した上で、算定結果がそれまでの役員報酬の按分比率とかい離した場合には、役員報酬の按分比率の見直しを定期的に行うよう要望する。

⑩ 王禅寺ふるさと公園の駐車場の人員配置について（意見：2件）

【現状・問題点】

公園緑地協会は、平成5年度より、川崎市から管理許可を受けて王禅寺ふるさと公園駐車場の管理運営主体となっている。それと同時に、公園緑地協会は川崎市から設置許可を受けて駐車場管制装置を設置している。駐車場管制装置は、発券機と精算機とカーゲートが一体となった自動精算システムであることから、本来であれば、駐車場利用者の入出庫対応のために常時人員を配置する必要はないと考えられる。

【王禅寺ふるさと公園駐車場の出入口】



出典：Google ストリートビュー

しかし、現状では、王禅寺ふるさと公園には、最低でも1名の人員を常時配置している。また、令和6年度においては、基本的に嘱託職員を常時配置していたことから、次のとおり、駐車場の管理運営のために多額の人件費が発生しており、駐車場収支は赤字となっている。

【令和6年度王禅寺ふるさと公園駐車場収支状況】

科 目	金 額 (円)
収入合計	7,119,450
支出合計	8,446,023
給料手当	3,228,420
臨時賃金	1,303,988
賞与	489,700
福利厚生費	590,895
旅費交通費	732
通信運搬費	41,131
減価償却費	1,355,640
消耗品費	101,577
修繕費	330,000
印刷製本費	158,400
保険料	86,080
委託費	740,520
手数料	18,940
収支差額	▲1,326,573

出典：公園緑地協会提出資料に基づき監査人作成

ここで、駐車場管制装置を設置しているにもかかわらず、常時人員を配置する必要性について公園緑地協会に質問したところ、市が駐車場の出入口に設置した門扉を開閉すること及びバスの駐車対応のために人員を配置する必要があるとのことであった。

門扉については、王禅寺ふるさと公園駐車場の整備時に川崎市が住民・議員との話し合いを行った際に、「ここは高級住宅街なので、夜は暴走族などが入り込まないように完全に締め出してほしい」という要望があり、整備当初からゲート式駐車場であったものの、「脇からバイク等がすり抜ける可能性があるため門扉が必要」という意見が出たために設置されたものである旨、公園緑地協会より聴き取った。なお、門扉設置の経緯についての文書は残されておらず、確認することはできなかった。

また、バス対応については、王禅寺ふるさと公園では遠足バスなどの予約を受け付けているが、バス専用の駐車スペースはないため、車室を2~3個まとめてコーンなどで仕切り、バスが停められるようにする必要があり、そのための人員が必要とのことであった。また、手が空いている時には駐車場内の清掃や精算機のジャーナル点検等も行っているとのことであった。

しかし、現状のゲート式駐車場でも夜間の車両侵入の防止効果は十分にあり、さらに門扉を設置する必要性に疑義がある。少なくとも、門扉開閉のためだけに人件費をかけて人員を配置することは費用対効果に見合わない非効率な運営になっていると

考える。

また、バス対応についても、バスは毎日来るわけではなく、通常は来る前に連絡があると考えられることから、バスが来る時だけ人員を配置するという対応は可能である。バスを駐車するためには、例えば前日までに管理者に連絡する旨のルールを整備・運用することによって、より効率的に運営することは可能であると考えられる。

【結果①（意見）：みどりの管理課、公益財団法人川崎市公園緑地協会】

王禅寺ふるさと公園の駐車場の門扉開閉業務については、常時人員を配置して実施する必要性について疑義があり、非効率な駐車場運営の原因になっていることから、市所管課と公園緑地協会が協議の上、配置の必要性について再検討するよう要望する。

【結果②（意見）：公益財団法人川崎市公園緑地協会】

王禅寺ふるさと公園の駐車場の門扉開閉業務が廃止された場合には、社員の常時配置は改め、大型バスの駐車の予約があった時だけ人員を配置すること等で、管理運営の効率化を図るよう要望する。

⑪ 緑化推進事業の見直しについて（意見）

【現状・問題点】

公園緑地協会では、公益目的事業として緑化推進事業を実施している。緑化推進事業は、緑の街づくりの推進に資する目的で、みどりの事業所緑化、屋上緑化、まちの樹診断及び治療、モデル地区緑化等に対する維持管理費用等の一部を助成する事業である。緑化推進事業を構成する細事業の具体的な内容は次のとおりである。

【緑化推進事業の具体的な内容】

事業名	内容
みどりの事業所助成事業	川崎市みどりの事業所推進協議会への活動助成及び同協議会加入事業所における公共のみどりの新設と増設、維持管理等にかかる費用の一部を助成する。
生垣づくり助成事業	公共性があると認められる場所で、延長が 5 メートル以上ある生垣を設置する場合、また、既存のブロック塀等を撤去し生垣を新設する場合に費用の一部を助成する。
駐車場緑化助成事業	公共性があると認められる場所で、延長 10 メ

	一トール以上の駐車場を緑化する場合に、樹木に要する費用を助成する。
屋上緑化等助成事業	市街化区域内において、建築物の屋上・壁面を緑化する場合に、費用の一部を助成する。
まちの樹診断及び治療助成事業	「まちの樹」に指定された樹木について、樹木診断及び治療を行う場合、その費用の全部又は一部を助成する。
花と緑の推進活動助成事業	地域の緑化と住民の緑化意識の高揚を図り、花と緑のあふれる潤いのある地域づくりを推進するため、協会と協定を締結した団体に対し草花等を助成する。

出典：「令和6年度みどりと公園 緑政事業概要」に基づき監査人作成

これらの事業のうち、生垣づくり助成事業、駐車場緑化助成事業、屋上緑化等（屋上緑化及び壁面緑化）助成事業、まちの樹診断及び治療助成事業について、過去10年度における事業実績を確認したところ、次のとおり、助成件数は極めて低調な状況が続いていることが判明した。駐車場緑化助成事業については、過去10年度において1件も助成実施の実績がなかった。

【過去10年度の助成件数の推移】 (単位:件)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生垣づくり	1	2	2	3	5	3	0	0	0	0
駐車場緑化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
屋上緑化	3	2	1	0	0	1	1	0	0	1
壁面緑化	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
まちの樹診断	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
まちの樹治療	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1

出典：各事業年度の事業報告書に基づき監査人作成

緑化推進を目的に実施している事業が、実際には効果を挙げられていないという点で事業のあり方に見直しの余地があるものと考える。また、これらの助成事業は、川崎市からの補助金を財源として実施されているものであり、助成額の予算も補助金の交付額に含まれているが、実際には予算通りに助成金が支払われることではなく、当初これらの助成金に充てる予定だった予算は他の経費に流用されている状況である。

公園緑地協会によると、これらは昔からある助成制度だが、現在の社会・経済状況にマッチしておらず、活用しづらい面があることから、ほとんど利用されない状況が

続いているとのことであった。社会・経済状況の変化に応じて助成の基準及び助成金の額が長期間改正されていなかったことも問題であるが、そもそも今後の社会・経済状況のあり方を考えた場合に、これらの制度が本当に必要なものであるかということについても十分に検討すべきであると考える。

公園緑地協会の職員は、川崎市の職員よりも、現場に出て地域の緑化推進に関する活動を実施する市民・団体と直に接することが多いものと考えられ、最前線で現場のニーズを汲み取って、よりよい制度のあり方を考え、川崎市に助言し、実現を促すことができる立場にあると考えられる。

そこで、これらの利用状況が低調な制度については、前例踏襲的に続けていくのではなく、川崎市は、公園緑地協会からの助言を参考に、見直し又は廃止を検討し、地域の緑化推進のために市民・団体が活用しやすい制度づくりを推進する必要があるものと考える。

【結果(意見)：グリーンコミュニティ推進室、公益財団法人川崎市公園緑地協会】

利用状況が低調な助成制度については、川崎市は、公園緑地協会からの助言等を参考に、見直し又は廃止を検討し、地域の緑化推進のために市民・団体が活用しやすい制度づくりを推進するよう要望する。